令和３年３月１０日（水）

（第１日目）

令和３年第２回苓北町議会定例会会議録（第１日目）

令和３年第２回苓北町議会定例会は、令和３年３月１０日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口　利生	２番	野田　謙二
３番	廣田　幸英	４番	髙戸　幸雄
５番	松本　良人	６番	石田　みどり
７番	浜口　雅英	８番	野﨑　幸洋
９番	山本　政人	１０番	倉田　　明
１１番	田嶋　豊昭（副議長）	１２番	錦戸　俊春（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書　　記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田嶋　章二	副　町　長	山﨑　秀典
教　育　長	濵﨑　敏和	総務課長	尾脇　宣宏
税務住民課長	吉本　英明	企画政策課長	錦戸　雅志
教育課長	福田　誠一	土木管理課長	汐﨑　正喜
農林水産課長	宮﨑　良成	商工観光課長	西川　文孝
水道環境課長	田尻　　悟	福祉保健課長	本田　　保
健康増進室長	田尻　康彦	会計課長	松村　保則

８．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期決定の件

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（錦戸俊春君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から令和３年第２回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

ここで、令和３年３月１日開催の苓北町議会運営委員会に諮問された議案第１４号、苓北町身体障がい者福祉年金支給条例を廃止する条例について、本議会に上程しない旨の申し出が、令和３年３月３日付け、町長からありました。

なお、このことに伴い、諮問された議案第１５号が、議案第１４号に議案番号が順次１号ずつ繰り上げる扱いとなります。

以上、報告をさせていただきます。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、７番、浜口雅英君、８番、野﨑幸洋君を指名します。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　会期決定の件

○議長（錦戸俊春君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月１８日までの９日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１８日までの９日間に決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第３　諸般の報告

○議長（錦戸俊春君）　日程第３、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

２月３日、熊本県市町村自治会館で開催された熊本県町村議会議長会第５回理事会に出席しました。

２月１０日、熊本県市町村自治会館で開催された熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会・全員協議会に出席しました。

２月１９日、熊本テルサで開催されました第７１回熊本県町村議会議長会定例会総会

に出席しました。会の冒頭に、全国町村議会議長会表彰の伝達、並びに熊本県町村議会議長会表彰がありました。総会では、令和３年度予算案活動方針、並びに事業計画案等が提案され、全て可決・承認されました。

２月２６日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

２月２６日、苓北町代表監査委員である登本玄一氏から、全国８８３団体で構成する全国町村監査委員協議会の副会長に就任したとのご報告をいただきました。令和３年２月１９日付けで任期は２年とのことです。今後のご活躍を祈念いたします。

苓北町監査委員から令和２年１１月分、１２月分、令和３年１月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第４　行政報告

○議長（錦戸俊春君）　日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。町長。

○町長（田嶋章二君）　行政報告をさせていただきます。

皆様ご承知のように、新型コロナウイルスの感染拡大は第３波となり、年末年始において感染者数は全国的に急増し、国におかれましては、１月７日に１都３県、１月１３日に２府５県に緊急事態宣言が発令され、その後、感染者数等の減少に伴い、２月７日に１県、３月１日に２府４県が解除されましたが、関東圏の１都３県につきましては、３月２１日まで延長となっております。また、熊本県におきましては、県独自の緊急事態宣言を１月１３日に発令し、１月１４日から２月７日までの期間中、県内の全飲食店へ営業時間を午後８時までとする時短要請、県民には、不要不急の外出や移動の自粛を求め、特に午後８時以降は徹底するよう要請がなされたところであります。

県独自の緊急事態宣言は、期間が２月１７日まで延長となり、２月１８日に解除となりました。期間中、町民皆様におかれましては、感染拡大防止のため、ご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

今後も、引き続き感染拡大予防対策にご協力をいただき、苓北町から感染者が発生しないよう願っております。

なお、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、医療従事者の先行接種が始まりましたが、ワクチンの供給日程等が示されていないことから、接種計画は遅れております。

町では、町民皆様に速やかに接種していただくよう準備をするため、２月５日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置いたしました。なお、明日の本会議終了後に、

全員協議会におきまして、現時点での接種体制等につきまして説明させていただくこととしております。

また、ワクチンの接種に係る情報につきましては、今後、随時、広報等により町民皆様方にお知らせをしてまいります。

次に、１月からこれまでの主な行事についてのご報告でございます。

１月４日の成人式、１月５日の消防出初式につきましては、残念ではございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。なお、新成人６４名の方には、全員に記念品を届けるとともに、新成人の一言メッセージを町の広報誌に掲載し、投稿いただいた写真を町のホームページに掲載いたしました。

次に、今後の諸行事等についてでございますが、３月１４日に苓北中学校卒業式、３月２４日に各小学校の卒業式を開催いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模を縮小し、来賓をご案内しないで開催することとなっております。また、４月の各小中学校の入学式についても同様の方向性で予定しております。

次に、消防団辞令交付式を４月１１日午前９時から、農村運動広場で開催いたします。開催は、規模を縮小し、来賓は町議会議長のみをご案内することといたしました。

次に、苓北町戦没者追悼式につきましては、開催の有無について、遺族会等と打ち合わせを行っております。

次に、アースデイ・ボランティア海岸清掃を４月１８日（日曜日）午前８時から各海岸ごとに開催予定としております。

次に、天草西海岸春の窯元めぐりが５月１日（土曜日）から５月５日（水曜日）までのゴールデンウィーク期間中、苓北町５窯元、天草市天草町２窯元が参加して開催されます。

次に、ふるさと会総会の日程についてお知らせをいたします。

長崎苓北会は、例年４月に開催されておりますが、未定のとのことでございます。

次に、関西ふるさと苓北会は、中止のご連絡をいただきました。

最後に、関東ふるさと苓北会は、現時点では１１月２８日（日曜日）に開催される予定となっております。

各種団体等における諸行事等につきましては、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、開催の有無を検討されているようでございます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　これで、行政報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　一般質問

○議長（錦戸俊春君）　日程第５、一般質問を通告順に行います。

通告１番、倉田　明君。

○１０番（倉田　明君）　おはようございます。通告１番、倉田です。通告の３件につき質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、農協への「農業振興補助金」増額と特産レタス等への支援策についてでございますが、ご承知のとおり、本年度も昨年同様、苓北特産レタスの価格低迷で、厳しい状況が続いております。

この件につきましては、昨年３月議会でも質問させていただきましたが、今年度は特に、新型コロナウイルスも関係し、国内主要野菜１４品目の１２月上旬の１キログラム当たり価格は９９円、これは各地区大手７卸のデータを集計した日農平均価格で、過去５年間では旬別で２番目の安値だったと報じられております。

また、昨年秋は、全国的に天候に恵まれ、各野菜が大量に出回る一方、コロナ禍で外食産業の需要減少などで価格が低迷し、町内一部の圃場では収穫放棄が見られ、厳しい状況が続いております。

ＪＡ苓北の令和２年度、冬レタスの年内出荷量は約８万６，０００ケース、前年比８１％、また、販売価格１キログラム当たり１４６円、これも前年比８１％で、販売高は１億２，６８２万５，２５７円と、振るわなかった昨年同期より５，６６８万４，６７６円の減収となっております。あわせて、年明け価格につきましても高値は期待できず、２月中旬の１箱当たり平均単価は１，３００円前後で、最終的には令和２年度産の販売高は、昨年の４億５，８５９万円には届かないものとみられております。

そのような中、レタスの作付け面積は１４０ヘクタールほどで、大きな変化はないものの、出荷販売農家は、前年の７０戸から６３戸へ減少と聞いております。減少の要因の１つに、栽培農家の高齢化。それに伴い、農地の貸借は進んだとしても、規模拡大した農家も雇用確保が厳しく、人材不足で経営規模を縮小せざるを得ないという農家も生じております。

そこで１点目に、国の野菜指定産地で圃場廃棄したレタス等の交付金、いわゆる「緊急需給調整制度」は、国機関の指示のもとで行われ、冬レタスについては、過去１度も実施してない、と農協関係者の話でございます。一方、キャベツ、白菜など圃場廃棄をトラクターで耕うんされ、「緊急需給調整制度」で交付金が支払われているが、レタスはなかなか適用されず、出荷し、保証基準額を下回った場合の補てん制度はありますが、出荷すれば市場価格はさらに下落します。このレタス価格が安値の時でも、「緊急需給調整制度」が適用されないならば、生分解マルチの普及を図り、万一に対応できるよう準備しておくべきと考えます。

ご承知のとおり、圃場廃棄したレタスの処理は、従来の黒マルチの場合、それを剥ぎ、レタスを除去しなければ黒マルチを取り出すことはできません。しかし、生分解マルチ

ならレタスを除去せず、同時に耕すことが可能であり、労力軽減に繋がり、あわせて、廃プラスチックの減少にも役立ち、環境的に良いものとされております。

令和２年度計画では、生分解マルチ利用は３６．１％とされていたが、昨年度より１．３％減少している。ここで訂正させていただきますが、３６．１％はヘクタールのほうに訂正方、よろしくお願いします。なお、また１．３％は１．３ヘクタールということで、大変申し訳ございません。修正方お願いいたします。年々拡大していた生分解マルチだが、価格が高いことなども一因と考えられる。生分解マルチについては、ＪＡに対し、毎年、町から「農業振興補助事業」として、令和２年度は２７３万９，０００円の補助金が交付され、うち生分解マルチに１６７万５，０００円、ミカンの越冬完熟促進対策事業に５４万４，０００円など、７事業に分配されております。しかし、補助金は年々と減額され、平成２０年度４７５万円が、令和２年度には２７３万９，０００円と２００万円以上減少しております。当然のこと、生産者等の自助努力のことはもちろんでありますが、あわせて、町の支援も重要と考えております。これまでも町は農業全般に各種支援策を講じられ、町の財政事情もありますが、「農業振興補助事業」の増額により、労働力の軽減と、減少する栽培農家の育成、また、環境に配慮した廃プラスチックの削減を図り、農家、ＪＡ、町と共に特産地を維持し、取り組んでいただきたい。

今後、「農業振興補助事業」の増加額はできないか、あわせて、国の野菜「緊急需給調整制度」についての町の見解を伺いたいと思います。

２点目に、農業分野においても、農業従事者の高齢化に伴い、町内でも労働力確保に苦労されております。同様、国内でも農業分野だけでなく、他産業においても外国人の受け入れがないと事業継続が厳しい現状にあります。

現在、農家もハローワーク、ＪＡなどを通し、求人募集をされておられますが、雇用形態、雇用期間、仕事内容も様々で課題は多いが、雇用確保等について、町、ＪＡ、関係団体等との協議の場は設けておられるのか。ないとすれば、町として、その用意はないかお尋ねをいたします。

また、２０１９年３月議会で、町長が提唱する、各分野で不足する人材の育成と確保について質問させていただきましたが、答弁で、「今後、民間の方が主になり、国、県、町といった「官」が協力し、外国の方に安心して働けるような仕組みを、新年度に協議会を創りたい」とのことでしたが、その後について、お尋ねをいたします。

３点目に、現在、ＪＡ苓北では、新年度に向け、苓北地域で、オクラ、シシトウなどの試験栽培に取り組むと伺っております。これまで苓北地域にあった作物導入については、町、ＪＡ、農家など、それぞれの立場で、また、協議会等でも検討されてきました。今後、新規作物の定着と農業振興のため、町として何か支援できないか、お尋ねをいたします。

次に、２件目の志岐漁港臨港道路の工事完了時期と、マグロ養殖計画の動向について、お尋ねをいたします。

平成２４年度に着工されました、志岐漁港臨港道路工事は、釜地区から浜の町・明神山へと進み、現在、紺屋町地区の排水、護岸工事もほぼ完成し、今後は、道路舗装や新三会川橋の上部工と、町道東目線との接続周辺の路肩整備等が残っているようでございます。

この道路は、建設は生活道路、産業道路として、また、防災面からも有益なものであり、平成１１年６月、紺屋町、明神山の両区長より、建設陳情が議会にもあがった案件であり、議会も同意した経緯があります。また、町長も新産業道路づくりが永年の懸案であられたが、紺屋町、明神山の堤防は、補助金の適正化法にまだ該当し、今のまま使えるという国県の考え方で、今後、新たな産業、また、企業誘致ができ、その道路の必要性の中で、新しい漁業関連道路建設を、とのことで、町当局も大変ご苦労があったものと思います。そして、この道路を利活用し、志岐漁港を中心に魚・海産物の生産基盤の１つに、マグロ養殖計画が提案されたものと理解しております。

ご承知のとおり、当時、マグロ養殖は稚魚のヨコワから、飼育が主流でありましたが、世界的にマグロ資源の減少で、新規事業者の場合、完全養殖で、採卵から育成まで人工的に行われることになりましたが、成魚として出荷までの生存率は、数パーセント程度と、大変厳しいと言われております。

そこで１点目に、志岐漁港臨港道路、また、企業進出によるマグロ養殖計画につきましては、これまで複数回質問させていただきましたが、昨年３月議会で、臨港道路の完成時期の見通しについての答弁で、「令和２年度に紺屋町の海岸排水対策を含む護岸工事を、令和３年度に新三会川橋の上部工を含む全体工事の完了を計画している。また、臨港道路と町道東目線の三差路の道路拡張部分については、臨港道路完成後も残る予定だが、現在、仮設の状態であり、今後、その施工方法等については、関係機関を交えて協議していく」とのことでありました。また、令和２年、第８回９月定例会で、この臨港道路工事予算審議の折、再度、完成時期をお尋ねした時、「予算が付いたら令和３年度に完成」との旨の説明でありました。その計画に変更はないか、お尋ねをいたします。

２点目に、建設に当たり、財源確保にもご苦労いただいたことと思いますが、現在、国県支出金、一般財源、また、公共事業等債の漁村再生交付金事業で対応されておりますが、新聞報道で過疎法の新法案のもと、今年４月、苓北町も過疎支援の対象となり、過疎債の活用が可能となるようですが、この事業にも適用できるのか。また、現在、公共事業債等の充当率は９０％で、交付税措置率が２０％でありますが、適用されると財政的にどう動くのか、お尋ねをいたします。

３点目に、かねてより苓北町沖の海域で、マグロ養殖計画が検討されておりましたが、

その後、事業者の進出動向等について、お尋ねをいたします。

最後３件目の天草広域連合苓北分署、新築移転計画と、苓北町消防団員定数等について、お尋ねをいたします。

１点目に、平成３０年６月議会において、苓北と五和分署の統廃合について、お尋ねをいたしました。私は、統廃合については、以前、天草広域連合議会で「住民の生命と財産を守るのは行政の基本であり、統廃合すれば、当然、緊急時には地域的に支援を来す恐れがあり、財政難とはいえ、防災行政の後退は避けるべき」と言ってきました。そして、前回、苓北・五和分署の統廃合計画の質問に、答弁で、「「第３次広域計画」「第３次行政改革大綱」では、平成３２年度に苓北分署を改修、一方で、平成３７年五和分署と苓北分署の統合が計画されておりました。この２つの計画のあり方について、昨年度当初、本町から課題提供し、天草広域連合正副連合長会議で、消防担当課長会議の意見聴取協議結果が報告され、五和・苓北分署の統廃合計画を見直し、両分署とも存続のほうが望ましく、また、平成３２年度の苓北分署の改修計画も見直し、現在地が土砂災害警戒区域に指定されたこともあり、移転新築の方向で、新築は築４５年を迎える平成３７年度としている」とのことでありました。

このことを踏まえ、令和２年６月１０日の全員協議会で、町より苓北分署建設の計画案の説明で、新移転先は、現在の分署横の苓北町グラウンド相撲場付近が示された折、ほかに苓北交番横民地、中学校付近民地の意見もあり、令和２年９月３日の全員協議会で、前回検討された民地が面積不足等のため、現在、当初計画案のとおり進められております。その予定地の一部３５０平方メートルを１．５メートル嵩上げし、敷地総面積９９０平方メートルで、現庁舎の跡地は更地にして、職員駐車場と簡易訓練塔は残し、活用するとなっております。

今後においては、令和３年度実施予定の設計は、造成工事、建設工事と関連させて同事業者に実施依頼。また、造成工事に係る設計費は、苓北町から天草広域連合に負担金として納め、天草広域連合で支払うとされておりますが、要するに、埋め立て造成工事、それに係る設計費用、また、相撲場屋根解体と、現庁舎の解体整地費用は苓北町で負担する、庁舎建設に係わる設計費及び庁舎建設費、外構は天草広域連合で負担すると理解していいのか。その場合、造成工事、解体工事は町負担と理解しているが、天草広域連合は２市１町で構成されており、庁舎建設費及び建設費部分については、苓北町も応分の負担金が生じると思うが、その見解について、お尋ねをいたします。

２点目に、苓北町消防団員の報酬の件についてお尋ねをいたします。

まず、先月、新聞報道で「人員確保に待遇改善、消防団員の報酬増を検討」とあり、また、２０２０年４月１日時点の総務省消防庁によると、全国の消防団員数は過去最少の８１万８，０００人、条例で定める団員の年報酬の平均額は、団長１４万４，７８５円、

副団長１０万４，４３８円、分団長７万４，０１０円、班長３万６，３８７円、団員３万９２５円となっております。

苓北町は、団長１１万８，０００円、副団長９万５，０００円、分団長７万円、班長３万９，０００円、団員３万１，０００円、この比較で苓北町とは、団長で２万６，７８５円、副団長で９，４３８円、分団長は４，０１０円と、苓北町が低く、逆に班長２，６１３円、団員は７５円高くなっております。同庁は、今後団員への報酬や出動手当の引き上げを視野に、この夏にも対策の方向性を示すとあります。これを機に、苓北町でも報酬等の引き上げを考えてはどうか、お尋ねをいたします。

３点目に、令和２年６月定例会において、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例第２条、（定員）「団員の定数は、３００人とする」の提案が否決され、現在、定数はそのまま３３０人となっております。

平成７年４月１日、定数３１０人から３３０人に改正されましたが、この１５年間定数を満たすことなく、減少が続いております。町の人口が減少する中、町、消防団も団員確保に努められておりますが、現在の団員数は２７８人となっております。

思うに消防団員の待遇は、もとより大事ではありますが、団員の方々はその使命を重んじ、奉仕的な面で活動されていると感じております。一概には言えませんが、入団するに自営業と比べ、会社勤務の方は、職場や仕事上の都合で入団を断念せざるを得ない方もおられ、また、入団しても会社の勤務上、日常訓練等の参加も厳しい面があるとお聞きしております。その点については、町も会社など職場へご理解のお願いをされているようであります。

そのような中、苓北町消防団員の条例定数の見直し案は否決されましたが、昨年３月２３日の町消防委員会の会議で、特に消防活動に支障がないとのことで提案されたものでした。

昨今の事情と現状を鑑みるとき、改めて、第２条を提案されるお考えはないか、お尋ねをいたします。

最後、４点目に、現在、町内行政区において、自主防災組織を結成され活動されておりますが、主な活動内容を現在の組織数、また、町内の会社職場での自衛消防組織の状況把握についてお尋ね、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の倉田議員のご質問にお答えをいたします。

１点目の農協への農業振興補助金増額と特産レタス等支援策についてでありました。

苓北町の特産品であります、レタスの生産販売の状況につきましては、倉田議員お示しのとおり、ここ数年厳しい状況であり、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の

影響もあり、さらに厳しい状況でありました。

まず、野菜の需給調整対策における緊急需給調整制度について申し上げますと、本制度は、ＪＡ熊本経済連とＪＡ全農との協議の後、国及び独立行政法人農畜産業振興機構との協議により発動されたものでありますが、補助廃棄については、もったいないとの批判もあり、できる限り有効利用の途を探るとして、全国における本制度の発動は、過去５年間で１件に止まっておると聞いております。

苓北町における農業振興補助金につきましては、議員ご指摘のとおり、平成２０年代全般と比べ、大幅に減少している状況にありますが、このことは農業振興のみならず、町財政が厳しい状況の中で、毎年、効果の検証を行い、必要に応じて終期を定めるなど、補助金のあり方の見直しによるものであり、国・県補助金等の有効活用を図る中で、農業振興施策に取り組んでいるところであります。

先ほど申しました、緊急需給調整制度の発動が厳しい状況の中、通常の黒マルチを使用するレタス生産者においては、価格の大幅下落により出荷を断念する場合においても、そのまま圃場に廃棄し、耕うんすることができず、マルチ剥ぎ取りに要する多大な労務負担が生じていることは承知しており、何らかの支援策が必要であると考えております。

次に、外国の方を含めた労働力確保、安心して働ける仕組みづくりのための協議会設置についてでありますが、ハローワークを通じて、また、マッチングアプリを利用して募集されている農業者においても、短期の雇用募集は厳しい状況にあり、町内に外国人を受け入れている農業法人におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入国できない状況があったと伺っております。これと農業だけの分野ではなくですね、天草全体の各種産業の代表者で、やはり労働力不足を補おうということで、結成の機運が高まり、第１回目を苓北町で行いました。その後、コロナが拡大していったため、この１年活動をしておりません。今後はそういった組織もあわせた中で、労働力不足に対応をしていかなければならないと考えております。幸いにしまして、労働力不足にこの農業の場合、陥った事例はなく、いまだ協議会の設立にはいたっておりませんが、今年度、コロナ禍の中、農業関係各部会等の集まる機会が持てない状況にありましたので、次年度以降、改めて関係者の協議を進め、必要に応じて協議会の設置を検討してまいります。

次に、新規作物の定着支援についてでありますが、議員ご承知のとおり、ＪＡ苓北では夏場の米以外の収入源として、オクラやシシトウ、スティックセニョール等の作物が奨励されており、このことは年間を通した収入が得られることとあわせ、雇用の面からも通年での雇用の確保、労働者の安定就業につながるものと考えております。

ご質問の農業振興補助金の増額につきましては、新年度予算において約１割程度増額の３００万円を計上し、生分解性マルチ導入支援につきましても１９３万７，０００円

の補助を予定しております。なお、生分解性マルチの導入につきましては、その価格が通常の黒マルチと比べ高価であることから、利用拡大が進まない状況でありますが、マルチ剥ぎ取りに係る作業従事者の労務負担の軽減とあわせ、町が進める資源循環型社会の構築に向けての廃プラスチック処理量の削減に繋がることからも、その利用拡大を推進する必要があるとして、今後、令和３年度への国の本省繰越手続申請分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援の拡充を予定しているところであります。

あわせまして、農業振興補助金を新過疎法の対象事業に加えることと、苓北町の基幹産業である農業の振興を図るため、引き続き、事業者の主体的取り組みへの支援策拡充を検討してまいります。

次に、第２点目の志岐漁港臨港道路の工事完了時期と、マグロの養殖計画の動向について。

只今の案件でありますが、まず、志岐漁港臨港道路の整備につきましては、令和３年度での完成を目指し、国及び県へ必要予算の確保について要望をしているところであります。新年度予算に補助対象事業費９，９００万円で、漁村再生整備交付金４，９５０万円、公共事業等債４，４５０万円、一般財源５００万円を充当することで予算計上しておりますが、今後、新過疎法の対象事業となった場合におきましては、充当率９０％、交付税措置率２０％の公共事業等債に変えまして、充当率１００％、交付税措置率７０％の過疎対策事業債を充当することにしております。実質的には、このことで一般財源総額で２，５７５万円の縮減が図れると試算をしているところであります。もし、この過疎対策の支援を受けるということになりますと、年内末１２月ごろに事業が発注になると思いますので、繰り越しになるかと考えております。

次に、マグロ養殖計画の動向についてですが、昨年４月に東洋冷蔵本社を訪問する予定としておりましたが、緊急事態宣言発令に伴う移動の自粛により、訪問ができませんでした。今後、新型コロナウイルス感染が落ち着いたのち、改めて会社訪問を行い、事業進出について継続してお願いをしたいと考えているところであります。これは倉田議員ご指摘のとおり、最初はヨコワをとって、それを育てていくという計画の中で、東洋冷蔵のほうからもろもろの支援策の対応を申し込まれてきたわけでありますが、その後ですね、その直後に国際的な枠組みをしっかり守っていくということで、卵から完全に養殖をする事業については、新しいいけすの許可を出すという法律が日本でもできまして、いまだにそれが続いております。先ほどご指摘のとおり、稚魚からそれより大きくなる、生存率がまだ１０％を超えてない。これは昨年もお伺いしたわけでございますが、そういう状況の中ですので、新たに、今すぐにこの計画を実行するというわけにはいかないというようなことでありましたが、これも今期よく接触を続けてまいりたいと考え

ているところであります。

次に、天草広域連合苓北分署新築移転計画と苓北町消防団員定数等についてでありますが、まず、苓北分署新築移転計画に係る費用負担につきましては、基本的に分署の用地については、該当自治体の無償提供となっておりますので、土地造成に係る設計費及び相撲場の屋根撤去及び造成工事費は、町負担となります。また、新築に係る設計費及び建築費、外構工事費、現庁舎の解体及び整地費は、天草広域連合の負担となります。広域連合の負担率につきましては、２市１町の消防費に係る基準財政需要額による負担率であり、算定基礎として、国勢調査に基づく人口を採用しております。

なお、令和２年度の負担率は６．７％となっております。

次に、報酬等の引き上げにつきましては、ご質問の中にありましたように、消防庁において団員の報酬や出動手当の引き上げについて検討の上、方向性が示されることが報道されております。苓北町といたしましては、報酬について、一番に検討すべきは一般団員だと考えます。一般団員の報酬につきましては、令和２年４月１日現在の全国平均額が３万９２５円、熊本県内市町村平均額が２万３，６３６円となっております。県内の報酬額をみてみますと、報酬額が高い順では、３万２，０００円が２自治体、次に、３万１，７００円が１自治体、次に、３万１，２００円が１自治体、次に、３万１，０００円で、苓北町を含めた５自治体、次に、３万円が４自治体で、３万円以下が３２自治体であり、最低額は１万５，０００円となっており、苓北町では、県内では高いほうにあります。今後、県内の自治体においては、報酬額の見直しを検討されることもお聞きしておりますので、その状況を見ながら、見直しについては検討してまいります。なお、出動手当につきましては、県内では、日額または１回につき１，０００円から３，０００円や年額５，０００円等となっております。苓北町の出動手当は、火災、水害警戒、人命捜査等１回につき１，０００円となっておりますので、出動手当につきましても今後見直しを検討いたします。

次に、定数条例の見直しにつきましては、平成３０年度の消防委員会において、条例定数の見直しについてのご意見があり、令和元年度に消防団の役員会で検討をし、条例定数が３３０名から３００名とする改正案を令和２年６月定例会に上程いたしましたが、否決となった経緯がございます。団員の確保につきましては、町と消防団で連携して取り組んでおりますが、ご承知のとおり、大変厳しい状況であります。今後、消防団ＯＢの方を機能別団員としてお願いすることで、減少している団員分の補強ができないか検討をしているところであります。機能別団員は、特定の災害時にだけ出動する団員で、県下の消防団でも導入が進んでおり、苓北町では、人員が手薄になる昼間の火災時に消防団ＯＢの力をお借りできればと考えているところでございます。

しかしながら、機能別団員を導入しても、今後基本団員が減少していくことは避けら

れないことから、班の合併等により、機動力を維持するための組織体制の見直しも課題となっております。

このようなことから、機能別団員の導入や組織体制の見直しを検討していく中で、定数についても検討を進めることとし、定数の改正については、しばらく見送りをしたいと考えております。

次に、自主防災組織等につきましては、令和２年４月現在で４２行政区で３８の自主防災組織が結成されております。主な活動としましては、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、避難路の確認等の活動をされておられます。

また、町内の会社、職場での自衛消防組織の状況でありますが、天草消防本部に確認したところ、天草管内では、天草市に２事業所、苓北町に１事業所で、自衛消防組織があるとのことでございました。苓北町の１事業所は、九州電力苓北発電所でございます。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　倉田　明君。

○１０番（倉田　明君）　質問についてそれぞれご答弁をいただきました。

いわゆるレタス等の関係でございますが、昨日、農協のほうに出向きまして、市況の黒板も見させていただきましたが、東京方面の３つの市場でございました。一番高いところ、Ｌ玉で１，３００円、一番安いところで５００円、３つの市場を平均取りましたら８４８円、これはほとんど出荷経費に追われていくんじゃないかと思います。それから今後は、いわゆる人件費、肥料代、農薬、いろんな諸資材をね、考えると、もう非常にこう厳しい状況かなと思っております。そういう中でも、一応新年度には１割ぐらい農業振興補助金をアップして３００万円ぐらいにすると。その中で、生分解マルチにも１９３万７，０００円ですか、加えていくということで、若干こう補強されたようでございます。

先ほど町長の答弁で、いわゆる新型コロナ等の関係で、いわゆる地方創生臨時交付金等の活用も考えていくということでございましたので、ぜひですね、対応していただきたいと思います。

先ほど圃場廃棄のいろいろありましたけども、なかなか調べてもデータとして出てこないんですね。実際、キャベツとか大根、白菜も圃場廃棄されて、いろんな億の単位から数千万の単位で交付されているようでございますが、これもどうも６年間の平均でということで、なかなかレタスの場合、そのラインに乗らないんじゃないかと、個人的な見解ですけど、思っております。いずれにいたしましてもですね、引き続き支援をお願いしたいと思います。

また、労働力確保、これは先ほど苓北町で会合をもったと、１回会合をもったけど、今、コロナ禍でその後は進まない。確かにですね、このコロナに振り回されて、いろん

な会合、行事等がもう延期、中止になっておる。これは致し方ないと思います。いずれにいたしましてもですね、どんどんですね、進めていただきたいと思います。

先ほどパーセントとヘクタールを間違って非常に申し訳なかったんですけども、いわゆるこの３６．１ヘクタールというのは、総面積の２５．９％、いわゆる４分の１ぐらいしかまだ普及してないという数値になります。やはりですね、せめて半分以上にですね、到達するように努力方願いたいと思います。

答弁はいいです。

それと、志岐漁港の臨港道路、これにつきましても、一応過疎債の適用を受けるならば、今年の秋のほうに申請等がなるだろうということで、繰り越しと言いましょうか、そういうことになるような状況下でございます。地方財政も先ほどの２，５７５万円ほどですか、浮くということであれば、それは非常に助かるし、致し方ないんじゃないかと思っております。ぜひですね、いろんな有利な財源等を組まれて、早い完成を期待するところでございます。

マグロ養殖、これも非常に町長が言われるように厳しいと、私も思っております。そういう中でですね、気長にということでございますが、海藻等の、あるいはいろんな試験制度もありますが、並行してですね、ぜひ進めていただければと思っております。

それと、消防団関係で、私が勘違いしておりました。失礼しましたが、現庁舎の解体は天草広域連合でするということで、私はそれも含んでかと思いましたけども、解体するのは相撲場と倉庫、これは苓北町でせろということでございますが、１点だけ、いわゆる造成工事、これは計画では４年度になっておりましたけども、その前倒ししてされるのか。それとも計画どおりの４年度で造成工事をされるのか、それをまず１点伺いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　造成工事につきましては、令和４年度で実施をする予定としております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　倉田　明君。

○１０番（倉田　明君）　そうした場合は、３年度ではいろんな設計等進むということで、現場での作業はないということで理解していいんじゃないかと個人的には思っております。

それと、消防団の定数、若干こうしばらく今のままでということでございますけども、実際ですね、現時点で５２名足らないんですよ。３３０に。やはりですね、５２名といったら、これは団の幹部、町当局もこれは重大な責任がね、やっぱりのしかかってくると思うんですよ。やはりいつまでもですね、そういうことじゃなくて、やっぱり現実味

を帯びたやはり対応をしないと、それは消防団の幹部はたまったもんじゃなかですよ。真剣に考えるなら。消防委員会でもいいと言ってるんですから、やはりですね、また管理もありますが、そういうことでですね、再検討願いたいと思います。

そして、自主防災組織は非常に頑張っておられます。やはり普段のいろんな積み重ねがですね、ある意味防災意識の向上にもつながっていくと思っております。ぜひですね、そういった行政区の普及と、やはり職場のですね、やはり九電さんのほうに１個ということでございますが、小さな事業所の自衛消防はあると思いますけども、やはりそういったこともですね、充実させて、やはりいろんな形で防災意識を高めていただければと思っております。

時間がきましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　これで、倉田　明君の一般質問を終わります。

次、通告２番、松本良人君。

○５番（松本良人君）　おはようございます。通告２番、５番議員、松本良人でございます。通告に基づき、質問をいたします。

まずはじめに、新年度当初予算措置についてでございます。

昨年、１２月８日、副町長名にて新年度予算計上に伴い、議会事務局に議会執行に伴う議会費１５７万９，０００円の削減が求めてきました。財源不足による新年度の予算が組めないものと推測されました。この予算措置については、数年前から予測されていたことであり、私はこれまで事あるごとに、本町の財政事情について質問をし、今後の財政健全化の無を懸念した中での予算執行を求めてきました。この状況の中で、苓北町では、安心・安全を掲げ、まちづくりが進められるということでございますが、机上の空論ではないかと懸念するところでございます。

今回、新年度当初予算執行に当たり、予算減額が生じ、各課配分枠により割当てられ、対応がなされたと聞いておりますが、次の３点についてお尋ねをします。

１つ、各担当課もろもろの事情があると思われますので、副町長名にて通達のあった新年度予算割当て等についての各課の実態について。

それから２つ目、住民サービスの与える影響について。

３つ目、振興計画における安心・安全のまちづくりの今後の対応について。

以上、３点について、どのようになるかお尋ねをいたします。

２つ目でございます。

行政改革について。国においては、相次ぐ豪雨や地震による災害、これに拍車をかけたコロナ禍によるコロナウイルス対策に国債が乱発され、国民１人当たりの借金が１，０００万円に達したとの報道がなされております。熊本県においては、借入金が苓北町は市町ではトップであるということでございますが、現状をお尋ねをします。

２つ目、このような中に、今後、町としてどのような対策を講じられようとしておられるか。

３つ目、このような中に、金の節約、金のかからない行革が必要となります。どのようにお考えでしょうか。

以上の３点についてお尋ねをします。

また、予算の節約、金のかからない事業の例としてですね、３点を掲げてみました。

まず１つ目、光ネットワーク回線の活用により、サテライトオフィスの実施による正職員の配置を行い、出張所、各出先の充実、これはコミセンとかですね、観光案内所、公民館等でございますが、徹底した人為的な町民サービスを行う。このことにより、これまでの本庁での仕事に加え、出先機関の身近な施設での対応を行うことで、町民からの町政への信頼、高齢化社会に対応したまちづくりにもつながります。また、管理委託費の削減や人件費の削減にもなります。

２例目でございます。高齢者対策として、町営バスは今後なくてはならない交通手段となります。町営バスとスクールバスの一本化を図ることで、利便性と燃料、人件費の節約を図り、世界中が推し進めているＣＯ２削減にもつながりますが、いかがでしょうか。

３つ目でございます。教育委員会と福祉保健課が担当している活動内容が同じである老人会と高齢者大学の見直しを行い、高齢者大学を本来の各種学級、クラブ等、これは絵手紙とか、カラオケ、生花、書道、陶芸などがあると思いますけれども、養成講座として、そして老人会と高齢者大学により活動内容を明確にする。このことにより、高齢者の生きがい対策が強化され、認知症予防、元気老人対策を積極的に実施することにより、医療費、介護費の削減にもつながるかと思われます。知恵を出し合えば、身近に即実行可能な事業が多々ありますが、この３点について、どのようにお考えか、お尋ねをします。

大きな３点目でございます。

志岐漁港トイレの必要性でございます。これまで志岐川下流にあった志岐漁港が改修され、すばらしい漁港となっております。横の関連道路も整備され、釜から富岡新地へのすばらしい道路の開通も間近です。また、志岐漁港は、苓北町の中央に位置し、利便性も非常によいところです。漁港の利用者も徐々に増加し、多目的な活用が見込まれていると思われますが、年々釣り人も増加しているということです。しかしながら、このことにより、トイレがないため、漁港の利用者や関係者においては、非常に不便を強いられているのが現状です。

また、松林に用を足される方もおいでになり、このため、住民の方々も衛生面から迷惑を受けておられるのが実情でございます。

この背後地には公園があります。遊具も完備し、かなり使いこなされていて、きれいに管理されております。以前、ここにはトイレが完備されていましたが、旧式なトイレであったために、子どもがトイレに落ちる危険性があり、そのため、今は閉鎖されております。このことについては、区長さんから再三町に改修助成を要望されてきましたが、全く受け入れてもらえなかったという経緯があったということですが、対応に問題がなかったか、お尋ねをします。

また、志岐漁港の整備事業とあわせて、釣り人の増加、漁港の関連道路も整備により利便性が増し、公園の活用等を考慮すると、トイレの設置は必要不可欠でございます。トイレの新設、もしくは、現在閉鎖されているトイレの改修助成ができないものか、お尋ねをいたします。

４点目です。

天草市との町民サービスの格差について。

これまで高校生医療費の無料化、コンバイン、田植機、ユンボ等作業機器の非課税等、天草市との行政サービスの比較について再三是正をお願いしてきました。この天草市と町民サービスの格差は、人口増に力を入れております苓北町の人口減に歯止めがかからない要因の一つにもなっているのではないでしょうか。

今回、コロナウイルスが猛威をふるっている中に、国の対策の１つとして、各自治体に交付金が支給され、各自治体、新型コロナウイルスの感染症対策補助金と対策が講じられていますが、この中の１つに、コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金があります。目的、対象者について、天草市と類似しておりますが、内容についてかなり格差があります。このことにより、一部事業者間では、事業所を移転を考えねばなどの話も出ているということでございます。早急なる見直しと、今後の対応をお尋ねをします。

また、コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、国より特別交付税が交付され、万全な対策をとられていると思われますが、近隣の市町との格差、検討はなされているのか、お尋ねをします。

以上、ご質問いたしますが、回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問させていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　質問の途中ですが、ここで１０時５０分まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時５０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず１点目の新年度当初予算措置についてのご質問であります。

新年度予算削減割当てについての各課の状況につきましては、当初の第１次要求のうち、枠配分内に収まった課が７課、収まりきれなかった課が５課でありました。収まり切れなかった主な理由としましては、天草広域連合負担金、地方バス補助金等を枠配分の対象としていたためであります。なお、最終的には、町長査定において、事業継続、追加等の調整を行ったところであります。

それと、今回の枠配分について、まるで新しいもののような感じていらっしゃる方がおられますが、これ、国はシーリングといって、毎年７月末に天上をかけます。いわゆる上限を設けます。それぞれの自治体がそれぞれやっぱりそういう枠をかけてやっておられるわけでありまして、何も珍しいことではありません。私といたしましては、各課、各担当がですね、自分の今までの経験を生かして、町民の声をしっかり聞いた中で精査をして、副町長査定にあげてくるものと、そういう面では割と自由にしておりましたが、どうもやっぱりそういった面で、精査の割合が少ない、そういうことで、当然のごとく国ではシーリングといいますけど、枠配分をさせていただいたわけでございます。

そういうことで、苓北町では、次年度以降もこの枠配分方式、もう少し言い方が馴染めるようなものがあればまた変えますけれども、その方式で予算編成を行ってまいりますので、対象事業の区分、内容につきましては、さらに精査等を行いたいと考えております。

また、住民サービスに与える影響及び安全・安心のまちづくりへの影響につきましては、災害復旧費、公債費、予備費を除いた令和２年度当初予算と比較しますと、令和３年度当初予算のほうが３，６０７万８，０００円増額した予算となっており、それぞれの費目で所要額を確保しておりますので、住民サービスの低下はないと考えております。

次に、２点目の行政改革についてのご質問でありますが、まず、１の熊本県内における借入金の現状についてであります。令和元年度熊本県市町村決算の概要における人口１人当たりの地方債現在高で比較しますと、県全体では、多いほうから１０番目、市町では、多いほうから３番目となっております。一番トップということではありませんが、あまり自慢になるような数字ではないということであります。

次に、２の今後の対策についてでありますが、地方債の償還につきましては、令和４年度までの償還のピークが過ぎますと、地方債残高も減少してまいります。振興計画の償還計画以上に償還は順調に進んでおります。

次に、行政改革について。町民サービスが低下しない行政改革が必要となるとのことで、これまでに松本議員が問題視された件でございます。

まず１点目の職員の配置につきましては、光回線の活用により、サテライトオフィス

の実施による職員の配置を行い、出張所等の充実を図ることにより、高齢化社会に対応したまちづくりにつながるとの意見がございました。出張所では、昭和６３年３月に策定した行政改革大綱では、出張所の統廃合と業務の見直しを図ること。平成８年の行政改革大綱では、当面の措置事項として出張所の廃止の検討となっております。また、平成１６年度の行政改革検討委員会による、苓北町行政改革提案書における平成１７年度から２１年度までの５年間の計画として、行政事務の高度化、効率化として、ＩＴによる行政サービスの効率化、高度化、行政組織の見直し、自立した地域づくりと行政サービスのあり方についてのシステムの再構築などの提言がなされております。

出張所の職員配置につきましては、平成２年度から水道業務が本庁での一括管理となったこと、デジタル化等により平成２１年度から戸籍住民基本台帳を本庁での一括管理としたことなどにより、平成２６年度に検討を行った結果、平成２７年度から各出張所は非常勤職員、会計年度任用職員１名で業務を行っております。出張所業務といたしましては、主に住民票や諸証明、戸籍に係る謄本等の交付や来庁者からの相談内容を本庁の各担当課へ取り次ぐ等の事務を行っております。

また、地域行事等の公民館活動につきましては、公民館長と教育委員会の地区職員が公民館主事として事業に当たっております。

現在、役場の業務は、地方分権による権限移譲や業務の多様化に伴い、増えてきております。今後、国が進めるデジタル化に伴う専門部署も必要となってまいります。このようなことから、職員の定員管理計画の見直し、各課の業務や人員に係る組織体制の見直しを令和３年度に検討することとしております。

次に、２点目の町有バスとスクールバスの相互活用につきましては、現在、町有巡回バスの再構築を行うための町民アンケートを実施しております。その結果を踏まえながら、スクールバスとの連携も念頭に置きつつ、利便性のある運行ルートについて検討を行いたいと考えております。

次に、老人会と高齢者大学の活動内容の明確化についてであります。

まず、老人会につきましては、老人福祉法において、老人福祉を推進するための事業を行うものとして位置づけられています。活動内容といたしましては、地域奉仕活動、各種スポーツ大会や文化活動に取り組んでおられます。令和２年度の会員数は坂瀬川地区２６０名、志岐地区６３０名、富岡地区２１５名、都呂々地区１４０名で、合計１，２４５名の方々が在籍されていらっしゃいます。

高齢者大学につきましては、苓北町高齢者大学運営規則により、高齢者を対象とした教養講座として定年後も自らの教養を高め、学び続けたいと願う高齢者のため、６０歳以上を対象に年間を通して開校しております。内容といたしましては、陶芸教室、野外教室、出前講話等の講座を開講しております。令和２年度の会員数は、坂瀬川地区が４

７名、志岐地区４９名、富岡地区５７名、都呂々地区４１名で、合計１９４名の方々が在籍されていらっしゃいます。

活動内容の明確につきましては、老人会は老人福祉の増進の場としてまして、高齢者大学は教養講座の場といたしまして、それぞれの活動がなされているわけでありますが、現状では、類似の行事、講座もあるようでございますので、まずは今後、その垣根を越えて一緒にできるものはないのかと検討させていただきたいと考えているところであります。

次に、志岐漁港トイレの必要性についてであります。

環境施設用地としてトイレ整備が可能な用地はありますが、漁港では、本来漁業活動のために整備された施設であり、漁業従事者の減少が進む中に、従事者からのトイレ整備要望がない状況において、釣り客を主対象として漁港施設整備補助メニュー等を活用したトイレの整備はできない状況であります。

なお、漁港背後地にある公園内の老朽化により閉鎖されたトイレにつきましては、設置されている土地が浜の町共有施設であり、平成２６年ごろ当時の区長さんから総務課へトイレの改修または取り壊しへの補助についての相談があっており、その折、補助につきましては、地域が輝く行政区活動補助金の特色ある地域活動を活用し、１０万円を上限として補助することが可能でありますが、区の負担が生じますので、改修及び取り壊しをどうされるのか、改めて区として意思決定をしていただくよう、とお伝えした経緯がございますが、その後、区としての結論が出ていないとお聞きしております。あの地点は、ご指摘にありましたように、非常に散歩する方も多いところでもございます。そういった意味において、このトイレはですね、必要ではないかと考えておりますので、トイレ整備につきましては、改めて関係区とも設置及び管理等について協議を行いながら、町も支援を考えて、視野に入れて整備について前向きな検討をしてまいりたいと考えております。

次に、天草市との住民サービスの格差について、格差があるんじゃないかと。新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金について、その答えをさせていただきます。

この補助金は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている町内の飲食店、小売販売事業者等の感染防止対策及び事業継続を支援するための補助金であります。補助対象経費につきましては、感染防止対策に伴う、設備の設置、物品購入に要する経費に対して１５万円を上限として補助金を交付しております。補助金の内容につきましては、近隣市町の状況を参考に事業を進めておりますが、補助金の額等につきましては、各自治体で異なっております。天草市では、本渡で特に規模の大きい事業者が多いということでもあり、５０万円となっているようです。参考までに申し上げますと、県下では、２６自治体で同様の事業が実施されており、補助金額は１０万円が大半となってお

ります。なお、今回の補正予算に本事業に係る追加分として３００万円を計上しており、これまでの対策を受けられた事業者も含め、感染防止対策を講じられる事業者への支援を行うこととしております。今後も商工会や事業者からのご意見も踏まえながら、新型コロナウイルス感染予防につきまして、感染防止対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　それでは、ご質問をいたします。

最初にお願いがございます。私ちょっと耳が悪いのでですね、答弁は大きな声で、わかりやすく、簡単明瞭に１つお願いをいたします。よろしくお願いします。お願いです、これは。

それでは、まず、当初予算でございますが、副町長名にて新年度予算削減の割当てがあっておると聞いておりますが、各課への配分状況と、各課からの回答がちょっと知りたいですが、そこら辺よろしくご説明をお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　資料が細かくなりますので、後ほど配付ということでよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　それではですね、あとでいただければ結構だと思います。

この住民サービスに与える影響についてでございますが、今年度予算についてですが、コロナ関係の特別交付税、いわば便乗財源がこうしているんじゃないかと思われますが、それはありますかね。ありませんか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　今のは令和３年度の予算についてということでしょうか。令和３年度の予算につきましては、当初予算については、まだコロナ関係の臨時交付金は充当はしておりません。ただし、全体額の中で８，３００万円ほど計画の中で、まだ予算に反映してないものがありますので、それにつきましては、今後、補正予算等を通じてですね、皆様にお諮りして、予算に反映させていきたいというふうに考えています。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　３年度予算には影響ないということでお聞きしましたけれども、４年度以降の状況には問題ありませんか。４年、５年、６年、今後の問題。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　４年度以降につきましては、コロナの終息がどのよう

な形で落ち着いていくのか。その辺も含めて、国等の情報を入手しながら、必要であれば予算に反映する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　要するに、金がないというような認識を受けたものですからね、こういった質問をするわけですが、あればいいんです。なかならば、やっぱりいろいろ、住民サービスに問題がありますから、振興計画の見直しとかですね、そういったことをやらないかんのじゃなかろうかと思いますけれども、そこら辺はよかですかね。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　予算もありますけれども、ご承知のとおり、一応、本年の４月１日から新過疎法が適用されることになりますので、法施行後、苓北町が正式に地域指定を受けるということになりますと、市町村の計画というのを立てますので、その計画を立てますと、財源的に言うなら、今まで一般財源で支出していたものをその認められた、計画認められたものについては過疎債等の財源の有利なところでの事業の執行が可能となりますので、その辺も含めて振興計画に掲げてある事業の遂行については変更があるものも出てくるというふうに認識しております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　当初予算には問題ないということで安心しておりますけれども、今後、４年、５年、あるいは今後の問題について、ぜひ、住民サービスに支障ないような財政の運営をやっていただきたいと。よろしくお願いします。

それから、行政改革でございますけれども、まず、借金の状況で、苓北町の地方債の残高、それから、人口１人当たりの地方債の残高、そこら辺をお尋ねをいたしたいと思いますが、よろしく。よかですかね、すぐ。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　令和元年度末における地方債しか残高が確定しておりませんので、それによりますと、一般会計で７１億１，２６８万３，０００円でございますので、人口をほかの自治体と比較するために直近の人口で、県のほうが出している市町村別人口動態というのが令和２年の１０月１日現在の人口が出ておりますので、そこの人口を基に各市町村と比較をした数字で割っております。それによりますと、令和元年度末の１人当たりの人口当たりは１０１万６，０００円が一般会計となります。あと、水道、下水道、農業集落、特定地域生活排水事業の特別会計を含めますと、人口１人当たり１３９万６，０００円という数字となっております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　県内では３番目、市町では３番目ということでしたが、ベスト５を、５市町村わかりますか。実は私、夕べですね、ネットで調べたっですけれども、

市町村でトップは確かですね、市町村のトップが五木村やったですよ。これは何年度かわかりません、書いてありませんでしたので、五木、産山、水上、苓北なんですよ。上の分は村、町では苓北町がトップですよ、断トツですよ。その間に、山江、球磨、南阿蘇、そして高森町が２番目に、町では２番目ですよ。そういった中で、私は、夕べのネットではそういうことでございました。ちなみにですね、天草市は１５位、市町村ですね。それから、熊本県は全国で２３位でした。先ほど、今、町長の答弁では、県内市町村では３番目ということでございましたけれど、本当にそうであるのか、ないのか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　インターネットに掲載されているところの基準の年度がわかりませんけれども、今、総務省のほうでも公表されているのが、まだ平成３０年度の決算までしか、多分総務省のほうで公表されておりませんで、私のほうで試算しましたのは、令和元年度末の市町村の残高によって、先ほど申し上げました、人口動態の去年の１０月１日現在の人口で割りましたところ、１番目はやっぱおっしゃったように五木村で、その次が南阿蘇村、３番目が水上村、４番目が産山村、５番目が西原村というふうなところで試算をしております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　ありがとうございました。いずれにしても、苓北町は上位ですよ、借金上位ですね。天草市に囲まれて、天草市は１５位、苓北はじゃあ４位、そこら辺わかってください。

　このような中にですね、今後、町としてどのような対策を講じられるかということをお尋ねをいたしましたけれども、実は、４年度で償還ピークが過ぎると、地方債も少なくなってですね、住民サービスの低下はないということでございましたね。５年後の状態は現状、今のぐらいの状況なのでしょうか。予算措置なら。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　確かに、今までですね、過疎に入っておりませんでした。過疎に入っていないところは、財政力指数が０．７ぐらいありましても現金をみんな出さなければなりません。我々もそういうことで大半の事業に現金を出してきた中で、非常に厳しい財政運営になってきたわけですが、過疎に入りますと、先ほど倉田議員の質問の中でお答えしたようにですね、当座の現金は要らない上に、借りた過疎債の返還には、国が７割方ですね、補てんをしてくれるということで、図式とすれば、過疎債は少し増えますけど、現金がどんどん貯まる、そういう状況であります。そして、我々としましても、まだ法律が通っておりませんが、この年度末には通る予定であります。なるだけ過疎対策の指定を受けられるような事業でですね、住民サービスに頑張ってまいりたい。そしてまた、余剰の現金も出てまいりますので、それでもっても対策ができると、その

ように考えております。そういった意味でですね、あと５年後といいますと、こういう状況を続けていきますと、できれば目標としましては、起債額と基金が同じ金額に並べられるようなそういうことを目標に頑張ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　確かに、過疎になるといくらかですね、そういった恩恵がありますけれども、経常費にはあまり使えないというのはございますので、今後ですね、じっくりと見直してですね、検討していただきたい。特にですね、今の状況をちょっと見てみますとですね、道路、河川の管理体制については相当無理しとるところがございます。舗装面の決壊、欠損、決裂、それから路側の決壊、河川においては、河川護岸の決壊、崩壊、あげると切りがございません。今ですね、国土保全とか、人命、インフラの整備、管理、保全等で土木管理課については、気の休まることがないようにですね、課長自ら出てですね、一生懸命頑張っておられる姿を私は見ております。が、予算の投入の必要なところが相当あります。相当あります、これは。そこら辺が今後どうなりますか。どう思われますかね、そこら辺。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　今おっしゃられたように、道路等ですね、財源が限られてますので、土木管理課等においてですね、危険度をですね、と住民の方への影響等、優先順位をつけながら限られた予算の中でしておりますので、今後もとにかくやっぱり危険度が高いところを優先しながら予算の配分と、あと土木管理課等とですね、協議を行いながら予算に反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　ひとつ、頑張ってください。それとな、行政区からですね、いろいろ行政通信とか、あるいはほかの関係者あたりから町に要望があっているんじゃないかと思われますが、要望等を見せるような状況はどのようになっているのか、お尋ねをしたいんですが。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　行政通信に関わる件でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

昨年度分ということでよろしいですか。何年分か。

○５番（松本良人君）　いや、全部です。

○総務課長（尾脇宣宏君）　いや、年度ですよ。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　処理がまだできてないところを教えてください。できれば２０

年分ぐらい。どうせ控えてあっとでしょう。申請はあったがこれはできないと。そこら辺がなかというのがおかしかっですよ、なからんば。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　行政通信の処理状況につきましては、まとめて件数及び処理状況等のまとめを行っておりますので、２０年分ほしいということでございましたので、後ほどまとめてお配りするということでよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　ぜひですね、一覧表あたり作っていただいてください。

それから、検討するということで回答を出してあるのがいっぱいあるんじゃなかろうかと。検討が、何が検討で、せんほうの検討でしょうか、わからんけん、そこら辺もですね、実施可能なら実施可能で検討するということを明確にしていただきたい。そういったことを思います。ぜひですね、そこら辺お願いします。ぜひですね、私が要求するのは、今後はですね、金の節約ですよ。そして、金のかからない行革なんですよ。ぜひやってください。私ずっと言うとりますけれども、そこでですね、実は例題を掲げて出しました。例えば、光ネットワーク回線の活用による云々と出ましたけども、私は、出張所の行革とか、役場の定数定員なんか聞いておりません。このコロナ禍でですね、突如としてテレワークやサテライトオフィスが脚光を浴びるようになって、民間企業、大手企業なんかはすぐに取り組んどる。要するに、ここは、苓北町は幸い光回線がありますので、それを利用して即座に、今日から、明日からでもいい方法はできんかというのを聞いとっとですよ。どう思われますか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　サテライトオフィスについてということでございますが、１月の予算でですね、補正予算をいただいて、出張所にも光回線のそういった職員、職員といいますか、出張所で何人か業務できるような光回線をまず整備をいたします。人員につきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、業務の見直し等も含めた中でですね、検討したいということで考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　先ほどですね、町長の答弁の中でですね、例えば、教育委員会ではですね、公民館長と教育委員会の地区職員が公民館主事として事業に当たっているということを明確になさっておりますので、この際、この方の地区の主事になっておられる方は、各出先で仕事してもらえば、大いに、相当やっぱり便利になる。町民の方にも安心されます。ぜひですね、ここら辺はですね、堂々とこういったことを言わでんおってから、すぐやってください。すぐでくる問題でしょう。どこででも今は仕事はでき

ますので、そこら辺がですね、こういった答弁なさっとって、今後検討するなんかて書いてありましたけれども、今後検討じゃなくて、すぐやってよかはずじゃなかっかなと、私思います。

そして、町営バスとスクールバスの一本化でございますけれども、これはお願いでございます。

まず、前向きで検討なされているということでございますが、ぜひですね、企画、福祉、教育委員会、観光ほか、総務課、各課で十分ですね、練っていただいて、福祉は福祉、そして一緒になって、やはり本当によい町営バスの運行計画をしてください。これは一番大事なことなんですよ。ぜひお願いします。よろしくお願いします。これは今後よろしくお願いします。

それから、老人会と高齢者大学の見直しの件でございますが、陶芸教室とか、野外研修、出前講座等を開校しているということでございますが、開校している教養講座、それから、教室の各事業の内容をですね、教えてください。教養講座ですので、やはり習うためにやるのが高齢者大学と思いますけれども、今、個々にですね、グループごとに、例えば、絵手紙の方は毎月寄って練習なさっとる。カラオケなんかは毎週やっておられる。そういったことでございますが、そこら辺、どのような活動をなさっておるのか、教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　高齢者大学の教養講座でございますが、例えばでよろしいでしょうか。富岡地区におかれましては、歴史を勉強する会とかですね、先ほど松本議員が言われました、自分の趣味を伸ばすような講座のほうをそれぞれの公民館の中でですね、実施をされております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　私は、例えば、陶芸教室は１日、２日で、陶芸をなされる方は、１日、２日ではできんと思います。毎週練習するとか、それが教室であって、教養を高めるその講座と思うとですよ。うちの苓北町、都呂々のほうでですね、お一人の方が退職なされてから高齢者大学に入って陶芸をやりたいということで入られたそうですけども、１回か２回ぐらいしとってからもうせんけん、もう辞めたと。そういったことは教室になりますか、講座になりますか。１日じゃろ、２日じゃろして、それが全部お宅のほうに実績としてあがってきとっとじゃなかっですか。本当は、１年間通じていろんな勉強をやるのが講座でしょう。教育長、そうでしょう。そこら辺をですね、逃げてですね、公民館長から聞いたのをそのままやるのはおかしいと思いますので、どういった活動をしているか、箇所ごとに資料をください。どがんですかね。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　今の高齢者大学の各地区の内容につきましては、今年度はコロナ禍におきましてあまり活動できませんでしたが、令和２年度の当初に事業計画ございますので、後で松本議員のほうには各地区の事業計画をお配りしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　あのですね、これは老人会も含めてでございますが、町が、町がですよ、本当に活動の内容を把握しておられますか。これは老人会とか、高齢者大学じゃなくても全ての会ですよ。補助金を出している全ての会。文章だけで、実績報告書だけで補助金を流せる課が大分ありゃせんですかね。そういったことどがんですかね、そこら辺。今回は出ておりますので、老人会と高齢者大学しか言いませんけれども、今後、町としては、担当課が本当にその事業を認識して、やはり体で覚えてというようなことをぜひやっていただいて補助金を流す。あるいは、手助けをするという体制をとってもらわんば、補助金をもらうがためにひょこひょこしとって補助金を流しよっとじゃ、私は改革にならんと思うとですよ、町のためにはならんと思うとですよ。ぜひですね、職員さん、頑張っていただきたい。これは要望です。

それから、そっちは何かわかりますかね、公民館のその高齢者大学の件は、全部わかりますか。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　今の補助金に関しましては、こちらのほうも把握はしておりますけど、もう公民館長もおりますので、公民館長の中で出席をしていただくとかですね、うちのほうの公民館主事が出向いて確認をするような形で今は補助の確認をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　例えば、陶芸教室は年に何回しとると、毎月しよるとか、何回しとる。あるいは、生け花は毎週しよるとか、絵手紙は毎週しよるとか、そういったことでですね、何人で月に何回してるか、そこら辺の実施、実際にやった分について資料をいただけますかね。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　先ほどの年間事業計画とあわせまして、ご提示したいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　志岐漁港のトイレの件でございますけれども、もうぜひ前向きでやっていただくということでございますので、ありがとうございます。ぜひやってく

ださい。あのいろいろですね、内容ではですね、今までは、例えば、釣り客専用には造らんとか、あるいは、従事者から要望がなかけん造らんとか、そういったことが出てきましたけれども、やはり、人がおるところにはトイレはいると思うとですよ。人がおるとこには。今、課長は頭をこうしておりますけれども、私が熊本に行くときには、まず、トイレには寄ります。私は１人ですから寄ります。どっかに寄って。こらえきらんわけですから。それを、もしそこら辺の周辺におられた方は、安心してトイレに行かれるような体制を作っていただきたい。私は、これがもしなかったときには、苓北町いっぱいの公衆トイレを聞きたかったですよ。何の目的で造ってあるかということを。こういったこと言っちゃいかんですよ。補助金のなかけん造らんとか、ほんなら単独でも造らにゃいかん。そういったことはぜひ、今は工事ばしよらっとにですね、現場にトイレを据えてあっですよ、簡易のトイレを。あれが要らんとなら、トイレは取っていっちょいてあるんですよ。人がおるからトイレはいるわけですので、ぜひですね、そういったことを考えちゃいかん。人間がいるところに。事業で、補助事業で考えちゃいかんと私は思いますので、補助金がつかんときは単独でもやってください。あるいは、我々にカンパを求めてもやってください。トイレは必要です。ぜひ、町長、お願いをいたします。やっていただくということで、安心しました。ありがとうございます。

それから、天草市との格差の問題でございますけれども、天草にですね、三方ですね、天草市に囲まれている中でですよ、調べてみますと、苓北町は１５万円、天草市は５０万円なんですよ。この小さい中で。どのように思われますかね、こう格差をどのように思われますか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　これは格差とは言えないんじゃないかと思います。その地域の事業所の規模に応じた中で金額を決めて、そして、対応していく。足りなければ、先ほども申し上げましたように、また補正でも出しますので、その辺のところはご理解を賜りたい。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　私は格差と思いますよ。天草市に大きな事業所があるからきた、苓北町は小さい事業所しかなかから。事業所に応じた最高額を決めてあるわけでしょう。例えば、今、そこのシープルがございます。あそことほんなら天草市のマーケットとどがん違うですか。そういった言い方だめですよ。調査していただいて、選考方法にもぴしゃっとしていただければいいわけですから、天草市にも小さい、ここの苓北町と同じような業者がいっぱいおいでだと思うとですよ。その人たちも同じ待遇で受けられるわけですから、特別に天草市で大きな事業所ってどういったとこありますか。苓北町も大きな事業所ありますよ。そういった認識はいかんと私は思います、どうですかね。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　事業所の規模につきましては、それぞれ市町で、それぞれ事業所ですね、数にも違いがありますし、規模も違いがありますので。

○５番（松本良人君）　それはさっき言うたもね、そがんとじゃなくて。

○商工観光課長（西川文孝君）　そのほか、人口規模とか、今回の地方創生の臨時交付金の配分額等の金額等も考慮した中でこういった金額にもなっているのかなと思います。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　納得いきませんでしたので、あとで説明してください。時間がございませんので。

地域振興券が発行されておりますけれども、精算状況を教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　地域振興券ですけれども、売上げが新型コロナの感染拡大の影響によりまして減少している事業者の事業継続と経営の安定を図ることによりまして、経済の回復及び活性化を目的に行った事業ですけれども、現在の執行状況ですけれども、換金の枚数が３月３日現在で３万８，８５４枚、総枚数が発行枚数が４万２，２４０枚でしたので、大体９２％となっております。この中で、全店共通券と飲食店の限定分とあるわけですけれども、全店の共通分が２万１，１２０枚の発行に対しまして、２万５７３枚ということで９７％ですね。それと飲食店限定分につきましては、２万１，１２０枚の発行に対しまして１万８，２８１枚の換金ということで８６．６％の状況でございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　経済の状況を増にするために発行してあると思いますけれども、これは及ぼした影響、経済のほうをどのようにお考えですか。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　この地域振興券の事業によりまして、２，１００万円ほどの予算を使っておりますので、この分の波及効果はきているというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　あまりよくわかりませんでしたけれども、天草市では同じような応援商品券として、１万円の商品券を７，０００円で買うとですね。そして、１人３万円までというのが同じような商品券で出しております。これは３，０００円使うと１万円がた必ず買わんばならんというようなことですよ。それがやはり経済には相当やっぱり潤しているというような感じでございますが、そことの比較はどう思われますか、経済に関して。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　天草市の商品券につきましては、プレミアム分が３，０００円ということで、これにつきましては、希望者の方が購入をされるということになっております。希望者の方がですね。苓北町の場合は、町民皆さん全員に３，０００円の地域振興券を配付しているような状況ですので、そういったことでも全然違います。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　やり方は全然違うとですよ。ただ、希望者の方、３万円使えた方は９，０００円だして３万円分を、いやいや２万１，０００円出して３万円分を買うという。ただ、このほうが経済に及ぼす影響は多いんです。今回の苓北町で地域商品券を出されましたけども、孫にくれたとか、嫁にくれたとか、経済に及ぼす影響全くなかったんじゃなかろうかと思うとですよ。天草市のほうが有効活用して、本当にこのコロナ禍に対応しているんじゃなかろうかと思っております。今後は十分検討していただきたい。そう思います。

もし、最後ですが、時間がございませんので、この拡大防止対策の補助金がまだ今後も継続されるということ。まだ期限が決めてないようでございますので、今後その見直しも、できればやっていただきたい。天草市と同じように５０万円ぐらい。そして、今の苓北町の商工業の方に、やはりテコ入れをしていただきたい。そう思いますが、いかがですかね。ぜひ、そこら辺を検討していただくようにして、私の質問は終わりますけれども、もしそこら辺の見通しがあればお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　今回、補正予算のほうに感染防止拡大のですね、感染防止対策の補助金の予算を、補正予算ということで３００万円計上いたしております。そういったことでも対策を進めていきたいというふうに考えております。とにかく、全町民に恩恵があるような対策を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　これで、松本良人君の一般質問を終わります。

次に、通告３番、山口利生君。

○１番（山口利生君）　それでは、通告３番、１番議員、山口利生です。質問通告書に沿って、新型コロナウイルス対策及び財政健全化への取り組みについて、町長へ質問いたします。

最初に、新型コロナウイルス対策について質問いたします。

昨年１２月から新型コロナウイルス感染者が急拡大し、第３波が発生したことから、政府は１月７日に１１都府県に対し、緊急事態宣言を再発令し、国をあげての感染拡大防止対策により、新規感染者数や病床・病率等も低減し、２月末までに７府県の緊急事

態宣言を解除されました。関東圏の１都３県につきましては、３月５日に一部地域で病床の逼迫が続き、変異株にも警戒が必要として、当初、終了期限としてありました３月７日を２週間延長されたところです。

熊本県も１月１４日に県内一円を対象に独自の緊急事態宣言を出し、２月１８日には宣言を解除されました。苓北町では、町民の皆様が役場からの要請をきちんと守り、感染防止対策を日々徹底されていることで、感染者数はいまだ１名に抑えられております。これから卒業式や入学式、歓送迎会等人が集まるいろいろな行事が目白押しになりますので、引き続き、感染防止対策の徹底を継続していただきますようお願いいたします。

さて、２月１８日から新型コロナウイルス感染防止の切り札とされるワクチン接種が医療従事者を選考して始まりました。しかしながら、主要供給元であるアメリカ製薬大手ファイザー社のワクチンが欧州工場の生産の遅れや、欧州連合の輸出強化等により、日本への供給スケジュールが見通せない状況となり、現在のワクチン確保量と必要量に桁違いの開きが生じ、医療従事者への接種や４月から一斉に始める想定だった高齢者への摂取が非常に困難な状況になっています。

政府は、６月末までに高齢者３，６００万人が２回接種するのに必要な量を各都道府県に届けるとの方針を示されました。高齢者へのワクチン接種を担当する全国の自治体は、接種スケジュールの大幅見直しが必要となり、医師、看護師等の確保や接種会場の確保等に現在四苦八苦されております。苓北町でも、現在、医療機関と鋭意協議を進められておられることと思いますが、医療従事者へのワクチン接種状況、あわせて、高齢者へのワクチン接種を今後どのように実施される予定なのか、町長にお聞きいたします。

次に、令和３年度当初予算編成についてお聞きいたします。

令和３年１月５日に開催されました、議員全体会において、企画政策課長から令和３年度当初予算編成方針の説明を受けました。令和３年度は、国からの地方交付税や各種剰余金、補助金等の減に加え、苓北火力発電所の固定資産税の減等により、町税も大幅減となる見込みであり、より歳入を重視する予算編成を行うべく、一般財源の枠配分方式を導入し、これまでの歳出中心の予算編成から脱却し、各課で優先順位や一般財源所要額を把握させることで財政規律確保への理解と各課の考え、目標等を予算に反映させていきたいとのことでした。今回、導入された一般財源の枠配分方式は、歳入見積りの一般財源総額から人件費、扶助費、公債費及び削減困難な負担金等を差し引いた一般財源を算出し、各課から予算要求された政策的経費等の一般財源所要額１１億６００万円に対し、９億６００万円を各課に枠配分し、約２億円の一般財源を減額調整するよう、副町長名で通知されています。地方自治体の財政を支える地方交付税制度は、住民が居住する自治体によってその受ける福祉に差が生じないよう、事務事業について一定の水準を設定し、その水準までには、全ての国民が等しく福祉を享受できるよう、各自治体

の基準財政需要額を算定し、その財源として、各自治体の法定普通税の７５％を基準財政収入額に算入し、残り２５％は各自治体の実状に応じて、６次施策が実施できるよう、財源措置を講じています。

苓北町の６次政策に充当可能な一般財源は、単純に令和２年度当初予算の調整額約１０億円に２５％を乗じると３億５，０００万円になり、今回、枠配分で減額調整が求められた一般財源約２億円は、その６割となります。

また、基準財政需要額に算入されない人件費や公債費へ充当する一般財源を加味すると、各課の政策的経費を廃止しないと今回の減額調整はできなかったのではと思います。

議会事務局も議会費の一般財源を３割弱減額調整しなければならず、私たち議員も苓北町の財政がぎりぎりのところにきているとの認識を持って、ふるさと苓北会への出席旅費はもとより、議会や各委員会等の出席旅費、全額を削除することを全員協議会で決定し、今定例会に、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定を議員発議で提案しております。各課においても、これまで実施してきた特色あるまちづくり事業の大幅な見直しが必要となり、役場全体が大混乱したのではないかと思いますが、令和２年度当初予算と比較して、廃止、削減した事業や新規拡張した事業の内容について、町長へお聞きいたします。

最後に、今後の財政運営についてお聞きいたします。

昨年から猛威を振るい始めた新型コロナウイルスは、全国に感染が拡大し、国の緊急事態宣言が２回も発令され、旅行業者や飲食店を中心に、日本全体が大不況に見舞われ、苓北町も旅館や飲食店等はもとより、農業や水産業にも多大な悪影響を及ぼしています。

地方自治体の財政を大きく左右する令和３年度地方財政計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靭化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額は、水準超経費を除く交付団体ベースで、実質令和２年度を２，０００億円上回る額が確保されております。苓北町は、地方税や地方交付税が大幅に減少するとのことで、町単独の政策定型費の一般財源を２億円余減額調整されたことから、町民の生活がさらに不安定となり、特に子育て世代は少子化対策に力を入れている天草市へ転出する人が増えるのではと危惧をいたします。今後、人口減少が加速し、町税と収入の減や地方交付税等が削減されることになれば、さらなる予算削減が必要となり、町民生活に多大な影響を及ぼすことになります。将来に向けて、安定的な財政運営を行うためには、町の財政状況を正確に分析し、町民から高すぎるとの批判がある議員報酬や特別職、一般職員の給与費も含めた歳出全般の抜本的見直しを実施し、少なくとも今後５年間の将来図を描いた財政健全化計画を策定し、町民に周知すべきと思いますが、現在の財政状況と今後の財政運営をどのように進めていかれるのか、町長のお考

えをお尋ねいたします。

以上で、一般質問を終わります。

町長の答弁に対して、一問一答方式により、議席にて再質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、医療従事者等へのワクチン接種の状況につきましては、天草郡市医師会と、天草保健所の協議、調整によりまして接種するグループをまとめ、町内におきましては、参加者の連携型接種施設であります、苓北医師会病院、天草慈恵病院及びはまゆう療育園の施設内で医療従事者等のワクチン接種が実施される予定となっております。今後、医療従事者等向け、新型コロナウイルスワクチンを熊本県が配分しまして、接種施設となる医療機関と連携を取りながら、順次接種が進められていく予定になっております。

次に、町が実施主体となって行います高齢者へのワクチン接種につきましては、２月５日付けで福祉保健課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を立ち上げ、４月から開始されます、高齢者のワクチン接種に向け、国が指定しております、３月下旬には対象者の方々に接種券、予診票及びワクチンに関する説明書等を直ちに郵送できるよう準備を進めております。

接種方法といたしましては、原則として、対象者の方々が医療機関の苓北医師会病院、天草慈恵病院、苓北クリニックに直接予約をして、医療機関に出向いて接種していただく個別接種での実施を考えております。これは高齢者の方々の多くは、かかりつけの病院があられることによるものであります。

また、施設に入所されている高齢者の方々につきましては、施設における予防接種時の対応に準じて接種していただくよう予定をしているところでございます。

なお、ワクチン接種に関しましては、国の情報等を注視しながら、町の広報誌、告知端末放送等を通じまして、随時、町民皆様へ周知してまいります。

次に、２点目の財政健全化への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

まず、令和３年度当初予算編成において、昨年度当初予算と比較して廃止、削減した事業や新規拡充した事業の内容についてでありますが、まず、廃止した事業でありますが、枠配分方式の導入により廃止した事業はございません。新型コロナウイルス感染症の影響により「県の消防の操法大会事業」や「志岐氏サミット事業」については、令和３年度の予算への計上は見送らせていただきました。

次に、見直しを行った事業についてでありますが、予算編成方針にもありますとおり、各事業について、毎年効果、検証を行っております。特に３年以上経過している事業につきましては、事業廃止も含めた展開方法の検討を行っておりますので、その中で、単

価や補助率の変更も毎年行っております。

また、新規事業についてでありますが、各種税及び料金等の納付形態の多様化に伴うコンビニエンスストアを利用した収納に対応するための「コンビニエンスストア収納業務委託料」、次に、結婚に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用や引っ越し費用等の支援策として、県の補助金も一部活用した「結婚新生活補助事業」、次に、人工呼吸器等を装置した医療的ケア児の保育に対する支援として、県補助金を活用し、天草市と共同で行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」、次に、産婦の健康管理を図り、産後うつ病の予防、新生児への虐待等を予防するための「産婦健康診査事業」、次に、新生児検査においてライソゾーム病、これ難病に指定されている模様です。の検査を追加して、早期発見を目的に実施するための「新生児検査事業」、次に、松林の松くい虫被害松の伐倒処理のための「枯損松伐倒処理事業」、次に、観光協会の組織育成強化を支援するための「地域活性化起業人事業」でございます。

最後に、拡充を行った事業でありますが、１つに、在宅高齢者等輸送サービスでは、タクシー券の配布枚数を月４枚掛ける１２カ月分４８枚から、月５枚掛ける１２カ月分６０枚に、１２枚増加配布を行うとともに、配布対象者につきましても、これまで車を所有する世帯は配布対象外でありましたが、昼間に車の所有者が仕事等で出かけておられて、移動手段がない高齢者の方々については配布対象とするなど、制度の拡充を行うことといたしました。

巡回バスにつきましては、高齢者等の地域交通対策の充実のため、車両の納品が行われましてから１台から２台に増やして、きめ細かな運行ルートにより、住民サービスの向上につながるように計画を立てているところであります。

次に、子育て支援医療費助成事業では、医療費助成の対象者をこれまで中学生１５歳以下から１８歳まで引き上げることとしております。

次に、財政の現状と今後の財政運営につきまして、振興計画にも示しておりますとおり、今後の財政運営につきましては、平成２９年度から１０年間で起債残高を２０億円削減するという目標を掲げ、現在、その目標に向かって起債残高の圧縮に取り組んでおります。このままいきますと、令和１０年度、２０２８年度でありますが、残高である約５８億円の目標以上に起債残高を圧縮できる見込みでございます。これは臨時財政対策債も含めての金額でございます。なお、令和元年度末の起債残高のうち、約７１億1,３００万円のうち、地方交付税に１００％算入される臨時財政対策債が３０億６００万円、臨時財政対策債以外の起債が４１億７００万円となっております。また、基金につきましても、一般会計総額で平成３０年度末残高の８億6,９０８万4,０００円に対しまして、令和元年度決算で９億2,６２８万6,０００円、令和２年度末見込みで約１１億円となる見込みであります。これまでも厳しい状況の中であるにも関わらず、その状

況を見極めながら財政運営を行い、財政計画どおり、達成できる状況にありましたが、それに加えまして、新過疎法が令和３年４月１日に施行される見込みであります。国から示されている過疎地域指定の要件である財政力要件と人口要件を満たすようでございます。その法律は、これから新たにできますが、過疎地域の指定がなされますと、財政運営に有利な起債である過疎対策事業債の発行が可能となります。まだ法律ができていないので正式には国から来ておりませんが、大体国の総務省、そして県の方々に様子を聞きますと、苓北町が加わるのは間違いないということであります。他の起債に変えまして、過疎対策事業債を活用することで、より効果的な財政運営の追風をつくるものとなりますので、過疎対策事業債の活用を通じて、一般財源の確保に努めるとともに、あわせて、国庫補助金や特別交付税措置のある事業の展開など、有利な財源を活用しながら将来に向かって持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　ここで質問の途中ですが、昼食のため、午後１時まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時００分

再開　午後１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス対策でございますけれども、３月５日の熊日新聞の報道によりますと、熊本県は初回配分する高齢者向けワクチン３万人分を４月５日の週に配分を開始し、ワクチンは人口比ではなく、全市町村に均等に配分し、県内の全市町村に１箱９７５回分、約５００人分でございますけれども、を割り当てる方針が公表されました。また、各自治体の試行的な接種を通して、課題を検証し、本格的接種に備えてもらいたいとのコメントが書いてございました。先ほど苓北町においてもワクチン接種、きちんと準備をされておられるということでございますけれども、４月から実際にこれからいくと少なくても５００人先行接種するというふうになろうかと思います。町民の高齢者の方もですね、どのように実際打たにゃいかんのかというのが非常に関心を持っておられますので、そういう面では、細かな情報を町民のほうに流していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、河野大臣が３月４日の衆議院予算委員会においてですね、視覚や聴覚など障が

いのある人が新型コロナウイルスワクチンを円滑に接種できるように、自治体が行う様々な対策費用を全額国が負担すると。市町村に対しては、その積極的な対応をお願いしたいというふうなことを衆議院予算委員会で発言されております。苓北町にも３００人を超える障がい者の方がいらっしゃいます。この方たちに対してのワクチン接種、また急に降った、湧いたような話ではございますけれども、当然、この障がい者の皆さんのほうにもですね、ワクチン接種やっていくべきものでございますので、そのあたりをどのように考えておられるのか、今現在、まだはっきりしたことはないと思いますが、方針等があれば教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　山口議員のご質問の障がい者へのワクチン接種についての件でございますが、昨日、国のほうから、３月３日付けの事務連絡におきまして、高齢者である障がい者が入所、居住する施設等で従事する者、障がい者支援施設等の従事者の接種順位については、クラスターを抑止する対応を行う必要があるということから、高齢者につぐ優先順位と位置づけをされているという周知の文書が届いたところです。これを受けまして、町の障がい福祉担当者が熊本県のほうに確認をしましたところ、現段階では、高齢者以外の入所者、従事者等ですね、障がいに係る分になりますが、どのように取り扱うかという方針がまだ決まっていないという回答でございました。今後、県の取り組み方針が決まり次第、町、関係団体施設等と協議、調整をしながらワクチン接種に向け、迅速に対応していきたいと町のほうでは考えているところです。

障がい者の部分についてもですね、詳細が明らかになりましたら周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　障がい者もいろいろな方がいらっしゃいますのでですね、健常者に比べて非常にワクチン接種自体も大変な作業になろうかと思いますので、ぜひ十分な対応策をですね、町としては考えていただいて、問題がないような対策を講じていただきたいと思います。これらの予算は全部国が持つということでございますので、できるだけきめ細かな対策を検討を行い、これもまた医療機関のほうとの調整が必要となると思いますが、あわせてよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、令和３年度の当初予算編成についてお聞きいたします。

今回、導入された一般財源の枠配分方式、確かに、町長の財政査定がスムーズに進んだんじゃなかろうかと、各課でもう自分で一般財源を調整した上でですね、もうこれでよろしくお願いしますということで進んだかと思います。ただ心配するのはですね、現状維持をどうしても重視してしまう。これしかないとなれば、当然今までやってきたものの中で重要視されるものだけが、またその中で最優先されていくということになりま

す。そうなると、苓北町の将来像をどのようにするのか、その実現に向けた施策をどのようにやっていくのかというような職員の考える力、その自体をですね、減退させることにもつながりかねないんじゃないかというふうに危惧いたします。今、よく住民の方からですね、町には予算がない、予算がないというか、金がない、金がないということでですね、いろんな要望に対しても却下、却下というような事例も見られております。そういう意味ではですね、本当に何が必要なのかということを考えながら、そのあたりをきちんと町長にですね、伝えて予算を確保するというような職員力というものをですね、ぜひ重視をしながらお願いいたしたいと思います。

先般配られました、令和３年度の当初予算を見てですね、ちょっと気になったところがあります。それは指定管理者導入されている温泉センター、温泉プール、また、町民センターですね、等の管理委託料、福祉センターもそうですが、これらについては、当然先だって指定管理者の公募を行って、契約をされておられて、それで契約している分、令和３年度では既に予算、債務負担行為起こしてますから、その分確保されたことだと思いますけれども、特に温泉センターの委託料が昨年の委託料に比べて１，０００万円程度増額となっております。今回、２億円程度の一般財源を減額調整するという中にあってですね、そういう指定管理している温泉センター、温泉プールと、これは当然基準財政需要額のほうにも管理委託料は入ってこないんじゃないかというふうに思います。思えばもうひん死の状態に段々段々落ちかけているという中にあって、この目的は目的としてあるとしてもですね、他の施策と比べて本当に温泉センター、温泉プールが必要なのかというような観点からのですね、検討というのが必要ではなかろうかと思いますが、今回の一般財源の減額調整を行う中でですね、このような施設に対しては、どのような観点で臨むつもりでおられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　議員おっしゃられますとおり、温泉センターにつきましては、予算が増額ということになっております。これまでですね、コロナの影響により当然制限がかかっておりますので、入館者等も利用者等も減っておりまして、その一番最初の３年間の指定管理をされるときには、その収入を見越した上でのその差額、歳出との差額を委託料ということで、全部の施設が基本的な考えの中でしてあったと思いますけれども、そこの増えたですね、詳細について、ちょっと私予算全体ですので、詳細までわかりませんので、詳細については、また商工観光課のほうでお答えいただければと思います。考え方としては、そのような考え方の中で算定をして、指定管理の委託料については、考え方の中でしてあるということです。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　温泉センターの指定管理料につきましては、増額の要

因としましては、温泉センターの利用料の算定見直しによる減額、それと消費税分の増額、それと人件費等の増、また、リスク分担で燃料費等のですね、見積額が当時の見積額で１リットル当たり７０円で算定をしてあったわけですけれども、今回、３年平均で１０４円で算定をしておりまして、そういった関係でも増額の要因となっております。

また、当初、前回の指定管理の更新時に、入館者を、７万５，５００人で算定してあったわけですけれども、年々入館者が減少しておりまして、予算額に対しまして、実際の収入額が１５０万円ほど下回っているような状況にありまして、今回、平成２９年度から３１年度の利用客及び利用料の客単価、前回は３０５円で算定をしてあったわけですけれども、今回は２９５円で算定をいたしておりまして、利用者の高齢化、人口減少も鑑みまして、年間の利用者数を６万９，４１４人で算定をいたしているような状況であります。

とにかく利用者の減少も考えられるということで、コロナの影響もあると思いますけど、その辺で収入は減りまして、歳出のほうも人件費とか、その燃料代のほうが増えるということで、今回、増額になっております。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　実態的にはそうかと思います。ただ最近、新聞のほうによくあります。温泉プール、道の駅等については、収支が非常に不均衡になってしまってですね、第三セクターは町がつくるということで大赤字で三セクの廃止というようなことで、どんどんどんどんやっぱりその非常に財政が厳しくなってくるとですね、そういう施設自体を閉鎖というような動きが今各市町村出ております。今、実際の収支状況を見ますとですね、毎年、温泉センターも２，０００万円程度税金を投入していると。また、温泉プールについても大体平均の１，６００万円以上の税金を投入しています。これは指定管理者だから委託費として相手にやらないかんというようなことは、それは当然契約ですからありますけれども、本当にこういう施設自体が必要なのかどうか。また、そのやり方をどうすればもうちょっとよくなるのかというようなことをですね、やっぱり堆肥センター、昨年いろいろと問題を提案して、非常に好転しているということをお聞きいたしております。これは社会循環型ということで、いろんな牛糞であるとか、下水道の汚泥の処理とかも含んでですね、非常に農業に対しても波及効果も非常に強い施設でありますので、これも非常に牛糞の無料収集によってですね、またさらにその点が改善されたというふうに聞いております。一生懸命そういう面で頑張っておられることは高く評価をいたしたいと思います。やっぱりそういう温泉センター、温泉プール等について、町内、町外の皆さんが使っていらっしゃいますけれども、本当にこれの、町民の苓北町の税金ですね、これこそ交付税措置されない、純然たる税金でこの収支を賄っていかないかんというような施設でございますので、本腰入れてどういうふうにしたらいい

のかというようなことも検討を進めていただきたいと思います。

次に、公債費に充当する一般財源の件でちょっとお伺いいたします。

公債費は、昨年度から３，０４５万５，０００円、元金、利子償還金で減になっております。ただそれでも額としては７億３，２５７万円というふうな高い金額になっております。この中では、交付税措置される分もあろうかと思いますけれども、当然、緊急防災対策事業も７０％が基準財政需要額に算入、これが一番高い算入率かと思いますが、そういう面では、町長も津波対策のための避難タワー、緊急避難地造成事業、また、志岐集会所について、この有利な起債を充当して多額の地方債を発行されておられます。そういう意味で、この公債費、これが基準財政需要額に算入されない元利償還金がどのくらいになるのか。当然、令和３年度はまだわからないと思いますが、わかる年度で結構でございますので、どのくらいの、今回の枠配分で算定された、本当の一般財源ですね、がどのくらい必要になってくるのかという金額を教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　おっしゃるとおり、令和３年度につきましては、算定がきておりませんので、令和２年度の普通交付税の算定によるところでお答えさせていただきたいと思います。令和２年度の地方債の償還額予算ベースで元金、利子含めて７億６，２０２万５，０００円ということになっております。そのうち、普通交付税にですね、公債費及び事業費補正等によって算入される金額が算定台帳から引っ張り出しますと、５億１３２万３，０００円ということでなっておりますので、全体の元金利子の償還を分母としますと、償還のうち６５．８％が普通交付税で算入されているということになっております。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　今の元利償還金の算入されている金額を今教えてもらったんですが、算入されないのがそれでも２億２，５００万円程度は純然たる税金で、町の税金で投入しなければならないということですね。さっき質問の中で、私もこれ正しいのかどうかっていうのが、単に２５％が自主的な施策にできるというふうに申し上げた金額ですけれども、その中から見ると、ほぼこの金額と政策的経費を見ればですね、全部なくなってしまうというふうになります。これをよく財政運営をされていっていらっしゃるなというふうには感心はするんですが、もしかしたら、本来やるべきものをやらないで、そちらのほうの財源に回しておられる実態もあるのかなというふうに思っているところです。

一応、令和４年度ですか、ピークを迎えるというようなことです。このほかにも下水道会計にはまだまだ２億円、一般会計から償還金のための繰入金を出さないかんというような状態です。これはですね、人件費とか、ほかの経費を削ってでもですね、この公

債費だけは必ず返さないかんと。これ返さないと大きなことになりますから、ですから、税収が減っていくと、この公債費の額が重くのしかかってくるというふうになります。そういう面で、あとでまた申し上げますが、財政健全化計画の策定というのにつながっていくわけでございますけれども、その辺りの一般財源、交付税に措置されない一般財源の投入、これに対しての認識はどういうふうにお持ちなのかを再度お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　できれば１００％の普通交付税算入される地方債があればいいわけですけれども、事業を執行していく上では、大体国庫補助金が約半分ということで、残りの約５割の費用につきましては、自前で調達するということになりますので、一般財源で直接払うか、起債を借りて、その償還で事業を執行していくかということになるかと思います。

当然、公共事業等債につきましては、残りの財源は充当率が９０％で、そのうち、交付税措置が２０％ですので、約１８％ということですので、そこにつきましてが一番その後年度にですね、現金の部分での支出が多くなるということでございます。将来負担比率にございますけれども、いわゆる議員がおっしゃいましたとおり、特別会計への繰出金ですね、これ主なもの、ほとんどがこれまで施設整備を行った部分に対する元利償還金ですね、についてが大半でございまして、今後、下水道、水道ですね、ほかの特別会計の返済状況もこちらで把握しておりまして、下水道については令和７年度までが２億円ぐらいでずっと元利償還が続いていくということです。水道についても令和７年度ぐらいまでがなりますけれども、水道は例に申し上げますと、平成３０年度が１億５９０万３，０００円ですね、元利償還が。令和元年度が７，２７９万７，０００円程度、令和２年度から５年間ぐらいが４，４５３万５，０００円程度ということになっておりまして、ここ２年ぐらいで約３，０００万円ずつぐらいは償還の金額が減ってきているということでございますので、これまで施設整備を行った部分については、おっしゃるとおり、しっかりと償還計画を立てて返していくということになりますので、その分のあと、令和４年度までがちょっと一般会計のほうも７億円を超える元利償還になっておりますので、そこを過ぎますと、令和５年度で４，０００万円ぐらいの現在、借り入れを行っている部分についてですけれども、マイナスになってくると。その先は、令和５年から６年度がマイナス７，０００万円、令和６年度から令和７年度がマイナス５，０００万円ということで、随時減ってくることになります。ただし、税収等の７５％が基準財政収入額になりますので、需要額と相殺されますので、残りのいわゆる留保財源と言われている２５％分について、まずここの償還に充てて将来の負担を減らしていくというふうな考えの中で財政運営をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　十分注意をしながらその辺りの財政措置を考えていただきたいと思います。

次、町の財政状況と今後の財政運営についてでございます。

田嶋町長が初当選されました、平成３年当時の苓北町は、まだ過疎団体に指定され、町税収入は６億円弱しかなく、財政力指数は０．２０という大変厳しい財政状況にあられたかと思います。平成３年度末の地方債残高は３９億円、当時ですから相当大きな額だと思いますが、それでも基金残高は２１億円ありました。その後、平成７年１２月に火電の第１号機の営業運転が開始されて、平成８年度の町税収入は、何と３７億円余に急増をいたしております。その後も安定した税収により、地方交付税の不交付団体にもなって、一時は県内一裕福な町となりました。また、苓北火電の固定資産税により、安定した財政運営ができるということから、天草市への合併も離脱され、単独の道を選択をされたところでございます。平成３年度から令和元年度までの一般会計決算状況の推移を見ますと、平成１０年度、歳入は何と７８億４，８００万円まで拡大をしております。ただ、毎年度の収入はほど使い切っており、基金への積み増しもされなかったようなことじゃないかと思います。基金残高を見ますと、平成４年度末の２８億円まで増えましたが、その後、取り崩しを行って、令和元年度末には１１億円まで減少いたしております。その中で、財政調整基金残高は９億円は何とか確保されておりますけれども、令和元年度から令和５年度までの財政計画におきましては、令和５年度末では２億円を切るというような見込みを立てられておられます。

また、熊本県が発表した令和元年度の普通会計の決算概要によれば、経常収支比率９１．５で、県内市町村平均を下回るまでになっております。ただ、将来負担比率は１０７．６％で、これ熊本市につぐ県内市町村中２位の高さでございます。多分これはですね、基金残高が極端に少ない、ほかの町村に比べてですね。これが大きな要因になっているのかとは思いますけれども、それでもこの将来負担比率が高いというのは、先ほど公債費の純然たる一般財源を投入しなければならない、この金額に比例しているものかと思います。現年の財政が非常に厳しいという状況をさしているものじゃないかと思います。

また、歳出面で見ますと、人件費の指標であるラスパイレス指数については、平成３１年４月１日現在、公表されておりますが、苓北町は９７．４％、県内町村中２番目に高い状態です。また、公債費も高止まりしておりますので、県内市町村で一番財政状況が悪化しているのではないかというふうに推測をいたしております。本当にイソップ童話のアリとキリギリスではございますけれども、本当に人がみんな厳しい時は、もうギターでも弾きながら優雅な生活を送って、いざ、冬に来ると本当に一番きつい思いをしながら頑張らないかんというような状況に今なっているんではなかろうかというふうに

思います。

令和３年度当初予算につきましては、一般財源の大幅な削減を断行され、ただ先ほどいろんな話を聞きますとですね、廃止したものはないと。ただ、３年以上経過したのは、通常の見直しと同じような形で調整している。住民サービスは逆に増やしているというような説明でありましたので、何かその２億円の一般財源の枠削減というのが、何か今一つよくわからなくなったというのが直接の感じでございます。

そういう中にあっても財政は日々悪化していくんじゃなかろうかというふうに思っているところでございます。今現在、国会で審議されております新過疎法に基づく過疎団体、これは苓北町も指定要件に合致するということで、ぜひ過疎団体になりたいという話ではございましたけれども、ただ、この過疎債、ソフト事業にも充当ができるように、非常に財政措置をよく考えてありますけれども、これはですね、過疎指定団体、ほぼ県内でも財政力指数が０．３を下回るような、本当に脆弱な市町村が多いところでございます。それで当面の財政危機は回避できたとしてもですね、また過疎債を増発していくというふうになると、先ほど過疎債も基準財政需要額に算定されるのは７０％ですね。３０％は当然税金で対応せないかんものでございますので、このまま借金が増え続けると、さらなる町民に負担を背負わせるということになってまいります。まだまだ財政的には余裕があると、これは先ほどの町長の答弁で、今の財政はまだ大丈夫だというふうなことを再度申されたんだと思いますけれども、だからこそ、今の段階でですね、本当に人件費も含め、また、指定管理になっている温泉プールとか、いろんな施設の管理も含めてですね、全てをきちんと見直した上で、どのように今後もって行くのかというようなことをですね、ぜひ役場職員全員で検討していただいてですね、財政健全化計画というものを策定した上で早急に財政の立て直しを図る必要があるんじゃないかと思いますが、再度、その点について、町長の考えをお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　今、ご指摘がありました案件は、今までの事実を述べられておると思います。私も非常な税収があったときから、これはもう最初から固定資産の償却でどんどん減っていく計画ではありました。そういった意味で、この近隣を見てみますと、みんな過疎団体ばっかりです。天草市、上天草市、全県で２７団体過疎自治体であります。そこに今苓北町が入ろうとしているわけでありまして、その面でですね、この固定資産の償却がどんどん進むにあわせて、我々はどうしていこうか。これはあくまでも雇用を生む企業を呼びたいと、これがまず第一ですね。それとあわせて、財政的にどういうふうなことをしたらいいのかということで、この十数年、やはり過疎にやはりなる状況がですね、生まれてきておりました。そういう状況を捉えて、これは議員立法です。この過疎法というのは、議員立法ですから、関係ある主要な先生方のご意見も聞き

ながら、そして、我々の意見も申し上げて、もう１０年前にですね、財政力が０．１よかっただけでならなかった。５年前も財政力が０．１よかっただけでならなかった。あのならないのと、なるのとではですね、０．１の差でならないというのは、みんな現金をほとんど使わなきゃいけないんですね。現金を使って、財政対応をしていかなければならないわけですが、これが例えば１０年前、０．５５以下でした。苓北町が０．５６だったと思っております。それにならなかったばかりに、常に現金でやっていかなきゃいけない。あとは、起債をするにしてもたった２割しか交付税充当がない、公共事業債等の債権を借りるしかなかったということでありますので、私たちも仲間を集めて、とにかくみんなで過疎に入れるように。皆さん見ていただければわかると思います。熊本県でも過疎の指定を受けているところは、基金が多いんですよ。どうしてかというと、現金を使わなくてあまりいいからですよ。使わなくていい、例えば、さっき倉田議員からの質問にありました、９，９００万円の中で半分は国が見てくれる。その半分は公共事業等債でありましたならば９０％しか借りれない。あとの１割は現金で出さなければならない、町が。ところが、過疎の指定を受けますと、過疎法が採択されます。そして、その５０％のあとの５０％、１００％お借りできます。その中で１２年で借りるわけですが、特に交付税に７割、元利とも見ていただける。もうそこで２，５００万円ほどの金額の差がですね、出てくるわけですね。過疎になったからといって格好悪いと思っておられる方もいらっしゃるかと思いますが、熊本県内で、さっきも言いましたように、苓北が入ると２８団体、みんなそこは天草市だって、それがあるがために潤沢な現金を持っているんですね。だから、そういった意味で今回の法律が、今、法案が出されているとおりのことで可決されますと、苓北町も入っていくと。今後は、いろんな面で歳出には懸命な努力をしなければなりませんが、今までよりもずっと現金が少なくてすむわけです。だからそこを上手に財政運営をして、現金を貯めながら、この１０年間をですね、しっかりと対応していくことが大事であると。また、そのためには、もろもろの温泉とか、プールとかのご指摘がありました。私どもは民営化をするに当たって、民間の方々の自由な発想と、そして我々ができないいろんな対応をですね、していただいて、黒字にもっていっていただける。そういうことを想定してしたわけでありますが、今は申し上げて何かと思いますが、赤字補てんを待っておられるような状況であります。これは直していかなきゃいけないか、あるいは、赤字を少なくするために、最初やってた、役場が経営していく。第三セクターじゃなくて役場が経営していくというようなことも考えていかなければならない状況だと思っております。ですから、今、経営しておられる方は、損したらみんな役場が補てんしてくれるということをしっかりと考え直していただきたい。これは担当課長も担当者もそうです。そこの運営していかれる方々に自分たちの経営努力の中にあって、そこで利益が出てくるということをお考えいただけるよ

うに、我々の教育不足でもあると思いますので、そういうことを踏まえながら、今後、財政運営に対応していきたいと、そういった意味で、我々も過疎に入ったからと安心はできません。ただ、今までより自由な現金が住民福祉施策に回していける。あるいは、町道等の改築等に回していけるような状況も、今までより以上に出てくるというような考え方をしております。まずは財政運営に対して厳しい対応をしながら、今回の過疎の指定については、１つの追風だというふうな考え方をもって、大事な国の予算、これも国民の血税であります。これを十分に使いながらですね、苓北町の豊かさをさらに取り戻せるように頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君）　時間がきましたので、これで山口利生君の一般質問を終わります。

次、通告４番、髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　通告４番、４番議員、髙戸幸雄です。議長から一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

今回は、来年度、令和３年度に向けた苓北町の取り組みのあり方について、順次質問を行いたいと思います。

さて、去る１月、議員全体会において、来年度、令和３年度の予算編成に向け、執行部より私たち議会に対し、例年にない形で予算編成方針が示されました。その中の１つに、従来から町民と議会を結ぶ議会だより「きずな」に対し大変厳しい課題が提示されました。いろいろな意見がありましたが、最終的には、費用弁償全額カットをはじめ、数々の節約を行うことで発行継続という形で決着をみたのは周知のとおりでございます。

最初に、日本経済の現状と国・県の動向について説明があり、このことを踏まえ、本町の財政状況と令和３年度の予算編成が縷々説明されたわけでございます。私は、これらの説明資料ごとに、個々の事柄について質問を行いたいと思います。

まず、九州電力苓北発電所についてですが、固定資産税そのものの内容についてはわかりかねますが、先の令和２年９月定例会の折、経済産業大臣の石炭火力発電所休廃止発言を受け、この案件に対し、一般質問が４名の議員から行われました。このことに対する本町の関心度の高さゆえの現れだと思っているところでございます。私も質問を行った１人でございます。ところで、去る２月１７日付けの全国紙に、石炭火力休廃止には慎重、迫られる対応として、電源開発及び九州電力両者の電力事業者としての対応及び発電所の立地自治体として長崎県西海市の今ある姿、考え方が述べられておりました。時同じく、苓北発電所では、現在、２号機の定期修繕が行われているようでございます。コロナ禍の折ではありますが、本修繕作業は必要不可欠な修繕作業であるとの理解を示した上で、私は、発電所立地町である苓北町として柔軟な対応を望むところでもございます。

なお、当時の一般質問に対する答弁の中で、九州地方電源地域連絡協議会を通じ、国や九州電力に対し、要請を行うとともに、国と電力事業者の協議に注視するとありましたが、その後、どのような情勢であるかを伺いたいと思います。

次に、財政健全化に向けて。

令和元年度市町村別決算では、財政力指数は０．５０であり、八代市と同じく、県下９番目となっているものの、基金積立金現在高では県下２番目に低い基金残高であり、将来負担比率においては、平成３０年度は第１位であり、令和元年度では第２位と、いずれも高い数値を示しております。県内ではもっとも厳しい財政下におかれていることを改めて認識する必要が必至であると思われます。いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

また、自主財源確保とし、町有財産の売却とふるさと納税制度のさらなる拡充を図るとありますが、ふるさと納税の拡充はよしとしても、有効活用の名のもとで、ただ単なる町財産の売却による自主財源を確保とするならば、いかなるものと思うところでもございます。何か目的のある財産処分を考えてあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、令和３年度重点取り組みにつき、５項目の取り組み事項について質問をいたします。

５項目にわたる施策がそれぞれ示されております。

まず第１の新型コロナウイルス感染症対策については、間もなくするとワクチン接種が始まるわけでありますが、的確な情報をいち早く町民に知らせる努力に努め、スムーズな接種が行われることを望みます。

なお、引き続き、感染症対応を地方創生臨時交付金を利用し、充実した経済対策の推進を図られることを願います。

残り４項目については、実質な協議の場でございます、予算審査特別委員会の席上で意見を交わしたいと思います。

最後に、直近の課題と考えている３項目の質問に移ります。

まず、第一に、長年にわたり、誘致企業として本町の発展に貢献された株式会社キューアサが今月をもって撤退をされることは本当に残念というほかありません。今後、坂瀬川地区のあるべき姿が心配されます。なお、撤退による影響の中で、多額の使用料があった水道及び下水道両特別会計に与える状況についてお尋ねをいたします。

企業誘致については、現在、マグロ養殖が計画され、臨港道路整備が間もなく竣工の運びでありますが、いまだ不透明の状況かと思われます。厳しい中での企業誘致と思われますが、ただただ時間が過ぎて行く状態ではないのでしょうか。現状とその対応についてお伺いをいたします。

続いて、第一次産業である農業、その中で、畜産業の育成について質問を行います。

農林水産省は、１６日、農林水産物の輸出拡大に向けた実行戦略を掲げ、牛肉など１３品目、熊本県を含め、３５３産地を選んだと発表がありました。今後は、輸出先の需要に応じ、品質確保等の体制整備が課題であるようでございます。このような状況の中、天草市の和牛繁殖農家が郷土誌で紹介されました。３年前から優秀凍結精液を入手、和牛凍結精液導入事業を展開しているとして、そこで、私は、早速ＪＡに出向き、苓北町の状況把握に努めたところ、既に導入事業によって生まれた子牛は、平均単価最高値で取り引きされているとのことでありました。ＪＡ苓北では、他のＪＡに先駆け、購買者のニーズを的確に捉え、迅速に事業に取り組まれた、まさにその成果であります。私は、平成２７年１２月定例会において、ＴＰＰ協定大筋合意により影響が一番大きいであろう、先行きが不透明である畜産業に対し、町としての対応を願うとして一般質問を行った経緯がございます。当時のことを思い起こすと、うそのような話であります。そこで、今一歩先を見越した本事業に対する支援策の考えはありませんか。お尋ねをいたします。

次に、感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の再考についてお尋ねをいたします。

令和２年８月１２日現在の素案の中で、議会中継システム整備事業が提案されておりました。私は、議会だより「きずな」の休止案が提案されていたため、一時的な感情で、本整備事業を除外するよう意見を述べた経緯がございますが、現在のような議会傍聴のような形及び若年層に対する選挙啓発を鑑みると、本整備事業による動画配信が最適であると思っています。よって、再考を求める次第でございます。いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、本年３月に期限が切れる過疎地域自立促進特別措置法、（通称）過疎法に代わる新法案に関し、新たに本町、苓北町が対象の指定となる見通しが明らかとなりました。このことについては、ご案内のとおりでございます。本法案につきましては、昭和４５年、過疎地域対策緊急措置法を皮切りとして、１０年間の時限立法のため、本案の名称こそ変わったものの、その度１０年の期間延長を重ね、現在に至っているようでございます。この間、当初は地域社会の基盤強化を目的に、現在は、過疎地域の自立促進を目的として数々の財政支援が行われてまいりました。

本町においては、九州電力苓北発電所からの税収増加により、財政力を基に除外対象の自治体となり、現在に至っていることもご承知のことと思います。令和３年度から再び指定されるわけでありますが、複雑な思いもございます。しかし、町長がいつも言われます。有利な起債、過疎債の借り入れが可能となってまいります。従来のハード事業から最近はソフト事業の拡充が図られているようでございます。そこで、本法案成立後、どのようなスケジュールとなるかお尋ねをいたしたいと思います。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。

なお、答弁を得たのち、一問一答方式により、自席にて再質問を行います。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の髙戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、九州電力苓北発電所１号機休廃止に対する町のその後の対応、また、その情勢についてであります。昨年１０月６日に九州地方電源地域連絡協議会で経済産業省資源エネルギー庁を訪問し、石炭火力発電所立地自治体の実状と休廃止による地域の課題等について要望を行っております。１０月２９日には、休廃止の対象となっている松浦発電所がある松浦市長友田様と今後の対応について面会の上、協議を行い、１１月２５日に両市町長で九州電力本社を訪問し、「非効率石炭火力発電所フェードアウト検討に伴う要望書」、フェードアウトというのは消えてなくなるという意味ですね。を提出しました。また、長崎県及び熊本県とも連携をして、国に働き掛けを行う必要があるため、１２月４日に熊本県エネルギー政策課を訪問し、一緒に国に対する要望活動を行っていただくよう依頼をし、合意を得ました。

今年に入り、国への要望を行うようにしておりましたが、コロナ感染拡大による緊急事態宣言が発生されましたので、実行できなくなっております。今後、コロナの感染拡大が落ち着きまして、立地自治体である松浦市ほか関係機関と連携して、国に対して要望を行いたいと考えているところでございます。

なお、今のところ、苓北発電所１号機は、発電効率が高いため、今後の休廃止議論の対象には含まれない見込みであるとお聞きをしております。九州電力本社に出向いたときの九州電力の考え方については、今、国でその１号機も含めた中で、松浦が一番大きな被害があるようですね。Ｊパワーの１号機、そして九州電力の１号機、これが苓北の１号機よりも危ないということであります。そのときには、九州電力の社長の次に権限を持っておられる方が３名出てきておられました。そのときの話では、全て国の要請を受け入れるけれども、今の九州電力では、全てを自前でやっていく状況ではないと、ないので、やはり国からの手助けをいただきたいと。それには、我々、松浦市も、そして長崎県も、そして熊本県も、苓北町も一緒になって国にお願いをしていきますということで帰ってきたところであります。その後に、苓北発電所１号機は対象にならないと、対象にならないということではありますが、やはり２０３０年を目途にですね、多分そこまでは今度は改善の指令が来るのではないかと、そのときの手前の作業として、我々が国からそういうときの補助を引き出す約束をしてもらうということが大きな課題になっているかと思っております。

次に、現在の財政状況につきましては、振興計画に掲げる財政運営の取り組みとして、地方債残高を２０２８年度、令和１０年度までに約２０億円圧縮するという計画を立てておりました。それもですね、目標以上に圧縮できる見込みであります。基金残高につきましては、平成３０年度末で８億６，９８０万４，０００円でありましたが、令和元年

度末で９億２，６２８万６，０００円、令和２年度末の基金残高で約１１億円となる見込みであります。将来負担比率につきましても、平成２７年度決算では１４０．１％でありましたが、令和元年度決算におきましては１０７．６％、年々減少をしております。今後も地方債残高の圧縮を図る一方、基金残高を増やすことによって、将来負担比率は減少する見込みであります。

また、本年４月１日に施行される新過疎法において、過疎地域の地域指定がなされますと、過疎地域市町村計画に基づいて、これまで他の起債では対象となっておらず、一般財源で支出しておりました事業につきましても、過疎対策事業債を活用し、一般財源を確保していくなど、引き続き、財政の安定につながるよう取り組みを行ってまいります。このことについては、財政力がですね、０．５１が今度の基準でありました。０．５０の苓北町も入る模様でございますが、法律が定まったらですね、まず、官報によって、その後、都道府県に加入自治体の報告がいきます。その報告を受けながら、もう今も準備をしておりますけれども、過疎事業計画を立てて、県からの説明も受けながらですね、その後、その計画を町議会でご承認をいただいた上で、県と国の審査を受けると、大体年末近くになるのではないかと思っておりますが、それで正式に認可、その事業計画が承認されますと、過疎法にしたがって、過疎債を発行できるようになる予定でございます。

まず、過疎の忸怩としたものが過疎指定にはあるとご質問がありました。確かに名前がよくないんで変えてもらいたいと思うんですが、過疎に入りますと、本当に財政力はものすごく低いわけですね。でも、苓北町よりいっぱい基金がある。どうしてかというと、それは現金があまり要らない。返す金は出てきますけれど、その７割方を交付税で見てくれますので、非常に我々としたらありがたい法律ではないかと思っております。これを今後の振興計画の中に入っているやつを含めてですね、どれが過疎法に当てはまるのか、しっかり県とも相談をしながらですね、今後の財政計画を立てていきたいと、そうすることによって、現金が出ていくのが止められて、現金が貯まっていく状況が出てまいります。そういった意味では、令和２年度まではですね、非常に厳しい財政運営でありました。今後も厳しい財政運営は続きますが、そういった過疎法をですね、上手に使っていけば、現金が貯まって、過疎債が少しは増えますけれど、今のところの予定では計画以上の起債残高を減らしていけるという考え方でおります。そういった意味で、令和３年度ですね、非常に待ち遠しい年でもあると。そして、しっかりと国・県の指導をいただきながらですね、この過疎法を上手に使って、町民生活の福祉の安定、そして生活の向上につなげていければと考えているところでございます。

次に、株式会社キューアサ撤退による影響であります。

私どもも青天の霹靂と言いますか、この報告を会社から聞きまして、びっくりしたわ

けでございます。そんな中で、水道及び下水道特別会計に与える影響についてでありますが、水道料金につきましては、本年度の水道使用料で予算額１億５，９８０万円の約１％弱がキューアサが使っておられた料でございます。また、下水道料金につきましては、本年度下水道使用料金につきましては、本年度、下水道使用料予算額１億８３１万２，０００円の４％弱の減収があると想定しており、特に下水道特別会計に与える影響は大きいと考えております。これらの経営への影響による対応として、令和３年度予算におきまして、電気料金の大規模割引契約や脱水汚泥の堆肥センターへの運搬などの実施により、継続的な維持管理費の縮減を図りながら、適切な事業運営を行ってまいります。

次に、マグロ養殖についての誘致活動でありますが、先ほどからも何度も申し上げておりますように、最初はヨコワから育てる養殖をですね、日本で一番マグロの扱い高が大きい東洋冷蔵というところから依頼がございました。準備を進めておりまして、もろもろの養殖の、漁協ともあわせてですね、進めてまいりましたが、突然のことに国際的なマグロの状況が非常に変わってまいりまして、完全養殖のマグロしか、もうこれからいけす許可はしないという法律まで日本でもできまして、この完全養殖をやるということの中で、今引っかかっているのが、新聞にはたまに４、５０キロのやつができたと、新聞に載るということはまれな状況であるから載るわけですから、大体１０％、まだ稚魚から成魚にかえるまでですね、越えられない。まだ商業ベースに乗っていない状況の中で、東洋冷蔵もこの事業にはですね、最初はヨコワを釣ってきて入れるということだったんですが、完全養殖ということになるとなかなかできない。ほかの業者もですね、今までやっていたいけすはそのまま使っていいと。だから、ヨコワを入れて大きくしている会社も、東洋冷蔵も含めてたくさんございます。そういう意味でですね、非常にこの経営面で新しい方式でやるとなかなか会社にとっても難しい判断を迫られておられるようで、今のところ時期尚早だということであります。また、昨年はですね、新しく社長が変わられましたので、お会いして、今後の促進についてのお願いに行こうかと思っておりましたが、最近のコロナの情勢の中で、お会いすることはできませんでしたが、今申し上げた状況は変わっていないということであります。

しかし、これは我々もですね、海を使ったすばらしい試みであると思っておりますので、今後ともですね、コロナの状況が終わったらしっかり会社訪問もさせていただいて、お願い、誘致活動をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、３点目の畜産業の育成についてでありますが、今年度の畜産業振興施策といたしまして、従来の優良家畜導入補助金、ＥＢＬ対策のための吸血昆虫駆除対策補助金等に加え、新たに給仕作業労務負担軽減を図るための完全混合飼料利用拡大補助金を設けたほか、堆肥センターでの牛糞回収料、処理料を無料化することで、畜産農家の労務、

経費の負担軽減を図ってきたところでございます。議員ご承知のとおり、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、外食産業をはじめとした需要の低迷から、子牛のセリ価格は全国的に大幅に落ち込む状況がございましたが、天草畜産農協では、子牛セリにおけるＥＢＬ陰性牛表示により、購買者の信頼を得ることで天草黒牛のブランド化を推進し、価格の安定に努めておられます。

また、和牛凍結精液導入につきましても、ＪＡれいほくでは、他ＪＡに先駆け、平成２９年度から取り組んでおられ、今年度におきましても、百合白清をはじめとした、優良血統雄牛の精液約１６０本の購入確保されておられます。この優良血統雄牛の精液は高価ではありますが、その分、子牛セリにおいて高い評価が得られております。議員ご提案の精液導入支援につきましては、ＪＡれいほく畜産部会をはじめとした関係機関との協議の中で、従来のＥＢＬ陰性牛導入支援をはじめとした各種畜産業振興策の見直しを含め、事業者の主体的取り組みについて、引き続き、必要な支援ができるよう努めてまいります。

次に、議会中継につきまして、昨年１２月の定例会において、野﨑議員からご質問があった際、「議会としての考え方の集約が必要だと考えましたので、議会としての今後の進め方等も含めて、整理していただいた中で、議会からの要望があれば苓北町としてもより効果的な配信について検討を進めていく必要があると考えております」と答弁させていただきました。まずは議会としての考え方の集約をお願い申し上げます。

最後に、新過疎法成立後のスケジュールについてであります。

熊本県にお尋ねしましたところ、法案が成立していないので、はっきりしたお答えはできないということでありましたが、過去のスケジュールによりますと、５月に新過疎法の説明会が開催されます。その前の段階は、先ほど申し上げましたとおりでありまして、新過疎法が成立しますと、官報に載って、そして都道府県に各自治体の明細が送られてくるということであります。

まずは、新過疎法の説明会が開催され、これは５月になると思います。熊本県の基本方針が示されたのちに、市町村計画を策定し、熊本県計画との調整と協議を行い、議会、これ町議会のですね、町議会の議決を経て、国に市町村計画を提出することとなるようであります。現在、町におきましては、準備作業にとりかかっているところであります。なお、熊本県内の現在の過疎町村は、県内４５市町村のうち、天草市、上天草市も含めた２７市町村が地域指定を受けており、その恩恵を受けられているということであります。苓北町が２８番目、卒業するところはございませんでした。

次にですね、町有財産の売却による自主財源の確保として、何か目的のある財産処分を考えているのかというご質問でありました。現時点におきましては、将来活用計画のない普通財産のうち、土地が広く、企業誘致等に適した一部の町有財産については、目

的のある財産処分を考えており、現在、精力的に売却に向けての交渉を行っており、これは近々その成果が現れてくるというところまで至っております。成果が現れましたら、また議会にもご報告させていただきたいと考えております。

以上で、髙戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　それでは、順次再質問を行いたいと思います。

まず、苓北発電所のほうでございますけれども、苓北発電所の今後の成り行き次第ではですね、大変になることは必至でございます。あえてこういった質問をさせていただきました。特に、３月２日付けの全国紙の中で、福岡県の苅田町、私も１回、苅田には行ったことございますけれども、そこの新１号機発電所がですね、効率が低いということと、再生稼働エネルギーに保管する出力調整が大変困難だということで、４月にはもう休止をするという報道がされておりました。あわせて、新小倉発電所４号機が老朽化の原因として、２０２２年３月に廃止をするんだと、鹿児島県の川内発電所のほうも同様だそうでございますけれども、川内については、石油ですから、これやむを得ないかなと思っていたんですけども、新小倉が町長ご存じのとおり、ＬＬＧですが、液化天然ガスを利用した発電所と書いてありますので、ここまできたのかなと思い、こういうふうに問わせていただきました。

なお、１号機については、今のところ大丈夫だという返答でございますけども、全国紙の中でもですね、今度は本気なんだと、政府も本気ですよという大きな見出しが載っておりましたので、今後ともほかの立地自治体と綿密な連絡をとりながらですね、大変なことにならないように今後ともよろしくお願いしたいと思います。

財政状況につきましては、特に私、将来負担比率にずっと興味といいますか、持っとります。ですから、機会あるごとに将来負担比率については、都度あるごとまたご質問させていただきたいと思います。

それから、町有財産の売却の件でお尋ねをいたしますけども、近々その成果が現れるだろうということでございますけど、何かこう今報告できる範囲で、何かありましたらお願いしたいと思いますけども。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　九州電力１号機につきましては、国もですね、まだまだ効率がいい発電所であるという解釈の中、それとあわせて、九州電力全体のいわゆる効率化を考えれば、その１号機はですね、今廃止する問題ではないと。今先ほど言われました、苅田町にあるあれは苅田発電所と言うんですけど、そこはですね、もう５０年以上経っています。そういうことの中で、老朽化が著しいところは、もう多分九州電力も自主的にお辞めになったんじゃないかという思いであります。そういった意味で、今は安堵し

ておりますが、数年先はわかりません。そのためにはですね、九州電力も国の指示どおりやっぱりやりたいとおっしゃっておられますので、そのときは、もし大改善が必要であるならば、やはり国の補助が必要であると。もう今は昔のような状況ではないということで、それを我々がやっぱり努力しなきゃいけないと。国からですね、そういう大改造が必要な場合に、補助を出すというようなことをやっぱり引き出してこなければならないと考えているところです。これには、１つ、やっぱり九州知事会、あわせて九州電源立地協議会、そしてまた、立地自治体、そしてその県、これ全部が力をあわせてやるべきではないかと考えております。ところがですね、九州知事会で７県ありますが、２つの県が反対したと、勘違いなさっているのは、我々は今のままで、悪いままの判断であっても継続させてくれと、九州電力も思っておられませんし、我々も思っておりません。そのときには、しっかりと改善をした上で、指示どおりにしてやりたいと、そういうことをですね、そのときの補助をしていただけるようにお願いしたいというようなことでありまして、そのことをよく説明したら、熊本県もその１人だったんですけど、理解をしていただきました。一緒にやろうということになった次第であります。そういった意味でですね、今後はまさにピンチはチャンスといいますか、これが変えられるとどういうことになるかと言いますと、もし５００億円、１，０００億円の基準で改善されて、ＣＯ２も減って、そすとどうなりますか。固定資産税がまた入ってくる。当然入ってくるわけです。そういう面で、我々もここがピンチだったけどチャンスに変わりうる、九州電力にとっても今後、新たな電力が必要であります。どうして必要かというとですね、自然再生エネルギーは非常に立派なエネルギーです。ただし、天候次第でですね、使えなくなる可能性もある。そのときの電力調整には、このやっぱり火力というのがないとですね、やっていけない。もう停電が起こったりですね、安定供給ができなくなってくる。そのために、原子力もできるんです、それが。ただし、原子力は１回ずつ棒を抜いたり何かして危険な作業もしなければなりませんので、やっぱり火力発電所がどっかで必要であると。そういうことの中で、燃焼効率の比較的高い、この苓北発電所の１号機、２号機は現在のままでやっていくというような形になったようでございます。

以上です。

売却については、もうちょっと詰めといいますか、個別の、個人名とかがまだ出ないほうがいいような状況でありますので、必ず町に有効な状況の中で売却ができる状況になりつつありますので、もうしばらく、あと１カ月とは言いません。もうしばらく待っていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　福岡県の苅田発電所については、私もカンダかカリタかちょっとわからなかったものですから、あえて全部町村名ということで福岡県京都郡苅田町と

いうふうにありましたので、あえてカンダという名称を使わせていただきました。ご指摘は確かに受けていきたいと思います。

それから、町有財産の売却、期待して６月の定例会にこう掲載されることを望んでおります。

次にですね、キューアサ、株式会社キューアサの撤退ですけれども、上下水道、特に下水道に対する影響は４％だと、大変大きな使用料だと思います。せっかくここまで順調にきた上下両特別会計、特に水道に至っては、やっと一本立ちするのかなと思っていた矢先にこういったことでございます。今後とも維持管理については、応分の経費が必要となります。担当課におかれましては、加入促進に努めていただきたいと思います。

なお、これはあくまでも試案なんですけども、８５％が当時は収入があるならですね、８５％の経費がかかったうち、８５％収入あるならばどうにかこうにかやっていけるというふうな案がございました。そこで、例えば、加入率が９０％以上の自治体、自治区ですか、そこあった場合には、報奨金制度を時限立法で結構なんです。２年か３年、検討するというような方向で進めていただけないだろうかと思います。このことは今言ってもですよ、予算が伴いますので、１年かけても結構でございますので、検討方お願いしたいと思います。これは答弁は、よって要りません。

次に、畜産業の育成について再質問を行いたいと思います。

現在までにですね、畜産産業振興のために各種の補助事業を展開されていることに関し、改めて感謝を申し上げたいと思います。今回、提示いたしました、優良血統牛の繁殖事業を含め、今後とも引き続きの支援をよろしくお願いしたいと思います。

本町においては、志岐、都呂々地区の中山間地域及び富岡半島の先端部においては、子牛の繁殖が農業の柱となっているかと思います。本町の畜産は、以前の子牛価格の低迷期、そして、ＴＰＰ合意による多様期、そして、最近では天草家畜市場の統廃合ということで、何回となく危機が訪れております。そのたびに、生産者及びＪＡ、そして天草畜協、そして当該の自治体から応分の支援を受けながら全員が一体となってですね、これを乗り切れた結果で今日があるのではないかと思います。なお、今後ですね、より一層の経営安定のために飼育牛の病気予防がこれから必要になってくるかと思いますけども、それに対する何か対応策はないでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　町内畜産農家にとりまして、ご指摘のＤＢＬ対策はですね、子牛の価格の安定のためにも大変重要であると考えております。

町長の答弁と重なるところもございますけども、引き続き、ＪＡれいほくの畜産部会とも協議しながらですね、必要な支援策が取れるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　牛の白血病対策についてはですね、県下でもいち早く天草全体がこれに取り組まれ、それを含めて今があると思いますので、今後ともよろしくご支援方お願いしたいと思います。

次に、地方創生臨時交付金を活用した議会中継システム整備事業の再考なんですけれども、概算についても、当初登載されたときは２００万円程度で、金額はそう多くないと言ったら語弊になるかもしれませんけども、現在の録音による配信をただ動画配信に変えるだけですから、やってみる価値は大いにあろうかと思います。むろん、先ほど言われましたけれども、議員の方々の同意が必要だと。私もですね、やっぱり時勢、今にあったその議会活動内の取り組みの配信も必要ではないかと思います。これについては、こういったことを鑑みるとですね、議員に反対される議員はいらっしゃらないと思います。町民から選ばれた議員として、それを廃止にすることは議員として最低限の要件でございますので、これに対する反対の方はいらっしゃらないだろうなと、これはあくまでも私の私見ですけども、そういうふうに思いますので、それが議会の、また全協等々で議論されると思いますけども、賛成多数でなったおりについては、よろしく予算方お願いしたいと思います。

最後に、新過疎法、過疎対策に対する取り組みでございますけれども、私は以前、役所に勤めており、そのときの過疎債の借り入れの担当もした経緯がございます。以前はほとんどの対象というのは、地域社会の基盤強化、先ほども町長が言われましたけれども、道路整備がほとんどでございました。その中で、本町が４月より新過疎化法の対象となったと。複雑な思いがあると言ったのはですね、人口減少が１つの要件でございます。ですから、人口減少がなったということは、それだけ過疎にますます拍車かけたという１つの数字上の表れではないかなと思います。確かに言われるように、融資については有利になるけれども、その一方では、過疎のスピードが従来よりも増してきたという、そういった思いがありましたので、複雑な気持ちなんだということを述べたわけでございます。その点について、町長、どのように思われますか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　当然ですね、過疎は人が減ることによって過疎化して、衰えていく可能性が高い、そのことによって、それを食い止めるために国の支援をこの過疎法で止めていかれるわけですね。本当は卒業生がどんどん出るのがいいんですけど、今まで卒業したというところは、苓北町がいったん卒業しましたけれども、あまり聞いたことはございません。それとあわせて、今回の新過疎法の特徴は、その人口減少を昭和３５年から今まで見てたのを昭和５０年からということで、苓北町はその３５年からも５０年からも両方とも人口減少ではですね、該当しておりました。特に昭和５０年からと

いうと、志岐炭鉱の閉山とかがあって、一段と人口が減った時であります。そういう意味で、そうじゃなかったほうがよかったのかなとは、今は私は思いません。こういう状態で、いわゆる町の財政をですね、いいほうに切り替えていくのは、この新過疎法が一番最適ではないかなと考えておりますし、のちのちの九州電力の１号機等につきましてもですね、いつまでも使えるとは思いません。そのときには、国の補助をいただいて、新たなものを、立派なものをつくり直していただければ、そこがさっき言ったように、ピンチがチャンスに変わる、苓北町にも相当な固定資産税が入ってくる。この１０年間は、財政力がよくなっても抜けないでいいそうでありますので、非常にその辺はですね、１号機がずっと使われればいいけど、どこかで必ず国からの指摘があると思っておりますので、その前に我々も国からの補助等をですね、しっかりとみんなで力をあわせてですね、勝ち取っていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　確かにですね、財政的には有利になるかもしれません。私たちも以前は全て過疎だと、過疎債を借ろう、過疎債を借ろうといって、過疎債でどうしても借りれないものについては、その臨時財政対策債とか、そういったほうに目を向けた経緯もございます。ただ、先ほど申しましたとおり、過疎地域の要件として、市町村ごとに人口減少の要件及び財政力要件により判定をしたんだということで、これ過疎対策の概要、令和２年４月２８日付けで総務省から出てる、これインターネットで調べたんですけども、こういったことがあったもんですから、一方では、財政的にはいいかもしれないけど、こういった要件に苓北町がなったんだなと、改めて感じたものですからこういった質問をさせていただきました。

措置が元利償還７０％ですよね。残り３０％、やはり自前なんですよ。特に充当率が１００と言っても、審査の段階ではやっぱり１００はちょっと難しいかなと、多分、私たちは、当時は９０％で申請しながら、専決処分で９５までもっていった経緯がございます。そこで９０の場合には、必然的に７割ですから６３％の補助事業だということで、３７％はあくまでも自前なんですよ、というあくまでも机上の計算ですけどね、そういったことがありますので、やっぱり過疎債についてもうまい具合に利用せんといかんかなと思います。

人口減少の中においてですね、過疎対策の理念ということで載っておりましたけども、持続可能な地域社会形成と自立促進のため、本起債の有効活用を、私も望むわけでございます。このことについて、再度考え方をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　考え方ですればですね、６３％とおっしゃっても、公共事業等債に比べれば圧倒的に有利な起債、それだけやっぱり過疎地域をなくそうという国の意

識でありますし、これ国会議員の方々の議員立法なんです。国会の先生方のやっぱり総意ではないかと思っておりますので、我々もとにかく人口は少なくなったけれど、これはもう全国的な現象であります。しっかりした対応策をですね、作って、住民の福祉の向上と、生活の安定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　期待される過疎債でございます。最初が肝心かと思いますので、じっくり構えて、立派な計画を立てられることを望みます。

最後に、町長にお願いでございますけれども、明日、３月１１日、３．１１東日本大震災から１０年を迎えます。安心して住める苓北を常々町長述べておられます。明日、できたら時間を取っていただいて、この１０年の節目を迎える東日本に対する言葉といいますか、それをお願いして、私の今回の一般質問全てを終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　今の件ですが、非常に大事なことだと思います。これは議会でまず決めていただいて、その時間になったら、私どもは議会と一緒になって、その時間に黙とうをするのはやぶさかではございませんので、まず議会でご検討ください。

○議長（錦戸俊春君）　これで、髙戸幸雄君の一般質問を終わります。

ここで２時４５分まで休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後２時２９分

再開　午後２時４５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告５番、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　こんにちは。通告５番、７番議員、浜口雅英です。質問の相手は町長、質問形式は一問一答です。

質問事項１、新型コロナウイルス感染症対策。

質問要旨１、新型コロナウイルス感染症防止対策。

新聞報道によれば、令和３年２月２５日現在の新型コロナウイルス感染者数は、世界で１億１，２５９万人余り、死者数は、２４９万人余りとなっております。この新型コロナウイルス感染症に関しましては、令和２年６月の第５回定例会、同年９月の第６回定例会でそれぞれ一般質問をしました。第５回定例会では、２０１９年１２月、中国で突如原因不明の肺炎患者が確認されたとの報道があったということ。翌年１月１６日に

は、国内初の感染者が発生し、同月３０日には、世界保健機構が緊急事態宣言を発し、２０年５月２７日現在、世界での感染者数は約５６０万人、死者数は約３５万人であることを、そして亡くなられた方々のご冥福と感染されておられる皆さんの早期回復をお祈りしました。第６回定例会では、新型コロナウイルス感染者数は、令和２年８月２３日現在、全世界で２，３００万人余り、亡くなられた方々は８０万人余り、国内でも感染者数は６万人余り、亡くなられた方々は１，０００人を超えておられるようですということ。そして、町には、今進めておられる予防策を引き続き町民の皆さんに確実に実施していただくよう要請していくべきと定義しました。さらに、コロナ禍が町に、町民にどのような影響を与えた事例があるのか。このコロナ禍による町の一次産業、二次産業など、産業界や教育、その他町民生活に与えた影響は、そして、これに対し、町独自の取り組み、県や国の施策との共同の取り組み、例えば、１人当たり一律１０万円の国からの特別定額給付金等々取り組んでおられる町の施策の状況をお知らせくださいという質問をしました。町長からは、８月２８日現在の取り組みについて、報告と施策の説明はありましたが、一次産業、二次産業、三次産業と業種ごとの経済状況、町民個人の経済状況についての説明はありませんでした。今回は、このコロナ禍による一次産業、二次産業と産業界や教育、その他生活困窮者の発生等、町民生活に与えた影響を掴んでおられると思いますのでお知らせください。

さらに、新聞等では、政府の発表としてワクチンの接種が２月１７日から先行接種を医療従事者に、３月には優先接種として、その他の医療従事者に、４月以降に高齢者と基礎疾患のある人、夏以降に一般の国民への接種という報道がなされています。町外の件は新聞やテレビ等々の報道により、これらの情報が伝わってきますが、苓北町内におけるこれらの対策はどのような状況なのでしょうか。

本町におけるＰＣＲ検査の件、ワクチンの接種に関する件などの具体的な方法、手段等は計画されていると考えますので、このことを町民に告知すべきではありませんか。

質問要旨（２）コロナ禍における財源対策。

コロナ対策関係が多くを占めることになるのではと思われる新年度の予算策定には、大変苦慮されておられると考えます。令和２年１２月の第８回定例会の一般質問で提起しましたように、町もいつ終息するのか検討もつかないこのコロナ禍による財政の見通しと運用に苦慮されておられることと考えます。

そこで提起しますが、今後も厳しくなっていくと思われる本町の財政見込み等を考慮しながら、今１２月議会において、町長、副町長、教育長の特別職給与及び議会の議長、副議長、議員の報酬のそれぞれ６月と１２月に支給される期末手当２．６月分は、執行部三役及び議員の総額で約１，２１９万円になります。この金額が多い、少ないの判断は別にして、この期末手当２．６月分を新型コロナ感染症の終息見込みがなされるまで

の間、それぞれに支給しないとする事項の条例化を提起しますが、いかがですか。に対して、町長は、コロナ対応には、まずは国及び県からの交付金等を財源に各種事業等に取り組んでおりますし、十分なコロナ対策ができるような体制にもっていく努力をし、どうしても足りなくなった場合には、そういったことも考えていくべきでございますが、今はそういう時期ではないと考えておりますということでしたが、今でしょう、町長、副町長、教育長の特別職給与及び議会の議長、副議長、議員の報酬のそれぞれ６月と１２月に支給される期末手当は、執行部三役及び議員の総額で約１，２００万円になります。この期末手当２．５５月分を新型コロナ感染症の終息見込みがなされるまでの間、それぞれに支給しないとする事項の３月議会での条例化を提起しますが、いかがですか。

町民納税者の苦悩を前にして、まず執行部三役、町議会議員は、身を切る覚悟でコロナ対策が大きなウエイトを占めると思われる令和３年度の予算編成にあたるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項２、防災対策。

質問要旨（１）河床掘削による河川の適正管理。

町内には、河川延長８．８キロメートルの都呂々川をはじめとして、主な河川が２３本、これらの延長は５７．３キロメートルであり、その他の河川は本数不明ですが、延長は４２．３キロメートルで、町内の河川の総延長は９９．５キロメートルに達し、行政には、これらの河川に対し、河川災害、河川流域の災害を防止するための適切な管理が求められます。

管理道路の不備や河川規模の大小、河川の位置等により十分な管理体制の構築が厳しいということは理解できますが、中には上津深江川のように、これらの条件には問題がなくても河川護岸の高さが不足したまま簡易土嚢で応急処置だけの箇所もあります。また、松原川等のように、定期的に河口堆積土砂の取り除きや小路川のように河岸の竹木の除去作業が進められている箇所も見受けられます。このような中で、志岐川の国道３２４号にかかる天神木橋から下流に約１００メートルの箇所に大量の土砂が長期間堆積し、大きな中州になり、河川幅を狭め、この中州には、竹木も自生しております。この天神木橋の下流区域は、集中豪雨により浸水する頻度の高い区域であることはご承知のとおりです。積乱雲が帯状につながり、この積乱雲の集合体である線状降水帯による豪雨災害が懸念される中で、竹木の自生した中州が川の流れの支障にならないよう、１日も早い早急な取り除きが求められると考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）道路の適正管理。

令和２年の第８回定例会で、町民生活や産業の振興に欠くことのできないライフラインの一つである道路のうち、町が管理する林道一本と、町道一本の管理をお尋ねしました。

町道については触れられず、林道は行き止まりで、普段の利用はほとんどないという一言でした。しかし、第７次基本構想では、生き生きと暮らせる苓北、豊かで活力に満ちた産業づくりという項目の中で、林業の振興は、木材生産機能だけではなく、生物の生活環境の保全、土砂災害の防止、水源の涵養など、多目的機能を求め、このことの基盤となる林道の適正な管理、作業道の整備を進めますとあるのは公助だけなのでしょうか。この林道の普段の使用はほとんどないというのはなぜでしょうか。林道に限らず、道路や公共施設の利用が少ないという状況が確認されたなら、税金を充てた公共施設については、なぜ普段供用、使用されないのか。その原因を掴み、適切な運用、維持、管理に努めるべきではありませんか。

ところで、町道椎葉線が町道小星川内線から分岐し、幅員３．１メートルで、延長３，０４３メートルで供用されております。一時期は、林道高葉山線と接続させるという計画もあったようにお聞きしておりますが、今回は、この椎葉線の管理についてお尋ねします。

情報は掴んでおられると思いますが、この道路の沿線は、イノシシの放牧場と化しているのではないでしょうか。イノシシによる道路の山側の裏面の崩れや、路肩の裏面の崩れが顕著です。加えて、このことにより、管理不十分のため、降水や湧水等の水により、路面や路側が大きくえぐれております。これらの沿線には、水田もありますので、現場検証の上、適切な維持管理に努めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（３）坂瀬川海岸の保全。

坂瀬川海岸の消波ブロックは設置されてから何年が経過しているのでしょうか。町長もご存じのように、当該箇所に設置されている消波ブロックは、各々が勝手な方向を向いているといっても過言ではありません。加えて、砂に埋没しているブロックも見受けられます。これまでの議会の中で、これらを安全計算、安定計算に基づいて適切に据え直し、地域住民の高潮に対する不安の払拭を提起してきました。これに対して、３２４号線海岸沿いの越波対策工事が熊本県により本年度から始まり、順次実施されるという町長の回答でしたが、実施区域はどこからどこまでで、施工年度はどのように計画されているのでしょうか。さらに、長崎浜停留所付近の消波護岸ブロックは、周辺に比べて一段と沈下しています。このことには、これまでの議会の中で、この沈下を問題提起しましたが、町の回答は、県の考えは、当初計画どおりで、風波による変化もないと捉えているということでしたが、今もその考えに変わりはないのでしょうか。

質問要旨４、年柄海岸の保全。

年柄海岸の遊漁船の船だまりになっている海岸には、大きな洗掘がみられ、利用者の危険防止と、背後地の国道、集落の保全のために、これの対応に積極的に取り組むべきと議会の中で何度か町の考えをお尋ねしました。令和２年の第８回定例会でもお尋ねし、

町の回答は、本箇所の管理について、年柄船組合と九州電力の団体名はあがってきましたが、公共の施設であり、当然その管理は、熊本県ではないのかと考えます。このときの町の回答には、県の存在は示されませんでした。仮に、公共の施設を民間等が占用なり、借用なりする場合は、これの管理者である公共団体への申請、契約の取り交わし、そして、許可という手順になるのではないでしょうか。本箇所は、建設海岸という話もあったと思います。とすれば県との契約が必要なのではありませんか。その中で、例えば、当該箇所の崩壊等についても私的な行為による崩壊、あるいは、今回のような台風等による自然現象による崩壊が発生した場合、これらの復元等についても、その原因、内容によって種々対応が考えられますので、当然、今回のような状況も契約の中で適切に処理、対応するということを示されているのが通常ではないのでしょうか。いずれにしましても、本箇所には大きな洗掘が見られます。このため、利用者の危険防止と都呂々地区での基盤の落石等、熊本地震の影響もささやかれている中で、背後地の国道の安全管理、集落の保全のためにこれらの対応に積極的に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨５、落ち松葉の適正管理。

令和２年の第８回定例会で、沿岸地域住民の苦悩をお伝えしました。繰り返しになりますが、その内容は、西海岸の富岡漁港区域内の暴風防潮林、遊歩道、階段護岸、暴風垣根、そして東海岸の富岡港漁船船溜まり一帯、町道東目線の富岡浄化センターから高速船発着所までの海岸に暴風防潮林として松の木が植栽されており、一定の役割を果たしておりますが、これにより、大量の落ち葉も発生しています。そして、この松並木の根元に枯れた松葉がうず高く積み上げられています。このような中で、これまでも議会等を通じて堆肥センターでの水分調整材、あるいは火力発電所の燃料として対処できないのかと提起してまいりましたが、堆肥には分解できない松葉の性質があるとか、発電所の燃料には海岸の落ち葉なので塩分を含んでいるとの答弁があり、富岡西海岸の松葉の処理処分については、本年度中に熊本県において対応する旨の回答でした。

次年度以降についても、東海岸も含め、松葉の片づけは引き続き地域の皆様のご理解の中で対応していただきたいと考えており、処分については、地域との協議の中で必要に応じ、町で対応することを検討してまいる。また、堆肥センターでの水分調整材としての活用は、これまで回答したとおり、松葉は脂分が多く、分解に時間がかかる。また、松葉を使用した堆肥は賛成の値が高いために、弱アルカリ性の土壌を好む町の主要作物であるレタスの圃場での使用には向かないことなどから、堆肥センターでの松葉処理は考えておりません。

あわせて、苓北発電所での燃料としての利用も同様に、海岸線の松葉は、塩分を多く含んでおり、ボイラー等の腐食の原因と成りかねないことからも、活用は厳しいとの回

答で、現在、何の対応もされていないようです。

西海岸は、今年度中に県が対応するということですが、単年度で対処できるのでしょうか。松の木が植栽されている限り、長期的な対応を視野にいれるべきではありませんか。また。具体的にはどのような方法、手段で処理されるのでしょうか。さらに片付けは引き続き、地域の皆様のご理解の中で対応していただきたいということですが、地域の皆様の理解はどのような形で取られますか。

さらに、これの処分は必要に応じてということですが、具体的にはどのようなことなのでしょうか。

また、水分調整材としての活用は、元年、２年に回答したとありますが、これにきたる根拠は、第三者に示すことができる研究機関、もしくは試験場などの結果なのでしょうか。発電所の燃料としても、ボイラーの腐食の原因になりかねないという九州電力の考えのようですが、その濃度は何％なのかお尋ねします。

質問要旨（６）曲崎海岸の適正管理。

藍色の海と富岡城を囲む木々の緑の山紫水明の景観を背景に、早春のハマジンチョウを眺めながらこの曲崎一帯の海岸を散歩すれば、まさに心が洗われる気持ちになります。つい先日までは、町長もご存じのように、この曲崎の外側には、先の台風による大木等の大量の漂着物により、足の踏み場もないような状況でした。遅きに失する感はぬぐえませんが、それでもこれらの漂着物がとてもきれいに取り除いてあります。海岸の状況は、一潮ごとに大きく変わってしまうということはよく言われますが、それでもこれらの漂着物が取り払われた後の風景には、すばらしいものがあります。ただ、この管理道路の路面が傷んでおり、人の通行に支障があります。できますれば、所有者である国と協議され、天草国立公園の富岡ビジターセンターと富岡城、そして、遠くに長崎県の野母崎半島や島原雲仙の勇壮な姿を望むことも可能です。さらに、日の出の時間には、坂瀬川から志岐に連なる尾根を越え、神々しく姿を現す日の出を臨むこともできます。改まって金をかけずとも、自然のままの環境を適切に管理することで、恵まれたこの自然景観をセットにしての情報発信は観光振興につながるものと確信いたします。

ところで、この海岸部には、２級町道元袋線が、元袋公民館から右折してこの海岸に接続しているのはご存じのとおりです。この町道脇には、複数の住家も存在しております。この町道終点部と曲崎海岸管理道路の交点部は、低い土手が海岸防波堤としての役割を果たしているようですが、高さも低く、しかも自然のままの形状です。コンクリート製の防波堤は途切れており、大きな波を遮ってくれるような構造物はなく、大波を防ぐ手立てはありません。台風や集中豪雨のときは、心休まることがないそうです。先の台風では、この低い土手にも大量の漂着物が押し寄せ、一部は民家の外庭まで来たとのことです。町は、現場をよく確認され、振興計画に基づいた、安全・安心のまちづくり

に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（７）都呂々木場地区の地すべり対策。

都呂々木場地区は、集落を囲んで山並みが走り、これらの山腹、尾根沿い、あるいは沢を横切るような形で県道、町道、林道があります。これらの道路は、地域住民の生活に大きく貢献しています。しかし、これらの県道、町道、林道は、それぞれが複数の崩壊箇所を抱えています。平成３０年の第１８回定例会の折、木場地区の地すべり対策の一般質問をしました。この時は、林道と町道に大規模な地すべりが見られる。地域住民の生命と財産に危害を及ぼすことがないように、早急な対応をすべきというものでした。

町長は、この時、林道はまだ山が動いている。山が動いている間は手がつけられない。町道はボーリングにより水位等の調査を行っている。法面高７メートルにすべり面らしいものが確認されたということでした。

本町においても、国道３８９号線で数十トンもある巨岩が国道路面に落石しましたが、これは熊本地震の影響を受けているのではないかという話もあっておりました。

ところで、森林基幹道苓北天草線では、災害復旧工事が竣工したあとに、その箇所が再び崩壊しましたが、これらの原因は何でしょうか。地形、地盤か、設計か、工事施工か、検証する必要はないのでしょうか。

災害復旧工事には、高率の補助金が国から交付されますが、国の交付金といえども国民の税金です。原因を究明する必要があると考えます。町道の災害復旧工事は、地すべりが原因とのことのようですが、仮に、この地盤の特殊性、地域全体の地すべりが原因ともしていないとすれば、この木場集落全域をボーリングして、地層の状況、現況を確認すべきと考えますが、いかがでしょうか。

これらの林道や町道の災害発生と連動して何か変わったことはありませんか。変わったことは聞いておられませんか。例えば、井戸水が枯れたとか。水がわき出したとか。土砂災害の前兆事項は、町のハザードマップに示されていますが、このような実態は掴んでおられませんか。

繰り返しになりますが、全域のボーリング調査の検討をされたらいかがでしょうか。

そして、もし生活用水の井戸水が枯れたとかの異常があれば、安心して暮らせる苓北という基本目標に沿った行政の適切な対応が求められるのではありませんか。

質問事項３、教育の振興。

質問要旨（１）児童生徒数の推移と、これの対応。

平成２９年第１６回定例会で教育長に質問し、３０年の第１８回定例会で町長にお尋ねした経緯があります。

人口減少に歯止めがかからず、少子化が進んでいく中で、三度質問いたします。

これまで質問した中で、複式学級のメリットは、児童一人一人に指導が行き届き、そ

れぞれの個性や適正に応じた指導が可能。自主学習の習慣へつながっていく。異なった学年が共にまなぶことで、独自の交流や特色ある活動ができる。

デメリットは、集団教育の効果が低い、固定化した人間関係により、序列意識を生みやすくなる。他の学校とのテレビ電話による同時授業、スクールバスを利用しての他校への訪問事業、交流事業等により交流学習を行い、デメリットの解消を図っている。統廃合、小中一貫教育は、児童・生徒数の推移の状況と保護者、地域の皆様方のご意見を伺いながら検討すべきと認識しているが、現在、統廃合は考えていない。小中一貫教育の取り組みについても、現在のところ全く考えていないということでしたが、令和元年、町政年報によれば、町内４小学校の児童数の推移は、平成２２年の３９８人を基準とした場合、１０年経過した令和元年の児童数は３３２人の実績で、この１０年で６６人が減少しております。今日、急速に進行する人口減少、少子高齢化に対し、行政が効果的な施策を行使できない状況の中では、この児童現象の状況はやむを得ない結果かもしれません。このような児童・生徒の減少が進んでいく中では、統廃合小中一貫教育の取り組みも視野に入れた検討委員会などを立ち上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、小規模校にはいくつかのメリットとデメリットがあるということのようですが、このデメリットの解消のための手段をとらなければならないとすれば、その手間は統廃合することによって時間経費等がなくなるというふうに思います。教育行政は、その子どもたちを地域の中から独立させて頑張ってもらう。苓北町のために、大きく言えば、九州、日本のため、地球のために頑張っていける。そういう学力、知力、体力を養うのが教育ではないのでしょうか。今日、急速に進行する少子高齢化に対し、この児童減少の状況はやむ得ない結果かもしれません。しかし、行政には一刻の猶予もできない対策、施策が求められます。中学校も平成２７年の４月に統合しましたが、平成１５年、統合の１２年前に検討委員会を立ち上げられておられるようです。このようなことから、ぜひ統合するのか、しないのか検討するため、早急にこの検討委員会を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（２）バス通学生の通学環境の整備。

このことも令和２年の第８回定例会で質問し、その前の同様の質問をしておりますが、現在まで何の進展も見られませんので、これも再度、町長の考えをお尋ねします。

義務教育を終え、将来の夢と目的に向かって突き進む第一歩として、天草市内へのバス通学生がおられます。その数は、令和２年１１月２日現在、概数で３４人程度で、町内３１カ所の停留所のうち、利用されているものは１２カ所のようですが、大部分の停留所は、雨風をしのぐものも照明もありません。冬の寒い早朝に背中を丸めてバスを待つ姿も見られます。このような状況を放置することなく、教育振興の立場から、バス通学生の通学環境を守るべきという観点で町長の考えをお聞きしておりました。

毎日の登下校に利用する利用頻度の高い通学生を優先して取り組むべきと考えておりましたが、町長の回答は、バス通学生に限らず、町民全体の利活用を視野に入れた幅広い見地からの考えのようでした。確かに、便数は減ったとはいえ、商業バス、そしてより効率的で使いやすいために見直しを進めておられる、町内巡回バスの運行には、全てのバス停の改善は、バス通学生の環境を守る教育の振興に止まらず、高齢化が進む本町の住民にとっては、とてもありがたい取り組みです。さらに、島原半島のバス停は、地区の特徴を生かしたキャラクターの停留所が見受けられ、地域のＰＲに大きく貢献していると考えます。このことも含めた取り組みを検討されたらいかがでしょうか。

いずれにしましても、バスの利用状況の資料等もお持ちのようでございますので、１日も早い取り組みを期待します。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず１点目、新型コロナウイルス感染症対策の新型コロナウイルス感染症防止対策に関するご質問の中で、一次産業、二次産業、三次産業等業種ごとの経済状況、町民個人の経済状況について、これらの状況はどうなっているのか。コロナ禍による町民生活に与えた影響は掴んでいるのかとのお尋ねの件でございます。

２月末現在、農林漁業では、事業の継続を支えるための事業継続支援金、こういうのでお答えしたのは、まずは客観的でいいのではないかと思ってお答えさせていただきます。

継続支援金に農業で１６７件の申請、経営の維持安定のための資金借入に９件、３，０６０万円の申請があっております。１６７件の詳細を申し上げますと、収入が前年度同月と比較して５０％以上減少したとして国へ申請した事業者が１６５件、３０％から５０％未満減少したとして県へ申請した事業者が２件でございます。

商工業では、事業の継続を支えるための事業継続支援金に１５５件、内訳は、法人４１件、個人１１４件の申請があり、経営の維持安定のための資金借り入れに１８件、２億８，７１０万円の申請があっております。１５５件の詳細を申し上げますと、収入が前年度同月と比較して５０％以上減少したとして、国へ申請した事業者が１４８件、３０％から５０％未満減少したとして県へ申請した事業者が７件でございます。

また、町民の方からのコロナ禍における生活困窮に相談につきましては、社会福祉協議会におきまして生活相談を受け付けており、生活福祉資金特例貸付の総合支援資金に延べ１４件、７８０万円の申請があっているとの報告を受けております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報についてでありますが、国の情報等を注視しながら、町の広報誌、告知端末放送等を通じて、随時、町民皆様へ周知し

てまいります。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策につきましても、引き続き、町民皆様にご理解とご協力をいただくよう呼びかけを行ってまいります。

次に、昨年１２月議会に引き続き、終息見込みがなされるまでの間、特別職と議会議員の期末手当を支給しないこととする条例化の提案がございましたが、昨年お答えさせていただきました、コロナ対応につきましては、只今のところ、国及び県からの交付金等を財源に、各種事業等に取り組んでおりますし、今回の３月補正にもお願いをしております。また、いったん国にお返しをした中で決定されますと、来年は８，０００万円以上のコロナ対策が出てまいります。そういう対策をしっかりやりながら、議員ご提案のような状況になりますと、我々も当然のごとくご協力をしていくべきだと考えておりますので、昨年お答えしたのと同じ回答であります。

次に、防災対策についての質問でありました。

１点目の志岐川に係る堆積土砂の取り除きにつきましては、現地確認後、管理者である熊本県の担当課に早急な撤去について要望をしております。この件については、実現されるまで何度もお願いをしなければと考えているところであります。

２点目の町道椎葉線につきましては、現地確認を行い、状況を把握しております。今後、路面整備等必要な措置を実施いたします。

３点目の坂瀬川海岸の保全につきましては、熊本県が越波対策事業として、上津深江地区から工事を施工しておられます。

現在まで平成３１年度予算分２０８メートルを施工し、令和２年度予算分で３５６メートルを施工予定とのことであります。今後の計画につきまして、県の担当課にお尋ねしましたところ、令和３年度につきましては、引き続き、上津深江地区を実施予定とのことでありました。

予算がまだ確定をしておりませんので、施行延長は未定とのことであります。

また、坂瀬川地区につきましては、長崎浜バス停付近も含めて、現在、調整中とのことでありました。

４点目の年柄海岸の船着き場につきまして、九州電力苓北発電所に経緯をお尋ねしましたところ、発電所１号機建設時に、建設予定地にあった旧船着き場３カ所の移転補償として、移転新設の費用を年柄地区に支出しており、移転新設工事等は年柄区長の責任において行ってもらっているということであります。

なお、今後の異議申し立てはしないものとして、当時の年柄区長と補償契約書を取り交わしているとのことでございました。

また、発電所２号機建設時、建設工事に伴う小型船の退避場所として利用するに当たり、船溜まり土砂等の浚渫工事を行っておられます。なお、この工事以降、浚渫工事は

行わない。今後の異議申し立ては行わないものとして、当時の年柄船揚管理組合長と確認書を取り交わしているとのことでございました。

なお、海岸保全区域等における占用許可につきましては、漁協から船揚施設について申請が出ており、既設工作物等の損害は、許可を受けたものの責任において、これを処理するとの許可条件となっております。

こうした経緯から、当該洗掘箇所の構造物につきましても、船着場建設時に当時の年柄区で整備されたものと思われ、補修等につきましては、現在の年柄船組合で実施していただくことになると思われます。しかし、今後、年柄船組合とも協議をした上で、どのような対応をしていくか、詳細な検討をしてみたいと考えております。

次に、５点目の落ち松葉の適正管理についてでありますが、富岡西海岸の松葉処理についての熊本県の対応について、天草広域本部漁港課へ確認しましたところ、本年度予算での対応が困難であり、次年度、早期に対応する旨の回答があり、改めて、早期の対応をお願いをしたところでございます。

次に、松葉処理についての長期的な対応についてでありますが、富岡西海岸、東海岸ともに暴風・防潮林の整備により、地域住民の生活環境の改善が図られたものと考えており、自助・共助・公助の中で、これまでどおり、清掃に当たっていただくこととしておりますが、清掃後の松葉の改修、処分については、県とも相談しながら、町の責任において対応することとして、新年度予算に必要経費を計上させていただきました。

次に、堆肥センターでの水分調整材としての活用が不向きであることの根拠についてでありますが、令和元年３月議会及び令和２年１２月議会一般質問における、松葉は脂分が多く、分解に時間がかかること。また、松葉を使用した堆肥は、酸性の値が高いため、弱アルカリ性の土壌を好む町の主要作物であるレタスの圃場での使用には向かないとの回答につきましては、松葉堆肥の活用に取り組んでいる和歌山県美浜町の石灰要素入りのもみ殻を加えて、松葉の発酵を促進させ、１年以上かけて堆肥化している事例とあわせ、天草広域本部農業普及振興課の専門的立場からの見解をもとに答弁をさせていただいたところであります。

なお、苓北発電所の燃料としてボイラーの腐食の原因になりかねない塩分の濃度は何%かの質問でありますが、苓北発電所に確認し、具体的な数字は示せないが、現在、投入している燃料中の塩分濃度は石炭が０．０３％程度、木質チップが０．００５％程度、これが目安になる。なお、現在使用中の木質チップについては、塩分のほか、発熱量、水分、形状等を確認して受け入れているとの回答をいただいたところでございます。

次に、６点目の曲崎海岸の適正管理についてでありますが、ご指摘の町道元袋線終点部と曲崎海岸管理道路の交点部について、現地の状況を確認し、地元の方からお話を伺い、土手の部分を塞ぐことや、海岸側に越波防止の構造物を設けることは、逆に潮風を

舞い上げ、塩害を助長する恐れがあるため、現状のまま、自然のままでよいとのご意見をいただいたところでございますが、引き続き、現地の状況を注視していく中で、地元からの要望に応じて、必要な対応策を検討してまいります。

次に、７点目の都呂々木場地区での地すべり対策についてであります。

まず、森林基幹道苓北天草線における災害復旧箇所の被災の原因についてでありますが、被災箇所は昨年７月３日から４日の集中豪雨時に周辺の表面水が被災箇所に集中したことで、路面に亀裂が生じ、亀裂から雨水が侵入し、路肩が崩壊したものであります。この被災原因につきましては、災害査定において了承されており、現在、災害復旧工事を施工中であり、今回、災害復旧工事に加え、被災箇所の両側に横断側溝を設置し、雨水の集中を防止する計画といたしております。

なお、林道、町道の災害復旧工事と連動して、何か変わったことはないかとのお尋ねでありますが、林道施設におきましては、森林基幹道地すべり箇所付近の湧水から引いていた農業用水に濁りが生じたため、他の湧水箇所から引き直した事例はありますが、町道善亀線地すべり箇所をはじめ、林道、町道被災箇所周辺において、井戸が枯れる、水が湧き出す等の報告はあっておりません。

また、木場集落全域のボーリング調査につきましては、引き続き、道路パトロールの強化とあわせ、地元の方からの情報を基に、早期に対応できるように努めてまいります。

次に、教育の振興についてでありますが、１つ目の児童・生徒数の推移と、これらの対応については、教育長から答弁をいたさせますので、２つ目のバス通学生の通学環境の整備についてお答えをいたします。

バス停の整備につきましては、バス通学生のみではなく、バスの利用者への環境改善のため、整備の検討を進めてまいります。現在、バスの利用状況についての資料をバス事業者から提供いただきましたので、バス停の土地の状況等を調査し、バス路線において、国道の歩道外で設置できる箇所等の検討を行っております。今後、利用状況及び土地の状況等の調査終了後に年度計画を立て、振興計画に反映させてまいりますが、なるだけ時間をかけないでやろうと考えているところであります。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

あとは教育長からの答弁をいたさせます。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

小学校の統廃合、小中一貫教育の取り組みも視野に入れた検討委員会などを立ち上げるべきではないかについてのご質問ですが、現在、小学校の複式学級につきましては、都呂々小学校が２学級、来年度に坂瀬川小学校の１学級も複式学級となります。検討委員会につきましては、平成元年６月に苓北町学校教育充実検討委員会を設置し、小学校

の統廃合、中学校の改築、小中一貫教育に関すること等について継続して検討しております。検討委員会は１５名で構成し、令和元年度に２回、令和２年度に１回の会議を開催し、検討委員会としての考え方を町長に答申しております。来年度以降も引き続き、児童を中心に置き、児童にとって統合がいいのか、今のままでいいのかをしっかりと研究してまいりたいと考えております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

申し訳ありません。訂正させていただきます。只今平成元年と申し上げました。令和元年でございます。大変申し訳ありません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　ワクチンの接種についてですが、テレビとかではですね、いろいろリハーサルをされている画面が映りますけども、そういうところは想定されましたか。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　町のほうにワクチンがきますのが４月２６日の週になっておりまして、それに向けたワクチン接種の模擬訓練等の実施を考えております。今週初めにはですね、医療従事者の訓練のほうに、町としても職員４名が参加して見学をさせていただいたところです。今後、住民の皆様方にワクチン接種がスムーズにいきますよう努めてまいります。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　曲﨑の補強の件ですが、今のままがよいということですけど、差し障りなかれんばどなたがおっしゃったのか教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　この件につきましては、お名前については、後ほど浜口議員のほうに直接でよろしいでしょうか。

○７番（浜口雅英君）　はい。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　木場のボーリングの件で、先ほど現況と変わったとこはないかというお尋ねをしましたけども、道路パトロールなどやっているか、そういう状況は掴んでいないということですが、道路パトロールは本当にやっているんですか。本当にやっているならば、椎葉線の道路半分ぐらい崩壊している。そういうものは道路パトロールのときにあがってこないんですか。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　道路パトロールで椎葉線につきましては発見いたしまして、既にもう改修の発注をいたしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　椎葉線は道路パトロールじゃなくて、浜口のタレこみじゃなかったですか。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　その電話を受けた時には、もう既に回っておりまして。

○７番（浜口雅英君）　本当や。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　はい、それは間違いございません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　年柄の件ですけども、検討してみたいということです。何年か前にそういう取り組みはされたんでしょうけども、やはり利用されている方が１０人程度おられますので、そういう方々のためにもぜひ前向きに取り組んでほしいと思います。

それから、総体的な質問になりますが、質問というよりも提言ですが、今日質問した案件はですね、これまでもそうですが、案件は町の基本的な行政を執行する上で最上位計画として位置づけられている振興計画の具体的なありようをですね、お尋ねしているものです。指摘した、あるいは提起した課題を検討してもらうことは重要なことですが、度々の検討します、は、振興計画にうたわれている町民生活の安寧にはつながらないというふうに考えます。検討することは必要でしょうし、それは認めますが、否定はしませんが、課題があり、検討することとすれば、適切な方向性を見い出し、そして、速やかに対応し、対処すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　全く仰せのとおりでございますので、できる、できないも含めて、検討した結果をなるだけ早くお伝えしたいと思います。

○７番（浜口雅英君）　終わります。

○議長（錦戸俊春君）　これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後３時３２分

令和３年３月１１日（木）

（第２日目）

令和３年第２回苓北町議会定例会会議録（第２日目）

令和３年第２回苓北町議会定例会は、令和３年３月１１日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口　利生	２番	野田　謙二
３番	廣田　幸英	４番	髙戸　幸雄
５番	松本　良人	６番	石田　みどり
７番	浜口　雅英	８番	野﨑　幸洋
９番	山本　政人	１０番	倉田　　明
１１番	田嶋　豊昭（副議長）	１２番	錦戸　俊春（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．早退議員は、１０番　倉田　明（正午をもって早退）

７．議会書記

事務局長　龍岡　学　　書記　田中　めぐみ

８．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋　章二	副町長	山﨑　秀典
教育長	濵﨑　敏和	総務課長	尾脇　宣宏
税務住民課長	吉本　英明	企画政策課長	錦戸　雅志
教育課長	福田　誠一	土木管理課長	汐﨑　正喜
農林水産課長	宮﨑　良成	商工観光課長	西川　文孝
水道環境課長	田尻　　悟	福祉保健課長	本田　　保
健康増進室長	田尻　康彦	会計課長	松村　保則

９．議事日程

日程第１　一般質問

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（錦戸俊春君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

ここで、令和３年３月１０日付、発議第４号として、議員、浜口雅英君から議案が提出され、議長としてこれを受理、定例会３日目となる明日の発議第３号の次の議事日程に組み込むこととし、本日、皆様方に配付しております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　一般質問

○議長（錦戸俊春君）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告６番、石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　通告６番、６番議員の石田です。今日は、東日本大震災から１０年、私が苓北町の町民となって先月でちょうど１０年目になりました。今日、一番目に質問に立たせていただくことも何かの縁かと思っております。

本日は、町長に３点のことで質問をさせていただきます。

まず１番目ですが、苓北町が過疎支援対象になるとの報道がありましたが、どのような支援が受けられるのか。３月末期限切れとなる過疎法に代わる新法案に苓北町が対象になる旨の報道がありました。国の財政支援が受けられる対象市町村として、市町村が３つ増え、８２０市町村になるとのことのようで、その増える３つの中に苓北町が入っているとのことです。過疎支援対象になったらどのような支援が受けられるのかお聞きいたします。

髙戸議員の質問、また、ほかからも出されておりますが、ぜひ答弁を求めたいと思います。

２点目でございます。

海岸の流木及びごみなどの対策についてです。

浜口議員の質問にもありましたが、私は違う観点で質問をいたします。

富岡の東海岸曲崎に道路部分も通行できないほどの流木やごみが押し寄せていましたが、道路部分は先月撤去、通行できるようにはなりました。でも道路下の海岸には、下に降りることもできないくらいの流木やごみが溜まっています。例年であれば農協女性部と町が協力をしてごみの収集をやっていらっしゃいますが、今年度は、コロナ禍の中で中止になったので、あれだけ悲惨な状況になっているとは思います。でもあまりにもひどく、見た目も悪く、観光客が見たらどんな印象を持つでしょうか。苓北町は観光で交流人口を増やすと言っていらっしゃいますが、この状況を目にすると観光客も嫌な思

いをするのではないでしょうか。私も観光に行ったときに、その観光地が流木とごみの山になっていたら二度と行く気にはならないと思います。行政は何をしているのだろうと思うのは、私だけではないと思います。

今の時期の潮時には、何人もの人が海藻や貝などを採取している姿が見られますが、あるご婦人から、波打ち際へ降りようにも瓦礫や流木で足元が危ないとの訴えもありました。

先日、曲崎を１周し、７，０００歩くらい歩きました。ハマジンチョウもまだ残りの可愛い花を付けていました。町の案内標識にもハマジンチョウの群生地であるとの案内も出ておりますので、植物に興味のある方は見に行かれるのではないでしょうか。観光地である以上、美しい形でのおもてなしがいるのではないかと思うのですが、その点、どういうお考えをお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

ごみの収集については、毎年ご協力いただいている農協の女性部のボランティアに頼りっぱなしではいけないのではないでしょうか。町としても何らかの手を打つべきではないかと思いますが、その点もお尋ねをいたします。

また、海岸清掃員も県からの補助を受けて雇用しているのではないのですか。海岸清掃員の雇用状態、また、仕事内容についてもお聞かせください。

また、西海岸は、オルレのコースにも指定されています。私も何回かオルレコースを歩き、私が所属している本渡の歩こう会のグループにも案内をいたしました。２０１８年の６月議会で、西海岸の流木対策について質問をさせていただきました。その後きれいに撤去はしていただきました。そのためもあり、今は流木や瓦礫は少なくなっています。でも、浜石がせっかくの遊歩道を塞いでしまっていて、全く通れる状況ではありません。朝夕、ご近所の人が何人もの散歩コースにもなり、健康維持にたいそう役立っていると思うのですが、遊歩道はなくなってしまっています。海岸は足元が危ないのでコースを変更して散歩していらっしゃいます。私も白岩崎まで歩くのに苦労して歩きました。せっかく税金を投じてつくった遊歩道であり、町民の健康維持に寄与している遊歩道です。歩けるようにするべきではないでしょうか。白岩崎のところの階段には、鉄製の手すりというか、柵というのが取り付けてありますが、潮で錆びてやせこけ、落ちてしまったり、ぶらさがっているのもあります。危険きわまりない状況になっています。

また、海岸上部の遊歩道も波で洗掘され、ロープは貼ってありますが、足元が危ない状態になっています。遊歩道の周辺には、けなげにハマダイコンが薄紫の花を付けていますし、ハマナデシコやハマボウフウも石の間から芽を出して心を和ませてくれています。コロナが落ち着けば歩きにくる人も増えてくることでしょうし、それを期待するものですが、いつ来ても安全に歩けるように整備をするべきだと思うのですが、このことについても答弁を求めます。

３点目でございます。

災害時の避難所の整備と対策についてです。

この件については、１２月議会でも質問をさせていただきました。その紙に１月１３日って書いてありますが、２月１３日の間違いですので、訂正をお願いいたします。

２月１３日に福島・宮城で震度６強、マグニチュード７．３の大地震が発生をいたしました。東日本大震災からちょうど本日で１０年になります。揺れは同じようだったけど、震源地が陸に近かったため、津波が起こらずにすんだとのことでしたが、それでも高速道路での土砂崩れで何日も通行不能になり、新幹線は１０日以上もストップし、地震の地盤の液状化、水道管の破裂による断水、停電など、多数発生しました。建物被害も一部損壊１，６０５棟、負傷者は１０件で１５７人、死者も１人出ました。場所によっては、１０年前の東日本大震災よりひどい被害が出ているところもあったとのことです。事前の訓練の成果が出て、２時間弱で１０カ所の避難所を開設、コロナ対策も万全で、避難した人も安心して避難所生活ができたという声も出ていました。コロナ対策として、世帯ごとに入れるテントも準備してあったのを、皆さんも新聞やテレビの報道で目にされたのではないでしょうか。このテントは、世帯ごとに入れるし、プライバシーの保護の面からもいいなと思っています。１２月議会で質問したときの答弁では、仕切り板や段ボールベッドなどについては整備するとのことでしたが、整備はされたのか、お尋ねをいたします。

また、テントを購入されるお考えはないのか、お聞きいたします。

コロナ感染が心配で避難所へは行かず、自宅で過ごしていて命を落とされた人も、昨年７月の熊本豪雨のときはありました。世帯ごとのテントの中であれば安心できるのではないかと思われますので、苓北町でもテントの購入をコロナ対策として考えていただくことはできないでしょうか。

昨日の答弁の中で、令和３年度、８，３００万円は、まだ配分をしていないということでございましたので、ぜひ購入を考えていただきたいというふうに思います。

また、避難所開設もスピード感が求められますので、訓練等も必要ではないかと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

この頃は日本のいたる所で地震も発生しますし、線状降水帯によるゲリラ豪雨もいつくるか予想もできません。備えあれば憂いなし、やはり備えだけはちゃんとしておく必要があると思います。苓北町は、津波に対しては、雨風よけもなく、年を重ねた人が腰を下ろせるところもないような避難タワーをいち早く設置されましたが、地震による津波もですが、線状降水帯によるゲリラ豪雨も非常に怖いものです。昨年７月の熊本豪雨ももう少し北に線状降水帯が寄っていたら、苓北町もどのような被害が出ていたか想像もできません。人吉や芦北など、熊本南部も筆舌に絶する大きな被害が出ましたが、牛

深もちょうど満潮と重なったため、大きな被害が出ました。南部があまりにもひどかったためか、牛深は大きく報道はされなかったというふうに記憶しております。床上６０センチから７０センチくらい浸水をしていました。家具、所帯道具、タンスの中の洋服類まで泥水をかぶっていました。２回ボランティアで行きましたが、本当に大変な状況でした。避難所は、災害の場合は、一時的ではありますが、第２の住まいとも言える場所ではないでしょうか。スピード感をもって開設をし、プライバシーの確保もし、安心できることが望まれます。町として避難所衛生マニュアルは作成してあるのでしょうか。そのようなことも含めて苓北町としてのお考えをお尋ねいたします。

以上、３点でございます。

あとは自席で再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

１点目の苓北町が過疎支援対象となった場合、どのような支援が受けられるかについての質問であります。

新過疎法の施行日は、令和３年４月１日からでございますので、法案の審議もまだこれからということで、年度末までには整理するということであります。そういう状況でありますので、はっきりわかっていない部分もありますが、大体現行の過疎法とあまり変わらないということでございますので、現行の過疎法で説明させていただきます。

まず、財政面の優遇措置といたしまして、１つ目に、町が策定する過疎地域自立市町村計画に基づきまして行うハード事業及びソフト事業の財源として、過疎対策事業債を発行することができます。この過疎対策事業債は、これまでの他の起債では対象とならず、一般財源で支出していた事業にも該当する事業であれば起債を発行することができ、充当率が１００％、交付税措置が７０％となっております。

２つ目に、消防施設及び公立学校、保育所等に関する国庫補助率の嵩上げがございます。

次に、税制面の優遇措置いたしましては、１つ目に、所得税、法人税にかかる事業用資産の買い替えの場合の課税の特例。

２つ目に、旅館業や製造業などでの新増設に係る機械及び装置について、所得税、法人税に係る減価償却の特例として、特別償却が認められております。

３つ目に、旅館業や製造業などにおいて、設備を新増設する場合の機械及び装置、土地、建物に対する固定資産税の課税免除などがございます。

なお、熊本県内の現在の過疎市町村は、県内４５市町村のうち、天草市、上天草市も含めた２７市町村が地域指定を受けており、今回、苓北町が加わる予定でございます。

次に、海岸の流木及びごみ対策について、答えさせていただきます。

富岡曲﨑の台風等による海岸の漂着物については、既に取り除きが終わっております。石田議員からお話がありましたが、曲﨑にはハマジンチョウが自生しており、ＪＡ女性部等各種団体のご協力をいただきながら、環境保全に努めているところであります。

また、町におきましても、海岸漂着物地域対策事業により、ごみ収集を行っておりますので、今ご指摘のありましたような件につきましても、引き続き、これらの対策をしっかりと講じながら、自然景観の維持に努め、観光振興につなげていきたいと考えております。

なお、西海岸の海岸遊歩道に打ち上げられている石、流木につきましても、現在、除去作業の発注を行っているところでございます。

また、白岩崎への通路の鉄柵につきましては、既に補修を終わっております。

洗掘箇所につきましては、今後、環境省、熊本県とも協議しながら、１日でも早く対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、災害時の避難場所の整備と対応について、３点の質問がございました。

まず１点目の仕切り板や段ボールベッドの整備及び、２点目のテントを整備する計画につきましては、間仕切りではなく、２メートル四方のテントを７４３張、幅６２センチ、長さ１．９メートル、高さ４２センチの折り畳み式簡易ベッドを１００台発注し、３月２日に納品が完了いたしました。

３点目の避難場所の開設訓練につきましては、ご指摘のとおり、必要と考えておりますので、今後、出穂期前に使用の仕方、避難所の運営等の避難所開設訓練を計画しております。

以上、石田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　１点目はまだはっきりしないということでございますが、お答えいただきました。それで結構でございます。

２点目でございますけども、先日、私は「天草の海は今」という講演会があり、参加をいたしました。日本自然保護実践部門大賞と天草文化賞を受賞された有明町在住の吉崎和美さんという人の話を聞きに行ったんですが、自然の砂場の海岸はやっぱり年々少なくなっているということでございましたし、この四方を海に囲まれた天草でさえ、護岸工事でコンクリートで囲ったり、テトラポットを受け入れたりして海辺の生物や植物が極端に少なくなってしまっている。でも、苓北の海岸は、まだ自然の砂浜が残っている場所があるとのことでございました。自然災害も頻繁なので、どうするのかというのは難しいという問題でございますけども、それだけに苓北の海辺や海岸、砂場は、全国的にも貴重であり、あまり手を加えることをしないで残すべきだと熱く語られました。ウミガメの産卵場所も減っているということでした。２、３年前には、富岡海水浴場の

海岸にもウミガメが産卵をしました。ウミガメは美しいところでしか産卵をしません。ウミガメが選んでくれる美しい海岸、全国的にも貴重な苓北の海岸を町としても守るために、流木やごみの対策をきっちりとやっぱり定期的といいますか、その都度やるべきだと私は思います。

質問した事項については、遊歩道も、それから、ほかのところの海岸もちゃんとしていただいているということでございますので、本当によかったなというふうには思っています。だから、自然の海岸を残すということについては、町長、どういうふうに思っていらっしゃいますか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　一般的に申し上げますと、全く仰せのとおりだと思います。しかし、その発言をなさった方は有明町にお住まいです。この西海岸にお住まいの方の感情とは違うと思います。今は整備ができまして、昔のようなひどいことはありませんが、私たちが小さいころは、台風の折は、大人の頭大ぐらいの石が屋根を攻撃してくるんですね。そういう事情もあった中で、歴代の方たちが整備を進めてこられたと。今度は、有明海側は、ちょっと様相が違うと思います。そういった面で、その地域地域の自然の特性の中で防御するところ、そして、自然を残すところ、やはりしっかり考えながらやっていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　有明町在住でございますけども、天草の海、それから熊本県の海をくまなく歩いて調査をしているということでございました。本当に、本当ね、私も回ってみて、苓北の海辺はまだちゃんと海岸も残ってるし、本当に植物も残っているなということで関心をしたところでございますので、その植物、またその美しい海岸をできるだけ残すように町としても努力をしていただきたいというふうに希望をしているところでございます。

３点目でございますけども、年々気候の変動によって、全国各地で予想もできない事態が発生をして、被害も大きくなっております。線状降水帯による豪雨も毎年日本のどこかで発生をして、大きな被害をもたらしています。地震も全国で発生をしています。先日、８日も天草などを震源地としてマグニチュード３．１、苓北は震度１でございましたけども、本当に大変自然災害が多くなってきているということでございます。苓北町として、災害衛生マニュアルというか、避難所衛生マニュアルというのは作っていらっしゃいますか、お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　特に衛生マニュアルというものではございませんが、避難所運営マニュアルを作っておりますので、昨年コロナ禍、感染症の対応も必要だという

ことで、マニュアルを全般的に見直しまして、その中で受け付けの方法であるとか、消毒をするべきであるとか、場所とか、そういったものを含めて見直しを行いました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　高齢化率が４１％を超えていますよね。足腰が弱っている人とか、移動手段を持たない人とかいうことで、町の指定の避難所場所まではいけないというふうな人がいらっしゃいます。１２月も質問しましたけども、近くの地域の集会所を避難所にということで質問をさせていただきましたが、区長さんにお願いをして、避難所として使用できるようにお願いをしているということの答弁だったと思います。

また、避難するときに毛布とか、そういうのを持ってきなさいという部分がありますけども、そういうとこはどうなのでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思っていますが。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　避難所については、各区のほうで自主防災会等もできておりますし、区長さんのほうと、そういった非常時においては避難所として開設のお願いもしております。最近はそういった面もあって、区のほうから避難所として開けますのでというご連絡もいただいているところでございます。

毛布関係につきましては、一応、当然、緊急時の避難指示とか、出した場合は町のほうで準備をいたします。ただ、近年は自主的避難ということで、予防的避難ですね、早目早目の避難ということで、避難を呼びかけておりますので、時間的に余裕のある避難ということで、その場合は、申し訳ありませんが、そういったものについては各自お持ちの上、避難してくださいということでさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　先ほども言いましたように、高齢化が進んでいる中で、自主的避難といえども、毛布とか、それからちょっと食べ物もとかいうことで放送をされておりますけども、ちょっと無理なところがあるんじゃなかろうかと。利用者の方からも、町民の方からもそれは声として聞いております。本当に避難する、自主的避難にせよ、毛布とか持って行けない。それこそ移動手段を持ってない人なんかは特にそこら辺の訴えがありますが、そういう部分は、先ほども答弁いただきましたけども、自主的避難についても、強制じゃないかとも思いますけども、そこら辺がもうちょっと緩やかに、緩やかにといったらおかしいけど、ならないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　おっしゃることは十分わかっております。余裕をもって避

難をお願いしますという中での自主的避難のお願いでございますので、お持ちになって避難できる方はご協力をお願いしますということですね。おっしゃるように、例えば、もう高齢者の方でそういったものは持てないで体一つで来られる方もいらっしゃいます。そういった方には、避難所用品をお出ししておりますので、そういった対応は随時行わせていただいております。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　そうですね、柔軟に対応していただいているということで、そういう柔軟さも町民の方にお知らせしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。もし、そういうことで持って来れない方がいらっしゃいましたら、町のほうで用意いたしますのでということもできたらお知らせをしていただけたらありがたいかなと思いますけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　そうですね、そこの辺は難しいとは思いますので、そういったことをお知らせしたことによって、どうしてももちきらんやったけんがということで、体だけで来られる方が増えるおそれ等もありますので、そこら辺はちょっとこちらのほうで検討させていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　よろしくそこはお願いしたいと思います。

だから、私たちが口頭で言う場合も、持ってない場合は体一本ででもいいよということを伝えていいわけですね。柔軟に対応していただくということであれば、本当に足腰の弱い人とか、お年をめした人が自主避難をするときに、本当に毛布とか人を頼んで、人の車に乗せていただいて、毛布とか乗せてもらって移動しているという方を本当に何人も見かけております。その人たちからも話を聞いておりますので、そこら辺、私たちがこう言うときにも無理だったら持って行かなくてもいいよということを口頭で言ってもいいということでよろしいんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　すみません、その分については、先ほど検討すると言わせていただきましたので、この場でいいですということは言えませんので、やはりその中、地域の方のご協力もお願いしますという呼びかけもしておりますので、そういったご協力の中で、できれば対応はお願いをしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　それから海岸の件ですけども、先ほど、海岸清掃員のことでちょっとお聞きしたんですけども、答弁がなかったと思いますが、それをちょっと教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　海岸清掃員の件のご質問で、水道環境課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、石田議員におかれましては、毎朝とか、散歩の間にボランティア清掃をしていただきまして、本当にありがとうございます。この海岸清掃におきましては、国のですね、海岸漂着物等地域対策推進事業を一応活用しまして、５月から６月、９月から１２月の中旬、今回は、１月１８日から２月２６日まで、特にこの期間において農協のボランティア清掃が一緒に町とできなかったものですから、この分につきまして、曲﨑を約７日間、清掃を実施したところでございます。そのときには、ごみ袋１７８個回収をしておるところです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　潮時によると思いますのでね、あのごみのそれこそ漂着というのも。本当にね、私もごみを拾って、海岸のごみを拾ってまして思うのは、日常生活ごみが本当にたくさんあるんですね。どういうことかわかりませんけども、マヨネーズの殻であったり、ペットボトルなんかはすごいですけども、本当に日常生活ごみ、お菓子の袋であったりとか、そこら辺での町としても徹底はされていると思いますけども、それは個人の考えもね、あると思いますが、何ちゅうんですかね、ごみの選別がちょっとややこしくってなということも、ちょっとお年寄りには聞く、耳にすることがあるんですね。だからそこら辺の何ちゅうんですかね、区の集まりとか、そういうとこに町からも出向いていただいて、冊子はありますよね、全部全戸に配ってありますけども、本当にややこしいと、分別が。そこら辺も聞きますので、そういうとこら辺をちょっと町としてもやっていただくということは考えていらっしゃいませんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　先ほどの石田議員からのごみの分別のややこしいというところのご質問なんですけども、これにつきましては、従来から環境推進のために約２０種類ほどの分別をさせていただいております。これは環境保全のためのご協力というところでお願いをしているところでございまして、今回におきましては、大型ごみの説明等の検討もしていく必要がありますので、各行政区に出向きながら説明をする計画としておりますので、その際にごみの分別等につきましては、説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　本当にそういうことも度々やっぱり年寄りは忘れっぽくなり

ますし、なかなか頭に入ってこないというのもありますので、やっぱりこう何回も言っていただくということが、ことあるごとにそこら辺は徹底していただくということが必要だと思いますので、そこら辺もよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　これで、石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告７番、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　通告７番、８番議員、野﨑幸洋です。通告しておりました２点について質問いたします。

まずはじめに、令和３年度予算編成、扶助費、補助金等について質問いたします。

令和３年１月５日、議員全体会で令和３年度予算編成についての説明がありました。その資料によると、新型コロナウイルス感染症を１つの要因として、本町における自主財源の多くを占める町税については、来年度減収が見込まれる。また、地方交付税についても、令和２年度と比べ、全体で約４，０００億円の減額とする方針を国が発表している。このようなことを踏まえ、令和３年度予算において、より歳入をベースとした編成を行うため、枠配分を導入する。具体的な方法としては、まず、歳入（一般財源）を固める。そこから経常経費（職員に係る人件費）、各種手当、共済費、公債費（法定分）を引き、残りを各課へ配分する。配分方法については、第７次振興計画との整合性、各課における予算要求規模、ただし、過剰要求の場合は減額する場合があるため、特段の事情がある場合は必ずその理由及び根拠を電算入力すること。交付税算入額、その他町としての優先順位等を勘案して決定する。その後、課内において配分額内での調整を行うとあります。

これにより予算要求額から一般財源所要額（法定繰出を除き）１億９，９９１万９，０００円の削減を目標に令和３年度の予算編成が行われたと聞いております。その枠配分方式を行う中で、歳入の一般財源総額から歳出のうち、義務的経費の各種手当、扶助費は削減を行わない旨の記述があげられてはおりますが、こういった町民の生活に密接な予算において、実際に削減はなかったのかをお尋ねをいたします。

例えば、これまで結婚祝い金１０万円が支給されていたのが、昨年の令和２年４月１日には５万円になっております。また、奨学金の返還においては、平成２５年度までは１１の国家資格を取得の方は全額免除であったのが、平成２６年度から５４の国家資格及び町長が特に必要と認めた国家資格及び第一次産業に関連する資格や技能等を取得し、後継者として、その業務に従事する方は、半額免除となっております。このように、これまで議会に事前説明がないまま改正されている案件があるように思います。その他、出産祝い金や商工会補助金（じゃっと祭、お城まつりほか各種イベントへの助成金）、各老人会、団体への補助金など、令和３年度予算編成において、扶助費、補助金など住

民サービスに直接関係があるもので、減額や見直し等があったのか、お尋ねをいたします。

また、改正があったとすれば、議会への説明報告を行うべきではないかと思いますが、町長の見解をお尋ねをいたします。

次に、株式会社キューアサ従業員の再就職の斡旋状況についてお尋ねをいたします。

苓北町の人口は7，０００人を割り、令和３年１月末現在で6，９４４人、高齢化率も４１．９％となりました。そういった中、いよいよ今年の令和３年３月末で昭和４５年から５０年間、多くの雇用によって町の活性化に貢献されてきた株式会社キューアサが生産停止、事実上の工場閉鎖となります。これにより、働きざかりの若い人の人口減少と、町の過疎化がますます進むのではないかと懸念されます。これまでも令和２年３月定例会一般質問において、町の誘致企業である旭化成グループの株式会社キューアサが生産停止し、事実上の工場閉鎖と聞いている。全盛期は約２３０名を超える雇用があり、苓北町の経済貢献度は大きかったキューアサが閉鎖されることは非常に残念であるが、約１３０名の従業員に対し、町として様々な職場への再就職先への相談や雇用受け入れ先の企業への働きかけはされているのかとの質問をさせていただきました。

答弁では、再就職先の選定については、会社側から令和２年１０月以降に公的支援を含め、再就職斡旋がなされ、決まらない方に対し、町もお手伝いをさせていただきたい旨を会社へお伝えしているとの答弁でありました。

また、工場閉鎖後は更地に戻すとのことであるが、その後、ほか企業からの進出予定等は、まだ具体的な話はあがっていないのかとの問いに、現時点でほかの企業からの進出の話はあがっていない。今後も引き続き誘致活動を行っていきたいとの答弁でありました。

コロナ禍にある現在、報道によると、学生の就職でさえ企業からの雇用が減少し、非常に厳しい状況だと聞いております。そういった中、令和３年３月、あと数日をもってキューアサも工場閉鎖になるわけですが、そこで、再度お尋ねいたします。

キューアサ従業員の再就職先の状況はどのようになっているのか。閉鎖後の土地建物はどのようになるのか。

また、元坂瀬川公民館跡地に苓北町の企業誘致として進出されたシンメイも撤退されるとの話を聞いたが、現在、どのような状況なのか、お尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の野﨑議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１点目の令和３年度予算編成についてのご質問でありました。

枠配分方式を行う中で、町民に密接な予算において、扶助費、補助金等の削減はなか

ったかの質問でありました。災害復旧費、公債費、予備費を除いた令和２年度の当初予算と比較しますと、令和３年度の当初予算のほうが３，６０７万８，０００円増額した予算となっております。扶助費につきましては、削減はあっておりません。また、この枠配分方式に非常に違和感を考えられる人が多い。特に職員の中が非常に多いと。しかし、ほかの自治体でも、名前こそ違え、いろんなことをやっています。国では、例年７月末にシーリングという、上限を設けて各省庁にその枠の中で概算要求をつくるように指示が出ております。その中で各省庁頑張っておられるわけです。苓北町では、今まで、担当課、担当職員のやっぱり創意と工夫の中で、町民のためにどんなことができるのかと自主性を重んじて我々はやってきました。しかし、そのことが全く精査もされずに、外部団体からの予算要求どおり、そのまま副町長査定に持ってくる。そういう課も非常に多いわけです。だから、そういうことも課長さん、そして職員の皆様方にもしっかり反省もしていただきながら、その精査の中で、ぜひ必要なものであればしっかりと訴えることができると思っております。そういうことの中で、これがいかにも苓北町だけでやっているような感覚で、ひどい仕打ちのように感じておられる方が非常に多い。我々は町民にとって大事なことは外さないようにちゃんとやっています。そういった意味で、ぜひ、そういうこともご理解をいただきたいと考えているところでございます。

次に、補助金につきましては、継続事業につきましては、これまでも社会情勢の変化等により、事業目的や事業効果等を見極めながら、事業規模の縮小や休止または廃止を行ってきており、特に３年以上継続している事業については、毎年度その成果や効果の検証を行い、事業継続について見直しを行ってきております。変更があった予算を含め、予算審査特別委員会等において、質疑への回答や説明を行ってまいります。

それと、議会への説明が必要ではないかということでありますが、そのために、今３月議会をやっております。予算定例会も、予算審査特別委員会も十分な時間をかけながら、議員の方々のご意見も聞いて行っているわけでございますので、その辺のところで、それとあわせまして、毎回の議会の中で、議員の方々からの一般質問、あるいは意見が出たことについてもチェックをしてきております。そういった面で議会の声もしっかりと聞きながら、予算編成をやっていくということでございます。また、議会の声は特に予算審査特別委員会で我々にもしっかりご指導をいただきたいと考えているところでございます。

次に、２点目の株式会社キューアサの件でございます。我々もキューアサからの申し入れに唖然としまして、びっくりしました。キューアサ側からの説明では、基本的には１０年続けて赤字が続いたと、もうこれ以上望めないのでということで、ある程度の時間をかけて閉鎖をするということでありました。その操業の停止が、今ご指摘がありましたように、この３月末でございます。そのような中で、あとはいろんな精算をなさっ

て、５月か６月ごろから全ての建物を解体なさって、整地をして、元に戻すという作業をなさるようです。その間はシンメイがお辞めになられましたので、その後の事務処理については、何人かお残りになられますので、そこに本拠地を置いて、１年をかけてその閉鎖処理をしていくということでございました。このことにつきましては、今まだこの後にどうするという考えは、キューアサの社長は持っておられませんので、我々がこのコロナ禍の中で早く移動が、自由になった暁には、やはり、やっぱり旭化成の本社に出向くべきではないかと考えております。本社のしかるべき方とお会いしまして、この２万２，０００平米の土地をしっかり活用していただけないか、お願いもしてみたいと考えております。

なお、キューアサのほうからの申し出は、その土地を町に寄附するからもらってくれないかということでございますが、これはまだ後のこととか我々も考えておりませんので、簡単にそれを引き受けるというわけにはいかないということで、ご返事をしております。

そういう中で、２月末現在では、社員、契約社員、パート社員を含めまして、全員で１０７名であります。４月１日から再就職を希望する方がその内２０名、４月１日以降も会社の精算事務処理等で会社に残られる方が１０名、雇用保険を受給した後にじっくり再就職を探される方と、再就職を希望されない方があわせて７７名となっております。参考までに、昨年１０月に全従業員を対象にアンケートを行いましたが、そのアンケートでも４月１日から再就職を希望する方の割合も約２０％となっておりました。

なお、町といたしましては、会社との協議の上、ハローワーク、熊本県産業雇用安定センター及び再就職支援会社のＡＣＲという会社も同席の上、２月２６日から２８日にかけて、キューアサにおきまして、従業員を対象とした再就職支援のための合同企業説明会を開催させていただきました。天草管内の２７社の企業に参加をいただき、３日間で延べ１８０名の従業員が再就職へ向けた説明と相談を受けられたところであります。

次に、閉鎖後の建物につきましては、本年７月から解体を行い、土地につきましては、建物解体後に土壌改良及び更地化完了後に売却を行う予定と現時点ではお聞きしております。

最後に、株式会社シンメイの状況についてでありますが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言による移動や外出自粛等の影響により、経済活動が低迷し、売上げが大幅に減少したため、経営が非常に厳しくなり、事業を廃止することとなられました。平成２９年に旧坂瀬川公民館で創業をされ、その後、これまで順調に生産をなさっておられましたが、終息の兆しが見えないコロナ禍の中において、他社との連携も含めた模索、協議を行ってこられましたが、このことにつきましては、苓北町企画政策課も一緒になって、県内の他社にいろいろと折衝をさせていただいたわけでございますが、

非常に残念ではありますが、この苦渋の決断をなされたということでございます。

以上、野﨑議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　それでは、まず、令和３年度の予算編成、扶助費、補助金等について再質問させていただきます。

今回の予算編成は、大幅な予算削減を目標に、枠配分方式を導入され、令和３年度の当初予算の編成に当たられたものと思っておりました。先ほどの答弁では、令和２年度の当初予算と比較すると、令和３年度の当初予算のほうが３，６００万円ほどの増額とした予算となっており、扶助費については、削減はあっておりませんとの町長の答弁でありました。

予算編成の説明書の中では、予算要求から１億９，９００万円、約２億円ですけども、削減を目標に予算編成が行われたとのことですが、主にどの部分の予算が削減されたのでしょうか。よくわかりませんでしたので、その辺を簡単に説明、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　今回の予算編成につきましては、１月５日に議員全体会の中で、議員の皆様にもお示しをいたしましたが、これまで町におきましては、中期財政計画に基づきまして、標準予算方式によりまして、まずその予算規模を定めまして、その上で、各費目ごとに必要予算を積み上げ、査定を行い、その後、オーバーする分について、昨日から町長も申しましたように、シーリングですね、上限を設けて、その事務事業予算の一律何％のカットでありますとか、そういった部分を削減するといった、積み上げ予算方式というようなことで行ってまいりました。そのような中でありますが、今回は特にコロナ禍の中で、町税も減収する。それから、その当時の国のほうの地方交付税の概算要求の中では、４，０００億円が削減されるという報道でございましたので、そういった中で、特に歳入も厳しい、そういった状況の中で、やはりこれは枠配分というような形の中で抑えていかないと、なかなか予算編成ができないのではないかというようなことの中で、枠配分方式という形でさせていただきました。

通常の、積み上げ方式の中でも、各課から第一次要求があがってまいりますが、その中でも、やはり２億、３億、４億ということで、予算要求額が毎回オーバーしている部分がございます。そういった状況もあり、さらに今回は歳入面が大変厳しいというような状況の中では、なかなか通常の予算編成方式を取っていては予算が組めないのじゃないかというような状況の中で、今回、このような対応をですね、取ったわけでございます。各課の中で、それぞれ効率的、効果的な行政運営を行うためにどのようにしたらいいのかということで、各担当課のほうでですね、自主性、自立性を確保していただくと

ともに、職員についても、コスト意識を持った中で、枠配分方式の中で、各課でそれぞれ考えを固めながら調整をしていただきまして、最終的には、先ほど町長申しましたように、災害復旧費、公債費等を除いた部分を除きますと、３，０００万円ぐらい逆にですね、積み上げができたという結果でございます。今後も厳しい税収がさらに厳しい状況には変わりございませんので、こういった状況を見極めながら、町のこの予算編成には取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　大体概略わかりましたけども、今回、はじめて議会事務局のほうも、議会のほうですけども、議員全体でいろんな削減のことを話し合いまして、はじめてのことだったので、よっぽどこれは削減しないといけないんだという心づもりの中で、広報「きずな」等も今回は休刊しなければならないのかという、そういった話し合いまでしたわけですけども、結果的に、今説明ありましたように、３，６００万円ほどの増額ができたということで、結果的には厳しい中での予算編成だったと思いますけども、その点では、内容的にはわかりました。

これまで、先ほど町長からも答弁ありましたけれども、これまでは各補助金、助成金の改正、例えば、先ほども言いましたけども、結婚祝い金や奨学金の返還等に当たっては、議会への説明がないまま改正されたように思います。１５日から、先ほど言われましたけども、予算審査特別委員会が開催される予定になっておりますけども、当然、議員が疑問に思った予算については質疑が行われますが、どうしてもやっぱり見逃しとか、気づかない点がありますので、今後は各課新年度において補助金、助成金の改正があった部分については、率先してですね、十分な説明を各課、どうぞ行っていただきますようにお願いをしておきたいと思います。当然、私たちも質問しますけども、改正になった部分はぜひよろしくお願いしたいと思います。

それとですね、今度、令和３年度の予算の中で医療費無料化の対象年齢が１５歳から１８歳の高校生までに引き上げられるようでございます。これまで県は、何年も乳幼児医療費対象年齢は変わらず、医療費の負担がですね、町よりもあまりにも少ないので、もう少し県へ要望すべきではないかということを以前お願いした経緯があります。石田議員からも常々高校生無料化を早くすべきだということは言われておりましたけども、今回の高校生無料化、医療費が無料化になったのは、この県に医療費の負担を要望されたためなのか、それともコロナ禍による助成金を充てられたものなのか、その辺の内容説明をよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　熊本県におかれましては、これはもう我々と違って、非常に対象が広くなるんで、その辺のところで、やっぱり年齢を抑えておられるという。これは

もうある程度やむを得ないところではないかと考えております。

しかし、１歳でも年齢をですね、引き上げていただければ、県下の自治体も、もっとじゃあできるんじゃないかということでありますので、お願いは続けていきたいと考えております。

そんな中で、やはり先ほど副町長も申し上げましたように、コロナ禍の中でですね、非常にやっぱり皆さんお困りであるし、収入がやっぱり大変だ。まだ見えてきておりませんが、相当減るんじゃないかという思いであります。そういった意味で県からの支援ではなくて、町で、やはり１８歳までは非常にお困りの方々も増えるだろうから、やはり応援しなきゃいけないなということで、予算をつくったところであります。そういう状況でございます。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　はい、わかりました。

昨年ですね、このコロナ禍によって実施されなかった各種イベントがあるわけですけども、例えば、商工観光課で言えば、じゃっと祭やお城まつり、また、教育委員会管轄で言えば、各式典やスポーツ大会などが行われる予定が全部中止になったわけですが、その辺の当然予算は組んでありましたけども、それはどのようになっているのか。予備費としてプールされているのか、その辺の内容をよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　コロナ禍の中において、イベントができなかった分につきまして、一般財源に係る部分につきましては、今度３月の補正でも盛り込んでいますけれども、財政調整基金のほうに積ませていただいて、財源をストックしながら、今後の財政運営に備えるということで処理をさせていただいております。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　わかりました。基金に積み立ててあるということですので、ぜひ、今後のそういった予算にまた組んでいただきたいと思います。

全国的にですね、コロナ禍によって経済が低迷しております。今後、コロナの感染拡大が落ち着き、ある程度、各種イベント等が開催されるようになればですね、人の動きや町の経済が上向くのではないかと期待されます。しかし、やろうと思ったときに、補助金や助成金が減額され、十分な活動資金がなければいつまでたっても経済は低迷したままになってしまいます。そうならないよう、今後とも各種団体への補助金、助成金の削減は極力抑えていただきますようお願いしておきたいと思います。

次に、株式会社キューアサ従業員の再就職の斡旋状況について、再質問させていただきます。

先ほど答弁で、６０歳前後の方については、雇用保険受給後に検討される方や、年金

受給等で再就職をされない方もおられるようですけども、２０代から４０代の一番働き盛りの方で、まだ再就職先が決まっていない方も数名おられると聞きます。一日も早い再就職先が決まることを願っておりますが、従業員には、社員、契約社員、パート社員の方がおられるわけですが、これまで再就職が決まった方、また、決まっていない方の割合はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、再就職先が決まった方の中で、町内に残られる予定は何名で、町外に再就職先が決まったのは何名おられるのか、その辺の内容がわかっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　先ほど町長が回答しました、１０７名のうちのまず４月１日から、２月２８日現在で再就職を希望する社員の方ですね、決まっている方の内訳を申し上げます。社員４５名のうち１８名となります。契約社員１５名のうち１名、パートタイム４７名のうち１名。

次に、４月１日から就職を希望しない社員数につきましては、社員が２２名、契約社員が１１名、パートタイムが４４名で、４月１日以降、会社の精算のために残られる方の内訳が、社員が５名、契約社員が３名、パートタイムが２名ということになっております。

再就職先の天草市、天草市以外の、今のところ再就職確定者ですね。今のは先ほどの内訳ということになります。今度は再就職確定者です。事業所別で、社員が１７名決まっていらっしゃいます。その内、苓北町内が２名、天草市内が１１名、県内が２名、県外が２名、契約社員の方が３名決まっておられまして、この方は町内、３名とも町内です。パートタイムの方は１名決まっておられまして、あわせまして、全体で２１名の方が２月２８日現在で決まっておられるということです。

なお、現在も熊本県雇用産業雇用安定センター並びにＡＣＩさんを通じまして、そこが斡旋機関となっておりますので、そこにお願いをされますと、ここの会社にずっと行って見学したいということであれば、その方を仲介して随時、今、再就職の活動中ということですので、その動きが決まっている方が、今ご報告させていただいた２１名ということですので、７７名につきましては、先ほど言いましたように、雇用保険をもらってからと、いわゆる失業保険、そういう方もいらっしゃいますけれども、最初の私たちどもが説明に行った以降、やっぱり再就職への意志に向かう社員の方が増えられたということで、今、再就職の活動をされている方も徐々に増えてきておられますので、その再就職先の詳細なところまでは、まだ活動中ということで、わからないということでございます。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　今のところ、町内に２名の方しか決まっていないということで、非常に残念ですけども、今後、まだいろいろ話し合われる途中ということですので、ぜひ、町内にも少しでも残られるような就職先が決まることを祈っております。

４月以降も、先ほどの話では、精算の事務処理等で１０名の方が会社に残られるということですけども、５月から７月には建物を取り壊される予定になっているとの答弁でありましたけども、この方々の７月以降のことについて、何か町として把握はされておりますか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　いわゆる精算ということで、建物の取り壊しの前準備もありますので、会社としたら、また１０名の方の執務室等がいりますので、そこの場所につきましては、現在のところ、旧坂瀬川公民館で執務をされるということで、一応、来年の３月末までを、今年の５月１日から来年の３月末までをということでお伺いしております。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　それから、その建物解体後にですね、土壌改質及び更地化完了後に売却予定ということで聞いておりますけども、あれだけの建物を解体するとなるとですね、近隣住民への騒音、粉じん、また大型ダンプの出入りによる交通弊害や事故等の心配が出てきます。そういったことで、近隣住民への説明等はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　そこのところまでは、まだちょっと再就職のところで手一杯でしたので、会社のほうとは打ち合わせしておりませんけれども、当然ながら、相当解体のところで粉じんであったりとか、おっしゃるように、ありますので、その点につきましては、ちょっと会社のほうにもそのような説明であったり、騒音とか、粉じんとかの対策を十分とっていただくようにちょっとお願いをしたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　そういった対策を含めた中で、もう５月から解体始まるということですので、近隣へのそういった説明会ですね、説明会と言いますか、説明のほうをよく方法を考えていただいて、ぜひ早目の周知をお願いしておきたいと思います。

それと今後ですね、その会社の解体工事が始まれば、１日に、先ほども言いましたけども、往来するそのダンプが増えると思います。そうなると、現在でも若干マンホールの突出による路面のへこみ等があり、ますます道路の傷みがひどくなるのではないかと懸念をしております。

現在、キューアサ前のこの県道坂瀬川御領線では、側溝入れ替え工事も行われており

ますが、今回の工事でその入れ替え工事によってですね、舗装工事まで行われるのかわかっておりませんけども、将来的に舗装工事を行うとすれば、同じ路線での無駄な舗装工事が行われないよう、今後、キューアサとのその解体工事終了等を見据えた中で、県との打ち合わせ等を十分行っていただきたいと思いますけども、その辺のことはどうなのかお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　県の担当課にお尋ねしましたところ、今のところ、側溝の入れ替えだけで舗装の予定はないということでございます。当然、あそこは私たちもちょっとでこぼこしとるというのは認識しておりますので、解体後に要望はさせていただきたいということですので、重なることはございません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　ぜひ今でも傷んでいる状況にありますので、遅かれ、早かれ舗装はぜひ県のほうにはお願いをしていただきたいと思いますので、今言ったように、できれば、キューアサの解体終了後にそういった全体的な舗装が行われますようにお願いしておきたいと思います。

シンメイの件ですけども、これまで順調に操業をされ、徐々に経営が安定してきていると思っておりましたけれども、新型コロナウイルスの感染拡大によって、経営が悪化して、事業廃止になったということですけども、本当に非常に残念であります。

そういったことで、今回、町に対して、事業廃止の話、これがあったのはいつ頃なんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　正式に事業の廃止届が提出されましたのが、令和２年の１１月２５日に事業の廃止届ということが提出なされております。その前に、そういった動きがございましたので、先ほど町長が申し上げましたとおり、違った場所でとか、ほかの会社との連携で事業の継続ができないかということで、私どもも補佐と一緒にですね、ほかの会社へもちょっとお願いにあがったりとかしてまいりました。正式に出たのは、令和２年の１１月２５日ということでございます。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　このシンメイさんも、一応、一応で失礼ですけども、町の誘致企業として操業をされておりましたので、１１月となると、１２月議会もその後にあったわけですので、ぜひ議会のほうでもそういった事業廃止の連絡があったとき、時点でですね、ご連絡をぜひいただければと言う思いはあります。

そういうふうにして、ほかの企業にも働きかけを行われたということですので、努力

はされていると思いますけども、今後ともですね、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

それと、現在は、機械等は既に撤去されてしまったんでしょうか。そしてまた、その、先ほど建物に関しては、キューアサさんの残った従業員さんが使われるということですけども、その後の建物の再利用等は考えておられるのかをお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　現在のところですね、機器類は、昨年令和２年の１２月１５日までで撤去なさっておられます。今後の建物の再利用につきましては、管理が、管轄がちょっと施設はほかになりますけれども、一応来年の３月末までは、キューアサさんがお借りになられるということですので、その後の利用については、まだ現在のところは、詳しいところは検討しておりません。

なお、別件で、先ほどの件で、キューアサさんの解体ですね、一応、旧坂瀬川公民館に入られるのが５月１日からで、解体を始められるのは７月からということでお伺いしておりますので、そこをちょっとご認識いただければと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　最後に、今回、このように２社も工場閉鎖、事業廃止という結果になり非常に残念であります。昨日は、町の上下水道の４％の利用があっていたということですので、そういったことでますます町の税収減と、そして、また地域の過疎化が進んでいくのではないかと非常に懸念しております。今後、この苓北町にまた新たな誘致企業が進出され、少しでも活気が戻るように、各課あげてなお一層の努力をお願いし、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　これで、野﨑幸洋君の一般質問を終わります。

ここで１１時まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時４５分

再開　午前１１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告８番、廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　通告８番、３番議員、廣田です。通告しておりました、消防団と大型ごみについて質問をさせていただきます。

なお、消防団につきましては、昨日、倉田議員さんが質問されましたので、被るところがあろうかとは思いますけれども、自分なりに質問させていただきたいと思いますので、どうぞご了承くださいませ。

それでは、最初に、消防団について。

消防庁は、令和３年２月９日、消防団員が消火活動や災害救助に従事した際に支払われる出動手当について、１回当たり７，０００円程度とする案を同庁有識者会議で示されました。全国を対象とした実態調査で５，０００円以下の自治体が多数を占めるなど、団員確保のために待遇改善が必要と判断されたとのことです。有識者会議は、３月を目途に結論をまとめる方針とあります。私は、苓北町民の安心・安全を消防団に守ってもらわなければならない場面が必ずあると考えております。

そこでお尋ねします。

１、近年の苓北町での火災発生を含み、出動件数はどのようになっていますか。

２、苓北町消防団員の消防団の団員の定員は、現在、３３０人となっていますが、どうなのでしょうか。令和２年６月議会でその団員の定員を３００人にするという条例の一部改正案を議会として否決した経緯がありますが、今期、令和３年度に向けての入退団への取り組みはどのようになっていますか。

この一般質問を行っているときには、既に、各消防団、分団によるところの入退団の調整が行われた後であると思われますが、やはり各分団が苦心したところの結果であると考えます。町執行部としては、その現状を鑑み、そのことを勘案したところの団員の定員を制定すべきではないでしょうか。

具体的には、苓北町消防団の定員を３００人に改正し、装備や備品等の充実を図り、自主防災組織との連携を図ることで、今後、ますますの消防団員としての士気の高まりを願うものですが、町執行部として、どのようにお考えでしょうか。

３、消火作業は、常に危険と隣り合わせです。危険に見合った報酬、手当等の対応は十分でしょうか。

次に、大型ごみについて。

緊急事態宣言に伴い、一般家庭ごみが増加しているということから、通常のごみ収集日とは別に、令和２年度補正予算により、新たに大型ごみの臨時収集日を設定し、実施されました。具体的には、町内行政区を１０グループに分け、不燃ごみ収集の前の土曜日にそれぞれの行政区が指定したステーションにおいて収集されたわけです。その中で、私が聞いた意見を以下にします。

１、町が収集しないごみ（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）などは出せないのはわかりますが、自転車が出せないのはなぜですか。

２、応接セットやソファーについては、スプリングを外して出すようにとありますが、

排出する町内全ての世帯にこのことを求めるものは難があるのではないでしょうか。

３、ステーションによってですが、前日、夕方からごみ出しを認めているところもありました。天候によって雨ざらし、風ざらしの結果となったようです。

４、今後のこととなりますが、１個当たりの手数料額を計画してあります。畳１枚も畳１０枚も同じ１個となる扱いでしょうか。椅子を２個上下にくくって出せば１個となる扱いですか。

５、今後のこととなりますが、記名式シールを貼ることとなるようですが、いたずらにはがされたらどうなるのでしょうか。

今後のこととなりますが、だれが、どのように、どの場面で排出者から手数料を徴収し、請求書、領収書を発行することになるのでしょうか。

水道環境課におかれても、今回の収集で出された意見を踏まえ、今後の大型ごみの出し方、特に、排出者から手数料を徴収する方法を具現化されていくと思われます。私見となりますが、手数料は個数ではなく、重さごとで管理し、５００円の倍数としたらどうか。年１回の各行政区ステーションにおいての収集ではなく、年間３６５日、搬出先を基本自宅前とし、その搬出者の手数料もその回収受託業者に支払うこととしてはどうか。手数料の請求、領収を排出を希望する町民と、町が排出を委託する業者との関係としてはどうか。

以上、町の見解を伺います。

なお、再質問につきましては、自席にて行わせていただきますけれども、大型ごみにつきましては、この後の全員協議会におきまして、全員のご意見があろうかと思いますので、消防団のみの再質問とさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

１つ目の消防団について、３点のご質問がございました。

消防団におかれましては、日頃から町民の生命と財産を守るために活動をいただきまして、大変感謝をいたしているところであります。

まず、１点目の近年の出動件数につきましては、過去５年間では、平成２７年度が大雨時１回、平成２８年度が熊本地震時１回、人員捜索１回、大雨時１回の計３回、平成２９年度が、火災３回、人命捜索２回の計５回。平成３０年度が、火災７回、人命捜査１回の計８回、令和元年度が、火災１回、人命捜索１回の計２回となっており、本年度はこれまでに火災２回の出動をしていただいております。

２点目の令和３年度に向けた団員の入退団状況と条例定数につきましては、令和２年度末の退団予定者が１２名に対し、令和３年度の入団予定者は７名という状況でございます。団員の募集につきましては、各区掲示板へのポスター掲示や、定期的な広報れい

ほくへの掲載を行っておりますが、やはり一番効果があるのは、各班による勧誘活動になります。長年、消防団に携わられた廣田議員は、その点では重々ご承知のことと存じますが、各班、年間を通じ、団員確保に取り組みながら、退団者に応じて、地元に残っておられる方を勧誘に回り、これまで団員数を維持してまいられました。しかしながら、近年では、地元に勧誘する対象がいない状況も出てきており、団員の減少が続いているということでございます。

このような状況から、昨日、倉田議員にお答えしましたような経緯で、条例定数減の改正案を提案しましたが、可決に至りませんでした。その後、消防団役員会で経過等の報告や今後について協議を行い、これまでと同様に年間を通じ、各班での団員確保に努めるとともに、消防団ＯＢの方を機能別団員としてお願いすることで、減少している団員の補強ができないか検討を進めることといたしました。

機能別団員につきましても、倉田議員にお答えしましたとおり、機能別団員は、特定の災害時にだけ出動する団員で、県下の消防団での導入が進んでおり、苓北町では、人員が手薄になる、昼間の火災時に消防団ＯＢの力をお借りできればと考えております。なお、機能別団員を導入しましても、今後、基本団員が減少していくことは避けられないことから、班の合併等により、機動力を維持するための組織体制の見直しも課題となっております。このようなことから、機能別団員の導入や、組織体制の見直しを検討していく中で、定数につきましても検討を進めることとし、定数の改正につきましては、しばらく見送りたいと考えております。

また、消防団の装備の充実等につきましては、今後も各班からの要望や、必要と思われる装備品について、県の補助金等を活用し、整備するとともに、地域の自主防災組織と連携し、地域の防災活動を図ってまいります。

３点目の報酬、手当等の待遇改善につきましても、倉田議員にお答えしましたとおり、今後の消防からの通達や県内の自治体の状況等を踏まえ、検討してまいります。

なお、報酬、出動手当等につきましては、交付税算入額として示されておりますが、単位費用算定基礎として標準団体の行政規模を１０万人と想定し、非常備消防費として団員報酬、出動に係る費用弁償、需用費等非常備消防関係諸負担金及び公務災害補償等共済負担金の合計で令和２年度は１億１，３６４万６，０００円となっております。この額を１０万人で割戻して、算定に用いた平成２７年度国勢調査人口の７，７３９人を掛けますと、８７９万５，０００円となります。また、令和２年度当初予算の消耗品費における報酬、費用弁償、需用費等及び負担金の合計は、３，１０３万９，０００円でございます。以上のように、単純に１回７，０００円の出動手当が市町村の実団員の実状に応じ交付されているわけではないことをご理解をいただきたいと思います。しかしながら、出動手当につきましては、県内では、日額または１回につき１，０００円から３，０

００円や年額５，０００円等となっており、苓北町の出動手当は火災、水害、警戒、人命捜索等１回につき１，０００円でございます。出動手当につきましては、県内の状況では低い状況であり、見直しが必要と考えておりますので、今後、検討をいたします。

次に、大型ごみについて、６点の質問と廣田議員からの提案についてお答えさせていただきます。

まず、１点目の大型ごみとして自転車が出せないのはというご質問でありましたが、自転車は毎月１回実施の不燃資源ごみの日の収集品目としていることから、大型ごみの収集品目としてはおりません。ぜひ、月１回の収集のときに出していただければと思います。９０センチ以上のものであっても、そのまま収集業者が引き取れる金属製のものにつきましては、不燃ごみとして出すことができます。

次に、２点目のソファー等のスプリングを外して出すことを町内の全ての世帯について求めるのはどうかという質問でありましたが、これまでもソファーやベッド等の内部にあるスプリング等の金属物につきましては、外して出すことを分別表で周知しております。これまでに徹底が図られず、今回、各区回覧において、再度スプリング等の金属を外して出していただくよう、お知らせの上、実施したところでございます。理由といたしましては、本渡地区清掃センターへ運搬した大型ごみは、可燃性粗大ごみせん断器において破砕する必要があります。金属類があると機械の故障につながることや、金属類は別途リサイクルできることから外していただくようお願いしているところであります。しかしながら、廣田議員ご指摘のとおり、今回の大型ごみ収集において、ソファー等を出される全ての世帯にこのことを求めるのは非常に難しいと考えておりますので、今後、各行政区に出向き、町民皆様方のご意見をお伺いしながら再検討をしてまいります。

次に、３点目の収集の前日からステーション収集として行政区において、雨ざらし、風ざらしの結果となったようだとの質問についてでありますが、収集等日が風雨等の予報日の前日から収集された行政区におきましては、それぞれ地区役員様等の御協力により、ブルーシートを張るなどの対応を行っていただき、収集できない状態になることはございませんでした。しかしながら、議員ご指摘のとおり、今年度は日程の変更をすることなく実施することができましたが、令和３年度におきましては、予備日程を確保するため、年内に実施する計画としております。

次に、４点目の１個の扱い、考え方についての質問でありますが、畳については、１枚を１個、１０枚を１０個、椅子につきましては、１基で１個として検討しております。しかしながら、畳につきましては、本渡地区清掃センターへ持ち込める枚数が制限されておりますので、畳替えや解体時に業者に引き取ってもらう方法等に誘導していくことなどを今後検討していく必要があると考えております。

また、通常サイズの椅子につきましては、大型ごみサイズ以下となりますので、毎月１回の不燃ごみの日に出していただくよう周知を図ってまいります。

次に、５点目、６点目の今後の有料化に向けた対応に関するご質問でありますが、本日の全員協議会で説明することとしており、今年度実施した大型ごみ収集についての課題や問題点について、各区長の皆様や一般廃棄物処理対策推進委員の皆様、さらに行政区への説明等を実施し、町民の皆様の理解がさらに深まった段階で有料化等の新たな対策を実施したいと考えておりますので、まずは、今後の協議の中で各課題について、より深く検討をしてまいります。

また、議員皆様から手数料については、個数ではなく、重さごとに管理したらどうか。収集につきましては、自宅前の３６０日収集したらどうかと提案をいただきました。現在、自宅前の軒先収集につきましては、個人と一般廃棄物収集運搬業者との個別契約により実施されております。また、軒先収集では、引っ越しや家屋解体等の判別も難しいことや、集団収集を町で実施することでリサイクルを推進し、ごみの減量が図られることも目的の一つとしておりますので、現段階では、各家庭ごとの軒先収集については、対応が難しいのではないかと考えているところでございます。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　私が資料をいただいたときには、退団者の予定が１１名、新入団員が７名ということだったんですけれども、退団者が１名増えたということですね。わかりました。

このように、やはり退団者が増え、入団者が少ないと、これがずっと続いてきたわけですけれども、これから先、部の編成になっていくのかなと思いますけれども、総務課長、あれは初級幹部と中級幹部は、班長さんを初級幹部で、部長さんは中級幹部だったですかね、ちょっとお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　廣田議員のおっしゃったとおりだったと思います。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　といいますのも、この新入団員の勧誘に関して、中級幹部から相談がありました。相談でなくですね、消防団の役員会でやはり定数の削減は見送られたという説明を受けたと。実数は、その当時はまだ２８０名です。２８０名で３３０名ということでありますので、この３３０名まで探さんばいかんとですかと、その中級幹部の方がおっしゃるわけです。そういうわけじゃなかです。そういうわけじゃない。これはあくまでも定数というのは、１万人に近いときの定数であって、人口がですね、１万人に近いときの定数であって、現在の定数にあっているかどうかちゅうのはこれから

みんなで協議していけばいいことだから、今度まではまだ早いという議会の判断だったということを言いました。辞めたくても辞められない。やはり事業をしている人とか、勤めに出ている人で、その会社内でも、やはり中堅、また、それより上の幹部となっても消防団をやはり、責任感の強い人は辞められないんですよ。この人も辞められない。ただ、１名確保できましたので、１５名の定員に対して１４名だと、ああよかったねと言いましたけれども、このように真面目な人は辞められない。もう時期がきましたからすみません、失礼しますという人もいれば、このように、自分の後を確保しなければ辞められない。これはもう昔から続いていますけれども、そういう実情も知った上で、やはり定数等に真剣に取り組んでこれからもいかなければいけないと、私も含めてと思っております。

そうした中で、通常点検等は昨年は、私たちは参加する機会がございませんでしたので、通常どおりやっているのかどうか、教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　今、消防団の団員勧誘についての実情は、確かに廣田議員おっしゃったとおりです。私も長年おりましたので、今おっしゃったように、もう辞めたくても辞められない、班の実情によっては、班長まで経験された人はですね、辞められる方がいて、入ってくる人が見当たらないというところについては、もうまた団員に戻って残っていらっしゃるという、そういう方が、やはり消防団意識をお持ちの方が多数いらっしゃいます。そういった中で、やはり団員減少、入団者が少ないということで団員減少が進んでいるのが実情でございます。

通常点検の件につきましては、確かに、昨年はコロナ禍ということで消防団の各行事は中止といたしました。ただし、団長のほうも、そこら辺の消防団の規律については、やはり維持をしていかなければいけないという話の中で、各分団ごとに訓練等はいたしました。そういったことで、各分団での訓練、それから、秋には、一応全団員集まっての訓練ということも実施して、訓練自体は、やはり消防団の規律を維持するためには、分けてでも実施するということで、今後も考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　課長もおっしゃられましたように、班長を経験して、しかし、自分の代わりがいなかったからと、また一般団員に戻って協力をしてくれる人もおられるわけです。その人たちには、やはり本当特別な対応を与えてと思いますけれども、なかなか現状ではそれは許されることではないということでございます。

各式典等の報償費の額は、今いくらぐらいになっていますか。昔というか、１０年前、２０年前と変わっていないものかどうか。例えば、出初式の放水競技の優勝額、また、

消防資機材の点検要領の優秀班とか、こういうところの額は上がっているのか、上がっていないのか、教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　そういった分の報償額についてはですね、改正はなされておりません。金額はちょっと覚えておりませんが、近年はずっと同じ金額でなっております。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　私の記憶が確かなら、優勝が１万円程度だったと思いますけれども、もう何十年も優勝しても１万円ですね。やはり真剣に消防団活動に取り組んでおられる班、班員のことを考えたりすればですね、やはり士気の高揚と言葉では簡単に言いますけれども、やはり報償額を上げるときにきているんじゃないかと思いますけれども、個別の団員の報酬がなかなか上げられないということであれば、報償費等を上げるのは、やぶさかではないと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　倉田議員からもありましたように、報酬、それから、廣田議員、特に出動手当をおっしゃっていますけれども、そこら辺は県内の状況を把握しております。倉田議員、廣田議員にお答えしましたように、出動手当がですね、町のほうでは平成２５年に見直しをされて今の金額になっております。その後、昨年４月の状況を見てみますと、出動手当１，０００円というのは、県内でも一番低いところ、中にはゼロというところもあるんですが、払っているところでは１，０００円は一番最下位でございますので、そういった分については、やはり検討が必要だということは考えておりますので、今後検討いたします。

また、報償額ですね、報償額については、優勝賞金といいますか、１位の副賞ですよね。それとかですので、そこら辺は今の額がどうかというのはですね、こちらのほうでも検討いたしますが、消防団の団長以下、副団長も含めたところでご意見をお聞きしながらそこら辺は検討をさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　今、検討するという答弁をいただきましたので、私も一安心したところでございますけれども、この報償費、かれこれにつきましては、本当私が３０年おりましたけれども、ずっと上がっておらんだったですね。辞めて１０年、４０年変わっておりません。もうそろそろ見直してもいいんじゃないか。苓北町消防団は本当県下でも一番可愛がられている消防団でありました。私らが在籍をしているときには、それに甘えてずっと同じ状態でいったら、振り返ったら、あら、下のほうにはだれもいなかったというようなところに、今来つつあるんではないかと思いますので、これからよ

く見直して、団員の報酬等については検討をいただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君）　これで、廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告９番、田嶋豊昭君。

○１１番（田嶋豊昭君）　通告９番、１１番議員、田嶋でございます。高齢者の健康を守るための対策についてを質問させていただきます。

健康増進、健康を守るために町でもいろんな高齢者対策を考えて支援されています。その中で、現在行われているスポーツで、ミニバレー、ゲートボール、グラウンドゴルフなどなど、特に老人会では、グラウンドゴルフの人口が増加しています。現在、苓北町でも３００人以上は参加者がいるそうです。月に１回の月例での試合、毎日の練習試合の結果で、医療機関に行くのも少なくなった、毎日の日課が楽しい、食欲もあり、体の調子も良いと喜んでおられます。

そこで、特に健康を守るために手助けが必要ではないでしょうか。例えば、シニアカーの購入補助、それは最近他町村でも行われています。自動車運転免許返納者など、シニアカーは、今、高齢者には必要で利用が多いようです。それも苓北町の業者での購入についてだけ、その町の補助金の条件を限定したら苓北町の業者さんにも喜んでもらえると思います。本気で検討していただきたいと思います。

また、巡回バスのルートも検討が必要でしょう。今度、バスの買い替えによって巡回バスも有効に巡回できると思います。と言うのも、今、車を持っている人が数人同乗して試合や練習に行ってるそうです。それも親切でやっていることが１つ事故をすれば大変なことになります。地域の公共交通に関わる住民アンケート調査も行われているようです。月に１回の月例では、試合について、巡回バスを回す、これも本気で検討していただきたいと思います。高齢者も多いし、増えるばかりです。何よりも健康が一番です。町の予算も大変です。こんなところから少しずつでも多くの人が幸せになれるように、町と連携して頑張っていきたいと思います。ご支援のほどをよろしくお願いします。

私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、高齢者へのシニアカーの購入補助についてでありますが、シニアカーは、買い物や散歩など、日常生活の移動手段として有効な乗り物ではあります。しかし、交通量や道路の状況等を考慮した中で、交通安全の面からもシニアカーの安全性等を検討する必要があります。

また、仮にシニアカーが増加した場合の交通全般への影響も検討する必要がございますので、当面は、他の自治体と相談しながら、それとあわせて、交通安全の観点で関係

者の方とも相談をしながら状況を見させていただきたい。そういう中で、シニアカ―が安全に運行できる。そして、一般の車両も安全に運行できるようなそういう約束事等がうまくまいったならばですね、我々も町として前向きな検討をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、月例でのグラウンドゴルフの試合時に巡回バスの配車をということであります。現在、企画政策課で地域公共交通に係る住民アンケート調査を実施しております。その結果を踏まえまして、町内の交通体制のあり方について検討することとしておりますので、巡回バスの運行コース等につきましても、その中で検討させていただきたいと考えております。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　田嶋豊昭君。

○１１番（田嶋豊昭君）　再質問をさせていただきます。

高齢者へのシニアカ―の購入補助の件ですが、交通ルールや道路の状況、安全性の検討が必要とのことですが、特に交通の便が悪いところへの移住・定住者など、必要とする人たちが多くなっていくことが予想されます。早急な対応で、安全で喜んでもらえるような町にしていただきたいと願っております。

次に、グラウンドゴルフへの巡回バスの件ですが、今、公共交通に関わるアンケート調査が行われていますが、利用者の多いスポーツ等には、今まで配慮はありませんでしたが、このことについても新しい試みとして対応が必要でないかと思っています。巡回バスが難しいようでしたら、スクールバスの空いているときの利用等も考えていただけないでしょうか。

先に述べたグラウンドゴルフの人口は増加しております。健康で医療機関に行くことも少なくなり、楽しく、自宅に帰っても家族での会話も弾むそうです。１カ月に１回ぐらいは考えてもらえたらいいと思います。

福祉保健課長、何か答弁ありますか。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　まず、シニアカ―ですけど、答弁のとおりいろいろ検討することもございますので、できるだけ時間も考えながら検討させていただきたいと思っております。

スクールバスについて、答弁のとおり、今、企画政策課のほうで交通のあり方を今から検討していくということでございますので、この中でより効率的な方法がないものかどうか探っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　田嶋豊昭君。

○１１番（田嶋豊昭君）　これ巡回バスはなかなか時間帯もちょうどあわないときもあると思いますが、大変だと思いますけど、このスクールバスに関しては、空いているときはどうかなと思いますけど、教育課長、どがんですか。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　先ほど福祉保健課長が申しましたとおり、教育委員会でも巡回バスとスクールバスの有効利用の会議の中でですね、私も入りますので、その中で今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　田嶋豊昭君。

○１１番（田嶋豊昭君）　ありがとございました。終わります。

○議長（錦戸俊春君）　これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

次に、通告１０番、野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　お世話になります。通告１０番、２番議員の野田謙二でございます。

熊本県では、国の指示、指導があり、その上で県内の具体的な保健所のシステムを運用する権限を有しています。わかりやすく説明すると、感染症に関して言えば、国が全般的な調査、分析を行い、国からの助言を受け、地方で、都道府県単位で地域の実情に見合った流行の抑止等の政策を実効するということだそうです。これは１９９７年の地方自治法の改正で、地方分権の一環で進められた制度改革と聞いています。感染症予防等に関して言えば、熊本県内の保健所に関わる仕事は、熊本県知事の責任で実行されるということになります。

さて、知事の責任での政策に関して、町議会での一般質問で質問してもかまわないのかとの意見もあるかと思います。しかし、今回の質問は、町内で行った現実的な政治的課題であり、疑問であると思っています。町長にも役場執行部にも同じような疑問を持ってもらい、県に対してもらいたいと思い質問する次第であります。

さて、私は、昨年の１１月の半ばに新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となりました。それで２週間の自粛期間を必要とされた次第です。その経験が今回の熊本県の保健所対応システムに対する疑問となっています。その流れをまず説明させていただきます。

昨年の１１月１５日に、和歌山県在住の叔父と叔母が天草へ帰省してまいりました。その１５日の夜に、私の父の家に集まり、会食を行った次第です。その翌日、１１月１６日に、和歌山県から帰省してきた叔父が熱を出し、苓北町内の病院へ赴く事態となりました。発熱があるため、今の時期は院外で新型コロナウイルスの抗原検査を受け、その結果、陽性との診断になり、天草保健所の指示を待ち、天草市内の病院での隔離入院

との結果となりました。ところが、その入院した病院の院長が、叔父の発熱は新型コロナウイルスの感染症ではない可能性があるとの考えで、翌１７日の午前中にはＰＣＲ検査を行い、結果、陰性であり、さらに１８日にもＰＣＲ検査を行い、再び陰性と確認し、叔父の発熱は軽い肺炎のためと診断され、１８日夜には一般病棟への転院となり、その後、５日ほどのちに退院となりました。私は、結果から言えば、感染者はいないのに濃厚接触者として２週間を過ごすというめったに起こらない経験をしたことになります。これが今回の事態の流れです。

さて、問題なのは、この間の天草保健所の対応です。天草保健所の職員は、真面目に紳士的に対応してくださいました。１７日の朝には、１５日夜の会食に参加した親族が集まり、唾液の採取を行い、ＰＣＲ検査をされ、細かい指導もされました。全員が陰性です。それはそれでよいのですが、１８日には、実際に私の叔父が新型コロナウイルスに感染していなかったと診断されても、天草保健所は、抗原検査で陽性との判断がされた書類がある以上、その濃厚接触者は２週間の外出自粛要請を行いますとして、２週間の間、毎日の検温の報告を求めてきました。もちろん私どもとしましても、私や濃厚接触者の代表者となった私の兄や、感染者とされた叔父の妻である叔母も天草保健所に対して、叔父の感染を確認されなかったと申し上げました。それは同じように、天草市内の病院の医師からも報告が行ってるし、保健所でも十分に理解しているはずです。それなのに保健所の対応は２週間の間、外出の自粛をお願いしますの一点張りでした。これは詳しいことはわかりませんが、県からの指示されたマニュアルには、感染の報告がされたら２週間の外出自粛を進めるとしか記載されていなかったのではないかと思っています。つまり、結果的に見れば、新型コロナウイルスの感染者はいないのに、濃厚接触者だけがいて２週間の外出自粛要請だけが生きているという状況が生まれる事態となりました。保健所の職員も２週間の間、感染者本人がいないにも関わらず、毎日のように検温の電話連絡を行い続けていたのです。全国的に医療機関や保健所が人員的に限界と報道され続ける中、この無意味な仕事に天草保健所は人員をさいていました。

これから申し上げることは、天草保健所に事実確認は行っていません。あくまで私の主観的判断です。叔父は喉頭がんの治療の結果、機械を使わないと自発的な会話もできない７４歳の老人です。その叔父が新型コロナウイルスにかかりましたが、翌朝にはきれいさっぱり回復し、国が定める連日のＰＣＲ検査も確認し、一般病棟に転院したということになります。これが天草保健所の見解と思っております。こんなことは現実には起こり得ません。基礎疾患のある老人が死ぬことも予見される病気の感染確認から約半日で劇的に回復するということは、大変非現実的な話です。その非現実的な話が天草保健所には記録として残り続けることになっています。

また、ここでは新たな１つの疑問も生まれます。経済の疲弊が新型コロナウイルスで

の世界的パンデミックに伴って言われ続けています。今回の感染者はいないのに濃厚接触者だけがいるという状況は、実際に兄が経営する企業だけが活動停止せざるを得ない状況となりました。これは保健所から兄の会社に休業の要請があったのではなく、その企業で新型コロナウイルス感染者が出たという情報だけが独り歩きし、都呂々地区だけではなく、広く噂話だけが広がり、抗原検査直後のＰＣＲ検査が陰性で、実は感染しなかったという情報は全く広がらない状態となったためです。町の広報無線では、連日、苓北町で新型コロナウイルスへの感染の確認がありましたと報道され続けていました。私も町役場の健康増進室に電話をし、感染者はいなかったと修正してくれと申し上げましたが、保健所からそのような報告は受けていません。また、個人や特定の事件を判断できるようにはしていませんと言われました。確かに、文言だけを聞くとそのとおりでした。しかし、現実は違います。広報を聞いた人の多くは、感染が確認されました。イコール、都呂々で感染が確認されたやつかと思ってしまいます。これは広報無線で抗原検査で陽性とされた事例は、翌日の再検査で陰性とされましたと言っていただければ、余計な噂は収まるはずです。ところが、役場では、保健所からの報告があった事例に関して、３日間広報をすると決められているようで、それが簡単には変えられないとのことでした。また、同時に、保健所から報告修正との連絡も入っていませんとのことです。これは保健所が隔離直後のＰＣＲ検査で陰性が２日続き、結果として感染していなかったという状況を一切どこへも報告しなかったし、役場へも入院後の診断結果の状態の報告がなされていないからです。

私の兄は社長として現場で会社の看板を出して作業をしなければならないので、新型コロナウイルスに感染した人はいないのに、余計な避難をされるということを恐れ、やむを得ずに休業を選択しました。もちろん裁判も計画し、休業の保証を勝ち取るという選択肢もございましたが、その手間とコストと時間を考えると、結果的に２週間の我慢を選択しました。

保健所は、個人情報侵害の恐れがあるために、一切余計なことは報告しないという規則になっているのかもしれません。詳細はわかりません。天草保健所の所長だけの判断かもしれません。しかし、患者等人及びその代理人が望んでも、保健所内の決まりを絶対することしかできないようです。これは、今回の事例だけなら、兄が経営の企業の活動停止だけですんだだけだからよかったです。もしも今回のように、抗原検査が陽性で、新型コロナ感染の疑いのある人が特定され、複数の企業が活動停止をせざるを得ない場合、その患者が再検査で新型コロナウイルスに感染していなかったと特定された場合を想像してみてください。企業の活動は、基本的に自由です。ですが、保健所は、再検査で感染していないことがわかっても一切どこへも報告をしません。一般の人は、抗原検査の陽性との報告以降は、ただ噂のみをよりどころとして判断します。多くの経営者は、

経営する企業が避難されることを恐れ、休業を選択すると思います。もちろん、今回の事例とは違い、複数企業があるのならばですけれども、企業が合同なら休業保証を求める民事裁判を選択する可能性も高くなります。

さて、ここで保健所から修正の報告が出ないことでの弊害についてもさらに報告させていただきます。

保健所は、感染の確認は各自治体に報告します。天草保健所の場合は、天草市、上天草市、苓北町の３自治体です。それなのに、その後の感染者の状況の変化は一切報告しません。昨年の感染者では、熊本市での１件、今年の２月の１件に感染確認が間違いだったとの新聞報道がございました。新聞によればですけど、医師からの検査結果の修正の報告があったとのことです。ところが、昨年、私の経験だと、最初に抗原検査をした町内の病院の医師と、翌日にＰＣＲ検査をした天草市内の病院の医師とは違うために、医師がご自分でされた検査に間違いがあるとなかなか認めないのが実情でしょう。そのため、保健所がその後の患者の変化を報告しないことが問題を難しくさせていると思います。報告がないと噂話だけが広がっていきます。私には、実害と感じたこともなかったんですが、ここからはあくまで聞いた噂話の報告です。

都呂々在住の叔母が、感染者当人と勘違いをされ、それまで通っていた老人施設で避難されたとか、濃厚接触者の叔父がそれまでの習慣で散歩をしていたら、それを見かけただけで避難されたとかがございました。散歩に出ることは、言葉だけで考えると不要不急の外出と捉えられても当然のことです。しかし、場所は都呂々の木場です。検査で陰性だった濃厚接触者が散歩している時間にご近所さんと出会って、会話が弾むことは１週間毎日続けても１回あるかないかです。何のための外出自粛かを考えてください。もしかすると感染していて、他者との接触でうつすかもしれない恐れがあるからです。あくまでも感染防止のための方法論の１つです。しかも、仮に１回でも他者との接触があるようならば、そのときに濃厚接触者であると宣言をし、会話をしないようにすればよいだけの話です。外出自粛とは、何度も述べますが、あくまで感染症をまん延させないための方法論です。言葉にとらわれ過ぎて、外出禁止の命令だと思い込んでいる人もいるようです。他者との接触がなければ外出してもかまわないのです。加えて、日本国憲法のもとでは、法的に個人に強制することはできないのです。あくまでも善意で皆さんが保健所の指示を尊重してくれているからできている事例のはずです。このようなことは、新型コロナウイルスについての知識が不足していることが原因と思われます。実際に、事実と異なる噂はこれ以上に多く、細かいものはカットしています。新型コロナウイルスの感染者は、隔離されることが原則です。また、濃厚接触者にも自粛要請が出されます。しかしこれは悪いのは、感染者本人でも、濃厚接触者でもありません。ところが、苓北町では、感染者及び濃厚接触者をひどく避難する人がいる傾向が見られます。

先に苓北町で発生した１件の感染の確認でも、感染者の自宅に感染者本人を非難する貼り紙をされたとの、これも噂ですけど、それも聞きました。そもそも感染者及び濃厚接触者が避難される筋合いはないのであって、むしろ周りの人間は、ほかの病気と違い、接触することがかなわないので申し訳ないと感じるべきもののはずです。だからヨーロッパでは、あくまで私が見た報道での話ですが、医療関係者への感謝と応援が主流になっているのではないかと思います。

つまり、ここで言いたいのは、町では社会教育の実践が行き届いていないというのが実情ではないかと考えています。しかし、残念ながらこのような状況は自由主義社会では、むしろ当然とも想像されるところです。それを正しいと思われる方向へ誘導するのが地方自治体の政治ではないでしょうか。今のままでは、熊本県で新型コロナウイルス感染の疑いがされた場合は、結果として、すぐさま濃厚接触者は企業活動を停止して、民事裁判の準備をしたほうが得策ということです。結果、患者が新型コロナウイルス感染していることが明確になれば、社会のためにそのまま自粛をし、感染していないと特定されれば、すぐさま裁判を起こすことをお勧めします。つまり、熊本県保健所の感染症対策は、システムとして未成熟なところがあるのじゃないかと思っているということです。

保健所の活動システムは、各都道府県単位で違うと申し上げましたが、今回の抗原検査で陽性と判断された私の叔父は、和歌山県を住所地としています。そのため和歌山県でも同居する息子夫婦とその友人１人が濃厚接触者と指定されていました。国からの要請で、濃厚接触者とは、２日前以内に１５分以上の間、近接にいた者との定義があるためです。そのため、叔父の息子夫婦とその１人の友人も感染疑いがあった１７日から勤務先への出勤が停止されていました。しかし、１９日には、和歌山県の保健職員が面接を行い、２０日には濃厚接触者ではないと判断され、出勤が可能となりました。和歌山県は、今回の世界的新型コロナパンデミックで、国内で最初のクラスターが確認された県です。それが原因なのか、知事が元厚生労働省出身の官僚だからかはわかりませんが、国からの助言とは異なるシステムを導入している県だそうです。この和歌山県の保健所システムは、和歌山モデルとして、アメリカでワシントンポスト紙が報道するほどに特徴的だそうです。その特に特徴的なところは、国からは２日との助言がありながら、３日前の近接者から調べる。詳細に報告を求めるそうです。このため、和歌山県は、隣の大阪府が東京に次ぐ４万人以上の感染者が確認されながら、現在も１，０００人ちょっとの感染確認に収まっています。最もそれが原因かどうかは、私では確認はできません。なぜ和歌山県ではスマートに濃厚接触者等の指定が外れ、熊本県では、患者はいないのに濃厚接触者はいるという状態が生まれるのか。どう考えても矛盾だと思います。つまり、和歌山県では、濃厚接触者の解除を簡単にできたのに、熊本県は、患者がいなくて

も濃厚接触者だけがいる、い続けるということがあり得るシステムになっているということです。熊本県保健所の感染症拡大防止システムには、経済の縮小というリスクがある中で、経済の縮小を無駄に拡大させ、さらに保健所職員に意味のない仕事をさせ、その上に、民事裁判で負けて行政の負担ばかり大きくさせてしまう可能性を秘めているシステムと言えると思っています。

さて、私の経験上で町へ政治的に話せることはとりあえず以上です。ほかにも言いたいことはあるのですが、感情的になって愚痴に聞こえるかもしれませんので、ここでは終わりにします。

町長には、まず、私の経験を通した話を聞いた上で、熊本県の保健所システムのご感想をお聞かせください。

さらに、町長には、ぜひ県知事に対して、熊本県の保健所システムでは、結果的に感染の抑制以上に、感染者はいなくても濃厚接触者が出て、無駄な作業を保健所職員にさせてしまっていることを伝えていただきたいと思います。

また、教育長には、社会教育の一環としての新型コロナウイルスへの知識を広げるための活動を行っていただきたいと願うものです。

新型コロナウイルスへの考え方を広めることを通して、町民に対しての教育を行っていただきたいと考えます。町民への教育となりますと、難しく、時間もかかるものと思いますが、勘違いからの差別になりかねない考え方を自然に発するような考え方は起こさないよう努力していただきたいと考えております。

私の質問は以上になります。

後ほど、再質問とさせていただく予定ですので、自席にて待ちたいと思います。以上です。

○議長（錦戸俊春君）　質問の途中ですが、ここで昼食のため午後１時まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

倉田議員から早退届が出ております。只今の出席議員は１１名です。

町長。

○町長（田嶋章二君）　先ほどの野田議員のご質問にお答えをいたします。

私もこれ質問なのか、野田議員の悲痛な訴えなのか、よく判断に迷うわけでありますが、私に問われたのは、保健所職員の業務に対する感想をということでありました。

以前、苓北町でかかられた方、あのときもそうですが、役場福祉保健課で何らかの消毒等々のお手伝いもしましょうかというような申し出を保健所にしたそうでございます。そのときには、そんな必要ないと言われたということでありまして、そしてまた、私の判断では、その人たちは、我々と同じ医師の資格をもたない、特別な資格も持たない県の職員であったと思われます。そういう意味で、そんなに忙しくない天草の保健所でそういう態度を取っておられるということ自体に、やっぱり役人はと、我々も言われますけれども、そういう状況であったのではないかなと。やはり現地の、この地元の病院で抗原検査で陽性が出られたということであっても、その隔離をなされた病院の先生が陰性を２日続けたからということでおっしゃったならば、普通は県と相談をして、もう感染者がいないのだから濃厚接触者はもう解き放っていいんじゃないかというような相談をなされたかどうかも判明しません。我々が聞いても教えてくれないんですよ、全てに渡って。そういったことでありまして、このワクチンの問題につきましても、県に申し入れをしております。もう少し具体的な情報をしっかり伝えていただくように、国に対して意見を出していただきたいと。先だっての全国知事会の中でも強い申し入れがあったようでございますが、その後もあまり具体的な説明があっておりません。そういった意味においても我々としましても、ワクチン接種については、担当も必死になって、どう順調に皆さんにワクチンを打っていただくか、検討をしております。しかし、具体的な日程が出されないとなかなか難しい状況でもあります。これはもともと国のほうがワクチンの輸入に対して、なかなかきちっとした約束がなかったんじゃないかと疑われるほどの状況であります。これはともかくといたしましても、非常な心の痛みを持たれた野田議員に対して、我々もですね、要するに、保健所という当事者じゃないので何も言えませんが、もう少し、私も広域本部長には、常に、もうちょっと詳しく教えてもらえんのかというわけですね。例えば、苓北町で起こった最初の方についても、我々よりも具体的な情報がどんどんこの町に流れているんですよ。我々には正式に教えていただけない。そういうもどかしさもございます。そういった意味で、もう少し風通しのいい連絡方法がないのかと思っているところであります。もう私はこれ以上のことはちょっと申し上げられないんで、いわゆる感想といたしたいと思います。

これで、野田議員の質問に対しての答弁を終わらせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　先ほどの野田謙二議員のご質問に答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、当初より、正しく知って、正しく怖がることが大切だと言われ、感染された方へのお見舞いの気持ちと、大変な労力を費やしておられる医療、介護従事者の方々への感謝の念を持つことが呼びかけられてきました。

また、先般の第２０４回通常国会では、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一

部を改正する法律が成立し、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を逃避するための規定が設けられ、令和３年２月１３日から施行されております。

今年度は、コロナ禍の中で、社会教育団体の会合等も全く開催できない状況であり、新型コロナウイルス感染症を正しく知ってもらうことについての啓発活動も滞りがちでしてが、差別的な言動が少しでもなくなりますよう、引き続き、町広報誌等を活用し、人権意識の高揚にさらに取り組んでいきたいと考えております。

以上、野田議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　町長、教育長、本当にありがとうございます。町長のご意見でというか、ご感想で、確かに、立場上、言いたいことも言えないことも町長にもあるかと思います。でも私が感染者はいないのに濃厚接触者になったという事実は事実ですので、その事実だけでも県知事にぜひ報告していただく、これがもう町でできる唯一のことだろうと思っております。ぜひよろしくお願いします。

それと教育長のほうには、確かに、うわさ話、感染者、濃厚接触者を直接非難する非難ていうのは、実はぼくが受けたことはなかったんですけど、そのうわさ話というのは町中に出回っているんですね。で、何でそんなのが通用するかっていって、町民の意識が、人間ていうのは、無意識に自分に責任がないと思ったら他人を、害を受けたら攻めるというのはもう無意識にもうやってしまうことなので、それでうわさが結果広がっているんだろうと思います。実際に、コロナウイルス自体は、世界中で確実にわかっているという情報、専門の学者でも１００％じゃありません。私ら素人は、当然、ほんの一部しか知らないわけですよね、まず。その私が知っている知識でも、その感染者だ、濃厚接触者だ非難するのはおかしいじゃんという判断はできるんです。実際に、そういう意識を苓北の町民皆さんが持っていただければ、結果としてそういう無意味なうわさ話というのは広がらないはずなんですよね。ところが悲しいかな、苓北町に感染者や、濃厚接触者らを非難するという話がこれだけ広まるというのは、そういう、要は人権だ何だっていう硬い形で言えばそうなって通用しにくくなりますけれども、そういう意識っていうのがそれほど届いていないというのが現実なんだろうと。だから、実際に町でできること。福祉保健課、健康増進室とかが担当はしておりますけれども、実際、保健所に言われるがままですよね。健康増進室でできることというのは。その保健所っていうのがちっとも町の意識というのを知らずに、自発的に動いていらっしゃる。そういう中で、健康増進室にそういう教育をしてくれというのは無理なので、もう教育委員会のほうに、町民に対する、人権に対する教育、そういう形で始めざるを得ないと思っております。実際にそれっていうのが実現するというのは教育ですから、難しいことです。それはようくわかっておりますけれども、何もしないということは、逆にあってはならな

いと思っております。具体的に実際にいつまでというのじゃなくて、永遠に続けるつもりで、そういう覚悟で始めていただきたいと思っておりますけど、ご意見をお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　教育長。

○教育長（濵﨑敏和君）　人が生きていく上で何よりも人権が大切だというふうに考えられます。現在、先ほどご紹介いたしました、内閣のほうからの法律規制と同時に、文科のほうからは子どもたち通じて保護者へ全部に、とにかくかかられた方へのお見舞いの気持ちと、それから、実際には子どもたち関係でも、施設にお勤めの方、その施設でコロナが出た場合は、子どもたちを登校させるなとか、保育園にこらせないと、そういう事例もあっているようでございます。そこら辺についての正しい理解ということで、子どもたちと保護者にも配っているところでございますけども、何よりもコロナに限らず、それぞれの人権を大切にしていくような取り組みをこれからも続けていきたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君）　野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　実際に、教育に関することというのは、具体的に何をします、だから大丈夫ということがないのが実情です。実際に広報誌であったり、学校教育、何かの機会でもいいですし、コロナに乗っけなくても人権教育というのはできますし、そういう長い目で見て頑張っていただきたいと思います。

それから、これは町長のほうにもう一度確認のためにお伺いしておきたいんですけれども、新型コロナウイルスに関しまして、実際に僕は、感染したとされた叔父と一緒に会食をしただけ、何も悪いことはしてないんですよね。でも非難の対象になる。この現実ていうのは、実際にじゃあそれをどう防ぐか、具体的に防ぐ方法、要は、単純なマニュアルを作るというのが一番簡単なんですけど、それっていうのは教育じゃない。強制になってしまうんですね。今の日本の社会で、これはもう逆に町に限らずで、方法論として何があると思ったのですか。

○議長（錦戸俊春君）　町長。

○町長（田嶋章二君）　人の口には戸を閉ざされずというわけですよ、これは特にこういうことをしたらこういうことになるという、いろいろ断言した答えはないんじゃないかと思っています。これはもう一人一人の気持ちの中から出てくるもので、やはり全体の中でどういうふうな形で、どういうふうになるかていうのも、これをどうするのかというのはなかなか私もわかりません。

○議長（錦戸俊春君）　野田謙二君。

○２番（野田謙二君）　すみません、実際に。具体的な方策、僕も思いつかなかったもので、で、今とっさに質問してしまったんですけど、本当申し訳ないなと逆に思います。

ありがとうございました。

とにかく、今回、皆さん出席されている方々皆さんが正しく新型コロナウイルスを恐れて、正しく防衛していただき、苓北町にこれ以上感染者が出ないことを望んでおります。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君）　これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は午前９時３０分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後１時１３分

令和３年３月１２日（金）

（第３日目）

令和３年第２回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和３年第２回苓北町議会定例会は、令和３年３月１２日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口　利生	２番	野田　謙二
３番	廣田　幸英	４番	髙戸　幸雄
５番	松本　良人	６番	石田　みどり
７番	浜口　雅英	８番	野﨑　幸洋
９番	山本　政人	１０番	倉田　　明
１１番	田嶋　豊昭（副議長）	１２番	錦戸　俊春（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書　　記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田嶋　章二	副 町 長	山﨑　秀典
教 育 長	濵﨑　敏和	総務課長	尾脇　宣宏
税務住民課長	吉本　英明	企画政策課長	錦戸　雅志
教育課長	福田　誠一	土木管理課長	汐﨑　正喜
農林水産課長	宮﨑　良成	商工観光課長	西川　文孝
水道環境課長	田尻　　悟	福祉保健課長	本田　　保
健康増進室長	田尻　康彦	会計課長	松村　保則

８．議事日程

日程第　１　報告第　２号　議員定数等調査特別委員会調査報告（委員長報告）

日程第　２　発委第　１号　苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第　３　発委第　２号　苓北町議会における議員報酬に関する事項についての決議

日程第　４　議案第　４号　苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金条例の制定について

日程第　５　議案第　５号　苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業基金条例の制定について

日程第　６　議案第　６号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第　７　議案第　７号　苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　８　議案第　８号　苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第　９号　苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第１０号　苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第１１号　苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１２　議案第１２号　苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１３　議案第１３号　苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１４　発議第　２号　苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定について

日程第１５　発議第　３号　苓北町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第１６　発議第　４号　苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

日程第１７　議案第１４号　令和２年度苓北町一般会計補正予算（第９号）
日程第１８　議案第１５号　令和２年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第１９　議案第１６号　令和２年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第２０　議案第１７号　令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）
日程第２１　議案第１８号　令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）
日程第２２　議案第１９号　令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）
日程第２３　議案第２０号　令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）
日程第２４　議案第２１号　財産の取得について
日程第２５　同意第　１号　苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について
日程第２６　議案第２２号　令和３年度苓北町一般会計予算
日程第２７　議案第２３号　令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算
日程第２８　議案第２４号　令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算
日程第２９　議案第２５号　令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算
日程第３０　議案第２６号　令和３年度苓北町介護保険特別会計予算
日程第３１　議案第２７号　令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算
日程第３２　議案第２８号　令和３年度苓北町水道特別会計予算
日程第３３　議案第２９号　令和３年度苓北町下水道特別会計予算
日程第３４　議案第３０号　令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算
日程第３５　議案第３１号　令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
日程第３６　議案第３２号　令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（錦戸俊春君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１　報告第２号　議員定数等調査特別委員会調査報告（委員長報告）

日程第２　発委第１号　苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第３　発委第２号　苓北町議会における議員報酬に関する事項についての決議

○議長（錦戸俊春君）　日程第１、報告第２号、議員定数等調査特別委員会調査報告、日程第２、発委第１号、苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例について及び日程第３、発委第２号、苓北町議会における議員報酬に関する事項についての決議を会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

日程第１、報告第２号、議員定数等調査特別委員会調査報告書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

倉田明委員長。

○議会定数等調査特別委員長（倉田　明君）　おはようございます。それでは、報告をさせていただきます。

議員定数等調査特別委員会調査報告書。

令和３年１月２５日。苓北町議会議長　錦戸俊春様。

議員定数等調査特別委員会委員長　倉田明。

本特別委員会に付託された付議事件につき、調査結果を下記のとおり、会議規則第７７条の規定により報告します。

記。１、調査事件名。

（１）苓北町議会における議員定数に関する事項。

（２）苓北町議会における議員報酬に関する事項。

２、調査の結果等。

（１）委員。

倉田明委員長、野﨑幸洋委員長、山口利生委員、野田謙二委員、廣田幸英委員、髙戸幸雄委員、松本良人委員、石田みどり委員、浜口雅英委員、山本政人委員、田嶋豊昭委員。

（２）委員以外。

錦戸俊春議長。

（３）委員会書記。

龍岡　学事務局長、田中めぐみ主幹。

（４）報告の内容。

別紙のとおり。

議員定数等調査特別委員会調査報告（最終）。

本特別委員会は、議員定数、議員報酬などについて調査、研究を行うため、平成３１年３月定例会において議員１１名で設置され、令和元年６月１３日に第１回特別委員会を開催して以来、７回の会議を開催しました。

まず、議論の進め方としては、令和２年４月２２日の「中間報告」でも述べましたが、本特別委員会が「議員定数の削減ありき」の特別委員会ではなく、その調査、研究に当たっては、地域性、人口規模などを考慮し、全国・九州・熊本県下の町村との比較などを参考としながら、調査事項の議員定数、議員報酬を一体的に捉えて議論すべきということで進めてまいりました。

また、令和２年度においては、苓北町区長会との意見交換会を開催してはどうか、熊本県下で、近く議員定数を改正した「町村議会」を視察してはどうか、との意見が、委員から出されたことを受け、令和２年７月１６日、苓北町区長会評議員との意見交換会、令和２年１０月７日、類似団体であり、先の統一地方選挙において、議員定数を１２人から１０人に改正がなされた熊本県小国町議会正副議長とのリモート会議（本特別委員会正副委員長・議長対応）の開催及び令和２年１０月２８日、その録画映像を全委員・議長で視聴しました。

このような経過を踏まえ、去る令和２年１１月２０日に第６回委員会、１２月１８日に第７回委員会を開催し、調査事項の最終取りまとめについて協議、採決いたしましたので、その結果に基づき、報告します。

まず、「議員定数」についてでありますが、全委員の考え方、意見を拝聴しました。この意見を踏まえ、委員長として本特別委員会の会議運営としては、「全会一致」が望ましいが、この調査事項については、本特別委員会で確認した「議員定数の最終案は、本特別委員会で決定する」ためにも、採決により決定したい旨の提案を行い、最終報告に少数意見についても盛り込むことを考慮することを確認の上、委員長から現行定数から「２人減の定数１０人」との改正案を示し、出席委員１０人の起立採決により、賛成多数で本特別委員会としての議員定数案を決定したところであります。

次に、「議員報酬」についてでありますが、本特別委員会では、議員定数、議員報酬を一体的に捉えて議論すべきという考え方で調査、研究を進めてきましたが、議員定数と違い、議員報酬につき、本特別委員会で結論を出すことは難しく、議員報酬については、「現状維持」の「方向性」を示すにとどめ、町民の生活状況や町の財政事情など、総合的な見地から、町の特別職報酬等審議会の審議にゆだねるのが適当であるとして、

出席委員１０人の起立採決により、賛成多数で決議（案）可決、本特別委員会として、その旨、議長名で町長あて、提出することの結論に達しました。

その他の項目を含め、むすびとして、「選挙公営について」「常任委員会のあり方」「議会運営委員会の構成人数」「議会広報特別委員会」「会議出席における費用弁償支出の是非」「議員期末手当支給にかかる加算割合の存在」などについては、この最終報告を基に、今後は、議員全体として、さらに議論を深めなければならない事項として捉えていただくことを望み、本特別委員会としての役割は終了させていただきます。

以上、調査報告（最終）といたします。

○議長（錦戸俊春君）　日程第２、発委第１号、苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての趣旨説明は、会議規則第３９条第２項の規定により省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、発委第１号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

日程第３、発委第２号、苓北町議会における議員報酬に関する事項についての決議を議題とします。

本件についての趣旨説明は、会議規則第３９条第２項の規定により省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、発委第２号については、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

報告第２号、発委第１号及び発委第２号については、議会運営に関する申し合わせにより、質疑を省略します。

ここで、報告第２号を終わります。

これから、発委第１号、苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、討論にあっては、必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　原案に反対の立場で討論に参加をします。

議員定数削減については、人口が減っている中、また、前回の町議選が無投票であったことなどから、仕方のないことかもしれません。でも、定数を減らすことによって、今問題になっている若い人や女性の人が立候補しにくくなることになるのではないでしょうか。町村議会の議員報酬と議員定数のあり方検討委員会が、平成２９年から３１年まで１２回の検討を重ね、最終報告を出しました。その中でまとめてありますが、自治体における民主主義の実現にとっても定数の削減には問題があると指摘をしております。

また、人口で定数を考慮することは絶対ではない。議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながるのであり、無投票当選を避けるのであれば、議員報酬と議員定数を一定の水準に保たなければならないということでまとめられています。やはり議会には、老若男女、各層からの立候補が望ましいと思います。それができにくくなる定数削減の条例改正案には反対をします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　私は、原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

議長を除く全員で慎重に検討をいたしました。よって、委員会の結論を尊重いたします。よって、賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　これで討論を終わります。

発委第１号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、発委第１号、苓北町議会議員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから、発委第２号についての討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

発委第２号を採択します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、発委第２号、苓北町議会における議員報酬に関する事項についての決議は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

只今議決された発委第２号について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第４　議案第４号　苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金条例の制定について

○議長（錦戸俊春君）　日程第４、議案第４号、苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　議案第４号、苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金条例の制定について。

苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金条例を別紙のとおり制定することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた町内農林漁業者が、経営の維持安定を目的として貸し付けを受けた資金の利子補給及び保証料を助成に充てるため、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする基金を設置する必要があるためです。

次のページをご覧ください。

苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金条例（案）について、読み上げさせていただきます。

第１条、設置。新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染す

る能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により、苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業による基金の融資を受けた町内農林漁業者に対する利子補給及び保証料助成に要する経費の財源に充てるため、苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第２条、積立て。基金の原資は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもって充てる。

２、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第３条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

第４条、運用益金の処理。基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第５条、繰替運用。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第６条、処分。基金は、第１条に規定する財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

第７条、委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

補足説明をさせていただきます。

本基金は、熊本県が制定した「新型コロナウイルス対策農業（林業・漁業）経営安定資金融通措置要項」及び「熊本県農業（林業・漁業）制度資金利子補給費補助金交付要項」、並びに、「新型コロナウイルス対策農業（林業・漁業）経営安定資金保証料助成費補助金交付要項」に基づき、新型コロナウイルスの感染症の拡大による影響を受けた農林漁業者が経営の維持安定を目的として貸し付けを受けた資金の利子補給及び保証料助成にあてるために積み立てるものです。

資金の貸し付けに係る利子補給は、期間を貸付実行日から５年以内、県が１０分の５、町が１０分の２、金融機関が１０分の３を負担することとし、保証料については、助成期間を資金の貸付期間として、県と町がそれぞれ２分の１を負担することとしております。

なお、利子補給及び保証料助成に要する町負担分は、令和７年度末までの費用について、対象事業に充当されることが条例により担保されているものに限り、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充てることが可能であることから、本基金条例の制定を提案するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第４号、苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４号、苓北町新型コロナウイルス対策農林漁業経営安定事業基金条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第５　議案第５号　苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業基金条例の制定について

○議長（錦戸俊春君）　日程第５、議案第５号、苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　議案第５号、苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業基金条例の制定について。

苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業基金条例を別紙のとおり制定することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた町内中小企業者が、経営の維持安定を目的として貸し付けを受けた熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症関連分）の利子補給に充てるため、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする基金を設置する必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。

苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業基金条例（案）につ

いて読み上げさせていただきます。

第１条、設置。新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により、苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業による熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症関連分）の融資を受けた町内中小企業者に対する利子補給に要する経費の財源に充てるため、苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第２条、積立て。基金の原資は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもって充てる。

２、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第３条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第４条、運用益金の処理。基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第５条、繰替運用。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第６条、処分。基金は、第１条に規定する財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

第７条、委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長は別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行することとしております。

補足説明をさせていただきます。

本基金は、「苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給要綱」に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた町内中小企業者が経営の維持、安定を目的として貸し付けを受けた、熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症関連分）の利子補給に充てるために積み立てるものでございます。

資金の貸し付けに係る利子補給期間は、融資を受けた日から５年間としております。なお、利子補給に要する町の負担分につきましては、令和７年度までの費用について、対象事業に充当されることが条例により担保されているものに限り、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充てることが可能であることから、本基金条例の定制定を提案するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第５号、苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給事業基金条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号、苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子事業基金条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第６　議案第６号　苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第６、議案第６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　議案第６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、苓北町の国民健康保険税における医療給付費分と後期高齢者支援金分の負担割合について、熊本県が示す標準保険料の負担割合との均衡を図る必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険税条例（昭和４０年苓北町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお願いします。

右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

はじめに、今回の改正による被保険者への影響についてですが、全ての被保険者に適

用されます第５条の医療給付費分の均等割額及び第７条の２の後期高齢者支援金分の均等割額の間で、１人当たりの税率を第５条で５，０００円減額し、１万９，０００円に、第７条の２で５，０００円増額し、１万１，３００円に改正を行うもので、被保険者間の負担額はプラスマイナスゼロとなりますので影響はございません。

国民健康保険制度は、平成３０年度から都道府県と市町村が共同保険者となり運営し、町の国民健康保険税率等については、県が示す標準保険料率を参考に決定しています。国民健康保険税は、通常の医療給付費分のほか、後期高齢者医療制度の負担分、そして、介護保険制度の負担分と３種類の課税額の合算額となっておりますが、県の標準保険料率と比較するとき、採用する保険料算定方式が異なることもあり、これらの負担割合は、医療給付費分で高く、後期高齢者支援金分及び介護納付金分が低い状況にあります。このため、被保険者に影響の出ない部分で税率の改定を行い、県が示す標準保険料率との均衡を図るものでございます。

また、第１５条の国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の基準を定めておりますが、医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割額の変更に伴いまして、あわせて改正を行うものです。

２ページをお願いします。

第１項第１号の７割軽減では、ア、１万６，８００円を１万３，３００円に、ウ、４，４１０円を７，９１０円にし、両者間で３，５００円の増減調整を行います。

同第２号の５割軽減では、ア、１万２，０００円を９，５００円に、ウ、３，１５０円を５，６５０円にし、両者間で２，５００円の増減調整を行います。

３ページをお願いします。

同第３号の２割軽減では、ア、４，８００円を３，８００円に、ウ、１，２６０円を２，２６０円にし、両者間で１，０００円の増減調整を行います。

それぞれ５，０００円の７割、５割、２割相当額の増減調整をすることとしております。

恐れ入りますが、条例（案）の本文にお戻りください。

附則としまして、施行期日、１、この条例は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

また、適用区分２、この条例による改正後の苓北町国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

なお、改正案につきましては、３月１日に開催しました、苓北町国民健康保険運営協議会で委員の皆様にご説明申し上げ、諮問をいたしましてご承認の答申をいただいてお

ります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口議員。

○７番（浜口雅英君）　勉強不足で申し訳ありませんが、今、課長の説明の中では、第５条、第７条でそれぞれ５，０００円のマイナス、プラスだから一般的には関係ないという話でしたけども、その前提条件である第２条２項の被保険者均等割額、７条が２条第３項の均等割、これどういう違いがあるんでしょうか。もし課長の言われるように、関係ないということであれば、改正する必要もないんじゃないですか。

ちょっとお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　まず、第５条、それと第７条の２につきましては、国民健康保険に加入されている方、全てが対象になりますので、全てが対象になられるということでの税率のスライドになりますので、結果的にプラスマイナスになりますということであります。

第２条の第２項、それと第２条の３項につきましては、それぞれ一般保険者分、それと後期高齢者支援金分ということになるかと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　とすれば、この２条２項と２条の３項ですね、根拠であるですね、は、あと１回説明してもらってよかですか。

○議長（錦戸俊春君）　税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　条例を読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

第２条課税額ということで、前条のものに対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき、算定した額に、次に掲げる額の合算額とするということで、が第２条第１項なんですけども、第２条の第２項ですね。すみません、第２条第２項につきましては、すみません、ちょっと順番に読み上げないとちょっとわからないんですが。

○７番（浜口雅英君）　わかりました。

○税務住民課長（吉本英明君）　よかですか、申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第７　議案第７号　苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第７、議案第７号、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君）　議案第７号、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、収納方法の拡充に伴い、町税等の納税通知書を地方公共団体の情報システムの標準化を踏まえた仕様に変更し、あわせて徴収の方法を変更する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（案)。

苓北町税等の徴収の特例に関する条例（昭和６０年苓北町条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお願いします。

右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

まず、町税の徴収告知につきましては、現在、第３条の規定に基づき、個人町県民税の普通徴収分、固定資産税、国民健康保険税の３つの税目につきましては、集合徴収の方式により１つの納税通知書に併記して発付し、徴収を行っております。令和３年度からは、徴収方法を拡充し、納付場所として、現在の６つの取扱い金融機関のほかに、新

たにコンビニエンスストアの１９チェーン店、また、スマートフォンの３つの決済アプリでの収納が可能となります。これに伴いまして、納税通知書は地方公共団体の情報システムの標準化を踏まえた仕様としまして、納税通知書は各税目ごとにコンビニ収納用のバーコードを印字してそれぞれ発付する必要があるため、１つの納税通知書に併記して発付し、徴収を行っておりました集合徴収を税目ごとに納税通知書を発付して徴収する方法に変更するものでございます。

また、第４条は、個人町県民税の普通徴収分、固定資産税、国民健康保険税の年合計額が個人の町県民税の均等割額に相当する金額５，５００円以下の場合は、その全額を指定した納期で徴収するものでございます。

なお、現在、町税では、８割から９割の方が口座振替払いをご利用いただいておりますが、口座振替払いの方は、指定の口座から既に各期ごとにそれぞれの税目ごとに引き落とされておりますので、何ら影響はございません。

恐れ入りますが、条例（案）本文にお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上が、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　今、説明では、口座引き落としが８割から９割ということで、残りの方をこのコンビニ、またはスマートフォンからのそういった徴収になると思うんですけども、その辺で手数料的に町の持ち出しというのはどれくらいを予定されているのかを伺いします。

○議長（錦戸俊春君）　会計課長。

○会計課長（松村保則君）　只今のご質問にお答えをいたします。

これはまた新年度の予算のほうでご審議いただく分になりますが、コンビニエンス収納に係る収納事務の委託料として２０万７，０００円程度を計上させていただく予定でおります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　あとスマートフォンの徴収のほうには手数料とかはかからないということになりますか。

○議長（錦戸俊春君）　会計課長。

○会計課長（松村保則君）　納付者の方がコンビニエンスストアから納付をされます。これは先ほど税務住民課長が申しましたとおり、納付書の形態、それからスマホの決済というところが出てまいりますので、この分を含んだところでの収納という形に捉えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第７号、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号、苓北町税等の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第８　議案第８号　苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第８、議案第８号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第８号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）が令和３年２月３日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願います。

苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険条例（昭和３４年苓北町条例第５７号）の一部を次のように改正

する。

内容についてご説明いたしますので、次のページにあります、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。

右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴いまして、感染症法第６条第７項におきまして、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけがこれまでの「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」の中に、「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」を追加する改正が行われました。なお、今回の条例の一部改正につきましては、感染症の法的位置づけが変更されたことに伴い、条文内容の表記も変更されましたが、法律におきましては、あわせて指定感染症の指定期限となっている令和４年１月３１日以降も期限の定めなく、必要な対策を講じることができるようになったものでございます。

条例（案）本文の２ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　今度の新型コロナウイルスの書き方がこれまで特別措置法に規定する新型コロナウイルス感染症というのが、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）というふうなところで、より限定的な文に変わっていますが、今、南アフリカとか、イギリスとか由来のコロナウイルス、また、それに変異株とかが今最近、日本の中でも感染拡大が入っております。そういったものに対しては、特に中華人民共和国からというふうな個別の国が入ってしまうと、それ以外のコロナウイルスというふうには、これから見ると対象外になるような気がするんですが、そういう、私の条文の読み間違いでしょうか。その点を教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　英国等で主に見られます変異株によるものは、従来よりこの条例のほうには含まれていることになります。ですから、中華人民共和国ですね、の最初の新型コロナウイルス、これが正式に表記をされたものということでございます。この前の基金の条例の中でもこういった文言が入っていたかと思いますが、これも新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴いまして、こういった表

記になっております。国のほうがですね、こういった表記をしたということでございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　ここで新型インフルエンザ等対策特別措置法というのが、今回の条文改正では抜けていますよね。抜けているというか、これまではその新型インフルエンザ等対策特別措置法に感染したときに係るものというふうな表記がなってたのが、今回、この新型インフルエンザ等対策特別措置法そのものが町の条例から抜けてしまっているものですから、何かその中国から来てる新型コロナのウイルスだけが対象になってしまうような気がするんですが、いかがでしょうか。これそのまま読めばですよ。特別措置法というのが全然ない。ですから、新型インフルエンザ等対策特別措置法、そのものにはいろんなウイルスが包含されるかと思いますが、これが抜けてしまったら、中国からのウイルスだけが対象になるっていうふうに読むんじゃないかと思いますけど、違いますか。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　もう一度私のほうから説明いたします。

まず、今回の法律名ですけども、新型インフルエンザ等対策特別措置法、これはですね、まず、令和２年、昨年３月１３日に、まず成立をいたしております。これが新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律、この法律でございました。この法律の中の附則第１条の２ということで、新型コロナウイルス感染症に関する特例、これが設けられております。これがこれまであった条文の改正前にあります、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症ということになります。この時点での法律の中では、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）というふうなことで規定をされておりました。この法律を含めまして、今回、令和３年の法律第５号、これは今年の令和３年２月３日に公布されたものでありますけれども、この法律が新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律ということで、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正も含めまして、そのほかに幾つかの法律が一緒に改正をされております。その中で、先ほど健康増進室長が示してきましたけれども、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、これにつきましても一部を改正されまして、この中で新型コロナウイルス感染症の法的位置づけがですね、改正をされたところでございます。この国の見直しを経ましてですね、今回、先ほど申しました、今回の条例の改正を行っておるわけでございまして、新型インフルエンザ等感染症の中にですね、新型コロナウイルス感染症及び再興

型コロナウイルス感染症を追加するという改正が行われておりますので、今回の法律改正によりまして、これまでのコロナウイルス感染症がその中に包含されているということでございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　これは、ちょっと今聞いたのはですね、もし今のような新型コロナウイルス自体が中国以外の国からのウイルスが日本に入ってきている状態であるし、あえてちょっとここに中華人民共和国というふうに、限るというような文言がきてたもんですから、それ以外はどうしても対象外じゃないかというふうな疑念をいだいたもんだから言いました。ただこれで新型コロナに感染というような報告が医療機関から認定されれば、その方は、この傷病手当金は確実に取れるということですね。新型コロナウイルスという病原体がどうのこうのじゃなくて、ていうことであれば結構です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　山口議員の質問で、質問内容は私も全く一緒ですけれども、まだ理解し難いのでちょっと教えてください。

まず、改正前にですね、新型インフルエンザ等ということで書いとっとですね。これが消えたことにより、その対応はどうなるのかですね。今までは、インフルエンザ等も対象になっとった、対象ちゅうか、入っとったでしょう。それが今度はなくなっとでしょう。その対応がどうなるのか。私は法律はよくわかりませんので、対応だけで結構です。文言はわかりません、難しゅうして。

それから、先ほど、もう全く一緒です。新型ウイルスの、例えば、中国から入った、全く新型の今、通常呼ばれているウイルスに対してのみのような形でございますけれども、今、イギリスとか、ブラジル当たりから強固なウイルスがいろいろと出て、もしかして日本型でも出る可能性があるんじゃなかろうか。ずっと変わりますからね、ウイルスはですね、強固になっていくもんですから。そのときの対応はどうなるか。その対応についてですね、国が云々で、国が法律を変えたからじゃのうして、法律はどがんでんよかっですよ、我々は。その対応をどうしていただくかというのを教えていただきたい。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　只今の松本議員のご質問の件にお答えさせていただきます。

改正の前後で財政支援の対象となる傷病の範囲に変更はございません。対応は変わりません。法律の文言の表記の変更でございまして、先ほども申し上げたとおり、山口議員のほうにも言いましたけども、財政支援の対象となる傷病の範囲についての変更はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　私は、今までは、このインフルエンザとははっきり明示してあっとが、インフルエンザだけもう明示されんごつなったっですね。ですね。例えば、ほらここに書いてあっじゃなかですか、新型インフルエンザ等法によってどうのこうのて書いてある。それが全くなくなった。確かに、今課長は、今までどおりですからということでございますけれども、これが法的な、あるいは文書的な対応が削られれば、それが全く効力なくなるとですね。効力がなくなるか、するかどっちかですけれども。なくならんちゅうか、書いた文言が全くなくなるから、そこら辺は大丈夫ですかね。今後、上級官庁あたりがやたらインフルエンザじゃなかっぞというようなことで、今までですね、苦い経験があるじゃなかですか。全く別ですけれども、今まで軽自動車税ばとってなかつが、法律で取るごてなっとっとですよ。ですね。上級機関の一担当者がこういったということで、今まで軽自動車などで、トラクターだけ取ってですよ、田植機とかコンバインなんか長年２０年も３０年も取っとらんとが、急に取るごてなっととですね。法律にかんなっとるけんと言って。取らんとこが、天草市は取っておりませんけれども、そういったことがなきにしもあらず、多分あると思いますが、そのうちに。そういったことになる。どがん考えますかね。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　只今の松本議員のご質問ですけども、新型インフルエンザ等対策特別措置法というものは、一部改正されましたけどもそのまま残っております。この法律の中に、今回、新型インフルエンザ等感染症の中にコロナウイルスも含まれたという法律の改正でございます。

○議長（錦戸俊春君）　いいですか。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　そこんにきがわからんとです。そこんにきがわからんとです。改正されたのは、そっちが改正された分はどがんなっとですか。消しますとかなんかなっとっとですかね。そこんにきがわからんとですよ。

○副町長（山﨑秀典君）　残っております、法律自体は残っています。

○５番（松本良人君）　ようわからんとですよ、私は、なんさま国語が苦手やったもんですからですね、わからんですから、今後はですね、もうよかです。これ最後ですので、要は、我々は実働どうなるかというのが一番肝心ですので、そうなると、実質はこれ消えとるばってん、別のほうでこっだけ救済するんだぞというようなことがあれば別です。ただ、別のほうで救済するなら、そっちの別のほうの法律を変えにゃいかんとじゃなかろうかと、私は個人的に思いますけれども、そこら辺がわかりませんので、今後はですね、ぜひそこら辺を含めたところのいろいろつながったところのご説明をしていただく。

もう絶対変わらんのだということでですね、していただきたい。私は、もうこの軽自動車税でですね、もう相当国、町、県に不信感を持っております。そういったことでございますので、ぜひですね、そこら辺をお願いをいたして、終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第８号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第９　議案第９号　苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第９、議案第９号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第９号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。第８期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の計画期間における介護保険料を決定することに伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。

苓北町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町介護保険条例（平成１２年苓北町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

恐れ入ります、次のページに新旧対照表がございますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

苓北町介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後を表しております。

まず、計画期間の改正でございます。第４条です。平成３０年度から令和２年度までと記してあるものを、令和３年度から令和５年度まで、ここがいわゆる第８期が令和３年度から５年度分になります。

それと、以下、介護保険法施行令に則って、各それぞれの所得に応じた段階の介護保険料をここに記載をしております。

続きまして、第４条の第２項におきまして、ここにつきましては、第１段階の方の軽減後の額を記しておりまして、２万８８０円と軽減後の額を記しております。

第３項におきましては、第２段階の方で３万４，８００円。

第４項におきましては、第３段階の方におきまして４万８，７２０円とここに記載をしております。

恐れ入ります。１ページお戻りをお願いします。

附則、この条例は、令和３年４月１日から施行する。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　すみません、教えてください。

実質平均は大体これ変更で上がっとですか、高なっとですか。上がっとか、高なっとかちゅえば高なるばっかりじゃが、上がったとですか、下がっとですか。平均、およそ平均どのくらい、もし下がるとすれば安くなりますよと。今コロナで大変だから安くします。あるいは、高くなりますよ。幾ら高くなります。そういったことを教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　申し訳ございません。説明不足でした。

基準額というものがございまして、そこが介護保険料の段階が全部で９段階ございます。９つ段階が、所得に応じまして、所得が少ない方が１で、９が所得が高い方で、段階に応じて保険料も変わってまいります。その中で、当初、介護保険料を算定するに当たりましては、５番目の段階、第５段階、そこはいわゆる基準額となっております。今、第７期でございまして、令和２年度までいっぱいは第７期の計画中でございまして、それが標準額が５，５００円でございます。それが今度第８期、令和３年の４月１日からはそれが５，８００円ということで、第５段階のところの基準額が月額ですけど３００円上がります。

○５番（松本良人君）　上がるという、年額どのくらい上がるんですか。その辺ば教えてください。

○福祉保健課長（本田　保君）　すみません、年額３，６００円上がります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　いいですか。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　上がる可能性というのは、介護の方が増えるからですか。あるいは、介護の方が大変、介護をされる皆様が、介護職員の方あたりが相当重労働だと。やはりそういった給料あたりも見直す必要があると。そってそっちが大変だから今ですね、医療関係とその介護関係に相当差があるというような風潮あります。私もそう思います。介護の職員の方大変だと思いますが、そこら辺がその上がった分の充当がどういった形になるか。あるいは、私はこれまで介護を受けないようなやはり施策をせないかん。元気老人を養わないかんというようなことも常々申してきましたけれども、そこら辺の兼ね合いが、何をするためにどう上がるのでしょうかということを教えてください。

○議長（錦戸俊春君）　はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　上がる要因といたしまして、介護保険を利用される方のサービス給付費等が介護保険の制度を利用していろんなサービスがございます。例えば、デイサービスに行ったりとか、施設に入所されたりとか、そういう介護保険のサービスを利用する額が今後また増えるということで算定をいたして、その結果がこのような額、３００円の上昇額につながりました。サービス給付費等がですね、今後益々増えるということでございます。議員のおっしゃるとおり、なるべくですね、介護保険の利用を抑えるというか、予防のほうに今からは大事になってくるということは認識をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　私は、この介護、いろいろなその病気にかからんごてどうか一生懸命してくださいと、ずっと私が議員になってから言い続けてきておりますけれども、今後見直しとか、今後検討しますとかいうのがいつもですよ、いつも毎回同じです。そうでしょ。そうですね。そうでしょ。実は今ですね、老人会あたりで私行きますけれども、昨日はどがんか具合の悪うならったっじゃろかい、病院に来とられんじゃったもんていうような言葉もたまたま聞くとです。どがんかあらっとじゃかっどかい、病院あるいは介護施設に来とられんやった。ということは、介護施設とか、病院あたりに暇つぶしに行きよらす人もおらっとじゃなかろうかな、私は思います。中にはですよ、全部じゃなかですけど。そこら辺をですね、行政でですね、カバーをしていただければ、それがその方たちが減る、減れば必然的にこの介護の費用はこもなっとじゃなかろうかと思うとですね。今、孤独とか何かありよってですね、やっぱり施設にとかいう方がおいで

なんですよね。おいでじゃなかろうかと思います。あまり大きな声では言えませんけども、ここで言えば大きな声と一緒ですけれどもね。じゃあそこら辺をですね、ぜひですね、やはり行政として、特に私は団体の育成というのを強化していただいて、形だけのですね、サロンなんかしちゃいかんと思うとですよ。私たち老人会の中に、あんたもサロンに来んかなて、私にも呼びかけらしたですよ。あんたもけえな。入れな、入れなて。それが実績として上がっていきよるわけですよ、今は。町のほうに。そういうことでございますので、力を入れてください、ですね。そして、現場を確認して、介護にならんような施策を町でしてください。

よろしくお願いします。そこら辺、どがん思われますかね。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　まず、保険料の件でございます。このですね、できるだけ上昇幅を抑えるために基金等もですね、繰り入れまして、上昇幅をですね、押えるように努めてきたところでございます。

あと、先ほどおっしゃられた予防ですけど、一応サロンのほうもですね、内容の充実をですね、図って予防に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　要望ですけれども、今回のこの介護保険料についてはですね、先に全員協議会のほうで詳しくやったろ、ね。それでこれだけ上がるについてはこれだけの措置をします。それで町長が横から何か言いよらしたけど、基金も取り崩してそれ充当しますよと、面倒でもね、この前の資料をあとから付けてやればよかった。そうすればよかと。そっでからこういうふうに書いてあるけど、金額が。２段上げで前回したろ、あれば要するに軽減税率で、本当はこれですけども、これだけの軽減でこれに金額になりますと、よって、今回出されたのがこれですよということで、面倒でもたった２枚の資料でよかわけだけん。あれ１枚かな、付け加えてもよかっだけん。そうすれば松本議員のような意見も出てこんと思う。ですから、面倒でも前回渡してあるかもしれんけれど、再度資料として添付したほうがいいのではないかと、私は思います。これはちょっと外れますけども、要望として聞いといてください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、討論に当たっては、必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、本案に反対者の発言を許します。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　反対の立場で意見を申し上げます。

今回、提出されました一般会計の収入を見てみますと、まず、税関係で、町民税で３，８００万円の減額、おおよそですね。固定資産も１，６００万円の減額、軽自動車が５９万円、たばこ税が６６０万円、およそですね、減額になっております。ということは、町民の方々は、所得がないということなんですね。所得がないということなんですよ。その所得がないということは、生活が相当苦しい、今コロナの関係でですね。今、新聞報道、テレビ等では相当やっぱりきついと、仕事もなかということなんですね。そういった中にですね、３，６００円ということでございましたけれども、上げる時期なんでしょうか。先ほど基金の取り崩しとか何かありますけれども、やはり町費でもほかの事業を止めて、我々の議会費からでも取ってですね、私は対応して、今の町民の方々の難局をやっぱりのりきらないかん。私はそう思います。今、ここで介護保険料を値上げするのには、私は、そういったことで時期的なこともあります。

反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、本案に賛成者の発言を許します。

次に、本案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　本案に反対の立場で討論に参加をいたします。

このコロナ禍の中でですね、生活状態が本当に苦しくなっているということが言えると思います。町民の立場に立って考えても、この値上げという部分にはどうかなというふうに思います。先日のですね、説明の中でも、基金をほぼ取り崩してという町長の説明がありましたけども、一般質問の中でも一般会計からの繰り入れも考えてほしいという意見も出ておりますので、そこら辺も考えていただいて、この件には反対をします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、本案に賛成者の発言を許します。

髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　賛成の立場で一言述べたいと思います。

この件につきましては、先の全員協議会ですかね、全体会議ですかね、でも、いろんなことについて担当から説明があったし、そしてまた、介護保険の運営協議会ですか、運営委員会ですか、それでも多分、多分というか、賛成があってこういうふうに上程をされていると思います。コロナ禍の折、介護の施設そのものも大変であろうと思いますけれども、この難局を乗り切るためにも賛成をいたします。

そして付け加えですけども、基金の取り崩し、それぞれ行ってですね、上昇幅を縮小したということは認めますけれども、それでもどうしても足らないんだというときには、私いつもいいますけども、一般会計からの繰り入れをお願いいたしまして、賛成の討論に終わりたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　次に、本案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　本案に反対する立場で討論に参加します。

今、ご存じのように、コロナ禍で国をあげて対策交付金等が実施されています。国民の生活は厳しくなっているわけです。本町でも各産業ごとの対応をされております。このような中で、町の財政状況をさらに全般的に検証を重ね、一般会計からの繰り入れとかということも考えられますけれども、そういうものを検証を重ねられて対応してください。

よって、値上げに反対します。以上です。

○議長（錦戸俊春君）　次に、本案に賛成者の発言を許します。

次に、本案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　これで討論を終わります。

議案第９号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり、可決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第９号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで１１時５分まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１１時０５分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１０　議案第１０号　苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１０、議案第１０号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１０号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２５年苓北町条例第７号）の一部を次のように改正する。

これより中身の説明をさせていただきます。

まず、この条例の改正（案）につきましては、厚生労働省令第３４号が改正されましたことに伴いまして、その改正された分に本町の条例を改正をした部分でございます。

その中におきまして、主な追加事項がございまして、まず、テレビ電話装置等を活用しての会議についての規定、セクハラ・パワハラに対しての措置を講じること、感染症の予防とまん延防止、業務継続計画の策定、虐待防止の措置を講じること、電磁的記録等の規定が追加をされているところでございます。

さらに、本町におきまして、この条例の適用となる対象施設といたしまして、はるかぜ、ひまわり、菜の花、梧葉苑、この４施設につきましてこの条例の改正案が対象となってございます。

恐れ入ります、この条例（案）本文の１３ページをお願いいたします。

附則、この条例は、令和３年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１０号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号、苓北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１１　議案第１１号　苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１１、議案第１１号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１１号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２５年苓北町条例第８号）の一部を次のように改正する。

ということで、本案件につきましても、平成１８年厚生労働省令第３６号の基準が改正をされたため、この改正部分を受けまして、本条例の改正をいたしたところでございます。

この件につきましては、中身の説明をさせていただきます。

主なものについて、次の項目が追加をされております。テレビ電話装置等を活用しての会議についての規定、セクハラ・パワハラに対しての措置を講じること、感染症の予防とまん延防止、業務継続計画の策定、虐待防止の措置を講じること、電磁的記録等の規定、このようなものが追加でされて、本条例の改正を行うこととなっております。

本町におきまして、この条例の適用される施設でございますが、本町におきましては、はるかぜのほうが条例の対象となっておりまして、予防を目的とした事業所であり、要支援１、要支援２の方を対象とした介護予防サービス事業の事業所の件についてうたってあるところでございます。

条例（案）本文の７ページをお願いいたします。

附則、この条例は、令和３年４月１日から施行するということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　そのものではなくて、町の体制をお尋ねをしたいと思いますがよろしいでしょうかね。

これは議案の第１０号にも同じです。１１号も併用してますので、一緒にお尋ねしますが、素晴らしい議案でですね、条例には素晴らしいことを書いてありますけれども、やはり条例があってもそれに従わないとかいうのがこの頃はいっぱい出てきよるごたっですね。都会ではですよ。そういったことがありますので、そういった例えば、虐待ですね、そういったことの仮に監督は町としてどのようになさっておられるのか。順調にやっておるかとか、そこら辺の監視体制、町としての監視体制をお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　各施設におきまして、まず、運営会議のほうをそれぞ

れ各事業所で行っておりますので、その中に職員が入って、会議のほうに入っていろんな意見交換とか、状況報告を聞いているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　その運営会議云々といいますけれども、ここで仮に課長会議があってもその課長会議んときに出てくっとはよかこつばっかりしか出てこんとじゃなかですか。ここの例えば、課長会議とか何かがあったとするでしょうが、そこら辺のじゃなくて、実働を、課長会議の中では、うちの課はもうしっかりやりよりますと言うても、よそで遊どるかもしれん。違うことばしよるかもしれんというのが、私、役場におったから遊ぶとかはなかったですけれどもですね、役場の中では。そういうことでなくて、運営会議をやっとるからよかじゃなくて、実際、実働はどうなっているのか、そこら辺の管理体制はどうか。運営会議とか、ペーパーでの報告、そこら辺はどがんでんよかっですよ。はっきり言うて。実働はどうなっているのかと聞きよっとですよね。どういったことでチェックをなされとるか。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　申し訳ございません。先ほど申しました、運営会議というものは、施設の職員さんが会議をしている中に町の担当者が入っていく会議でございまして、現場の声はそこで拾えるかと認識をしております。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　その会議でだれもうちんとはセクハラしよるもんなとか、ああしていいよったもんなとか出てこんでしょう、もう。実質ですよ。それで現場の管理、監督はなされておるのかって。例えば、抜き打ちで行くとか、あるいは、利用者の方々からたまには出向いてようしてくれよるかなとかですね。今、ここの町内も、私はいろいろ観察して見ますけれども、例えば、はるかぜあたりは電話いっちょで飛んできてですね、現場を確認していただいたり何かする方がいっぱいおいでですね、今ようなってきよるなと、私は思いますよ。そういったことは会議のときには出てこんでしょう。例えば、施設の中に松本良人ケアなんじゃろとか付けたところに行って、口でなそうな私口上手ですからよう言うです。紙もペーパーも書いて出しますよ。しかし、内容はそうじゃない。いじめたり、蹴ったくったりするかもしれん。そこら辺の実情の把握はやっておられますかと、念を押して言います。最後ですので。現場サイドの状況あたりをどうやって確認しておられますか、いうことですよ。そこら辺をお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　私の把握しているところでは、やはりその運営会議。

○５番（松本良人君）　しとらんということでしょ、なら現場を。

○福祉保健課長（本田　保君）　ということ、そこから。

○５番（松本良人君）　はっきり言うてください、しとらんなら、しとらんと。現場しとらんて。

○福祉保健課長（本田　保君）　ちょっと今後ですね、考えてみたいと思っております。

ですから、運営会議の中には、もう施設の職員が中心で、いろんな職、持ち場の方がいらっしゃいまして、その中に町が入っていくというスタイルでございます。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１１号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号、苓北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１２　議案第１２号　苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１２、議案第１２号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１２号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生労働省令第３８号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成３０年苓北町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

この条例（案）改正につきましても、提案理由のところで述べました、平成１１年厚生労働省令第３８号の改正に伴いまして、それにあわせまして本町の条例を改正をいたしたところでございます。

改正点でございます。テレビ電話装置等を活用しての会議についての規定、セクハラ・パワハラに対しての措置を講じること、感染症の予防とまん延防止、業務継続計画の策定、虐待防止の措置を講じること、電磁的記録等の規定を定める。

以上が追加になった項目でございます。

本町におきましての対象施設はどういうところかと申しますと、ケアマネージャーが在籍をいたしまして、その各人のですね、ケアプランを作成する事業所がこの対象、本条例の対象施設となっております。

恐れ入ります、条例（案）本文の４ページをお願いいたします。

附則、この条例は、令和３年４月１日から施行する。

以上、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　先ほどの件についてですね、引き続き、もう１回確認をしたいと思います。

ペーパーとかなんかでは、あるいは会議等ではきれいなことが出てきますね。私は、現場サイド、例えば、お風呂に入れよってから足で蹴ったくったりなんかするもんがおらせんかとかいうのは、そこら辺は、何か虐待とかいろいろ、虐待防止のための必要な体制の整備を行うということでですね、そがんせんごてせんばいかん。しかし、そのしよっとば、本当にしよらんとかというのをたまには確認に行きよりますかと言うて聞いとっとですからね。そん管理、何か会議にその親権者呼んでどうのこうのじゃなくて、実際はどういうことを見に行きよりますかと。そこら辺を、見がいとらんとならば、見がいっとらんと言うてください。見いがいとっとなら、こういうことで１カ月に１回ぐらいは私も行って見とりますと。あるいは、課長補佐が行って見て、ちょろっとたまに出て行って見とりますというようなことですよ、簡単ですよ。頭付けてどうのこうのじ

ゃなかっです。現場サイドを確認に行ってますかというような質問をしておりますので、そこら辺はどうですかね。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○５番（松本良人君）　議長アドバイスする立場じゃなかろう、な。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　言いましたとおり、引き続き、運営会議のほうもあるし、現場のほうにですね、見に行くようにしたいと思っております。現場のほうに。

○５番（松本良人君）　現場、何の現場ですか。

○福祉保健課長（本田　保君）　各施設のほうにちょっと見に、確認に行くようにしたいと考えております。

○５番（松本良人君）　意味のわからん。

○福祉保健課長（本田　保君）　今から、今後ですね、現場のほうに確認をしていきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　実際、今現在やっとらんということでしょ。実際やっとらんが、今後は確認、そういったことを体制を整えて、ちゃんと現場サイドにも出向いて、立派なその目的に沿ったようにやりますということですね。ぜひですね、やっぱり行政が出て行ってください。そのために会計検査院なんかというのは現場サイドに出ていくとですからね、国あたりも。わざわざ会計検査院とつくってあるわけですかね、そこら辺はですね、足で見て回るというような、こう小さい町ですので、そこら辺をですね、ぜひやってください。そして、素晴らしい介護ができるように１つ努めてください。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　１３号まで一緒のような改正を全てされていらっしゃると思います。１３号で言おうかと思ったでんすが、今、松本議員がおっしゃるとおり、最近、施設、老人施設でですね、職員から暴力を受けたりとかするような事案がテレビ等で相当紹介されております。そういった事案は、入っている人からはなかなか報告が施設のほうにも言えないし、やっぱり行政のほうに通報できるような仕組みというものをつくっていかないと、施設に対するけん制がなされないんじゃないかと。先ほど課長のほうから、まだ運営会議のほうには出て、施設の状況あたりは聞いているというような話ですけれども、今回、全てに虐待の防止のための措置に関する事項というのが条文の中に入れ込まれているというこの重要性ですね。何でここまで入れる必要があるのかというようなことの重要性をですね、当然、執行部のほうは感じていらっしゃるかと思います

が、入れるからにはそれなりの行政としてですね、あった場合は、これだけ厳しく見るよというようなことの姿勢をですね、ぜひ施設のほうにも説明をしながら、こういった場合に出たらこういうふうになるとかいうふうなるとかいうふうなマニュアル的なものをですね、ぜひ今回、単に法律が変わったから条例を変えると。何でそういうふうになっているのかということをですね、十分考えた上でですね、実効性ある条例改正にしていただきたいと思いますが、今現在、もし、そういう通報制度あたりを町としてつくっておられるのであれば、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　現在のとこ通報制度は整っておりません。していません。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　ぜひ、当然条例を改正したら各施設のほうにもこの説明会を開催されるかと思います。そういうのを通じてですね、虐待防止に対してどのようにするのかということも実態調査も当然松本議員のおっしゃったとおり、ときには行って、現状を見るというのは十分必要だと思います。それと、入所させている家族からもですね、気軽に町のほうに報告できるような仕組みづくりというのも、あわせてぜひ検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　私の質問も同じような質問になりますが、今、セクハラとかですね、パワハラとかが追加されたということです。それで、今新聞報道等々では、学校での子どもさんに対するセクハラとかですね、つい先日、家庭の中で子どもさんが５歳ですか、亡くなられたとか、いろんなそういう弱い者がいじめられている状況がたくさんありますので、今、意見が出て、そういう体制をという言葉ではあまり効果が出てこないと思います。ですから、条例の規定、規則を追加してですね、このことに関する規定、規則などを県とか警察とか、そういう国とか、そういうものに相談しながら、そういう団体に相談しながら新たにこのことに関する規則、規程をつくられたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。これは議会に諮る必要はありませんですね、町長が町長決裁の中で規定、規則はできますので、そういう取り組みをされたらいかがかと思います。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　貴重なご意見ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　また質疑じゃなくて要望ですけれども、私は、以前地元の区長として、在職中にうちのことをあげては何ですけれども、に、施設が設置してございます。そこに２カ月一遍の評議員会の評議員としてこの運営とか、いろんな面に参加させていただいた経緯がございますので、私は、その評議員の中にはですね、利用者の家庭の代表者の方もいらっしゃいました。そういったことで、もし来週かな、月曜かな、長丁場の予算委員会がございますので、該当する費目があったときに、こういった施設ではこういったことをやりながらいろんな状況把握ですか。それに努めておりますということで、福祉保健課長、健康増進室長からですね、一言でも二言でも、発言するのが何か下手と言い方悪いですけど、箇条書きでも結構ですから、こういったことでこういった取り組みをされておりますということを議員の方々に知らせていただけないかという、これは要望ですけど、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１２号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号、苓北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　議案第１３号　苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１３、議案第１３号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１３号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございます。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるためでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成２７年苓北町条例第６号）の一部を次のように改正する。

この改正の理由で延べましたとおり、平成１８年厚生労働省令第３７号が改正されましたのにあわせまして、本町の条例を一部改正するものでございます。

改正点でございます。テレビ電話装置等を活用しての会議についての規定、セクハラ・パワハラに対しての措置を講じること、感染症の予防とまん延防止、業務継続計画の策定、虐待防止の措置を講じること、電磁的記録等の規定、ということで、この分が追加となっております。

本町におきまして、この条例の対象施設といたしましては、苓北町地域包括支援センターがこの条例の適用を受けることになります。要支援１、要支援２の方、介護認定を受けていない人を業務といたす地域包括支援センターがこの条例の改正の対象となっております。

恐れ入ります、本条例案文の３ページをお願いいたします。

附則、この条例は、令和３年４月１日から施行する。

以上が説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　これは１３号だけじゃなくてですね、１０号から同様の質問というよりも、自分の経験から行政に訴えるわけですが、そこで勤めておられる方はですね、非常に大変、特養なんてデイサービスとかですね、それから２４時間とか非常に大変で、私もちょっとお手伝いに１年半ぐらい行ったことあるんですけども、車椅子、寝台から車椅子になおってもらうときも、何か腕をひっぱっちゃだめとかですね、基本的なことを非常に丁寧に、もちろん当然と言えば当然のことなんでしょうけど、そういう形でされております。それで、セクハラとかパワハラとかがこの４件、５件か、に出てきましたけれども、そういうことは立場上ですね、もう全然体が動かない方に、例えばお風呂のお世話をするとか、トイレのお世話をするとかということになってくれば、見る人によってはそういう印象を与えかえないのかもしれません。ただそこに入っておられる方の皆さんのご家族の方は、これも言い方は不適切かもしれませんけれども、その施設に人質を預けているような形になるわけですよね。ですから、少々のことがあってもそういう問題は浮上しにくいというふうに思います。そういうことも含めた中で、先ほど言いましたように、国とか、県とか、あるいは警察も含めてそういうことを専門的に扱っておられる機関、団体と相談されて、苓北町独自の運用策をつくられたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　この件について検討させていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　議案のですね、１０号、１１号のとこでお聞きしたらよかったかなというふうに思いますけども、この春、４月１日からですかね、新たに地域密着型が開所をするということですよね。そこら辺をちょっと説明と言うたらおかしいですけど、この地域密着型というのは、やっぱり苓北町の人で、苓北町の人を中心に入れるということになりますので、そこら辺ではちょっとやっぱり報告をしていただけたらなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。どういう施設であるかというとこら辺の。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　本年４月から供用開始を予定しております施設、認知症グループホームでございまして、１ユニットを今工事をしておりまして、９名の方が利用できるように計画して、現在工事をしているところでございます。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１３号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号、苓北町における介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１４　発議第２号　苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１４、発議第２号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　発議第２号の趣旨説明をさせていただきます。

地方自治法第２３３条の定めに、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため、要する費用の弁償を受けることができるとあります。報酬が義務規定であるのに対し、費用の弁償はあくまでできるの規定です。

今般、令和３年１月５日開催の議員全体会で検討を行い、月額での報酬と一般職の例による期末手当が支給されている。苓北町議会議員として会議出席の場合における費用弁償の額は、１日につき１，０００円とするを、受けない旨の判断を特例の条例（案）として、議員発議することとなりました。

なお、当面、令和３年度に限ることとしており、期限付きの特例条例の制定となっておりますが、令和４年度以降の対処につきましては、しかるべき時期に検討していくこ

とになろうかと考えております。

以上、趣旨説明をおわります。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　これは議長に質問いたしたいと思いますが、今回提案されています、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定につきましては、令和３年度の当初予算編成に当たり、今回新たに一般財源の枠配分方式が導入され、各課から要求された義務的経費を除く政策的経費について一般財源所要額を１１億６００万円に対して、約２億円の一般財源を減額調整するように副町長から各課に通知が出されたことに端を発したものです。

議会事務局へも要求額５８７万3,０００円に対して、４２９万4,０００円を枠配分するということで、１５７万9,０００円を減額するよう指示されたものでございます。１月５日の全員協議会において、執行部のほうから町税収入の減、また、地方交付税等の大幅な減が見込まれ、町の財政が大変厳しいというふうな説明がありました。また、議長からも非常に今の厳しい財政の中ですね、やっぱりこの指示された削減調整については、やっぱり厳守すべきだというような説明を受けて、全員協議会でどのようにしたらいいのかというような検討をしたところです。

当然、議会事務局は政策的経費は皆無です。本当に必要な経費だけが予算化されております。中には、各長崎、大阪、東京への各ふるさと苓北会への出席という金額の旅費はあります。これは政策的経費だろうと思いますけれども、その分は特に問題はないかと思うんですが、そのほかは議会だより、これは町民と議会をつなぐ大切な、執行部のほうの各月の広報と同じでございますが、それと本会議への議事録作成、これも事務局職員がこの本会議の議事録を作成するというのは、非常に時間もかかるということで、これも委託に出されております。これらの経費についてはもう削減ができないということでですね、議長や各委員長から招集される議会、委員会への出席、旅費についても、もうこれはゼロか１００かというようなことで、金額をどうするかというのもありますけれども、やはりこれも全額削減としなければ、副町長から指示された一般財源の削減額が達成できないということがあって、５０万円分の旅費を全額削減というふうに至ったところでございます。

今定例会の一般質問において、私も含め、複数の議員のほうから今回の一般財源の枠配分方式について、いろいろな面から質問が出されました。町長答弁では、各課から要求された予算は、各種団体からの要望をそのまま予算要求しているということで、もう少し各課そのあたりの精査をさせるべきだというような点もあって、一般財源の枠設定

ということをさせたと。当然、３年区切りでの事業見直しというのはどこもやっていることでございます。そういうことではありますけれども、本当に今回の２億円の減額調整というものが必要であったのかということに対して疑念を抱いたところでございます。

１月の企画政策課長からの説明では、一般財源を２億円削減しなければ予算編成ができない状況にあるというようなことでしたけれども、今回、提案されております、令和３年度の当初予算（案）を見れば、一般財源は、昨年度当初に比べ、約３，０００万円程度の減に止まったのではないかと推測されます。

また、公債費は３，０４５万５，０００円減となっており、災害復旧費も２億１，０１４万８，０００円減となっており、当初、副町長が示された２億円の一般財源削減は、新規事業を十分精査することで対応できたのではないかと思います。

議員が議会招集された際の費用弁償は、地方自治法に基づき、先ほど説明がありましたが、条例を制定しているものであり、今回、対象外とされた人件費等の義務的経費的なものではないかと考えます。予算要求がなければ当然査定はしないというのが予算編成の基本と思います。

ただ、今回、各課に無理な減額調整を指示したのであれば、一般財源に余裕ができることが判明したその段階でですね、再度厳しく減額調整した、それであがってきた中身を精査してですね、本当にこれは要らないのかどうかというようなことを再度見直しをすべきではなかったというふうに思います。その辺りの経緯、私たちに説明したこととですね、実際の一般財源の状況あたりがまだまだ一般質問ではわかりません。当然、この条例を制定すれば予算自体はなくなります。本当にそれでよかったのかどうかというのが今一度よくわかりませんので、そのあたりの経緯を質問いたします。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明は、廣田幸英君の説明でございましたけれども、私にということでございましたので、一応答弁をさせていただきます。

一応、執行部のほうから枠配分方式によって、議会費の削減を提示されたところでございます。その削減に当たっては、いわゆる一般的な経費を、どこをどう削減したらいいかということで、議員全体会で協議をしていろいろ、縷縷協議を重ねてしてきたところでございます。結果につきましては、今、廣田幸英君の方から説明がありましたとおりで決定をしたところでございます。

この予算枠配分方式についてのことで受けましたので、その受けたその事前のことについては、町執行部のほうで一応説明方お願いをいたします。

副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　今回の令和３年度の予算編成に当たりましては、現在のコロナ禍の中での厳しい財政状況を踏まえた上で各課において、課長、職員がそれぞれ知恵を絞りながらこの難局を乗り切るために編成業務を行ってきたところでございます。予

算をまとめるに当たりましては、本来ならば１２月上旬に予算編成説明会を開催をいたしますが、１０月下旬に予算の編成説明会を開催をいたしました。説明会に先立ち、役場の大会議室に職員全員を集め、町長のほうからこのコロナ禍の中での厳しい財政状況、そういった中で令和３年度の予算編成は大変厳しくなるということを伝えた中で、各職員に今の状況をですね、把握していただくというようなことで、まず説明をいたしました。その後、各課において予算要求に当たっての配分額等の算定をしたわけですけども、その後は、まず、法定分、それから公債費分、補助金分、こういったある程度の国県補助に絡んで一般財源が必要な部分、こういった事業について、まず、副町長査定を行いました。その後、町長査定を実施をしております。その後、政策的な部分につきまして、再度副町長査定、町長査定を実施をしまして、最終的には事業の継続、あるいは見直し、追加等が必要な部分につきましては、最終的な町長査定の中で積み上げを行い、今回の予算をまとめたところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　今、副町長の説明に対して、再質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　はい、どうぞ。

○１番（山口利生君）　今、大枠については、一般質問でのお話のとおり、そのままのお答えだったと思います。ただ、私が今申し上げたのはですね、本当に必要な経費をさらに各課にもっと削減しなさいというようなことを副町長名で、一般財源の枠財源配分ですか、をされてますよね。本当にその政策的経費を持ってるかというのは、単年度事業であったり、それを廃止して新しいものに組み替えたりと、それは私の質問したのは、本当に苓北町が必要だというふうに思うから新規で予算要求をされるということかと思います。そのあたりは、町長がおっしゃった野放しに予算要求するというような風潮は当然これはあってはならないけれども、将来を見据えた上で、各課も考えた上で予算要求をして、それを町長にぶつけると、それが政策論議だろうと私は思います。

ただ今回、議会事務局はそういうものはない。まして、議長から、各委員長から招集されれば当然出席をする義務が各議員にはあります。それに対しては、地方自治法でも当然その費用弁償は町が負担できるというふうになっているからこそ条例できちんとその分を支出、基本となる法律を定めてあるわけです。そこまであるものを削減しなければならないようなことを各課に部分的ではありますけど、指示をされている。それは一般財源が２億円ないともう予算ができないというような大義名分でやってて、実際蓋開ければ３，０００万円ぐらいの、一般財源の昨年に比べればですよ、削減幅で収まるような収入状況じゃないですか。だからこそ予算要求されたものでないと査定しないとい

うふうな原則論で、知らぬ、存ぜぬていうような、そういうふうな予算の編成というのはいかがなものかということで、今回、この条例制定に向けてですね、これが制定されればもうそういうことはなくなりますよ。私たち議員は、その議長からの招集命令、委員長からの招集命令、これは任意ですか、義務でしょう。それに対する金額は条例で定めているから、それにしたがって払うだけの話でしょう。本当にこれは任意的な、予算上ですよ、任意的な予算なのか。この中では当然報酬のほかに出席するために交通費も要りますよ。私は自転車だから別に要らないからそれはもう返納しても特に問題ないんですけども、ただそれは平等性があるから、条例で決まっているだけの話です。そういうところまで切り詰めるということの状況に今は本当に令和３年度はあったんですか、それだけ教えてください。もうそれだけの一般財源が対応できないというような状況であるなら特に問題はないと思いますが、私の計算間違いであればいいですけど、その点、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　予算要求に当たりましては、真に必要な経費を私どもがそこを無理に削れというようなことで指示をしているわけではございません。真にですね、当然必要な部分は、これは削れませんので、そういう状況です。

この財政状況につきましては、私も１月５日の議員の全体会の中で説明をいたしましたけれども、国からの普通交付税の概算要求、その後、変更になりまして、若干上乗せとなりましたけども、そういった部分の国の予算の状況、それから、コロナ禍における町の税金の落ち込み、こういった部分を考えますと、大変厳しい予算編成になるというようなことの中でですね、今回、この枠配分方式ということを取らせていただいたところでございます。

各課においては、先ほども申しましたように、その状況を見ながらそれぞれ課員、課長一丸となってですね、編成作業にあたったというところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　これで私の質問は終わろうと思いますが、今大きなことをおっしゃられました。真に必要なものには予算をつけるとおっしゃいましたですよね。私たちが出席する旅費というのは、真に必要ではないというふうに聞こえましたけれども。

それとあと１点質問した中で、２億円削減しなければ予算編成ができないように、非常に厳しい歳入見積りだというふうに説明がありましたですよね。その後、交付税、今回は臨時財政対策債が現金の地方交付税では不足するから、その分が大きく配分されてきております。当然、苓北町も財政力指数が高いからほかの町村に比べれば多く配分が来るかと思います。ただ、これは地方交付税という現金と同じ扱いですよね。それらを

含めれば当然減収に対する裏付け財源というのは交付税で措置をされてきております。だからこそ、去年の歳入と見比べたときにどのくらいの減になるのかというふうなことを計算しましたら、おおむね３，０００万円ぐらいの減に止まっているというような状況になっているかと思います。だからこそ、本当に私たちのこの出席する議会、委員会に出席するための旅費、これは執行部は真に必要な予算ではないというふうな考えなのか。

それとあわせて、その今年度の一般財源、本来いくらになったのか。これは企画政策課長が十分ご存じかと思います。

その２点について、再度お答えをお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　議員の皆様の報酬、費用弁償が真に必要なものかどうかということでございますけれども、当然ですね、議員の皆様の報酬、そういった会議に出られるための費用弁償ですので、当然必要だと思います。そういったことの中で、私どもは、この分を削減しなさいとか、そういったことで各課に指示を出しているものではございません。先ほど言いましたように、全体的な予算が縮減される中でですね、その中で町としては予算を組まなければならない。こういう状況でございましたので、各課それぞれ十分にですね、課内で検討しながら出来るかぎりですね、町民の皆様に負担をかけないような予算編成をすべくですね、努力をしてまいりました。その結果としてですね、議会のほうにも割り当てた部分で、この部分が必要でございますので、ご協力いただけないかということでお願いをしたところです。その後につきましては、各課の中で、やはり先ほど言いました、副町長査定、町長査定の中で、やはりこれはどうしても必要なんだというような部分につきましては、各課のほうから説明を受けまして、事業継続、あるいは追加、そういった事業もございます。その結果としてですね、今回、提案をいたします３年度の予算をまとめたところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　令和３年度の一般財源についてのお尋ねでございます。

まず、予算の中では３３億１，５０１万２，０００円を一般財源として計上しております。

以上でございます。

○１番（山口利生君）　昨年に比べれば。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　昨年のをここに持ってきておりませんのですぐにはお答えできません。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　今のですね、副町長の説明を聞いておりますと、何か無理にせんじゃったちゃよかとかいうような受け止めましたね。これ議長、事務局長にお尋ねしますけれども、私たちが１５７万円ばっかりの銭が足らんぞという場合、どうすればよかとかいということでございましたね、そして、広報のきずなを削減しましょうというような案がもう既につくられていたような感じでしたけれども、その後、いや、きずなはもう絶対町民の方々との議会とのやはりつながりだからそれは止めちゃいかん。そしたら何をするかということで、なら今回のようなやり方でやろうということになりましたけれども、そこら辺、今どがんやったですかね、実際は。そがんとはせんばせんちゃよかったというような感じを受けるような答弁が一部あったというような感じがしましたけれども、お尋ねします。議長でも、事務局長でもよかです。わかればよかっですから。

○議長（錦戸俊春君）　ここで暫時休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後０時０９分

再開　午後１時１０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○５番（松本良人君）　まだ回答もろとらんぞ、おれが言うたの。

○議長（錦戸俊春君）　まず質疑してください。

○５番（松本良人君）　回答は聞いとらん。

○議長（錦戸俊春君）　質疑をしとらんです。

○５番（松本良人君）　質疑してから休みになった。

○議長（錦戸俊春君）　それでは、答弁、私のほうからいたします。

議員発議ですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

これ予算削減、令和３年度の予算については、削減について、１月５日に議員全体会を開催して、協議を重ねて決議をさせていただいたところでございます。この協議をしていく中で、それぞれ意見が出されまして、１案、２案、３案と出されて、その協議をして、その中で今回提出したようなことで、皆様方の多数決のもとで今回の議案の提出となったものでございます。

以上です。

○５番（松本良人君）　そういう意味じゃなくて、そがん重要であった、相当我々は重要であったんじゃなかろうかと。そんときに、その削ってくれろと、こっだけ削ってくれろと言ってきたと。そして、きずなのほうを削ってくださいと、削ろうやっかという

か、削ってくださいか、執行部のほうから来たかわかりませんけれども、それじゃいかんて、きずなは町民との本当の連絡網、早く言えば、いろんなその伝える方法やからそれはなくしちゃいかん。これは髙戸さんが相当やっぱり言われましたよ、事実です。そんならどがんしょうかいということで、相当危機感をもって、その１５９万円ぐらいの金に、わあこれは大変ばいて、町はどがんなっとやろかいというような感じで受けたっですよ。そしたら、これ今もう１回、同じような質問をしますけれど、副町長のほうからそがん重要じゃなかったというような私には受け止めがですよ、そういった意味のことを言われましたので、そこんところを議会事務局長、議長、どがんした捉え方で私たちに指導なされたのかということを聞いたっですよ。

○議長（錦戸俊春君）　それは先ほど、以前、議員全体会の中で縷縷説明をいたしましたように、執行部よりの予算の削減についてのお願いがございました。そして、その内容については、私が決めてお願いしたわけではなし、皆様方にこういうふうなことで提案、どうでしょうかということで提案を申し上げたところでした。その中でいろいろ協議を重ねて、そして、それぞれから意見が出されました。その中で、１案、２案、３案、それぞれ皆様方、内容についてはご存じのとおり、３つの案にわかれて、最終的にどの案でいきましょうかということで決議をして、そして、その中で今回の発議ということになったわけでございます。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　そういったことじゃなかったでしょう。最初、一番最初提案されたのが、もうはじめから、はじめから、きずなの止めましょうということだったでしょう。

それで今の１案、２案、３案は、後の問題でしょう。それで我々は危機感をもって、わあそれはいかんと、そういうことならば協力せないかんということだったでしょう。そして、そこら辺が町と議会の連絡調整はどうだったのかと思って。副町長との見解がちょっと違とったからお聞きしたっですよ。ただ、私は、というのが、枠配分あたりはもう安易なんですよ。我々議会のようなにですね、人件費ときずなと、あとは事務費しか削っとなかっですから。そこに同じような態度できたということになれば、私はそうなやっぱりこれは銭のなかいばいと。そんならどがんかして協力、私は基本的に、私は、給料とかですね、報酬とか、あるいは手当とか何か下ぐっとは大賛成ですよ。いつも議員は余計もらいすぎる。ただ、この経過にですね、相当私は疑義を生ずるわけですよ。どういった形になっとか。そこら辺をお尋ねするわけですよ。私は別に下がっとがどうのこうのというんじゃ本当はなかっですが、曲がったことが好かんもんですから、今の副町長の答弁と、私たちが当初受けた議長、事務局長からのその提案との内容に差があるから、そこら辺はどうなってるかと、経過はですね、私も議員、議長も議員だから経

過は十分知っとっとですよ。そうじゃなくて、やりとりとかなんかはどがんやったとか。枠配分のどうのこうのあまりわかりませんでしたので、今聞いて、枠配分なら、もうほんなら議会なんかちゅうのは、本当は除くべきだというような感じで、とてもじゃなかばってん、それはきとらんぞと思い込んだったもんですからね。相当これは経済的にきつかっじゃろというふうな感じで、全部と思いますよ、議員は全部と思いますよ。そういった中で、１５０万円、１６０万円ぐらいの金をならどがんしてつくろうかいということじゃなかったですかね、私はそう解釈しますよ。ただそこら辺を教えてください。その町と議会とのそのやりとり。

○議長（錦戸俊春君）　議会と町とのやりとりは一切ありません。ただ金額については、１５７万９，０００円のこの提示はありました。そういうことで、この金額をどうするかということで、皆様方に提示した、議会きずなをどうするか、日当をどうするか、それぞれふるさと会についてをどうするか、それと議会事務局の研修の旅費をどうするかということで、いろいろ協議を重ねた、提案して重ねたところです。その提案については、執行部からどうしてください、内容についてどうしてください、ああしてくださいというのは一切ありません。

○５番（松本良人君）　ありましたから、一番最初に。

○議長（錦戸俊春君）　ありません。それはあくまでも私が皆様方に提案を申し上げたところです。

○５番（松本良人君）　提案したっじゃろもん。

○議長（錦戸俊春君）　執行部から提案はありません。私から提案を申し上げ。

○５番（松本良人君）　執行部からな。

○議長（錦戸俊春君）　執行部からはありません。私から提案をした。よく聞いとってください。

○５番（松本良人君）　はい、はっきりわかるごつ言うてください。

○議長（錦戸俊春君）　聞いとってください。皆さん、わかっとらっと思います。ということで、提案を申し上げたところです。その中で、いろいろ協議を重ねて、それぞれ先ほども言いましたように、皆様方からいろんな意見が出ました。その中でどう調整するかという。

○５番（松本良人君）　そこら辺聞いたけんがもう言わんちゃよか。さっき聞いたけん。さっき聞きましたので。

○議長（錦戸俊春君）　黙って聞いてください。

○５番（松本良人君）　聞いたけん、二度と。

○議長（錦戸俊春君）　静粛に。

○５番（松本良人君）　２回も３回も言わんちゃよかじゃなかですか、同じことば。

○議長（錦戸俊春君）　それぞれ意見を聞いて、この提案を申し上げて、今回の提案になったところです。

以上です。

ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　見込額はどのくらいになりますか。

○議長（錦戸俊春君）　全体の金額ですか。５０万６，０００円。

ほかに質疑ありませんか。

はい、髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　１５０万円を削減するときに、確かに、議員のほうに執行部側から数字上げてこられたと、私はそういうふうに理解をしておりました。そこで、まずきずなを止めましょうと、ばかにするなよと、私はその当時の編集委員長として、こがんばかにされることあるかといって、本来ならば、削減するというとならば、せめて私にぐらいは、みんなに言う前に、町長、本当ですよ。だけんですよ、そのくらいはですね、あってしかるべきだと思いました。それも何もないうちにああいうふうな形できずな止めましょう。私は、きずなを止めるについては、その広報れいほくの中にですね、一般質問だけでも、最悪の場合は１０人ですから、いくらかの何ページかを使っていただいて、掲載ちゅうか、載せていただけないだろうかなと個人的には思っていたわけですけれども、いきなりああいったことが出たものですから、もうこういった性格ですから、かぁっとなてしもて、何もかんも、えい何もかんも止めろって、そるけん当時、議会事務局のほうから、議会の公聴のあり方ということで２００万円のカメラを利用したその議会傍聴のあり方が提案されましたけども、議会だよりを削減しようというときに、こういったことして何になるかと、私は反対して、もうやめなっせやめなっせって、そっで今こういうふうにこうじっくり構えてみるときに、ああやっぱり自分の考えは間違っていたなということで、今回、新たに一般質問の中で再考はできませんかと、やわらしく質問をいたしました。それはわかってください。ですから、従来の編集委員６名おりましたけども、私だけが委員長辞めて、ほかの５名の議員の方々はそれぞれ残っていただいて、後期分のきずなの編集に携わっていただく、本当に有り難いなと思っております。

そこで、きずなを継続するがために費用弁償をカットした、カットしたと私は理解をしております。副町長の意見を聞いて、いや、副町長、その意見とね、おれたちが考えとった意見とちょっと違うばってんなって思ったものですから、おれもちょっと言い過ぎた面もありましたけれども、一応、それは副町長、わかってください。

そこで、山口君は山口君なりに施策経費と事務的経費、私もそのいろんなふるさと会

に出るのは、一つの施策的経費だという取り扱いで結構だと思うんですけども、せめてその出席費用に伴う費用弁償ぐらいは事務的経費の中に入るんではないかなと思っているわけです。

ですから、議員発議で本来異議を申し立てるのは本当に不本意であります。また、議員が全体会の中で結論として、そして、廣田議員が発議者となって今登壇しておりますけれども、本来ならば、やっぱり賛成すべきだと思いますよ。しかしながら、いろんな経緯を聞くと、うんと首をかしげる場面がございます。長々と自分の意見を述べましたけども、お許しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

はい、石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　はじめにですね、議員全体会の中で削減、本当にきずなまで削減しなければならないのかというのでショックを受けたという覚えがあります。どこを削るかという相談というのじゃなくって、もう最初からきずなを削るような提案があったかなというふうに私は記憶しているんです。そこまで大変になっているのかと。このきずなというのは、やっぱり町民と議会を結ぶパイプだというふうに思ってましたので、今でも思ってますけども、それまで削るほど財政が緊迫しているのかというふうにすっごくショックを受けたんですね。ほんで、その中で、全体会の中で話し合ったことは、その先ほども出てますように、議員の質問だけでも町の広報誌の中に入れてもらえんやろかとか、いろいろいろいろ話し合いをしました。その挙げ句にしょうないなていう形で、もう削られてもしょうないんじゃないかと、そして、やっぱりそっちのほうに、広報誌の中に入れてもらうような話をしていこうじゃないかというようなこと。それから、費用弁償にしても、そうね、金額的には多くはないけども、費用弁償も削っていこうじゃないか、そこまで大変だったらというような話し合いではなかったかなというふうに私は思っています。

今日の話を聞いてみたら、そこまでいってなかったなと、それで予算も見てみたらですね、そこまで大変な、皆さんがそれぞれその課でいろいろと、こうね、審議をされて、削るところは削ってということでこの結果になったと思いますけども、そこまできずなを削るまで財政が緊迫してたわけじゃないんじゃなかろうかというふうに思いました。だから、本当にですね、はじめのそのきずなまで削らないかんという財政状況と今の状況との差ですね。どこからそのきずなを削らないかんというのが出てきたのかというのが、ちょっと私は腑に落ちないとこです。

○議長（錦戸俊春君）　答弁いたします。

私が提案したのは、あくまでも案であって、ここをどうこうということ、そして、皆

さんから意見が出てくる中でですね、私が提案したことについては、全て無視されても結構ですと、そしたら、新たに提案をしてくださいということで話を進めていた経緯がございます。それは事実です。そういうふうにして話を進めました。その中で、いろいろふるさと会の関係の参加、先ほども言いましたように、ふるさと会の参加、事務局職員の研修、そして、会議の、この今回提案しています会議の出席の費用弁償、そして、広報のきずなについてということで提案をしたわけです。そして、それぞれ案が出されて、そして最終的にどうしようかということで、皆さん方で協議して決めていただいた結果が、皆様方もご承知のとおり、１案、２案、３案にわかれました、意見が。その中でどう集約したがいいかということで、最終的に多数決で決議をしたところです。それがこの今回提案になった、今、廣田議員から発議があっております、これで一応いこうということで決定をしたわけです。そういうことです。

以上です。

ほかに質疑ありませんか。

はい、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　今、話あってますように、議会側の今回の予算を、まあ１５７万円縮小しましょうという話の中で、こういった費用弁償、そしてまた研修費、そして、ふるさと会への出席、そういうのも削った中で、今回の予算組まれたわけですけども、そういった中で、昨日も一般質問等でも聞きましたけども、結果的に約３，６００万円ほどの昨年度からすると増額ができたという話がありました。そういった、議員は身を削る思いで今回の提案になっとるわけですけども、そういった議会側の決定事項とですね、執行部側の今回の予算、そういったプラスが昨年からしたら出ているわけですけども、そういったすり合わせ、話し合い等は議会側、要するに、議長と執行部側との話し合いはされたんでしょうか、されなかったんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　皆様方と１月５日に決議した後にはしていません。議会としては、こういうふうな形でいきますということで報告をして終わったところです。

はい、野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　ですから、先ほどほかの議員も言われたように、よっぽどきついというか、厳しい状況にある、だから、議会はここまで削って、じゃあ令和３年度の予算を議会側としては削りましょうという決断に至ったわけですけども、結果的に、今言ったように、昨年からすると３，６００万円ほどのプラス、増額が出たわけですから、そうなると、費用弁償というのは、先ほど絶対必要なものか、必要じゃないものかというのは、まあそれは各個人が判断されるかもしれませんけど、必要な部分であると思うんですね。それを削ったわけですから、その部分を議会側が見据えたということは、執行部側としてもやっぱりもう一度立ち返って、議会が提案したことに対して、じゃあこ

れで受け入れというか、最終的に議会で決めるんですけども、そこまでしていいものかどうかというのは、議長あわせて、執行部側ともう一度話し合うべきじゃなかったのかなと、私は思いますけど、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君）　そこは先ほど言いましたように、その後の調整はしておりません。ただ、皆様方といろんな協議を、先ほど来説明をしておりますように、協議を重ねて、最初に提案し、そして執行部から令和３年度の予算の編成について、１月５日に方針について話を聞きました。その結果、先ほども何回も言ってますように、協議を重ねてここに至ったわけですよ。それで、そのことでこれでいきますよということで、皆様と協議をして、そして議員発議をしましょうということでなって、それでもう一応終えております。

○８番（野﨑幸洋君）　経緯はわかりました。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから、発議第２号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定についての討論を行います。討論ありませんか。

［「あります」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論があります。

討論に当たっては、必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　原案に反対の立場で討論に参加いたします。

議員の費用弁償の予算につきましては、先ほど副町長から真に必要なものであるとの認識が示されました。苓北町の財政が本当に厳しい状況であるのであれば、議員報酬も含め、費用弁償、旅費の削減はやむを得ないものというふうに私は認識いたします。

ただ、令和３年度当初予算の一般財源は、最終的には昨年度と同程度の確保ができたものと思います。予算要求をしなかった議会にも問題があったかとは思いますけれども、一般財源の確保ができる目途が立った段階で、再度このような厳しい枠査定をした内容について、再度査定してやるというような配慮が必要ではなかったのかというふうに思います。

よって、提案された条例の制定につきましては反対し、費用弁償に必要最小限の５０万６，０００円について、再度、令和３年度予算に予算措置をお願いいたしたいというふうに要望いたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　私は、提案をした手前、賛成をせざるを得ませんので、賛成の立場で。１月５日にみんなで協議したというのは、議長が何回も言われました。本当、みんな真剣に考えたあとの民主主義のルールにしたがって、挙手したわけですので、やはり賛成者が多かったということは、皆さん認めたということでございましたので、ここで提出理由も書いております。令和３年度予算節減のため、第１７期苓北町議会として対処すると、町民感情を考えたときにも、私はこれは絶対必要だと思いますので、賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　苓北町では、人口減少、少子高齢化、それから後継者不足などにより、産業の衰退が目立っております。そして、この度のコロナ禍により、先行き暗い財政が考慮されております。そういう中で、削減可能な事案は財政の歳入歳出ともに積極的に削減し、町民生活の安寧を図っていくべきです。

よって、本案に賛成します。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　これで討論を終わります。

発議第２号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、発議第２号、苓北町議会議員の費用弁償の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１５　発議第３号　苓北町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１５、発議第３号、苓北町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　発議第３号、令和３年２月１７日。

苓北町議会、錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、倉田明。賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭。

苓北町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

提出の理由でございます。全国町村議会議長会が示している標準町村議会会議規則の一部が改正が行われました。それにしたがいまして、苓北町議会会議規則の一部を改正する必要があるためでございます。

趣旨の説明をさせていただきますが、次ページにも書いてありますが、幼児や介護の欠席理由の明文化、出産に関わる産前産後期間にも配慮した議会会議規則の整備がなされるようにとの要請が内閣特命大臣（男女共同参画）当時の橋本聖子氏から全国町村議会議長会にありました。それに加えて、請願書で必要でありました、いわゆる請願者の記名、押印については、署名または記名、押印に改めるとする内容でございます。

今回、全国町村議会議長会における標準町村議会会議規則が改正されたためでありますが、苓北町議会としてもその改正趣旨や考え方を汲み取り、この議員発議となったものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

発議第３号、苓北町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第３号、苓北町議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１６　発議第４号　苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１６、発議第４号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　発議第４号、令和３年３月１０日。

苓北町議会議長、錦戸俊春様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出理由。国が新型コロナウイルス感染症の終息宣言を出すまでの間、苓北町議会議員の期末手当をその対策経費に充当するためでございます。

次のページをお開きください。

発議第４号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案)。

趣旨。第１条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第４８号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

期末手当。第２条、条例第５条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症における国の終息宣言が出される間は、期末手当は支給しないものとする。

附則、この条例は、令和３年４月１日から施行する。

若干補足して説明をいたします。

これまで何回か発言しておりますが、２０１９年１２月、中国武漢で突如原因不明の肺炎患者が確認されたとの報道があり、以降、新型コロナウイルス感染症として、日本はもとより、全世界に流行し、人々に不安を与えています。私たちの苓北町でも住民の命と健康、そして生活を守るため、コロナウイルス感染症対策に取り組んでおられます。このことに対して、議会構成委員の１人として敬意を表し、本件が一時も早い終息を迎えることをお祈りするものです。このような状況の中で、苓北町が実施される、新型コロナウイルス感染症対策には、さらなる財政支出が必要になってこようかと推測されます。このため、本定例会発議第２号では、予算節減のためとして、費用弁償を支給しないとする議員発議の条例が上程され、先ほど可決されました。

さらに、本定例会の一般質問でも、町の今後の財政運営として、町民から議員等の給

与は高すぎるとの批判がある人件費との指摘もあっております。このようなことから、必要な財源の一助として、コロナウイルス感染症対策に国の終息宣言が出るまでの間、議員報酬のうち、期末手当２．５５月分、８３３万５，０００円を削減し、新型コロナウイルス感染症対策予算に振り替え、苓北町の町民の皆様とともに全力で取り組んでいくべきです。

なお、議員の報酬及び費用弁償は、地方自治法第２０３条第３項で、普通地方公共団体は、条例でその議会の議員に対し、期末手当を支給することができると規定されております。支給することができると記述されておりますので、今回提案いたしました、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）第２条の中で、期末手当は支給しないものとするということが、この地方自治法に抵触することはありません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、討論に当たっては、必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

はい、石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　原案に反対の立場で討論に参加をいたします。

議員の期末手当の削減をコロナの終息宣言が出るまでの間、コロナ対策予算に振り替えるという件ですが、それは議会として簡単に判断するべきではないと思います。というのは、議員は町民の付託を受け、町民から選出され、町民全体の立場に立ち、地方公共団体の具体的政策を決定し、決定した政策を中心に行う執行機関の監視、批判をする使命を与えられているのが議会ではないでしょうか。そういう使命を持つ議会が自ら安易に期末手当を削るのではなく、まずは、このコロナ禍の中での予算で、住民のため急を要しない、また、削れるものがないのかどうか精査をするのが先決ではないかと思います。１５日から予算審議も行われます。今年度は予算減にはなったものの、扶助費などの削減はないとの町長の報告がありました。どうしてもというときには、議会をはじめ、特別職みんなで考えるべきではないかと思いますので、この件には反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　昨年、１２月８日、副町長名にて、新年度予算計上に伴い、議会事務局に議会執行に伴う議会費１５７万９，０００円の削減が求められてきました。財源不足による新年度の予算が組めないということだったと思われます。このことは、後日、今回導入された一般財源の枠配分方式により、一般財源所要額１１億６００万円に対し、９億６００万円を配分し、約２億円を減額調整するよう副町長名で通知されたことによるものであるとの説明もございました。

この財源不足については、数年前から予測されたことであり、私は、これまでことあるごとに本町の財政事情について、無駄と思われるものに対し反対し、質問を行い、今後の財政健全化の有無を懸念した中で、常々予算の執行を求めてまいりました。

国においても、相次ぐ豪雨や地震による災害、これに拍車をかけたコロナ禍によるコロナウイルス対策に国債が乱発され、国民１人当たりの借金が１，０００万円に達したということであります。今後も国債の発行に歯止めがかからない国の財政事情でございます。

我が町においては、熊本県下において、借入金が市町村では４位であり、市町ではトップであります。また、令和元年度市町村別決算の財政力指数は０．５、積立ては県下２番目に低い基金残高です。将来負担比率は、最悪の第１位の数値であり、県内最も厳しい財政化におかれております。このことは、これまでに大型の投資に伴う借入金の返済や維持管理費が多額な施設、経済効果が望めない事業や施設が多くある一方で、中には、町民に不安を与えながらも推し進められている事業がかなりあり、町財政を圧迫しております。

１事例をあげますと、富岡城復元による関連工事にはこれまで約１５億数千万円の血税が使われたにも関わらず、唯一の収入源である富岡城内の歴史資料館の入館料は、今回提出された令和３年度の予算（案）では、収入として３３万６，０００円を提示してあるのみで、５０万円にも満たない額で、その経済効果は全く期待できない状態です。

一方、道路では、舗装面の欠損、欠落、路側の崩壊、河川では、河川護岸は崩壊し、両岸から竹木が生い茂り、土砂は堆積、いつ氾濫してもおかしくない状況でございます。国土保全、人命、インフラの整備、管理、保全と、ここ十数年、土木関係管理予算の投入が十分でなかったことによる影響が出ているのは間違いないと思われます。

過疎の町、少子化と高齢化の波は避けては通れないとも言えるような町内の諸事情、また、国内では、消滅自治体の話がちらほらささやかれている中で、私たちは町民の方々に安心・安全の町として、この町を維持していかなければならない使命があります。特に、子どもや孫たちに、将来負担のかからないような行政を推し進めていかなければなりません。

今回提出された、令和３年度の予算（案）ですが、税収入では、町税は前年度を全て

下回り、対前年度比、町民税マイナス３，８４０万１，０００円、固定資産税マイナス１，６３９万１，０００円、軽自動車税マイナス５９万７，０００円、たばこ税マイナス６６０万円、入湯税１０５万円となっています。今後の増額は望めない状況化にあると思われます。

また、歳出におきましては、議会費２６６万７，０００円、民生費３，４７５万３，０００円の減、土木費１１２万６，０００円、消防費３２５万７，０００円、教育費８，０５７万３，０００円、災害復旧費２億１，５２７万３，０００円、公債費３，０４５万５，０００円で、特に注意すべきは、民生費、教育費の減には問題があるんじゃなかろうかと思われます。

現在の財政難をもたらした原因は、町当局の安易な財政計画にあることは事実ですが、その監督責任である我々議会にも大いにその責任はあります。

私は、町民の全て方々の子ども、孫、ひ孫たちに安心した苓北町を引き継ぎ、この苓北町に住ませたい、負の遺産は絶対引き継がせたくない。なぜなら、私の子、私の孫、私のひ孫は、この苓北町に住ませたい。住んでもらいたい。そのことを常々に願っているからでございます。

私は、これまで特別職、議会議員の報酬引き下げ等については、一般質問等によりお願いをし、要求もしてまいりました。しかし、全く受け入れられない状況でございました。

そのことにより、今回の苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例には、大いに賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

はい、山口利生君。

○１番（山口利生君）　議案に反対の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

今回の提案の趣旨は、新型コロナウイルスの対策関連に、私たち議員の期末手当を充当しながら、さらによりよい対策を講じていきたいというような趣旨説明がありましたけれども、このコロナウイルス対策については、国のほうが責任を持ってコロナの対策を講じると、そのために市町村、全自治体ですね、県も含めて、その対応をお願いいたしたいということで、その経費は全て国がもつというふうな仕組みになっております。当然、石田議員のおっしゃったように、町のほうに交付される交付金、その使い道については、私たちは責任をもって内容について議論をし、本当に必要なものを付けていくべきだというふうに考えております。そういう面で、今現在、私たちの期末手当を削減して、それに充てるまでの必要性を認められませんので、反対の立場で討論いたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　賛成の立場で発言させてもらいます。

このコロナ禍に対してはですね、国が１自治体で全面解決につなげていくということは非常に厳しいことは誰でもが認識しておることです。それで、当然国の交付金からがコロナ対策等の主要な対応資金になっております。しかし、この国の金は子々孫々にずっと湧いてくるわけじゃないわけですね。どっからか金を国が借りておられるわけです。それでそれを私たちの代では返しきらない。子どもの代、あるいは孫の代、ひ孫の代で返していくということになってこようかというふうに思います。

また、８３３万５，０００円が大きいか、少ないかは別の問題として、この貴重な財源をですね、確保させていただいて、町民全体の立場で地方公共団体の具体的な施策を決定し、この施策の執行状況を確認しながら安全・安心のまちづくりに努めるべきだろうというふうに思います。そういう意味では、石田議員の反対討論の意見とも同じ考え方ですが、そういうことで私は賛成、ぜひ皆さんには賛成していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　これで討論を終わります。

発議第４号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立少数です。

したがって、発議第４号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決することに決定しました。

ここで２時１５分まで休憩をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後１時５９分

再開　午後２時１５分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１７　議案第１４号　令和２年度苓北町一般会計補正予算（第９号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第１７、議案第１４号、令和２年度苓北町一般会計補正予算（第９号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　議案第１４号、令和２年度苓北町一般会計補正予算（第９号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４６３万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６２億３，５８４万８，０００円とするものでございます。

今回の補正予算は、３月までの各事業の精算見込みや国庫補助金等の確定によるもの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係事業に伴う補正が主なものでございます。

詳細な内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　議案第１４号、令和２年度苓北町一般会計補正予算（第９号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４６３万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６２億３，５８４万８，０００円とするものでございます。

６ページをお願いします。

第２表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順でご説明いたします。

款２総務費、項１総務管理費、事業名、（新型コロナウイルス感染症関連事業）地域公共交通再構築事業として、巡回バスの再構築で、金額１，２１４万７，０００円。

次に、款３民生費、項１社会福祉費、（コロナ関連）で公共的空間安全・安心確保事業（老人福祉センター）のトイレ手洗い等自動水洗への取り替えで、金額９４万６，０００円。

次に、款４衛生費、項１保健衛生費、（コロナ関連）で、公共的空間安全・安心確保事業（斎場）のサーモグラフィカメラ購入ほかで５８万５，０００円。

次に、同じく（コロナ関連）で、新型コロナウイルス対策事業として、ＰＣＲ検査１００件分で２１４万５，０００円。

次に、款５農林水産業費、項１農業費、（コロナ関連）で、農業省力化機器導入支援事業として、苓北町低コスト組合への農業省力化機器追加分導入１９８万６，０００円。

次に、同じく（コロナ関連）で、ＩＣＴ活用有害鳥獣対策事業として、捕獲機器購入ほかで２２３万２，０００円。

次に、項２林道費、治山事業は、唐干田地区の治山事業で１１５万円。

次に、款６商工費、項１商工費、（コロナ関連）で、感染防止対策事業（商工業）で、商工業事業者への感染防止対策費の追加分３００万円。

次に、同じく（コロナ関連）で、地域振興券事業の第２弾分として、金額２，４０５万８，０００円。

次に、同じく（コロナ関連）で、宿泊費助成事業の期間延長により２７１万６，０００円。

次に、同じく（コロナ関連）で、公共的空間安全・安心確保事業（温泉センター）のトイレ手洗い等の自動水洗化への取り替えで１１９万２，０００円。

次に、款７土木費、項２道路橋梁費、町道改良事業（社会資本整備総合交付金）は、町道狸河内線ほか３路線で、金額２，３２７万円。

次に、町道舗装事業（社会資本整備総合交付金）は、町道向路線外２路線で２，９３０万円。

次に、道路メンテナンス事業は、巴橋補修工事ほか１橋で２，３４４万６，０００円。

次に、項３河川費、町河川管理事業は、町河川緊急浚渫事業として、小路川ほか６河川で、金額１，８２３万円。

次に、款８消防費、項１消防費、（コロナ関連）の公共的空間安全・安心確保事業（庁舎）は、庁舎及び保健センタートイレの手洗いの自動水洗化への取り替えで、金額２３６万５，０００円。

次に、款９教育費、項４社会教育費、（コロナ関連）で、公共的空間安全・安心確保事業（公民館）は、トイレ手洗いの自動水洗への取り替え及びサーモグラフィカメラの購入で１８９万５，０００円。

次に、同じく（コロナ関連）の公共的空間安全・安心確保事業（社会教育施設）は、トイレ手洗いの自動水洗化への取り替えで２３５万８，０００円。

次に、同じく（コロナ関連）で、公共的空間安全・安心確保事業（志岐集会所）は。トイレ手洗いの自動水洗化への取り替え及びサーモグラフィカメラの購入で８２万５，０００円。

次に、款１０災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業は、

下唐津丸頭首工ほか２件の災害復旧工事で７１２万５，０００円。

次に、林道施設災害復旧事業は、森林基幹道苓北天草線及び林道年平線の災害復旧工事で、金額２，６００万円。

最後に、項２公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業は、町河川大迫川ほか２件、町道善亀線ほか２路線及び都呂々港湾施設災害復旧工事で、金額１億８，３４７万３，０００円です。

以上、合計２２の事業、合計金額３億７，０４４万４，０００円を翌年度へ繰り越すものでございます。

７ページをお願いします。

第３表、債務負担行為補正でございます。

１、追加で、新型コロナウイルス感染拡大により経営に影響が生じた各事業者等に対する利子補給及び保証料の助成の４つを追加するものでございます。事項、期間、限度額の順に申し上げます。

まず、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金利子補給で、令和３年度から令和８年度までの１０６万７，０００円。

次に、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成で、令和３年度から令和１３年度までで５９万２，０００円。

次に、苓北町中小企業新型コロナウイルス感染症対策利子補給で、令和３年度から令和７年度、１，２７１万６，０００円。

次に、中小企業振興資金利子補給（令和２年度借り入れ分）で、令和３年度から令和６年度まで１０万３，０００円でございます。

８ページをお願いします。

第４表、地方債の補正でございます。

１、追加で、減収補填債、減収補填債で、新型コロナウイルスの影響により、大幅な減収が生じる見込みのある町たばこ税や、地方消費税交付金など、普通交付税の基準財政収入額算定に用いられている収入費目の特例措置として、減収となる金額について減収補填債を発行するよう、国のほうから熊本県を通じ連絡がありましたので、限度額２，０８０万円の追加と、緊急自然災害防止対策事業債、農地等緊急自然災害防止対策事業で、下唐津丸頭首工災害復旧工事の補助対象外事業に対する５０万円の追加。補正予算債、公共事業等（町道改良）の５２０万円と補正予算債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業１，８９０万円は、３の廃止の補正予算債、町道改良事業１，０７０万円と、同じく補正予算債、町道改良事業１，３７０万円について、起債事業名を公共事業等（町道改良）及び防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に名称を変更して、起債申請を行うよう、これも同じく、総務省から熊本県を通じて指示がございましたので、補正予算債

としての計上していた起債の事業名の名称を一旦廃止し、新たに追加するものです。

次に、２、変更で、各事業費の確定見込みによる減額です。公共事業等債、漁村再生交付金事業で１０万円減額し、限度額を２，７８０万円に、緊急自然災害防止対策事業債、漁港等緊急自然災害防止対策事業で２０万円減額し、限度額を７４０万円に、公共施設等適正管理推進事業債、漁港施設等長寿命化事業で２０万円減額し、限度額を１３０万円に、公共施設等適正管理推進事業債、公共用施設長寿命化事業で４０万円減額し、限度額を３４０万円に、緊急防災・減災事業債、小中学校屋内運動場防災機能強化事業で、２４０万円減額し、限度額を４，３８０万円に、緊急防災・減災事業債、防災拠点施設整備事業で４０万円減額し、限度額を２６０万円に、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業で６７０万円減額し、限度額を７，２４０万円に、災害復旧事業債、林道施設災害復旧事業で１，０３０万円減額し、限度額を１５０万円に減額変更するものです。

次に、３、廃止で、災害復旧事業債、農地等災害復旧事業で、補助率が嵩上げになったことに伴い、２２０万円全額を借り入れの必要がなくなったことにより廃止するものです。補正予算債の町道改良事業１，０７０万円と、同じく補正予算債町道舗装事業１，３７０万円の廃止については、先ほど１、追加でご説明した内容によるものでございます。

１１ページをお願いします。

歳入です。

款１町税、項２町民税、目１個人、節１現年課税分で、収納見込みによる３５８万円の増額です。

１２ページをお願いします。

項３軽自動車税、目１環境性能割、節１環境性能割は、熊本県からの徴収金交付見込額の増により４２万９，０００円の増額。

目２種別割、節１現年課税分は、収入見込みによる３０万４，０００円の減額です。

１３ページをお願いします。

項４町たばこ税、目１町たばこ税、節１町たばこ税は、コロナ禍による、移動外出自粛及び昨年１０月に税率が増額改正されたことによる販売本数の減少等により、４６０万円の減額です。

１４ページをお願いします。

項５入湯税、目１入湯税、節１入湯税も、コロナ禍での移動外出自粛による利用者の減少により１１万１，０００円の減額です。

１５ページをお願いします。

款７地方消費税交付金、項１地方消費税交付金、目１地方消費税交付金、節１地方消

費税交付金、地方消費税交付金もコロナ禍による消費落ち込みにより、従来分３８５万６，０００円及び社会保障施策経費充当分３６３万５，０００円をあわせた７４９万１，０００円の減額です。

１６ページをお願いします。

款１２分担金及び負担金、項２分担金、目２農林水産業費分担金、節１災害復旧費分担金は、農業用施設災害復旧事業費の減と補助率の嵩上げに伴う２５万６，０００円の減額です。

１７ページをお願いします。

款１３使用料及び手数料、項１使用料、目３農林水産業使用料、節１漁港使用料は、風力発電事業用建設機械の仮置き及び越波対策ブロック製作ヤードの使用増による収入見込み額２０１万円の増額。

目４商工使用料、節１商工使用料は、コロナ禍による移動外出自粛等の影響により、歴史資料館入館料２０万円の減額。

目５土木使用料、節１公営住宅使用料は、年度途中の入退去に伴う家賃差額及び未入居期間があったため、公営住宅使用料６９万５，０００円と東折山合併浄化槽等使用料３万６，０００円、一般住宅使用料４５万円をあわせて１１８万１，０００円の減額です。

１８ページをお願いします。

項２手数料、目４災害復旧手数料、節１農地等災害復旧手数料は、鶴尾農地の災害復旧事業費実績見込みにより、農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料３，０００円の減額です。

１９ページをお願いします。

款１４国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節２児童福祉費負担金は、本年度の保育所運営費国庫負担額の確定見込みにより、子どものための教育・保育給付費国庫負担金２５４万円の減額。

節３保険基盤安定負担金は、保険者支援分の国保保険基盤安定国庫負担金確定見込みによる１９万８，０００円の減額。

節４児童手当負担金も、確定見込みによる２８３万２，０００円の減額です。

目２衛生費国庫負担金、節１保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、国からの通知によりワクチン接種対策に係る費用については、本省繰り越しにおいて、令和３年度で接種費を支出することとなったことにより、１，６６９万５，０００円の減額。

目３災害復旧費国庫負担金、節１公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、町道善亀線ほか２路線の災害査定により、補助分に係る事業費が確定したことによる１，３３４万円の減額です。

２０ページをお願いします。

項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節２大規模盛土造成地活動崩落防止事業補助金は、二次スクリーニング計画策定業務委託料の策定に伴い、４７万３，０００円の減額。

節６新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応として、関係各事業に充当する国からの第三次配分により交付される臨時交付金４，６１７万４，０００円の増額です。

目２民生費国庫補助金、節１社会福祉費補助金は、地域生活支援事業国庫補助金確定による１１２万１，０００円の減額です。

目３衛生費国庫補助金、節１保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は、３月に予定している高齢者向けワクチン接種券の郵送分を除いた一般の方への接種券の郵送を令和３年度で郵送することとなったことにより、３７万６，０００円の減額。

目４土木費国庫補助金、節１道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金（町道改良）は、国庫補助内示に伴い、３３万円の減額です。

目５消防費国庫補助金、節１災害対策費補助金は、社会資本整備総合交付金（住宅・建築分安全ストック形成事業）による民間建築物耐震改修補助金及びブロック塀等安全確保支援事業補助金の申請がなかったため、１０３万８，０００円の減額です。

目６教育費国庫補助金、節３学校教育費国庫補助金は、国庫補助金確定により、理科教育設備整備等補助金１５万３，０００円、学校保健特別対策事業費国庫補助金１００万円、公立学校情報機器整備費補助金９万円をそれぞれ増額するものです。

２１ページをお願いします。

款１５県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金、節２児童福祉費負担金は、今年度の保育所運営費所要見込みにより、子どもための教育・保育給付費県負担金１，２２７万円の減額。

節３保険基盤安定負担金は、国保保険基盤安定県負担金（保険者支援分）９万９，０００円及び保険税軽減分１３万７，０００円をあわせて２３万６，０００円の減額。

節４児童手当負担金も確定見込みによる５１万２，０００円の減額です。

２２ページをお願いします。

項２県補助金、目１総務費県補助金、節１総務費補助金、熊本県生活航路維持緊急支援事業補助金は、コロナ禍による緊急事態宣言等により、天草・長崎航路の利用者減少に伴う減収分に対する熊本県からの緊急支援事業追加補助金１９０万２，０００円の増額、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、中学校修学旅行追加費用負担金等の減により３６万４，０００円の減額、熊本地震復興基金交付金は、自主防災組織の新規

設立がなかったため、１１０万４，０００円の減額、ブロック塀等安全確保支援事業補助金も申請がなかったため、３０万円の全額減額です。

目２民生費県補助金、節１社会福祉費補助金は、実績額確定により、重度心身障害者医療費県補助金１２２万８，０００円と、地域生活支援事業県補助金２３万６，０００円の減額。

節３児童福祉費補助金も確定見込みにより、乳幼児医療費補助金７４万４，０００円の減額、熊本県ひとり親世帯臨時特別給付金事務費補助金９，０００円の増額。

節５ひとり親家庭医療費補助金も実績見込みにより３万６，０００円の増額です。

目３衛生費県補助金、節２環境衛生費補助金は、事業実績見込みにより、海岸漂着物地域対策推進事業補助金６３万９，０００円の減額。

目４農林水産業費県補助金、節１農業委員会補助金は、事業実績見込みにより、農業委員会等振興助成費補助金３０万８，０００円の増額、農地中間管理機構集積支援事業補助金４３万７，０００円及び農地利用最適化交付金の５５万８，０００円の減額。

節２農業費補助金は、事業実績見込みにより、担い手育成支援事業補助金１万８，０００円の減額から、次のページ、２３ページの新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金の２万８，０００円の減額までの合計１２の事業で１，０７０万２，０００円の減額です。

２３ページをお願いします。

節３林業費補助金は、事業実績見込みにより、単県治山事業補助金８，０００円、熊本の森林利活用最大化事業補助金４３万８，０００円及び森林病害虫防除事業補助金、各２，０００円の減額です。

節４水産業費補助金は、事業実績見込みにより、農山漁村地域整備交付金（漁村再生交付金事業）１０万２，０００円の減額、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金利子補給費補助金５万７，０００円と、保証料助成費補助金１万７，０００円は、漁業者からの資金借り入れ申請がなかったため、それぞれ全額減額です。

目６土木費補助金、節１土木費補助金は、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の申請がなかったため、３００万円の全額減額。

目７教育費県補助金、節１社会教育費補助金は、補助金確定により、地域学校協働活動推進費補助金２０万９，０００円の減額。

目８災害復旧費県補助金、節１農林水産施設等施設災害復旧費補助金は、災害復旧事業の補助率嵩上げにより、農地等災害復旧費補助金１６７万８，０００円と、林道施設災害復旧費補助金１，０５４万７，０００円の増額です。

２４ページをお願いします。

項３県委託金、目１総務費県委託金、節３住民基本台帳費委託金は、補助金額確定に

より、人口動態事務補助金２，０００円の増額。

目２民生費県委託金、節１社会福祉費委託金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請受付事務交付金確定により、１万５，０００円の増額。

目５商工費県委託金、節１商工費委託金は、委託金額確定により、県有公園施設管理委託金５万６，０００円の減額です。

２５ページをお願いします。

款１８繰入金、項１特別会計繰入金、目２宅地造成事業特別会計繰入金、節１宅地造成事業特別会計繰入金は、本年度の宅地造成事業特別会計の宅地販売見込み取得価格分２１０万８，０００円の減額です。

２６ページをお願いします。

款２０諸収入、項４受託事業収入、目１農林水産業費受託事業収入、節１農林水産業費受託事業収入は、実績見込みにより、農業者年金事務受託収入５万８，０００円の増額、農地中間管理機構特別事業受託収入５，０００円の減額、農地中間管理事業受託収入５，０００円の増額です。

２７ページをお願いします。

項５雑入、目１雑入、節１健康増進事業収入は、乳がん検診外各種検診の事業確定見込みにより、個人負担金の減額で、節合計で８件、１４７万６，０００円の減額です。

節２雑入も各事業実績見込みにより、社会保険料等（商工観光課）１２万２，０００円の減額ほか８件の減額及び増額で、節全体で１０２万１，０００円の減額です。

目２過年度収入、節３民生費国庫負担金過年度収入は、令和元年度分の精算に係る２人分の未熟児養育医療費国庫負担金過年度収入１２万４，０００円の増額で、国負担率は２分の１です。

節４民生費県負担金過年度収入は、同じく未熟児養育医療費県負担金過年度収入６万２，０００円の増額で、県負担率は４分の１です。

節９災害復旧費国庫補助金過年度収入、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等国庫補助金過年度収入は、町道善亀線外２路線災害復旧工事に係る令和元年度までに支出している査定設計ほか設計委託料に対する国庫補助金１，０００万円の増額です。

２８ページをお願いします。

款２１町債、項１町債は、各事業の確定見込みによるものです。

目２農林水産業債、節１水産業債は、志岐漁港臨港道路整備工事に係る公共事業等債、漁村再生交付金事業で１０万円の減額、坂瀬川漁港護岸嵩上げ工事に係る緊急自然災害防止対策事業債、漁港等緊急自然災害防止対策事業で２０万円の減額、馬場護岸排水路補修工事設計業務委託に係る公共施設等適正管理推進事業債、漁港施設等長寿命化事業で２０万円の減額です。

節２農業債は、緊急自然災害防止対策事業債、農地等緊急自然対策防止対策事業で、下唐津丸頭首工災害復旧事業の補助対象外事業に係る分で５０万円の増額です。

目３商工費、節１観光費は、温泉センター水風呂冷却設備改修工事に係る公共事業等適正管理推進事業債、公共用施設長寿命化事業で４０万円の減額。

目５消防債、節１緊急防災・減災事業債、小中学校屋内運動場防災機能強化事業は、町内５つの小中学校の体育館天上の照明施設等の落下防止対策事業で２４０万円の減額、役場庁舎の防災拠点等施設事業としての設計業務委託費４０万円の減額です。

目６災害復旧事業債、節１公共土木施設災害復旧事業債は、町道善亀線ほか２路線の災害査定により、補助分に係る事業費が確定してことによる６７０万円の減額。

節２農林水産施設災害復旧事業債は、補助率が嵩上げになったことにより、農地等災害復旧事業で２２０万円の全額減額、林道施設災害復旧事業で１，０３０万円の減額です。

目８補正予算債、節１補正予算債は、８ページで説明しましたとおり、町道改良事業１，０７０万円と町道舗装事業１，３７０万円を全額減額し、公共事業等（町道改良）５２０万円と、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業１，８９０万円に振り替えて借り入れるもので、差し引き３０万円の減額は事業費確定見込みによるものです。

目９減収補填債、節１減収補填債は、８ページで説明しましたとおり、新型コロナウイルスの影響により、大幅な減収が生じる見込みのある町たばこ税や地方消費税交付金などの減収分に対する減収補填債２，０８０万円の追加です。

２９ページをお願いします。

歳出です。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１１需用費は、燃料単価が下がったことによる庁用車の燃料費６６万７，０００円の減額、食糧費は、支出がなかったため４万８，０００円の全額減額、修繕料は、庁用車のエアコン修繕料１２万円の増額。

節１２役務費は、タイヤショベル購入に伴う自動車保険料８，０００円の増額。

節１３委託料は、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料確定による９４万４，０００円の減額。

節１９負担金補助及び交付金は、実績見込により、地域が輝く行政区活動補助金８５万２，０００円の減額。

節２５積立金は、財政調整基金積立として４，５８９万８，０００円の増額、新型コロナウイルス対策関係で、農林漁業経営安定事業基金積立として５４万円を積み立て、中小企業感染対策特別利子補給事業基金積立として１，２７６万円を積み立てるものです。

目２文書広報費、節１１需用費は、広報れいほく印刷代及び郵送用封筒印刷代として１７万３，０００円の増額です。

節１８備品購入費は、文書棚購入残により１７万３，０００円の減額です。

３０ページをお願いします。

目５財産管理費、節２８繰出金は、宅地造成事業特別会計繰出金の確定により１万円の全額減額です。

目６企画費、節１報酬は、巡回バス運運転手報酬支払い見込みにより２万９，０００円の増額。

節３職員手当等は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金計画策定事務及び予算編成事務等に係る時間外手当３５万円の増額。

節４共済費は、巡回バス運転手の社会保険料等の算定基礎額の改定に伴う５万５，０００円の増額。

節１２役務費の自賠責保険料２万８，０００円の増額と、節２７公課費の２８万円をあわせた３０万８，０００円につきましては、節１８備品購入費３０万８，０００円を減額して、組み替えるもので、巡回バス購入に伴うものです。

節１９負担金補助及び交付金の地方バス運行補助金２万５，０００円の減額、公共交通応援事業補助金（タクシー）１９万９，０００円及び公共交通応援事業補助金（地方バス）６，０００円の減額は、補助額確定によるものです。苓北町離島航路運営費補助金３０４万４，０００円の増額は、コロナ禍による緊急事態宣言等により、天草・長崎航路の利用者減少に伴う補助金の増額で、そのうち、熊本県生活航路維持緊急支援事業補助金１９０万２，０００円が充当されております。また、今後、国から航路事業者に補助金の追加交付がなされる見込みであるため、最終的な決算においては減額となる見込みです。

３１ページをお願いします。

目８諸費、節１９負担金補助及び交付金、自衛隊家族会補助金は、コロナ禍による活動が大幅に縮小されたため２万円の全額減額。

目１０交通安全対策費、節１９負担金補助及び交付金、高齢運転者安全運転装置設置支援事業補助は、実績見込により２４万円の減額。

目１２庁舎管理費、節１３委託料も事業費確定により、庁舎改修設計委託料３０万５，０００円の減額です。

３２ページをお願いします。

項２徴税費、目１税務総務費、節３職員手当等は、町税の申告相談受付について、新型コロナ感染防止対策として、受付時間を延長して受け付けていることに伴う時間外勤務手当１８万円の増額。

目２賦課徴収費、節１２役務費は、口座振替移行の増に伴い、納付書等の郵送費用が縮減されたため５０万円の減額です。

３３ページをお願いします。

項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、節１報酬は、個人番号カード交付事業事務補助の会計年度任用職員任用実績による２０万円の減額。

節９旅費も通勤手当に係る事務補助員費用弁償２万円の減額。

節１２役務費は、個人番号カード申請者増に伴う本人宛郵送に係る後納郵便代４０万円の増額です。

３４ページをお願いします。

項５統計調査費、目２指定統計費は、経済センサスほか２つの指定統計調査に係る精算見込みにより、節９旅費で普通旅費４，０００円の減額、節１１需用費の消耗品費で６，０００円の増額です。

３５ページをお願いします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は、戦没者等の遺族に対する弔慰金支給事務に伴い、節１１需用費の消耗品費１万３，０００円及び節１２役務費の後納郵便代３，０００円の増額です。

節２８繰出金は、財政安定化支援事業分ほか、国民健康保険特別会計繰出金ほかで増額及び減額するもので、合計で３７万４，０００円の減額です。

目２老人福祉費は、歳入の地方消費税交付金（社会保障施策経費充当分）の減による財源区分の変更です。

目３老人福祉センター費、節１１需用費は、老人福祉センタートイレ手洗い等の自動水洗への取り替えほか修繕料１３１万２，０００円の増額。

節１８備品購入費は、サーモグラフィカメラ１台購入分３７万４，０００円の増額。

節１９負担金補助及び交付金、苓北町老人福祉施センター指定管理者応援事業補助金は、緊急事態宣言の発令に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、宿泊予約が入っていた分のキャンセルを要請したことに伴う、応援事業補助金として５万８，０００円の増額です。

目４介護保険事業費、節２８繰出金は、事務費確定に伴う介護保険特別会計繰出金（事務費分）４万８，０００円の減額です。

３６ページをお願いします。

目６障害福祉費、節２０扶助費、障害児施設給付費は、放課後等のデイサービスの利用日数が増になったため、４０万円の増額、重度心身障害者医療費助成は、事業実績見込みにより２００万円の減額です。

３７ページをお願いします。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節１９負担金補助及び交付金は、今年度の保育所運営費の所要額見込みにより、保育所運営費補助金２，００８万円の減額。

節２０扶助費も実績見込みにより、児童手当３８５万５，０００円及び子育て支援医療費助成３００万円の減額です。

３８ページをお願いします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費は、未熟児療育医療費国・県負担金、過年度収入１８万６，０００円の増による財源区分の変更です。

目２予防費は、節１３委託料の結核予防委託料３３万円、予防接種委託料（インフルエンザ）８７万２，０００円及び予防接種委託料（肺炎球菌・高齢者）５０万円の減額は、実績見込による減額です。

それ以外の節１報酬、事務補助員報酬２人分の１０５万７，０００円の減額から、次のページ、３９ページの節１３委託料の新型コロナウイルスワクチン接種委託料１，６３９万５，０００円の減額までは、ワクチン接種対策に係る費用については、本省繰り越しにより、令和３年度で費用支出することとなったこと、及び感染拡大防止対策の各事業の確定見込みによる減額です。

節１８備品購入費は、空間除菌脱臭機２台分の購入費として３３万円の増額です。

目３環境衛生費、節１３委託料は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、小学４年生の環境学習を町内合同から各学校ごとで実施したことによる町有バス運行委託料６万６，０００円の減額。

節１９負担金補助及び交付金は、実績見込により、害虫駆除用薬剤購入補助金１２万１，０００円の減額。

節２８繰出金は、事務費精算による下水道特別会計繰出金（事務費分）１９４万２，０００円及び水道特別会計繰出金（新型コロナウイルス対策事業分）２万８，０００円の減額です。

目４斎場費は、斎場の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、節１１需用費でトイレ手洗いを自動水洗に取り替えるための修繕料２１万１，０００円。

節１８備品購入費は、斎場用サーモグラフィカメラ１台の購入費３５万８，０００円の増額です。

目５健康増進事業費、節１３委託料は、胃がん検診委託料９６万８，０００円の減額から、次のページ、４０ページの乳房超音波検診委託料２４万８，０００円まで、あわせて６件の各種検診実績見込みにより、委託料合計で４２７万７，０００円の減額。

節２３償還金利子及び割引料は、令和元年度分の実績確定により、熊本県への健康増進事業県負担金返還金２９万円の増額です。

４１ページをお願いします。

項２清掃費、目２塵芥処理費は、海岸漂着物等地域対策推進事業及び大型ごみ臨時収集事業の実績見込みにより、節１報酬の労務作業員報酬５，０００円の減額から節１８

備品購入費３，０００円の減額まで、あわせて目合計で２２６万６，０００円の減額です。

４２ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費、節１報酬は、農業委員等報酬の実績見込みにより、農業委員報酬（交付金事業分）２１万６，０００円の減額から労務作業員報酬の１８万１，０００円の減額までの合計４件、９３万７，０００円の減額です。

目３農業振興費は、イノシシ等有害鳥獣対策及び農地中間管理事業等の事業実績見込みにより、節３職員手当等の時間外勤務手当３６万１，０００円の減額から節１９負担金補助及び交付金の新規就労者支援補助金２０万円の減額までそれぞれ減額及び増額を行うものです。

４３ページをお願いします。

同じく、農業振興費の節１９負担金補助及び交付金の続きとなりますが、遊休農地解消対策事業補助金（単独）１０万円の減額から、下から２行目の苓北町事業継続支援金（農業）５０万円の減額まで、事業実績見込みによる減額です。最後の行の農業省力化機器導入支援事業補助金は、追加分の農薬散布用ドローンオペレーター講習及びトラクターアタッチメント購入費として１９３万７，０００円の増額です。

４４ページをお願いします。

苓北町有害鳥獣駆除対策協議会補助金（ＩＣＴ活用事業）は、ＩＣＴを活用した捕獲器購入費追加分として１７８万９，０００円の増額です。食料産業・６次産業化交付金は、実績見込による５万９，０００円の減額です。

目５農地費、節１３委託料は、事業費確定によるハザードマップ作成委託料５０４万４，０００円の減額です。

目６農業経営基盤強化促進対策事業費、節９旅費の普通旅費４，０００円、節１２役務費の後納郵便代２，０００円及び節１９負担金補助及び交付金の担い手育成総合支援事業補助金３万円は、実績見込による減額、農地有効利用補助金（単独）は、高収益作物次期作支援申請の増により９万７，０００円の増額です。

目７堆肥センター管理費、節１１需用費は、実績見込みによる電気料７０万円の減額。

節１８備品購入費は、消化器２本の購入費１万８，０００円の増額です。

４５ページをお願いします。

項２林業費、目１林業振興費、節１９負担金補助及び交付金は、事業実績見込みにより、くまもとの森林活用最大化事業補助金８７万８，０００円の減額です。

４６ページをお願いします。

項３水産業費、目１水産業振興費、節１９負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、漁業者に対する支援について、実績見込みにより新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金利子補給費補助金８万３，０００円、同資金の保証料助成

費補助金３万５，０００円及び苓北町事業継続支援金（漁業）８０万円をそれぞれ減額です。

目２漁港管理費は、財源区分の変更です。

目３漁港建設費、節１５工事請負費（補助）は、志岐漁港臨港道路工事の実績見込みにより３０万円の減額、（単独）は、坂瀬川漁港護岸嵩上げ工事の実績見込みにより２０万円の減額です。

４７ページをお願いします。

款６商工費、項１商工費、目１商工総務費、節３職員手当等は、苓北じゃっと祭ほかイベント中止による時間外勤務手当３０万円の減額。

目２商工業振興費、節３職員手当等の時間外勤務手当３０万円の増額から節１３委託料、地域振興券事務委託料３７万９，０００円までと、節１９負担金補助及び交付金のうち、振興券事業交付金２，０９４万円の増額は、緊急事態宣言等により消費が落ち込んでいる町内事業者の経済の回復及び活性化を目的とした第２弾の地域振興券事業に係る費用を計上いたしました。

節１８備品購入費は、物産館の消火器３本分の購入費２万７，０００円の増額。

商工業者への支援として、節１９負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス対策商工業事業者利子補給費補助金４２万４，０００円、苓北町事業継続支援金（商工業）２００万円及び苓北町感染防止対策事業補助金（商工業）３００万円を増額するものです。

目３観光費、節４共済費は、クリーンパトロールの会計年度任用職員に係る社会保険料等６，０００円の増額です。

４８ページをお願いします。

節１８備品購入費は、木場地区交流施設の消火器１個購入費の９，０００円。

備品購入費を除き、節１１需用費、食糧費１０万２，０００円の減額から節１９負担金補助及び交付金の木場みどりの会補助金１８万円までの減額は、ペーロン大会、オルレ、天竺つつじ祭り等のイベント中止に伴う減額です。

目４温泉センター管理費、節１１需用費、修繕料は水風呂冷却設備修繕実績による３９万６，０００円の減額。

節１３委託料は、１０月から３月までの下半期分の燃料費高騰に伴うリスク分担に基づき、温泉センター指定管理委託料１３５万円の増額です。

目５富岡城公園管理費、節４共済費は、実績見込により、ビジターセンター会計年度任用職員の社会保険料等２５万円の減額です。

４９ページをお願いします。

款７土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費、節１８備品購入費は、タイヤショベ

ル購入に係る入札残により１２１万円の減額です。

目３道路新設改良費、節１５工事請負費は、国庫補助金内示に伴い、改良工事６３万円の減額です。

５０ページをお願いします。

項３河川費、目１河川総務費、節１９負担金補助及び交付金は、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の申請がなかったため、３００万円の全額減額です。

５１ページをお願いします。

款５住宅費、目１住宅管理費は、財源区分の変更です。

５２ページをお願いします。

款８消防費、項１消防費、目１常備消防費は、財源区分の変更です。

目２非常備消防費は、出初式及び訓練中止に伴い、節９旅費で消防団員費用弁償９７万５，０００円の減額。

節１１需用費の燃料費は、車両燃料価格の下落等により、燃料費２５万円の減額です。

目３消防施設費、節１１需用費は、消火栓及び防火水槽蓋の修繕料として３０万円の増額。

目４災害対策費、節９旅費、普通旅費は、７月熊本豪雨災害に伴う職員派遣の要請が９月補正後になかったため１６６万４，０００円の減額、講師等費用弁償は、コロナ禍により防災研修ができなかったことにより３万６，０００円の減額。

また、自主防災組織の新規結成がなかったため、節１１需用費でヘルメット等購入の消耗品費１１万５，０００円と、節１８備品購入費１３万２，０００円の減額。

節１９負担金補助及び交付金は、民間建築物耐震改修補助金１６０万円及びブロック塀等安全確保支援事業補助金１２０万円の減額は、共に申請がなかったため全額減額です。

５３ページをお願いします。

款９教育費、項１教育総務費、目２事務局費、節１３委託料は、新型コロナウイルス感染拡大により、学校が臨時休校となり、この間、スクールバスの運行を行わなかったため１８０万円の減額。

節１９負担金補助及び交付金、中学校修学旅行追加費用支援金は、費用支援金確定により６５万３，０００円の減額です。

目３住宅施設費、節１１需用費は、都呂々小学校校長住宅雨どい等の修繕料として５万円の増額。

５４ページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費、節１報酬、特別支援教育支援員報酬は、勤務日数の増により１１万７，０００円の増額。

節１１需用費は、実績見込により、消耗品費の５万８，０００円の増額から修繕料４８万３，０００円の増額まで、あわせて５２万１，０００円の増額。

節１２役務費は、都呂々小学校のバス点検手数料１万７，０００円の増額。

小学校体育館天井の照明施設等の落下防止対策事業費の確定により、節１３委託料で監理業務委託料２２万３，０００円及び設計業務委託料２５万４，０００円の減額です。

節１５工事請負費で１２８万円の減額。

実績見込により、節１４使用料及び賃借料のガス漏れ警報器リース料２万円及び節１８備品購入費１万８，０００円の減額です。

５５ページをお願いします。

項３中学校費、目１学校管理費は、中学校体育館天井の照明施設等の落下防止対策事業費確定により、節１３委託料で監理業務委託料２万９，０００円及び設計業務委託料５万３，０００円の減額。

節１５工事請負費で４４万１，０００円の減額。

節１１需用費１３万円の増額。

節１８備品購入費２万８，０００円の減額は実績見込みによるものです。

５６ページをお願いします。

項４社会教育費、目１社会教育総務費は、財源区分の変更です。

目２公民館費、節１報酬、公民館長報酬は、勤務日数の増により８万６，０００円の増額、労務作業員報酬は、実績見込により８万６，０００円の減額。

節１１需用費は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公民館トイレの自動水洗への取り替え修繕料として７７万３，０００円の増額。

節１８備品購入費は、サーモグラフィカメラ３台購入費として１１６万７，０００円の増額です。

目３社会教育施設費は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、温泉プールトイレ手洗い等の自動水洗への取り替え修繕料として６万円の増額。

節１８備品購入費で、サーモグラフィカメラ２台購入費として６７万１，０００円の増額です。

目５志岐集会所管理費は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、トイレ手洗いの自動水洗への取り替え修繕料として４５万１，０００円の増額。

節１８備品購入費は、サーモグラフィカメラ１台購入費として３７万４，０００円の増額です。

５７ページをお願いします。

項５保健体育費、目１保健体育総務費、節１９負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各種大会が中止となったことにより、天草郡市一般男子ソフ

トボール大会の５万７，０００円から青少年スポーツ大会５万円の減額まで、あわせて２５万９，０００円の減額です。

目２学校給食費、節１報酬は、学校臨時休業に伴う、勤務日数の減により、調理員報酬４９万４，０００円の減額。

節１１需用費の電気料も臨時休業による使用料の減と、昨年１０月から大型割引適用となったことにより電気料１００万円の減額、修繕料は、車庫電動シャッター及び食器消毒保管庫等の修繕料として６９万８，０００円の増額。

節１８備品購入費は、厨房等エアコンの入札残による１３８万２，０００円の減額です。

５８ページをお願いします。

款１０災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費、目１農業用施設災害復旧費、節１５工事請負費の補助は、鶴尾農地ほか２件の災害復旧工事の確定見込みにより７４万５，０００円の減額。

目２林道施設災害復旧費、節２２補償補填及び賠償金は、森林基幹道苓北天草線災害復旧工事に係る立木補償費として９万９，０００円の増額です。

５９ページをお願いします。

項２公共土木施設災害復旧費、目１河川等災害復旧費、節１５工事請負費の補助は、町道善亀線ほか２路線の災害復旧工事について、災害査定により補助分の事業費が確定したことにより２，０００万円の減額です。

以上で、令和２年度苓北町一般会計補正予算（第９号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

なお、お手元に、午後からになりましたけれども、３月５日現在の町民に関係のある新型コロナウイルス感染症に伴う支援策の実施状況について、資料①国県補助事業分と、資料②として単独事業分を配付させていただきました。

以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　まず、質問に入る前に、数字の誤りじゃないかと思われるところをちょっと指摘したいと思います。

２７ページの過年度収入、補正額が１８万６，０００円となっていますが、これ１，０１８万６，０００円の誤りじゃないかと思いますけれども、ちょっと節の金額と補正額の相殺との違いがわかりませんでした。計のところは、上の雑入と過年度収入をあわせれば７６８万９，０００円、全体の金額には相違はないかと思いますが。あとで修正が

必要であればしとってください。

次に、財政調整基金の積み立てが４，５８９万８，０００円補正があがっています。令和２年度の財源、だいぶ思った以上に確保できたなと思って、これは非常にいいかと思います。

ちょっと質問に移ります。

３１ページ、交通安全対策費で高齢運転者安全運転装置支援事業補助が２４万円減になっています。これは高齢者が誤ってアクセルとブレーキの踏み間違えたときに、アクセルがかからないような補助金を今年新設されたんじゃないかと思いますが、これについてどのくらいの方が申請されたのか。マイナスになっているということは、予定よりも減ったんだろうなと思いますので、この人数が何人なのか。

それと、４２ページの農業振興費のイノシシの駆除施設の補助金が２９万５，０００円あります。これについては、何か特別な施設を今年度は開発されて、それに対しての補助金がなったのか。また、施設補助自体が不足してのものなのか。

それと、報償費で８２万円増になっています。イノシシ駆除の謝金が。これについては、当初の予定と最終的なイノシシの捕獲頭数をちょっとお聞きしたいと思います。非常にイノシシが最近増えております。頻繁に見かけるようになりましたので、この辺りの問題と。

それと同じ関連で、４４ページにイノシシ駆除協議会のほうにＩＣＴ活用事業が１７８万９，０００円の増になっています。これは新規じゃなくて増加ですかね。このあたりの今の状況あたりを教えていただければ。実際にイノシシを捕獲する方がですね、このＩＣＴ活用してどのくらいの利便性が向上したのか。そのあたりがわかっていれば教えていただければと思います。

それと、４７ページに地域振興券の事業交付金が２，０９４万円あります。これについては、昨年、３，０００円、１人交付金、この地域振興券を出されましたが、同じように、飲食店と全店共通というような形での地域振興券を発行される予定なのかをお聞きいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　申し訳ありません。只今、山口議員のほうからご指摘がありましたとおりで、大変申し訳ありませんけれども、２７ページの数字を訂正をお願いしていただければと思います。

２７ページのですね、款２０諸収入、項５雑入、目２過年度収入の補正額が１８万６，０００円となっておりますけれども、最後の節の１，０００万円ですね、災害復旧費公共土木のところが漏れておりましたので、数字が。１８万６，０００円を１，０１８万６，

０００円に、隣りの計の欄の１６９万３，０００円のところを１，１６９万３，０００円に、２カ所訂正をお願いいたしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　お答えについては順番にということでさせていただきたいと思います。

まず、３１ページ、交通安全対策費の中の高齢運転者安全運転装置設置支援事業補助金についてのお尋ねでございますけれども、一応今年度から対象者といたしまして、町内に住所を有する７０歳以上の方ということと、ほかに７項目ありますが、一応、上限を３万円として１０件分、３０万円予算を組んでおりました。その中で、問い合わせ等は数件あっておりますが、最終的に今の段階で申請者は１名です。実績として３万円の支出を行っております。一応残りあと半月余りでございますが、残り１件分の申請を見込んだところで予算措置としては残しまして２４万円減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　４２ページです。まず、８の報償費、イノシシ駆除謝金ですけども、これ１２月にも補正していただいてですね、現在、６２０頭分申請しているんですけども、それでも増える状況がありましたので、今回８２万円増額させていただきました。

次に、負担金補助及び交付金のイノシシ等有害鳥獣駆除施設補助金ですけども、これはＩＣＴと関係なくですね、農業委員さんの連絡等の補助金に活用する分なんですけども、５０件分を当初計上しておりましたが、不足する関係で２９万５，０００円分増額させていただきました。

最後に４４ページ、有害鳥獣駆除対策協議会補助金（ＩＣＴ活用事業）ですけども、これについては、現在、この協議会と宇城市にあります株式会社イノＰという業者さんと契約を結びまして、今取り組んでいる状況でございますけれども、またＩＣＴを活用した檻等が現場に入っている状況ではございません。今からその辺の会議を進めていく予定でございます。今回、この協議会とその委託業者であるイノＰ、それから猟友会のメンバーともいろいろ協議をしまして、その中で、今回、臨時交付金を活用して捕獲器等の増を計画したところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　地域振興券の件ですけれども、Ｐの４７ページですね。今回ですね、地域振興券事業交付金ということで、負担金補助及び交付金の中に２，０

９４万円を予算計上しております。これにつきましては、第一弾を実施しまして、新たに第二弾ということで、１人当たりですね、全町民３，０００円を交付するような計画をしております。内訳につきましても、第一弾と同じようにですね、飲食店で利用できる、限定の利用分が１，５００円分、それと全店共通分が１，５００円ということで、内訳についてはそういった形で、合計で３，０００円を交付するような形にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　今の地域振興券、第一弾は、もうすでに期限が２月２８日で完了しましたが、執行率としてはどのくらいあがってましたでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　執行率につきましてはですね、全店共通券のほうが２万８１７枚の使用で、発行枚数が２万１，１２０ということで、９８．６％の執行率となっております。それと飲食店の限定分につきましては、３月の１０日現在で１万８，５０４枚、当初発行の２万１，１２０分の１万８，５０４ということで８７．６％の執行率で、全体としまして４万２，２４０枚に対しまして３万９，３２１枚で９３．１％の執行率ということになっております。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　２２ページですね。４の農林水産業費のですね、２の農業費補助ですが、そのうちの耕作放棄地解消事業が４０万円減額になっておりますけれども、これはすみません、私、勉強不足で、どういった形なんでしょうか、農地というのは畑も農地ですが、田んぼも畑も農地ですね。ですけれども、そこら辺がどういうことで、どういったことまでできるということをお尋ねをします。

それから、２７ページですね。雑入の健康増進事業の収入がマイナスの１４７万６，０００円、これ全部でですけれども、これ全部減額になっておりますね。これは検査は相当やっぱり必要だと思うとですね、検診というのは。そこら辺のＰＲ不足か、やはり勧誘不足かわかりませんけれども、全部減額となっております。確かに、いくらかはなると思いますが、本当収入が増ぐらいならんばいかんとだろうと思いますが、そこら辺の実情を教えてください。

それから、歳出の一般管理費の中のですね、委託料の大規模盛土造成地変動予測調査が委託料が９４万円です。ページですね、すみません、２９ページ、よかですかね、一般管理費の委託料です。大規模盛土造成変動、これおよそ９４万４，０００円減額になっておりますが、これはどういうことをされたのかということをお尋ねをします。

それから、３７ページ、児童福祉総務費の中の保育所運営費補助金がマイナスの２，０００万円ぐらい、これすみませんけども、１人当たりのですね、平均。保育所に入所の園児の方の１人当たりにどんくらいぐらい経費がいっとかですね、年間。それを教えてください。できれば入園がいくらしておる、何名ということもあわせてお願いをします。

それから、イノシシ関係ですが、すみません、４２ページの農業振興費の中で、イノシシ駆除が８２万円の増額、これは今まで捕れた頭数と今後の見通しを教えてください。先ほど何かありよったですけれども、ちょっと気になりました。

それとですね、イノシシ関係で、その駆除、要するに捕ったあとの、今埋設がほとんどと思いますけれども、何かこの前テレビを見ておったらですね、何か機械があって、それに入れれば何か温度をいくらかして、多分蒸れて発酵してということで、そういったことはもしそこら辺が勉強していただいて、知っておったらどういったものということをお尋ねをします。

それから、４４ページ、農地費です。農地費のハザードマップ作成委託料がおよそ５０４万４，０００円ですが減額になっておりますけれども、この事情を教えてください。

それから、４５ページの林業費、どこにこれはすみませんが、入れてよかかわからんだったですが、基幹林道の木場のほうがですね、いっぱい崩壊しとっですね、去年２月ごろのやつ、あの対応は、もしよかったらここで、予算関係には入っとらんですけれども、事情がわかとったら教えていただきければ。崩壊して、今後どうするかとか。新しく崩壊しとっですね。あそこは何ですかね、基幹林道の本渡線、前川さんのさしたところのちょっと奥のほうが崩れとっですね。この前やったところが。あそこのもしわかっとったらですね、これ予算にあがっておりませんけれど、その事情を教えていただければと思います。

それから、漁港建設費の中で言うてよかかなと思ってましたが、４６ページですね、志岐川の下流のほうで橋があって、橋の淵に、私１回、防護柵をつけてくれと、危険箇所、危ないから付けてくれろというところがあります。安田屋さんの裏のほうの登り上がるところのですね、あそこは危ない。それで今までこう馬のようなのに、何かパイプを使ってから一時いくらかの危険防止にして、目安にはしてありますけれども、お願いしてですね。もうお願いしてからかなりになりますが、その後の対応は。やっぱり危ない、どがんしたっちゃ。あそこがもうそのガードパイプ、馬になっとっとが倒れたりなんかしてですね、もし事故が起きたらやはり町の責任になろうかと思いますので、そこら辺が今後、いつごろできるのかということを。

それから、４７ページの商工費です。今、いろいろ話が出ておりましたけれども、地域振興券の交付金が、また第二弾ですかね、できるということですね。一弾のときに、

私この前一般質問の中で、経済的に与えた影響はどのくらいぐらいあるかということをお尋ねしたっですけれども、明確な回答がなかったので、ここで改めて聞きます。１回目に９３％ぐらいの交換率があったということです。その経済効果、これ要は、商店街の方々にやっぱりいくらか潤すように、あるいは、町民の方々にもいくらかあわせてということだろうと思いますが、やはり経済が回らないかん。その経済的なプラス面、マイナス面を教えていただきたいと思います。

それから、５３ページの教育費でですね、一部事務局費の中で、スクールバスの運行委託料がマイナスの１８０万円となっておりますけれども、今、私の考えでは３台じゃなかろうかと思いますけれども、で、年間の経費がいくらいるか、トータルの、３台分でいくら。できれば、普通車と大型バスとを別々にできればですね、わかっとれば教えてください。

それから、５６ページ、公民館費ですが、これは予算の組み替えですね。公民館長報酬が８万６，０００円でプラスなとって、労務作業員の報酬のマイナス８万６，０００円になっとりますけれども、この組み替えの理由を教えてください。館長が仕事ば余計さったけん、この労務費用からやらったか。あるいは、もともと館長費の予算の組み方が悪かったかということをお願いします。

それから、５７ページ、保健体育総務費で負担金補助及び交付金、１９、地区スポーツ大会補助金がマイナス６万４，０００円なっとりますけども、この地区大会補助金というのはどういうものか。各地区で、例えば、坂瀬川、都呂々そういったところである地区大会かですね、そこら辺を教えてください。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　まず、２２ページの耕作放棄地解消事業の補助金ですけども、これは県からの補助金で荒れた農地を農地に復旧する、抜根作業、除草作業して農地に復旧して定着させていく。それに対して県から反当たり３万円補助金がございます。それの分です。今回、それの活用がなかったので全額減額させていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　２７ページの健康増進事業収入１４７万６，０００円の減額でございますが、今年度は新型コロナウイルスの影響を受けまして、地域で実施をしております集団検診の部分を実施しなかったためによる減額でございます。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　２９ページになります。一般管理費の中の委託料、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料についてのご質問がございました。これにつきましては、県のほうで、近年、苓北町において大規模に用地が造成された箇所を１．５次ス

クリーニングということで、県のほうが拾い上げまして、その部分についての２次調査を町のほうでしなさいということで補助金２分の１で、今年度町のほうが対象となる箇所、１２カ所についてそれぞれその所有者等に聞き取り調査、現地調査等を業者のほうに委託したものでございます。

中身としましては、造成年代であるとか、切土、盛土の状態の調査、それから、実際に盛土が造成をされてからその用地に変動があるかないかということの現地調査のほうを業者に委託をしまして、その成果をいただきました。結果といたしまして、１２カ所のうち４カ所については経過観察をすべきだということで結果が出ましたので、特に何らかの対策をする必要はないが、経過観察をするようにという調査結果でございましたので、用地の所有者については、そういった結果であったということを説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　３７ページ、款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費の中の一番上の１９負担金補助及び交付金、保育所運営補助金に関連してのご質問ということで、１人当たりどんだけかかるのかというご質問だったと思います。非常に申し訳ございません。額が確定しております令和元年度ベースでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。元年度についてはもう額が確定しておりましたので、令和元年度の決算ベースで、まず保育所運営補助金のほうを各町内、各それぞれの保育所のほうに３億７，３２６万円・・・・。

○５番（松本良人君）　ようけ言わんちゃよか。１人いくらかかる。

○福祉保健課長（本田　保君）　わかりました。１年間にですね、１人にですね、１２１万円程度かかっております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　まず、４２ページ、イノシシの駆除謝金にかかる捕獲頭数の推移ですけども、平成２９年が４８１、平成３０年が５９８、令和元年が４８１、今年度６２０予算組みましたけども、それでも不足する状況で、今回補正しております。

先ほど松本議員が言われました、イノシシ捕獲後の処理ですけども、この乾燥して退化する施設については、すでに財政ともですね、ちょっと協議を進めておりまして、今回、補正には計上しませんでしたけども、コロナの臨時交付金を活用して整備ができればということで今考えているところでございます。

それから、４４ページ、ハザードマップの作成の委託料、これは入札残でございます。

それから、４６ページの林道関係に関する災害箇所ですけども、これは先日の浜口議

員の一般質問にあった箇所だと思いますけども、現在、災害の復旧工事の施工中でございます。

志岐漁港の段差の部分ですね、これ多分、すみません、予算を持ってきてないのでちょっとわからないんですけども、多分新年度予算に修繕費としてですね、計上していたかと思います。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　４７ページのですね、地域振興券の経済波及効果ということでご質問をいただいております。

これにつきましては、６月１日基準でですね、７，０４０人の方に発行をしておりまして、１人当たり３，０００円で２，１１２万円ですね。それに対して、執行率が９３％ということで１，９６４万円ぐらいですね、約２，０００万円の波及効果はあっているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　スクールバスの運行経費でございます。予算ベースでお答えいたします。

中学校が２台で運行委託料が８３９万４，０００円でございます。小学校が１台で２０４万９，０００円でございます。それに伴いまして、燃料費、車検費様々なスクールバスの管理費が約１００万円程度毎年必要でありますので、予算ベースでいいますと、１，２００万円程度になると考えられます。

続きまして、公民館長の報酬の件なんですけど、ちょっとこれは今年度の予算を組むときにですね、祝日の暦をですね、若干うちのほうが計算誤りをしておりまして、３日分増加になっております。勤務日数の計算をするときに、暦の計算を３日分ちょっと間違ってましたので、すみません、申し訳ありませんでした。

地区スポーツに関しましての６万４，０００円に関しましては、スポーツ振興会等のグラウンドゴルフ大会等の経費だったんですけど、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止にいたしましたのでマイナスでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　２９ページの大規模盛土造成関係、これは盛土は地すべりとか何かを調ぶっとですかね。そうした場合は、どういった形かな、はっきりちょっとそこら辺が盛り込んどって、畑地とか何かか。あるいは、そのいっぱい盛土をしとっところを検査する、地すべり関係をするのか。

そして、この目的がですね、仮にそっで例えば注意をしなさいてあげてきたあとの対

応はどうするのか。県がしてくるのかですね、そこら辺。

このイノシシ関係のは、あのですね、ぜひ前向きで進めて。私も昔捕りよったですけれども、後処理がですね、皮とか、頭とか、今はもう肉は食わけんか、本体から大変だと思いますので、かなり個人で多く捕られる方が多いので、イノシシの墓も相当増ゆっとじゃなかろうかと思うとですね。有効に堆肥になればよかけんが、そこら辺よろしくお願いします。

それから、４４ページのハザードマップの作成で５００万円ぐらいの入札残ですね、かなりふとかもんやけん聞いたっですよ。まあ入札残でそれはいいかもしれませんけれども、私的におしたりなんかはしとらんとでしょう。競争入札あたりでですか。はい、よかです、そしたら。

それから、林道の関係も教えていただければと思いますけれども、よかったら、幹線道路の今後の。さっき言わったかな。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　言いました。

○５番（松本良人君）　もう１回、ほんなら。私が一生懸命次んとば見とったもんやけん、すみません。

それから、４７ページの地域振興券の関係ですけれども、一般質問のときもその事業の効果を聞いたですけれども、この予算とかなんかは全然聞いとらんとですよ。町内に１人当たり３，０００円配って、どのくらいぐらい地域が潤うてですね、金が回って、地域経済をどのくらいぐらい支えたですかということですよ。３，０００円出せば３，０００円な確実に、それはよかったと思うとですけれども。例えば、Ａコープで１，０００円がた買うたならば、それを買うてもらったから、もし野菜ば買ったら野菜生産者までずっといくわけですね。生産者までいけば農協の肥料も売るっとか、そういったことですよ。肉屋さんならそう、魚屋さんも魚を買えば、漁師さんが潤うとか、そこら辺の経済の活性化はどのくらいぐらいに積もられましたかということを、前回もそれを聞いたっですけれども、全くあまりその回答が出ない。これは目的が金ば配っとじゃなくて、その配った地域の振興ですので、それでここの地域が潤うということでしょう。それで私は、天草市の例えば、１万円券を３，０００円で買うて、１万円がつ買い物ばしたら、相当商店街も潤うとじゃなかか。３，０００円の券を３，０００円使えば３，０００円がつしか買わんわけですから、潤わん。ところが、天草市あたりは１万円がつ買い物ばすると、必ず。そういったことでずっと言うたですけれども、何ともないような返事がいっぱい返ってきてからですね、もう議長とけんかしたごたふうですけれども、そこら辺もですね、明確な回答をしてください。ごろんごろんごろんごろん違うとは言わんでください。私が怒られる。

そしたらスクールバスの件ですけれども、燃料費とかは雑費に１００万円ぐらい別に

いるということは、１台に１００万円なんですか。３台で１００万円ぐらいですか。何か、例えば、中学校に８４０万円ばっかしと、小学校に２００万円ぐらいの、５３ページのスクールバス関係の委託料ですけども、それと別に燃料とか何かが１００万円ぐらいいる。それは３台でですか、１台がですか。そこら辺を教えてください。

それから、地区スポーツは、例の振興会に補助しておられるということですかね。スポーツ振興会。そうすれば、この苓北地区にはそれらしきとは何会ぐらいあっとですか、スポーツ振興会、そこらを教えてください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　まず、２７ページの大規模盛土造成地変動委託調査の件でございますけれども、こちらにつきましては、松本議員が地すべりの調査なのかということでございますけれども、近年の大規模災害では、地すべりとか盛土した部分の崩落というのが地震等であっております。そういった盛土、新たに造成された土地が危険だということで、県のほうで一応面積３，０００平方メートル以上のそういった新たにできた土地というのは、町内のほうで箇所を拾い上げてあって、その分については、町のほうで実際の実情を調査しなさいということで説明を受けております。そういった中で、一応調査としましたのは、盛土します、盛土、切土もありますけれども、新たにできた用地が実際に道路工事だけで済まずにですね、擁壁とかもつくると思います。そういった部分の現地の造成年代がいつなのかということと、その切土、盛土の状態、それから、その擁壁等について、その造成後にクラックが入っているとか、そういった変化はないのかというのを現地で調査しなさいということになっておりますので、そういった分を専門業者のほうに委託をしまして調査をしてただきました。調査結果に基づいて、例えば、じゃあそのあとはどうするのかということでございますけれども、町内の施設については、全て早急に対策をする必要はないという結果でございますので、先ほど申しましたように、実際の調査結果を説明をしに行きました。一応、経過観察ということになっているので、例えば、擁壁等のそういった何か異常がないかは随時観察をしてくださいということをお伝えしています。実際に、これは町内ではないわけですが、その対策が必要となった場所が出た場合にはですね、県のほうの説明では、国からでもありますけれども、その分については、町がするのか、その所有者がするのかというのは、もうどちらがしなさいということは言われておりません。ただ、町が負担金をもらって工事をする。あるいは、もう所有者が全て自己でしていただくという分についてはですね、行政の判断に任せるみたいなことを言われておりますので、そこは町としては、県のほうにおかしいということはお伝えをしております。幸いですね、苓北町内にそういう箇所がなかったということであります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　農林水産課長。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　森林基幹道の被災箇所ですけども、現在、災害復旧工事を施工中でございます。

○５番（松本良人君）　施工中。

○農林水産課長（宮﨑良成君）　はい。以上です。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　４７ページのですね、地域振興券の経済波及効果ということですけれども、振興券を持ってそれぞれお店にですね、行かれたら、振興券以上のですね、多分商品を買われると思いますので、最低２，０００万円以上の波及効果はあるんじゃないかと思います。はっきりとしたですね、金額まではちょっと算出とかはしておりませんけれども、最低２，０００万円以上はですね、効果があるんじゃないかと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　５３ページのスクールバスの燃料費でございます。３台分でございます。

○５番（松本良人君）　３台分な。

○教育課長（福田誠一君）　はい。

○５番（松本良人君）　はいはい。

○教育課長（福田誠一君）　あとが地区スポーツのほうはですね、グラウンドゴルフ等の大会とかを地区のほうでされたときに、うちのほうが補助することで、昨年度は先ほども申し上げたとおり、新型コロナウイルスの関係で開催がございませんでした。ということで、対象団体というとはありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　はい、松本良人君。

○５番（松本良人君）　この大規模盛土の件に私こだわっとはですね、せっかく県あたりがさせとってですよ、それでただ見守っていっちょけというようなことで、もうちょっとやっぱり町として何かあったとき、ほんならはどうすればよかとかい、何があっとかと、あるいはすべりよったときには、なんかでくるっとかというのを町もやっぱりはっきりさせたほうがよかと思う。調査をしたっちゃ何もせんなら何もならんわけです。もったいなかですよ。私たちの税金やけん。

それからもう１点、これ何年度ぐらいから、何年度ぐらいからの対象ですか。あのすみません、例えば、都呂々のダムのところ、都呂々ダムの周辺には大きな盛土をしてですね、残土を捨てとっところがあります。それでおおよそのどのくらいぐらいの規模、よかったらですね、そのうち危なかところを教えていただければ、箇所もですね。その

個人保護かなんかでかかっとれば別ですけれども、そうした場合、私たちも気づけて見るということもできますので、そこら辺もできたらお願いをいたします。

それから、４７ページ、これは重要なことですよ。今回も補正が２，０００万円組んであるわけですから。それで２，０００万円じゃるけんが、じゃあ新しく２，０００万円ぐらい経済効果があるじゃろというのは、それは大丈夫ですか。そういったことの考え方で。２，０００万円出したら、２，０００万円金が公的な金を付けたら、やも１億円ぐらいの効果はあっとですよというのが当然でしょう。わざわざそこら辺はＡコープを例を取ってから言うたじゃなかですか。その商品券を買えばずっとつながっていくと、連鎖していくと。今観光あたりは対応しておられるからわかると思いますけれども、歴史資料館に２，０００人ぐらいしかこんじゃったつが、その２，０００人の方がジュースば１本飲めば、ジュースが２，０００本売れますよと、その分店は助かりますよ。それで従業員が何人おるからどのくらいぐらいなりますよと、そのくらいぐらいの計算はしながら金は投入していくとでしょうが。予算はかけていくとでしょうが。今、私が今朝から言いましたけれども、富岡城に１億５，０００万円もかけとって、５０万円もなか、いくらぐらいしかじゃろの入館料しか予算な取ってなかと言いますけれども、いや、そがんしたっちゃ、こらったしが１０万円ずつ使えば何十万円なるかていうような、やっぱり思とる人間もおらるわけですから、それが経済効果なんですよ。ですね。そこら辺、２，０００万円出して２，０００万円の経済効果を出すなら、私はこれ否決しますよ、反対しますよ。まだほかにいっぱい使い道あるわけですから。そうじゃなきゃときは、もう１回、最後、私は最後になりますもんね。もう少しですね、誠意を持った、そして商店街なんかとは期待しとっとじゃなかですかね、この金やっとならば。うちで使うてくださいと。それで私昨日からもずっと言いよるわけですよ、効果のあっとは天草市の３，０００円やるのにも、３，０００円やって、１万円の商品を買わせて、１万円がと市中に出回したほうが経済効果はあっとじゃなかろうかな。それは確実に１万円の効果があるわけですから。そがんとは何も思とらんとですか、私が言うたとも。私の言い方が悪かったかもしれませんけれども、ぜひ、行政はですね、そこら辺を考えながら仕事してください。特に商工でしょう。農業とか、漁業には金はかけたっちゃ、漁師がきつか、百姓きつかもんなって、１回しかせんとば、商売する方はそうじゃいかんとですよ。もう１回最後にぴしゃっとした回答をしてください。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　大規模盛土のほうですけれども、私が結果しか持ってきておりませんので、いつからというのがですね、ちょっとお答えできません。

それと、結果についてはですね、総務課のほうにお寄りいただけば、閲覧といいますか、できますので、それはのちほどお寄りいただきたいと思います。

それと、当然調査して、そのあとは経過観察をということは、ちょっとどうかというご指摘なんですけれども、私どもはですね、実際、私、私的でじゃあ言わせてもらいますが、当然、用地造成とかした分についてはですね、その所有者の方の責任があると思いますので、所有者の責任においてするのが本当だとは思います。しかしながら、今回の大規模盛土造成事業においては、国のほうから補助金を２分の１出すので、町の責任においてスクリーニング調査をしなさいということで調査をいたしました。その結果については、国のほうは、対策工事については、確か補助金も考えてあったかどうかちょっと私も不確かですので、この場では回答避けますが、あくまでもその対策をするのは行政ということではなくて、行政がもしするならば所有者から負担金を取ってするとか、あるいは、所有者がするとかというのは行政判断だということで、今までは説明を受けておりまして、はっきりその分は国・県のほうからもどちらがしなさいという指導は今のところまだあっておりません。今後、その結果をもとにですね、ひょっとしたらそういった指導がくるかもしれません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　地域振興券のですね、経済波及効果ということで、先ほどからお話があっておりますけれども、とにかく最低ですね、２，０００万円以上はですね、それが２倍、３倍とですね、効果が、はっきりとしたその辺の影響とかはですね、ちょっと調査しないとわからないと思いますけれども、効果的には２，０００万円以上はですね、出ているというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　補足で説明をさせていただきます。

松本議員が言われることはわかりました。現実的にですね、今の段階で、２月２８日まで第一弾が終わりまして、今お金に換えるようなことでですね、業務をやっておりますけども、これ終わりましたならば、どこの商店でどれだけの券の利用があったかというのがわかっておりますので、その時点でそれぞれの商店ごとのですね、それに応じた販売高、例えば、飲食店で３枚、１，５００円を使った場合に、それ以上に、例えば５，０００円の料理を取られたとか、そういう状況をですね、把握をやりたいと思っております。

それから、この地域振興券事業をですね、町民１人当たり、今３，０００円ということにした理由と言いますのは、やはり町民の皆様全てが困っておられるという状況の中で、やはり町民お一人お一人にこの振興券を配ったほうがいいのではないかというようなことでですね、お配りをしております。プレミアム付の商品券でやりますと、どうしても金額が高額になったり、料金が必要になりますので、やはり購入できない方もいら

っしゃるんではないかというような懸念がございましたので、町民１人当たりに３，０００円をお配りするという、この事業を取り組んだところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　１点だけ、３５ページ、苓北町老人福祉センターの指定管理者応援事業費５万８，０００円、私、指定管理について、福祉センターだけがその５％のリスク分担がないから、今まで過去何回かほかの指定管理施設は増額増額という話があったわけですけども、ないのもやはりおかしいということで、何回となくこう訴えてまいりましたけども、その中で、違う形で福祉センターについては応援をしますからという回答といいますか、あったと思いますけれども、楽しみにしておりましたけれども、桁数はちょっと違うのかなと、５万８，０００円、何か宿泊のキャンセル料だけですよということらしかったですけども、できるならですね、このことについては、もう再度といっても最終補正でしょうから、そして、また来年度からはですね、５％のリスク分担については、ほかの指定管理者、ちなみに契約事項の中に入れているということですから、こういったことはありませんので、今回が最後だということで、私はこの５万８，０００円増額になったことはいいわけですけども、金額についてはいかがなものかなと不信感を持っております。

それから、５６ページ、公民館長の報酬と労務作業員の８万６，０００円と８万６，０００円の相互関係で、勤務日数による増加だという課長の返答でございましたけれども、私、公民館長についてはですね、月額報酬だとずっと考えておりましたので、ちょっとばかりそのニュアンスが違います。コロナ禍の影響でですね、むしろ勤務日数は減るのが当たり前じゃないかなと思いましたけれども、反対に暦の取り間違えだという回答でございましたけれども、その点についてはですね、１年間を通じての勤務日数の増減ですから、話をされた上でですね、こういうふうに最終的に労務費が余ってたから組み替えですよ、これ私の言い方が悪いかもしれませんけど、こういった予算の組み替え方については、これまたいかがなものかなと思います。

そこで、福祉保健課長、センターの担当やろ、これについてどう思われますか。それだけ。

○議長（錦戸俊春君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　これですね、３５ページですね。５万８，０００円という金額でございますけど、まず、なぜ５万８，０００円になったのかご説明させていただきたいと思います。今までですね、３回ほどですね、合宿の申し込みのほうを受けておられて、しかしながら、新型コロナの影響がございましたので、町のほうから申し

訳ございませんが、ここはお断りをしていただきたいということをお願いをしまして、３件の合宿のための宿泊をお断りしていただいたという経緯で、もともとですね、人数的には大人も子どももあわせて約６８人分が宿泊の予定でした。この３回の合宿で。その６８で、もし本当に泊まっていたら１１万７，３００円入る予定でございました。ですから、要綱を作成いたしまして、その２分の１相当ということで、１１万７，３００円の半分で５万８，０００円という数字が出てきた状況でございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　経費がかかっていないからという計算の仕方と思います。それはそれとしてですね、もう少しどがんかならんとかなと、燃料費については、一つもリスク分担は見えんとでしょう、１年間。最初がですね、どれだけのリットル当たり単価で契約したか、それはわかりませんけれども。ほかの施設に比べて、あまりにも少ないなという考えを持っておりましたので、質問させていただいたわけです。

公民館長の勤務日数については、いろんな考えがありましょうから回答はいりませんけれども、今後についてはですね、教育長と課長と話し合われて、こう何かな、もう少し説明しやすいといったら語弊になりますけれども、回答できるような、また、私が再質問ができるような回答を望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　６ページのですね、繰越明許費の中ですけども、これ繰越明許費やから次年度の予算に出てくるんかなというふうに思いますが、これにちょっと関連してですね、アンケートを皆さんに、巡回バスのアンケートを皆さんにお配りしたということで、８日が締め切りになっていましたよね。アンケートの中のですね、設問の内容がわかりにくいというのを何件からも聞いているんです。だから、そこら辺ではちょっとどんなかなというふうに思いますので、お願いしたいと思いますが。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　８日が締め切りでしたので、昨日現在での回答率が６３．７％ということで、郵送もしくは持参していただきました。確かに、おっしゃられるとおり、アンケートの中のほうのですね、いろいろ盛り込んだこともあって、特に下の３番目のところがちょっとわかりにくいということで、４件か５件ぐらいは直接ご連絡ありましたので、職員のほうが丁寧に回答したところです。ですから、次回のも含めまして、もうちょっとその皆さんが記入しやすいようなところも、やっぱ配慮が必要を含めて、今後は検討してまいりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　はい、すみません。設問の内容がわかりにくいから書かれへんていうような声をね、聞いたんですよね。せっかく税金をつぎ込んで、郵送料も入れてあれしてね、皆さんにお願いしているのに、設問のやっぱり内容、わかりやすい、そして高齢化しているので余計だと思いますけども、そこら辺は設問の内容をね、今言われましたように、やっぱり考えていただきたい。それそうすることによって、やっぱり本当に意義深いアンケートになるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺もよろしくお願いしたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　まず、２９ページで大規模盛土造成変動予測調査、これは今総務課長の回答の中では、聞きにくれば教えてやるよというふうな考えだったと思いますけども、そういうことなんでしょうか。

私は、大規模盛土でですね、危ないから、危ないのではないかと予測されるところを調査したのならば、それはそういうことじゃなくて、土地の所有者がだれでもあっても、やっぱり町民にやっぱり告知する必要がある。それでみんなで監視していくということが大事ではないかと思います。

それから、３０ページで、負担金のところの苓北町離島航路運営費補助金３００万円、これは現状でこの３００万円が、もとがいくらで３００万円か、マイナスだから３００万円補助するということだというふうに思いますけども、状況を教えてください。

それから、４８ページで、委託料の中で、これとは直接関係ありませんけども、ペーロン船の格納庫等管理委託料８万円減してあります。再三言うておりますが、未だにペーロンがですね、船がですね、あそこ民間の土地になりますかね、個人の土地ですかね、１艘置いたままです。それで、前もそのことを指摘して、指摘といいますか、申し上げてせっかくそのまま一番いいのはきれいに片付けてしまうことと、もしそれができないならば、ブルーシートかなんか被せて腐らないようにすべきではないかということを提案しておりましたが、まだそのままです。もうですね、一部腐れかかっていますが、そのことはご存じなんでしょうか。それでご存じだとすればどうされるのか。

それから、１３でですね、温泉センターの１３で１３５万円がまたプラスになっていますけども、これはコロナによる観客の減で、それを利用者の減でそれを補てんするということなのでしょうか。

それから、５１ページです。これは補正額ゼロなんですが、住宅管理でですね、Ａコープの横の住宅、それに限らず全ての住宅についてですね、例えば、踊り場の風よけがないと、２階建ての場合ですね。そういうときに、それを補充していくということは、

町が自主的にそういうところを見つけて補充していくという考えがあるのかどうか、お尋ねします。

それから、５６ページの志岐集会所でトイレの修繕ということで、４５万円ぐらいあがっていますけども、これは雨漏り修繕のときに、私はその全ての、今現状でですね、現状というのは、その工事に関わる現状、現在、不敏な点があるのかないのか。探して、それと一緒にすれば工事費もですね、安くつくんではないかということを提案したと思います。今の業者さんは、総合的な取り組みをされますので、おれは瓦しか買えんばいとか、トイレは別ん業者ばいていう方もおられるかと思いますが、現在はかなりそういうところが万能的な会社が多いんじゃないかと思います。

それから、５７ページで、学校給食費が２１７万８，０００円マイナスになっていますが、この中に調理員の報酬を減額するとかですね、それから、修繕料とかいろいろあがっていますけども、これは調理場で働いておられる皆さんに何か不都合な点があるのかないのか。聞くところによれば、長期休暇をされておられる方もあるやに聞いておりますので、そこら辺をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　まず、２９ページの大規模盛土造成地の件でございますけれども、浜口議員からのほうは、公表すべきではないかというご意見だったと思います。これにつきましては、一応公表の義務はございません。それと、当然、町有地であればですね、そういった調査をして、危険性はありませんでしたということは言えますけれども、あくまでも民地が入っておりますので、民地についてはですね、そこは公表義務がないということですので、今のところは控えさせていただきたいと思います。

調査結果について、例えば、上からの通達で公表すべきだというそういう指導ができたらですね、それにしたがって公表をしたいと考えます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　３０ページの離島航路補助金の補助金ですけれども、当初予算がですね、１，７９３万２，０００円です。これに今回３０４万４，０００円を加えて、歳出ベースでは２，０９７万６，０００円になります。そのうち、当初予算で、熊本県の補助金が５００万円計上されておりまして、今回、１９０万２，０００円で、あわせて、そのうち６９０万２，０００円、約３分の１を熊本県の補助金からいただいて充当しております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　Ｐ４８ページですけれども、ペーロン船の件でですね、お話をいただきましたけれども、このペーロン船につきましては、地元のペーロン船、地元のですね、ペーロンチームのペーロン船ということで、一時期はブルーシートをですね、被せてありましたけれども、今はそれが外れているようなことみたいですので、商工観光課からもですね、もう一度ちょっとお話をしたいというふうに思います。

それとですね、温泉センターの管理委託料ですけれども、これが１３５万円増額になっておりますけれども、これにつきましては、燃料費高騰に伴うリスク分担の経費ということで予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　５１ページに関連いたしまして、踊り場の風よけについてですけども、過去にですね、２面張ったことはありますけども、３面を張るかどうかというのは、構造上、防火上ですね、今ちょっと調べております。問題ないということであれば逐次ですね、新年度予算、以後の予算で施工させていただくように検討いたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　５６ページでございます。

志岐集会所の修繕料の件なんですけど、大規模改修と一緒にできなかったのかということなんですけど、今回、トイレの自動水洗の取り付け７カ所分でございまして、これは壊れたわけではなく、コロナ対策の修繕で行うものでございます。

５７ページの給食調理場の管理運営についてなんですけど、今回の補正につきましては、コロナ対策の精算分のマイナスの補正でございます。管理の運営のほうでも私毎日検食に行っておりますが、施設等の運営はきちんとできると判断をしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　まず、調理場からですけども、長期休暇の方がおられるらしいということでですね、噂でお聞きしたんですが、やはりそういう長期休暇が出ないような職場環境といいますか、働いておられる方の環境なのか、施設等の環境なのか、そこら辺はですね、やっぱ十分注意をしていただいて、それで長期休暇、そこ２週間ぐらいはですね、１週ぐらいだったら、今んとは取り消します。いくらか場合によってはいろいろあろうかというふうに思いますけども、長期休暇は出ないような、そういう労務管理をすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、トイレはコロナ用ですたいな。

それから、５１ページの住宅の件ですけども、３面、大体３面ありますよね、それを１面だけした分とか、あるいは２面した分とか、今課長おっしゃったことは大体理解できます。いずれにしましても、お年寄りの方が非常に多い、若い人も入っておられますけどもですね、そういう方々の通るための安全のためにも、風が当たらないように、雨が降り込まないような対策に気を配ってください。

それから、温泉センターはプラス分は燃料費のということですけど、これはコロナは関係なかったんでしょうか。

それから、ペーロンはですね、今課長おっしゃったのは、その地元、それは前聞いたときもですね、これはそうなんですよ、もう５、６年聞いとっですね。やっぱりちいった別の回答をしてもらえるような対応をしてください。それで、どうしてもさっさんとならばですね、取り壊し賃を出すとかですね、あるいは補修をするとか、苓北町ではペーロン大会で一時期は九州ペーロン大会か、それが今は天草ペーロン大会ですかね、段々下がってきましたけども、ペーロンでやっぱり苓北町の名前があがった経緯もありますので、やっぱりそこら辺はぴしっとした方針を決めてですね、現状を見て、ブルーシートが飛んどるごたるですばいて、そういう話はですね、聞きたくありません。あと１回、そこについて、今後の考え方を教えてくださいというか、示してください。

離島が２，０９７万６，０００円ですか。これもやはり今後どうされるのかですね。１年に２，０００万円、国も出すよ、県も出すよということではありますけども、やっぱり赤字が２，０００万円ですよね。１年で２，０００万円、２年でいくらですか、３年でいくらですか、１０年でいくらですか。そういうことになってこようかと思います。このことについては、その利用者がですね、どのくらい増えてきたんだとか、前１回言うことありますけども、この富岡茂木間を利用したとしても、こっちから長崎に行くときは、比較的始めての人でも行けますが、長崎からこっちに来るときはバス停がですね、非常に難しい、乗るのがですね、バスに乗るのが。そういうところはどうなりますかと言ったら、それは改善しますよとかいう話、その改善して、この富岡茂木港間の利用者がスムーズに行けるような形にしていきたいという話をされましたけども、その点はどうなっているんでしょうか。

それから、盛土の件ですが、まずは、課長、防災上ですよ、やっぱり民地であってもそれ義務がなかけんといえば義務んなかけん、何もせんでそれは知らんふりですばいて、そういうことではだめだというふうに思いますが、私はですね。やっぱりそれは公表できるのか、できないのか。そういう話もして、万が一、一般質問でも尋ねましたように、ちょっと規模は太すぎましたけども、都呂々木場にボーリングをうってしないとだめではないかと、阿蘇の地震の影響があるということは、これは公共から出た言葉だったですよ、ですね。役場のどなたかが多分あそこ３８９の巨岩が落ちたときの話、あれはも

しかしたら熊本地震の影響が出ているかもしれないんだという話もされたわけですよ。自然の巨岩も落ちるわけですので、盛土はもっと落ちやすい、崩れやすい可能性も秘めています。場所によってはですね。そういうこともありますので、ぜひ、国の許可が必要ならば国にも話をされて、そういうものは盛土がどこに何立米積み上げてあるということを町民の皆さんにお知らせすべきだというふうに思います。

もう１回お願いします。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　質問の順からいかせていただきます。

今、浜口議員からご意見からあった分についてはですね、民有地については、やはり今のところは個人情報というのが縛りが結構ありますので、今おっしゃった分はですね、県のほうに確認をいたします。県のほうでそういった分でやはり公表すべきというご意見もあるけれども公表していいかという、そこら辺の見解を聞いた中で対処をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　航路につきましては、歳出ベースで２，０９７万６，０００円から県の補助金６９２万２，０００円を除いて１，４０７万４，０００円ですけれども、補助航路に認定されておりますので、特別交付税のルール分ということで、基礎通知で８割別途特別交付税をいただくようになりますので、実質はもう１，４０７万４，０００円の２割ということが町の一般財源の持ち出しということになります。

あと、乗り継ぎの件ですね、利用をうまくいくようにということで、今回、アンケートを取らせてもらったその巡回バスの再構築の中でですね、おっしゃられるように、西海岸線の足ということも前々からご指摘を受けておりますので、船の着時間にあわせてそこを出発できるようなところも含めたところで巡回バスの再構築のところに試案としては持っております。

○議長（錦戸俊春君）　商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君）　ペーロン船につきましては、再度民間のチームの方に対応のほうをお願いしたいというふうに考えております。

それと、燃料代につきましては、これにつきましては、コロナの影響ではありません。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　教育課長。

○教育課長（福田誠一君）　学校給食の職員の件については、ちょっとお答えは差し控えさせていただきますが、児童生徒のですね、安全な給食を提供するためには、職場環境が一番大切だと考えておりますので、今後も職場が環境が今以上よくなるように指導

をして頑張ってまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　調理場についてはですね、森前総理もちょっとした言葉の弾み、そういう言い方がいいのかどうかわかりませんけども、で、オリンピックの会長さんを引かざるを得んかったという状況もありますので、今、国をあげてそういうですね、先ほどは介護施設の中でもそういう差別とか、そういうものについては十分注意するようにという法律でできておりますので、苓北町教育委員会とも十分そのことに取り組んでもらいたいと思います。

それから、ペーロンは、何遍も、そういうことでよろしく。今度は同じ答えにならないように取り組みをお願いします。

それから、離島の関係んとは、私は巡回バスの話はしとらんですね。私がさっき言ったのは、長崎からバスに乗って茂木港に来るときの長崎駅の前の交通センターですか、もあるし、ばってん、あそこに行っても茂木には行けない。確かも茂木んバスはなかったと思うとですけど。茂木駅に乗るのは道端の停留所ですよね。ちゃんと知っとかんば、知っとるならうなずけ。あそこに、はい、道端の停留所に立っとってもですね、慣れた人がいかんと、茂木港行には乗れんとですよ。茂木には行くばってん、茂木に着きましてバスから降りたら、ここじゃなかっかて、まあちょっと桟橋まで行ってくれんですかと言うたら、タクシーで行ってくだいさいというふうなもんね。そこら辺のところも同じようなことを言って、多分それはどがんかせんばんですねという話を、どっちみち長崎市からいくらか金ばもろとっとでしょう。もろとるて違う。補助金が出とっとでしょう。だから、そういう金があっとならですね、そういう付き合いがあっとならば、そういう部分も特別に茂木港、富岡港行何とかかんとかとか、初めての人でもすぐ使えるような体制せんと、私の、これ私事ですが、私の叔母が広島におっとですけども、たまに遊びに来ます。それでそんときですね、どがんやったなと言えば、貸し切りでね、快適やったて、貸し切り、どっか貸し切り団体やて、私の貸し切りやんかて、まあ広島弁でしゃべらすとばってんですね、そういうことがないように、もうやっと乗ってきたばいていうごたる感じになるように努力すべきですよ。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　おっしゃるとおりで、長崎駅前南口ですかね、から乗った場合に、茂木港まで行く分と、茂木で止まる分のバスにわかれておりますので、わかりにくいというところもありまして、何かその茂木で降りた場合は、１０分ちょっとぐるっと港沿いを歩いてくるということになりますので、また、県営長崎バスになると思いますけれども、また長崎市も含めてですね、その乗り継ぎについての利便性について、ちょっとまたお願いに行ってみたいと思います。

以上です。

○７番（浜口雅英君）　終わります。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１４号、令和２年度苓北町一般会計補正予算（第９号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号、令和２年度苓北町一般会計補正予算（第９号）については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで５０分まで休憩します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午後４時３４分

再開　午後４時５０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（錦戸俊春君）　休憩前に引き続き、本会議を再開します。

本日の会議時間は、議事の都合によって予め延長します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１８　議案第１５号　令和２年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第１８、議案第１５号、令和２年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第１５号、令和２年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３７万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億５，３７５万６，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、財政調整基金の運用における債権利回り金の配分額確定、歳出では、今年度、整備稼働したオンライン資格確認に係る市町村運営負担

金によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款６財産収入、項１財産運用収入、目１利子及び配当金、節１利子及び配当金４，０００円の増額は、財政調整基金の運用における利子配分額確定によるものでございます。

次に、７ページをお開きください。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金、節１保険基盤安定繰入金５７万８，０００円の減額と節４財政安定化支援事業繰入金２０万４，０００円の増額は、繰入額の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

８ページをお開きください。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１３委託料４，０００円の減額は、共同電算委託料の精算見込みに係るものでございます。

節１９負担金補助及び交付金４，０００円の増額は、オンライン資格確認等に係る中間サーバー使用料及び運営費に伴う市町村運営負担金の精算見込みによるものでございます。

次に、９ページをお開きください。

款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分、目１一般被保険者医療給付費分は、財源区分の変更でございます。

次に、１０ページをお開きください。

款３国民健康保険事業費納付金、項２後期高齢者支援金等分、目１一般被保険者後期高齢者支援金等分は、財源区分の変更でございます。

次に、１１ページをお開きください。

款３国民健康保険事業費納付金、項３介護納付金分、目１介護納付金分は、財源区分の変更でございます。

次に、１２ページをお開きください。

款６基金積立金、項１基金積立金、目１財政調整基金積立金、節２５積立金４，０００円の増額は、基金の運用における利子の配分額確定に伴い、同額を国保財政調整基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、１３ページをお開きください。

款９予備費、項１予備費、目１予備費３７万４，０００円の減額は、繰入額の確定により調整をするものでございます。

以上が令和２年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）（案）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１５号、令和２年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号、令和２年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１９　議案第１６号　令和２年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第１９、議案第１６号、令和２年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第１６号、令和２年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ１１３万２，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１０億５，３１１万５，０００円とするものでございます。

今回の補正の理由は、国庫補助金の増額、一般会計からの事務費繰入金の減額、基金取崩による増額によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、おそれいります、６ページをお開きください。

歳入です。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目３補助金、節１補助金の９５万円の増額につきましては、国からのシステム改修委託費の補助がありまして、その２件分、４５万円と５０万円の２件分があわせて９５万円の増額となっております。

７ページをお願いいたします。

款７繰入金、項１一般会計繰入金、目３事務費繰入金、節１事務費繰入金の４万８，０００円の減額は、国庫補助金の増額によります一般会計からの介護保険特別会計への繰出金の減額でございます。

おそれいります、８ページをお願いいたします。

同じく、款７繰入金、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金、節１介護給付費準備基金繰入金の２３万円の増額は、基金を取り崩して歳出の居宅介護サービス給付費に充当するためでございます。

９ページをお願いいたします。

これより歳出です。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１３委託料の９０万２，０００円の増額は、令和３年度介護報酬改定等対応のためのシステム改修委託料として支出するものでございます。財源内訳ですが、国庫支出金が９５万円充当され、その分、一般会計からの繰入金が４万８，０００円の減額となっています。

１０ページをお願いいたします。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１介護サービス等給付費、節１９負担金補助及び交付金の２万円の減額につきましては、財源内訳において基金取り崩しによる２３万円を充当いたしまして、一般財源を２５万円減額いたし、差し引き２万円の減額となり、当初見込みより２万円、サービス給付費を減額するものでございます。

１１ページをお願いいたします。

款２保険給付費、項３その他諸費、目１審査支払手数料、節１２役務費の２万円の増額につきましては、熊本県国民健康保険連合会への審査支払手数料でございまして、見込みの件数より増加したための増額でございます。

１２ページをお願いいたします。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目２償還金、節２３償還金利子及び割引料２３万円の増額は、事業費確定によります過年度分の返還金でございます。

以上が令和２年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）（案）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１６号、令和２年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号、令和２年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２０　議案第１７号　令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２０、議案第１７号、令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第１７号、令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４３万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億７，６５４万３，０００円とするものでございます。

内容は、旅費の減額が主なものです。

収入につきましては、６ページをお願いいたします。

款４繰入金、項１、目１、節１一般会計繰入金は、新型コロナウイルス対策事業分の水道事業繰入金の実績見込みにより２万８，０００円の減額です。

７ページをお願いします。

款６諸収入、項１、目１、節１雑入は、熊本県簡易水道協会からの旅費分の負担金収入４０万７，０００円の減額です。

続いて、歳出につきましては、８ページをお願いいたします。

款１水道費、項１水道管理費、目１一般管理費で、節３職員手当等は、職員時間外勤務手当１４万３，０００円の増額です。

節９旅費は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、各種陳情活動、大会中止に伴う普通旅費５５万円の減額です。

節１３委託料は、新型コロナウイルス対策事業分として、水道等料金キャッシュレス収納のためのシステム改修委託料の実績見込みにより２万８，０００円の減額です。

以上で令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１７号、令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、令和２年度苓北町水道特別会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２１　議案第１８号　令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２１、議案第１８号、令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第１８号、令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ２０７万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億２，１７４万４，０００円とするものです。

内容は、繰越明許費及び汚泥運搬料の減額が主なものです。

４ページをお願いします。

第２表繰越明許費でございます。汚水管理整備として、改築の県立支援学校接続に伴う下水道事業、社会資本整備交付金事業として、富岡浄化センター更新に係る実施設計費及び西川内マンホールポンプ場更新事業分、あわせて２，４９４万円を繰り越すこととするものでございます。

歳入につきましては、７ページをお願いします。

款１分担金及び負担金、項１、目１、節１分担金は、実績見込みによる下水道事業受益者分担金１３万２，０００円の減額です。

８ページをお願いいたします。

款４、項１繰入金、目１、節１一般会計繰入金は、歳出の減額による下水道事業繰入金１９４万２，０００円の減額です。

続いて、歳出につきましては、９ページをお願いします。

款１公共下水道事業費、項１下水道管理費、目１一般管理費で、節９旅費は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各種大会及び研修会の中止に伴う旅費あわせて２７万８，０００円の減額です。

節１３委託料は、町堆肥センターへの運搬料の増加及び処分量が減少したことによる汚泥運搬処分委託料３６７万円の減額です。

節１８備品購入費は、マンホールポンプ場消火器の備品購入費として１万８，０００円の増額です。

節２７公課費は、消費税確定申告に伴う消費税１８５万６，０００円の増額です。

以上で令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　９ページの一般管理費の委託料３６７万円の減、今、堆肥センターへの運搬料が増加しているということで、福岡への運搬経費が大幅に減になっているかと思うんですが、大体全体の汚泥の何割ぐらい今年度は堆肥センターのほうに持っていけるようになったわけですか。

○議長（錦戸俊春君）　水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　今回分につきましては、４月のみを堆肥センター以外の福岡のほうに持って行った以外は全て堆肥センターのほうに汚泥を持って行っております。数量で４０５トンのうち、３２トンを福岡に持って行きまして、その残りを予算上、３７３トンを堆肥センターに持っていくというところで計上をしております。

○議長（錦戸俊春君）　山口利生君。

○１番（山口利生君）　非常に今年の牛糞無料化で堆肥のほうとの混合が進んで、これだけのすごいですね。ほぼ９割以上堆肥センターのほうで処理ができたということは、非常にそういう面では経費削減になったのかなと思います。今後も引き続き、連携しながら経費削減に努めていただきたいと思います。堆肥センターのほうもよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１８号、令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号、令和２年度苓北町下水道特別会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２２　議案第１９号　令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２２、議案第１９号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第１９号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）（案）の内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３５万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，７３６万５，０００円とするものです。

内容は、工事費の減額が主なものです。

歳入につきましては、６ページをお願いいたします。

款１分担金及び負担金、項１、目１、節１分担金は、実績見込みによる特定地域生活排水処理事業受益者分担金１７万６，０００円の減額です。

７ページをお願いいたします。

款３県支出金、項１県補助金、目１、節１特定地域生活排水処理事業費補助金は、実績見込みによる循環型社会形成推進交付金１８万２，０００円の減額です。

続いて、歳出につきましては、８ページをお願いいたします。

款１特定地域生活排水処理事業費、項２、目１生活排水処理事業費、節１５工事請負費は、特定地域生活排水処理施設設置工事、合併浄化槽工事の確定による工事請負費３５万８，０００円の減額でございます。

以上で令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第１９号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号、令和２年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２３　議案第２０号　令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２３、議案第２０号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　議案第２０号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）（案）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３６２万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７８万６，０００円とするものでございます。

今回の補正の主な内容につきましては、年度当初計上しておりました２区画の分譲地のうち、１区画について販売が見込めなくなったことから、財産売払収入を減額することに伴う関連予算の減額補正でございます。

歳入につきましては、６ページをお願いいたします。

款１財産収入、項１財産売払収入、目１不動産売払収入、節１土地売払収入は３６１万５，０００円の減額でございます。

７ページをお願いいたします。

款２繰入金、項１繰入金、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金は１万円の減額でございます。

歳出につきましては、８ページをお願いいたします。

款１事業費、項１宅地造成事業費、目１分譲宅地造成事業費、節１３委託料は、宅地用販売促進委託料の実績がなかったことにより４０万円の減額でございます。

同じく、節１９負担金補助及び交付金は、宅地建設補助金の実績により８０万円の減額でございます。

９ページをお願いいたします。

款２諸支出金、項１繰出金、目１一般会計繰出金、節２８一般会計繰出金は、２１０万８，０００円の減額でございます。

１０ページをお願いいたします。

款３予備費、項１予備費、目１予備費は３１万７，０００円の減額でございます。

以上で令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２０号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号、令和２年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２４　議案第２１号　財産の取得について

○議長（錦戸俊春君）　日程第２４、議案第２１号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　議案第２１号、財産の取得について。

下記のとおり動産を取得するものとする。

令和３年３月１０日提出。苓北町長、田嶋章二。

記。

１、取得の目的　　地域公共交通再構築に係る巡回バス購入

２、品名等　　苓北町巡回バス（１４人乗り）２台

３、契約の方法　　指名競争入札

４、取得金額　　９７９万３，３２０円

５、契約の相手方　住　所　熊本県天草郡苓北町志岐１０１０番地

名　称　苓北町農業協同組合

代表者　代表理事組合長　濵石和男

提案理由でございます。地方自治法第９６条第１項第８号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容について、補足説明をいたします。

高齢者の方々等の金融機関でのお金の払い出しや買い物などへの対策として、１４人乗りの巡回バス２台を運行し、地域公共交通の再構築を行い、きめ細やかな交通体系により、住民の方々の移動手段の利便性を図るために購入するものです。

なお、購入の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

装備としまして、高齢者の方々が乗り降りしやすい電動格納式ステップや飛沫防止板の設置、サーモグラフィカメラを設置するなど、コロナ対策を万全にし、安心してご利用いただけるような装備品も契約金額に含まれております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました、

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　先ほど石田議員からもありましたけども、非常にアンケート調査の設問等の内容がわかりにくく、また、例えばですね、質問の中に、利用する、いずれ利用する、利用しないという項目がありました。これは１軒の家に、例えば５人いらっしゃる、６人いらっしゃる、全ての方が利用するか、利用しないか。これ質問項目は１カ所しかないんですね。そこに対して、５人の例えば意見をどうやって反映するのか。確かに、下のほうには、時間帯とかいろんな質問項目あがってましたけども、そういう

ふうに非常にこう、特にお年寄りの方はわかりにくく、どうやって記入していいのかというのはわかりにくかったと思うんですね。先ほど六十数パーセントの回答率があったということですけども、まだその最終的な集計はできていないと思いますけども、これもしですね、アンケートの結果によって、利用しない方が多かった場合、そのときはどうされる予定なのか。もう今日、提案されてますので、買うか買わないかは、今からの結果次第ですけども、だから、本来であれば、このアンケート調査をですね、やってからこの提案をするべきじゃないかと、私は思うんですけども、その辺の考え方としてどうだったんでしょう。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　予算の時もご説明いたしましたとおり、現在、巡回バス、大きなですね、２９人乗り回っておりますけれども、今のところその特に都呂々と坂瀬川地域におきましては、金融機関がなくなったということで、買い物に相当支障がきたしているという意見は相当こちらもお伺いしております。なおかつ、ＪＡのほうも閉鎖されたということで、とにかくきめ細やかに回るということで、議員おっしゃられるように、アンケートを取って、その結果をもとにということも考えましたけれども、とにかく今よりも充実させるということで、２台を購入させていただいて、その中に、このアンケートを反映していくということで、今回は進めさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　前回、私言いましたけども、ＪＡではですね、現在、買い物、送迎バスを運行されています、既に。だから、そういったＪＡがされているわけですから、こういった役場とＪＡとの話し合い、協議をなされれば、例えば、そこに補助金をＪＡのほうに出して、２台買う経費と維持費を考えればですね、将来的にＪＡさんとタイアップした中でのそういった運行も考えられるんじゃないかと思ったんですけども、その辺の協議はまずされたのかをお聞きします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　社協のほうの地域包括というのがありまして、そこの会議の中に参加していただいております。ですから、おっしゃられるように、ＪＡの今のバスで利用される時間帯とそうじゃない時間帯も利用者の方によってはですね、あるかと思います。ですから、町としましては、その辺の、あと商店等で買い送るとか、そういったところの情報も社協の中で把握しておりますので、最終的にその辺のところも全部このアンケートを含めてすり合わせて行いながら運行経路を決定させていただきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　結局、この町民アンケートを行っていらっしゃるわけですけど

も、そのこの前のアンケート用紙にはですね、行政区と、そしてまた、各個別の認識番号かなんかわかりませんけど、そういった番号を打ってあるんですね。アンケートというのは、普通は、個別が特定されないのがアンケートだと思うんですけど、あれによるとどこどこ地区のその番号では、役場のほうでは当然どこどこの家ていうのは、ある程度判別できるようになっているのかなと、私は思ったんですね。そうなると、個人的に、例えばアンケート調査にするのに、ああわかるけん、わからんけんじゃなかですけど、ある程度わかる人は、ああこれは個人が特定さるっとじゃなかろうかという危惧をされた人もいると思います、中には。あれを入れた意味というのは、私もわかりませんし、町民もわからないと思うんですけども、その入れた意味は何なのか。

そしてまた、今後アンケート調査したわけですから、その集計、これいつ町民の方に開示されるのか。

その２点をお伺いします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　あくまでもナンバーというのは、そのアンケート用紙を出力するためのあれですので、個人を特定するために入れたという意図は全くございません。

あと、集計ですけども、膨大な６３．７％ですかね、回収が終わりまして、今、回収させていただいた世帯だけで１，５６５世帯あります。ここの集計のところで大分やっぱり時間がかかるというふうに思っております。ですから、そこを、まず集約して、あと、先ほど申しました社協とか、福祉、教育、商工ですね。総務課のほうも車を返納されたりとか、高齢者の方とかありますので、各課とも集まって協議をしながら運行ルート等課題とかも含めて決定していきたいと思います。

○８番（野﨑幸洋君）　今、個人を特定するために入れたんじゃないということで言われましたけども、じゃあその入れたのは、例えばですけど、ある程度この地区方が必要になさっているというのわかれば、その地区に対してのそういった追跡的なまた今後調査をされる予定なのか、ないのか。そういった意味で入れたのか。ただ、個人とかそういう追跡をやらないんであれば、あの番号とか、行政区を入れる必要全くないと思いますけど、だから、何で入れたのかというのを聞きたいです。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　あくまでもアンケート用紙を出力するためということでして、特定するためじゃないということです。地区の中に利用されたいという方がおられると思います。ですから、ここルートを決定するには、相当その区長さんであったりとか、自治体のですね、そういう方々とかにもご相談申し上げながら、あと停まる場所、この地区でどこにするのか、停留所どこにするのかというところも出てくると思い

ますので、その辺も含めたところで乗車場所とかを決定させていただきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　車の件で教えていただきたいなと思います。１４人乗りのバスということでございますけれども、もしかして１７人ぐらい乗る可能性も、場合によってあるかもしれんということがありますね。何か物事あったとき。普通、乗合バスはですよ、つり革なんか下げてですね、立っても乗ってよかごてなっとっとじゃなかろうかなと思うとですね。熊本あたりの。そこら辺のことは考えてなかったかなと思って、そうした場合は、例えば、１４人が座っては１４人ですよ、ばってん、立ってあと６人ぐらい立たれればよかもんねということであれば、まあ思いやりの多いその苓北の方でございますので、お年寄りと代わっていただくとか、あるいは、子どもさんたちと一緒に乗ったとき、子どもは立っておくとかって、そういった社会勉強あたりもできるんじゃなかろうかなと思うとですね。もしそこら辺があったのか、なかったのか。あるとすればどういうことか。多分、８ナンバーにしたらできるんじゃないかと、私は思います。できればですね、そこら辺どうなのか。もうわからんば、わからんでよかです。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　今、市販されている車で１４人乗りというがありまして、これはですね、道路交通法によって、乗車の定員というのが定められております。ですから、道路交通法上は、着座していただいて、皆さんにそのシートベルトをして、安全に走行するということですので、立ってつり革とかというのは、当然危険ですので想定しておりません。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　確かに、道路交通法にはあるやもしれませんけれども、もしかして、その正しい乗合バスにおいては、つり革をしたら、何か熊本市内は走っとるのに、こう立って乗っとらっとのな、そこらはちょこっと思ったですけれども、電車は必ず立てますね。電車は立てます。電車は立てますが、そこら辺がですね、確かに普通の乗用車は座って乗らんばいかん。そして、高速を走るときには後部の方もシートベルトをはめなければいかんとか、いろいろあろうと思いますが、もしですよ、そこら辺調査していただいて、その４、５名、５，６名、例えば、今１４名の方が座っていたときは１４名だと。あるいは、間に６名ぐらい立たれれば２０名ぐらいになりますので、そういったことができればですね、できるかできんかを調査していただいて、できれば、前向きで検討をしていただければ、利便性が相当増すんじゃなかろうかなと思います。そういったことで、一つ、これはお願いですね、今のところまだ道路交通法だけ見られておる

と思いますので。８ナンバーはよかっじゃなかろうかと、私思います。私も８ナンバー２台持っておりますのでですね、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　一応、警察とかにも確認してみたいと思いますけれども、乗車の定員ということですので、今のところ多分それを超えるというのは難しいかと思います。

いずれにしましても、確認をさせていただきたいと思います。基本的には、もう立っての乗車というのは考えておりません。

○５番（松本良人君）　考えてみてください。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　はい。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　私も前、全員協議会のときでしたか、説明のときに申しましたが、利便性を考えていただくのは本当に良いことだと思います。でも、やっぱり先ほど野﨑議員もおっしゃいましたように、やっぱりアンケートを取るのが先ではなかったのかなと。先日もそれを私は申しました。その結果によってね、その運行のコース、また運行の台数とかいうことを決めるほうが良かったんじゃないかなというふうに思いました。本当に私は都呂々の木場出身でございまして、木場のほうにもずっと行っておりますが、やっぱり木場の山の奥の人たち、それで１軒１軒がやっぱりすごく離れてて、なかなかこう出て行けないというのがありますのでね、そこら辺まできっちり運行していただけるのかどうか。そこら辺は今からの問題だと思いますけども、そういうところまで考えて運行していただきたい。時間帯もそうです。それで私は教育委員会のほうでしたか、前お願いをしたことがございます。今の巡回バスは志岐の停留所を通らない。だから、都呂々から来た人は、志岐の停留所のところに用事があってもそこを通らないということで不便だという声を聞きました。だから、それは前に多分考えてくださいということでお願いしたいと思うんですけども、だから、志岐の停留所が、やっぱり今は役場の辺が中心になってますけど、あそこは雨風もしのげる、灯りもあるということで、お年寄りがね、座って待ってられるという利便性もあるんですよね。だから通ってほしいと。それから、医師会病院に行くのに迎えに来てくれるけども、その時間帯によってはね、自分で行かなければならないというのも聞きました、ちょっと。だからその部分で、医師会とか、苓北クリニックにも行けるようなコースがあればいいなということも聞きましたので、そういうとこも考えた上でのコース設定をしていただけたらというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　その辺も含めてですね、検討したいと思います。アンケートの中にも病院の送迎者の利用であったりとか、店舗の送迎者の利用の有無とかというのも項目ありますし、とにかく集計をしてみてですね、区長さん方とも協議しながら運行ルートを、利便性の高いところで設定していてみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

倉田明君。

○１０番（倉田　明君）　１点だけ。やはり購入するとなれば、やはりこの苓北町てわかるようなやっぱりデザイン、そういうことも配慮されて検討してください。

終わります。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　そのデザインと色ですね、も含めたところで検討してみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　この巡回バス関係のアンケートは何のためやったんですか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　利用の有無を含めて、今現在、どのような形で皆さんが目的ですね、で利用されているかいないのかというところもちょっと把握をしたいということでアンケートの中に入れ込んでおります。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　利用の状況を知りたいということで、それから要望を知りたいということですよね。そしたらそれがわかってから車は買うのが、どういう車を買うのか決むっとが行政の進め方じゃないんですか。やっぱり行政の進め方は、いろんな資料を集めて、その資料に基づいて、町民の民意を捉えて、そしてそれを執行していく。それが行政でしょう。なぜ待てんとですか。そのアンケートが、アンケートがしていないのなら、まだ若干違いますけども、アンケートを実施している。そして資料を、アンケートもう７０％近く集計できたと、集計というか回答があったと。それを集計するだけでしょう。昔はそろばんでする場合は集計も大変ですけども、パソコンで集計すれば比較的ですね、早い時期に結果が出ると思うんですよ。それが出てからでもいいんじゃないですか。やっぱり財源の関係でできなかたんでしょか。やっぱりどう考えてもですね、ちぐはぐですよ、田嶋町政の進め方は。全然民意を捉えていない。ほっで出た結果がどうかこうか、赤字になったらどうすんだ、まずそういう話になってくるんじゃないですか。いくつもあるんじゃないですか。なぜそのアンケートが待てなかったのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　まず、その進め方のお話だと思います。議員おっしゃるのもわかりますけれども、とにかく、その早目にですね、困っていらっしゃる方のところにバスを運行したいというところもございましたけれども、まず、実態のところでその把握もしながらですね、運行ルートをこのアンケートを基に決めていくというところでさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君）　浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　だから言いよっとですたい。ですね、今現在、１台でこう回っとらすばってんが、なかなか乗客が少ない、乗っとらす人がですね。それで、先ほど出とるように、回ってほしいところには回ってくれない。多分そうでしょう、１台の車でですね、苓北町いっぱいを回ればって、それは無理ですよ。どう考えても。隅々までと言うなら、車が２台でいいのか。思い切って５台ぐらい必要になるのか。ただし、１４人乗りは要らんよと。そういうとが出てくるのがこのアンケートの結果じゃなかですか。それでアンケートももうちょっとですね、現在の状況を見て、それでどういう状況なのか。それを掴んだ中でアンケートをするべきですよ。先ほどから課長の話には、社協とか福祉とかそういう言葉も出てきますけども、社協を決して見下した言い方じゃなくて、これ町がするんでしょう。企画政策課が中心になってやるべきですよ。何が社協ですか。そういう人のせいにしてしまう、それでもし何かあったときは、いや社協に言うとったとですばってん、そういう逃げ越しはせずに、企画政策課で、生きるも死ぬも企画政策課で頑張りますて、そういう意気込みが必要じゃないんですか。そういう意気込みが全然見えてこない。だから、おい車ば買え、コロナ財源があるうちに買えて、あまりにも安易に考えすぎですよ。私、そう思いますよ。ですので、やはり。

○１０番（倉田　明君）　はよう進もう。

○７番（浜口雅英君）　質問の続きばしよっとですたい。

○議長（錦戸俊春君）　質問を続けてください。

○７番（浜口雅英君）　横から口出すけん質問がでけんじゃかね。

○１０番（倉田　明君）　はよう。

○７番（浜口雅英君）　何ばはようて。

○議長（錦戸俊春君）　質問を続けてください。

○７番（浜口雅英君）　だけんな、やっぱりそういう行政を、住民のための行政を進めていくということであればですね、私はアンケートを取るのは正解だったと思いますよ、アンケート取るのは。ただし、順番が間違った、ですね。やはりそこら辺のところは十分に再度検討していただいて、取り組みをしてほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　決して社協に逃げておるわけでございませんで、企画政策課で出しておりますので企画政策課で責任をもって、職員も含めて、住民の利便性の幸せになれるようにということでやりたいと思っております。

順番の話は、先ほどからおっしゃったとおりですので、せっかく買うようにということでここまできておりますので、とにかく１人でも多くの方にご利用いただいて、住民の生活と福祉ですね、あと困っておられるところにきちっと対応できるような運行にさせていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　これを買うときですね、コロナの予算で後から買うんだということで、予算の組み替えを一般財源から国庫支出金のほうに回すということを当時話がありましたので、今回は予算の組み替えもおそらくというか、予算書をみるとそうしてあるのかなと思いますけども、先ほどから倉田議員のほうからこう聞き間違えたらいけないんですけども、苓北町の車というふうにわかるようなことの中で、課長はしますか何か言われましたけども、これを買うときにですよ、色とかラッピングといいますかね、それは指定はしてないんですかね。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　色とかは何種類かありまして、その中で、今運行している青色もありますけれども、それも含めて、皆さんが大きな車が小さな青色に変わったとか、どのような色が、人それぞれ考え方とか、捉え方違うところもあると思いますけれども、とにかく、あのバスが来たけん乗って行こうかといっていただけるような、わかるようなところをちょっと考えてみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　課長、そうしますとですよ、その外装とか、何かすっときにはまたお金がいっとじゃないですか。その予算はどういうふうに考えておられますか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　そこについては、文字を入れるとか、そういったところも、もともと入ってますので、全面ですね、もう全部入れるとなかなかあれですけど、その範囲の中でわかりやすいデザインというふうなところで考えてみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　くどいようですけども、その例えば、こういうふうにしましょうとか何とかあった、それはどのような形で意見聴取されますか。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　デザインの募集とかそういったところですか。

○４番（髙戸幸雄君）　はい。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　そこはなかなかそういう時間ありますので、ちょっとこちらのほうで決めさせていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君）　髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　最初、松本議員がよく青バスとか色について言われますけども、青バスじゃないのかなと私思っていました。色を見て青バスなんだなと。ですから、先ほどのからの意見で出ておりますけども、ひと目で、ああ苓北町の町有のバスなんだということで、最初からそのバスで、色と、小学生のほうからですよ、何ですか、キャラクターちゅうですか、あれをこの前してあったですよ、広報れいほくにも載せてありましたけれども、最低ああいうふうにして募集して、何種類か苓北町のキャラクターですよという紹介があったなら、それをどこかに利用するとか、そういうふうにしていただけないだろうかなと思います。これは一つの私の考えですから、その先はわかりませんけども、検討方をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　募集も含めてですね、その小学生の案も、その辺もちょっといろいろ内部で検討してみたいと思います。

○４番（髙戸幸雄君）　はい、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論がありますので、討論にあっては、必ず冒頭に賛否を明らかにして行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　原案に反対の立場で討論いたします。

先ほど説明で、購入の目的はわかりますけども、まずは何回も言っておりますように、アンケート調査の結果を出てから購入すべきだと思っております。そして、町民の民意を十分ですね、反映して、そしてその意思確認をしてから提案をすべきだと思っておりますので、議案に反対いたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

山口利生君。

○１番（山口利生君）　原案に賛成の立場で討論に参加いたします。

予算を審議する際に、やっぱり新型コロナウイルス対応にしてない町営バスをどのようにするのかというような話が出たかと思います。やっぱりまだまだ変異株が出てきたりとかして、苓北のほうにもいつコロナが陽性者が来るかわかりません。早めにコロナ対応できているバスの導入は必要かと思います。また、事務手続きにもきちんとした形で執行されているというふうに思いますので、早急に契約手続きを進めていただいて、十分バスの運行についてはですね、いろいろと話があったように、スクールバスと本当に町営バスを別々に運行せないかんのかどうかというのは、私もそこは疑問に思います。やっぱり町営バス一本という形でですね、あとルートを学校のスクールバスを回すとかいう時間帯だけの問題で、町営バスに一本化するとかいうそういう面も含めてですね、検討していただきたいとは思いますけれども、購入については、ぜひ早急に進めていただきたいと思って、賛成いたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　先ほど説明の中でですね、きめ細かな町政に努めるために購入するんだという話でした。それで、まずアンケートもされていて、これはここら辺は非常にいいことですが、言うことと、実際やることが全然違う。そう言いながら、もう既に車は決めている。どこにきめ細かな町政ができていくのかという気がします。そういう意味で、先ほど話が出ましたけども、行政は、やはり町民の皆さんの気持ち、民意を組んで、それでそれを進めていく。そして我々議会は、そのことが適切か適切でないのかを判断してチェックをしていくということが、いわゆる地方自治の、民主主義の原点だろうというふうに思うわけですので、そういうことから考えても、私は今回の取り組み、購入については反対をします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　原案に反対の立場で討論に参加をいたします。

私も先ほどから言ってますように、アンケートを取るのが先ではなかったかというふうに思います。というのは、アンケートの結果で１４人乗りを２台にするという形で買ってしまうよりも、もう少し小回りのきく、１４人乗りは１４人乗りでいいですけども、アンケートの結果では、１４人乗りと、それからもう少し小回りのきく小さい４、５人乗るやつとか、考えれたんじゃないかなというふうに思うんですね。本当に私、先ほど

から木場って言いますけども、木場の山の中はその１４人乗りが行けないところもありますのでね、そういうところも回れるようなちょっと形がよかったんじゃないかなというふうに思いますので、原案には反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　これで討論を終わります。

議案第２１号を採択します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２１号、財産の取得については原案のとおり可決することに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２５　同意第１号　苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について

○議長（錦戸俊春君）　日程第２５、同意第１号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君）　同意第１号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてのお願いでございます。

次の者を苓北町都呂々財産区管理会委員に選任したいから、苓北町都呂々財産区管理会設置条例第４条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

第１選任区、西田新一、昭和２８年５月１３日生まれ、苓北町都呂々１８１３番地２。無職。小松区の方でございます。

第２選任区、岡田晴喜、昭和３０年２月２３日生まれ、苓北町都呂々１１３３番地。農業。古里区の方でございます。

第３選任区、松尾　守、昭和３０年７月２９日生まれ、苓北町都呂々５番地２。地方公務員。本郷区の方でございます。

第４選任区、窪井隆三、昭和２５年６月２４日生まれ、苓北町都呂々５５４０番地。無職。中村区の方でございます。

提案理由でございますが、苓北町都呂々財産区管理会委員の任期が令和３年３月１５日をもって任期満了となることから、管理会委員４名を選任する必要があるためでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君）　説明が終わりました。

審議の都合上、これから、第１選任区、第２選任区及び第４選任区についての委員の質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君）　この全体的なことでございますけれども、この選任の方法、ここまで来た経緯、経緯はどういう形で今回、提出されるまでの経緯があったかをお尋ねをします。というのが、第３選任区の松尾委員におかれては。

○議長（錦戸俊春君）　松本議員、質問の途中ですけど、第１選任区、第２選任区、第４選任区のことで質疑をお願いします。

○５番（松本良人君）　いや、全体的にはつまらんですかね、どがんして選任、全体がきたかというの。

○議長（錦戸俊春君）　３人のことについて質疑をしてください。名前は言わないで方法についてだけ質疑してください。

○５番（松本良人君）　ここの選任、ここにきた経緯を聞きよっとですよ。

○議長（錦戸俊春君）　はい、ですから、したら、もう名前は一応言わずに、どういうような方法で選んだかということだけ質問してください。

○５番（松本良人君）　はい、わかりました。第３選任区についてはですね、まだ１カ月しか亡くなられた方の後任でございますので、１カ月しかなりませんので、仮に区長さんあたりの推薦であったならばそのままでいいんじゃなかろうかなと思いますけれども、ほかの方々について、どのようなそのルートでここまであがってこられたかなということをお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　はい。只今のご質問でございますが、第３選任区の方は、１カ月ということでおっしゃいましたが、一応、前回、選任する折に、残任期間であるということで任期の説明はさせていただいております。

都呂々財産区管理会の委員につきましては、委員会設置条例第５条によりまして、第１選任区から第４選任区まで、選任区を設け、選任区内の区長により選任されたものということで、選任区の推薦する者ということに規定をしております。それぞれ各選任区３名の区長がいらっしゃいますので、その３区からの推薦を３名の区長から推薦書を町のほうに提出をいただきました。その方を管理会のほうで条件としてあっているかどう

かということの確認を行っております。

推薦につきましては、各選任区の区長さんの推薦ということになっておりますので、その推薦の方法、中身については、各区の選任区のほうにお任せをしております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　前回の補欠の選挙の場合は、なんか広報のような形で、うちは第３選任区の中に入っておりましたので、広報を何ですかね、募集をされたというような記憶があります。これは広報か何かには載っとらせんじゃったかな。今回は何もなかったということですね。そこら辺はどのようになっているのか。本来ならば、今回の場合は、正規な選任ですので、ぴしゃっとそこら辺をするべきじゃなかったかなと。補欠のときにそれをして、そして、多分、補欠のときはお二人の方が候補者にあがって、抽選かなんかじゃなかったかなというような噂を聞いておりますけれども、今回もですね、２、３人あちこちの方に聞いてみました。そうしたところが、ある区のほうは、もうおるがしゅうごたっとばってんという形で、もう直接もうこの方、お二人の方はもう鼻から区長のほうに頼みにこらした。それでそういったこと。

それから、有志の方２、３名に聞いてみました。お宅の区では、大体区長が推薦するということであれば、そこの区の中に話を通していただいて、区長が通します。うちの場合は、大河内地区の場合は話は通します。全区民の方に。そして、区長がほんならということで推薦するのが当然だと思いますが、何もなかった。いつんまにどがんなっとっと。あら、そがんなっとっとちゅうぐらいのもんですね、私が聞いたのは。

それで公平なその公職でございますので、選任ができるかなと、私は思いました。確かに、みんないい方ですので、いいんですけれども、やっぱり地区では信頼が大事ですので、勝手にあん人たちがなっとらすとじゃもんなというようなことで、逆さに見られたら、やはり財産区の関係ですので、大変です。そこら辺どのように思われますか、区長からのただ単純に推薦してくだっせちゅうて、はいて言うて印鑑ついてもろた。私は区長から推薦されましたので、できて、町もそれで区長から推薦があったので、なしたっですたいていうのが今の状況だと思いますが。前回もそういった形でしとれば別ですけれども、前回の補欠のときはそうじゃなかった。広報誌のようなのに載せてあったということの差、どうお考えになるかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君）　総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　前回の急遽委員さんが亡くなられたことに伴う補欠ですね、補欠選任につきましては、その際、選任区の区長さん方にお亡くなりになった代わりの方を推薦をお願いしますということをまずお伝えをしました。そういった中で、３人でお話をされて、いや、どういったふうに推薦を出せばいいですかということで相談があ

りましたので、じゃあ申し出をとられる、もしくは、３人の方でどなたかを推薦したいということを区民の方に周知の上、推薦をするという２つの方法がありますので、どちらかでお願いしますということをこちらのほうからは助言をいたしました。そういった中で、各区の中で申し出を受け付けられまして、その結果、２名の申し出があって、お二人を呼んで意向を聞いた中で、抽選をされたという経緯をお聞きをしております。

そういった経緯もあるんですけれども、今回、管理会委員の選任をお願いするに当たって、管理会の委員さん方はですね、前回、そういったことがあったということは当然知っていらっしゃいます。その中で、例えば、区で３人の区長さんで推薦する場合は、当然この方を推薦しますよということで、区民の方にお知らせをして、ご意見を聞いた中で町のほうに推薦するという形をとられている区はあります。

私は第２選任区でございますけれども、第２選任区では、その旨、区長さんの連名で誰々を財産管理会委員に推薦しますということで、通知が、回覧が回ってきておりました。

一番心配されているのは、申し出制にした場合には、数人誰もかれもと言えば失礼なんですが、相応しくないと思われる方がもし申し出がされてきたときに、その方の断りというかですね、そういった部分もちょっと難しい面があるなということは、問題点があるということはお話をされていたことは聞いております。

ですから、町としては、あくまでも各選任区の区長さんからの推薦ということになっておりますので、その推薦については、先ほど申し上げましたように、区長さん方で候補者を選んで、区民の方に周知をした上で推薦される。もしくは、区民の中から募集をして、協議をした中で選任するという２つの方法があるということで、町のほうは助言をしたいということで考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　松本良人君。

○５番（松本良人君）　今の総務課長おっしゃった、相応しくない方が申し込まれたら、それは大変じゃというのは、これはこういったことが、なら誰が相応しくない、それは問題にならんですかね。人権の関係で、私は、私はいつも人権侵害しているほうですのでですね、あんまり大きな声じゃ言われんとですけれども、そういったこと言うてよかっですかね。

ただ、前回の補欠選挙のときは、３区長寄ってかどうか知りませんけれども、町も入って、公募した、公募じゃなかっですよ、とりあえずしたか人は、聞きあわせて、そして、それに基づいて区長が選任するとか。あるいは、そうでなかところは選挙したっちゃよかっですよ、各区でですね。しとっとに、今回は、その広報誌とか何かそういったチラシも何もなくて、いきなりやっとったです。できとった。総務課長の区においては

回覧が回ってきたとかな。それは募集の回覧か、この方をさせますけんという回覧かわかりませんけれども、本来なら募集の回覧をして、その後にそういった形でするならばいいと思いますよ。ただ、私が思うのは、前回の分と今回の分に差がある。そういったことを行政でおってやってよかとかというようなことです。前回は公募したと。公募して、公募した中で抽選なり、そのまたその区長で寄って決めてもいただいたということだったですけれども、今回はそれも何もなかった。しかも前回は１カ月の補欠ですよ。今回は改選ですよ。今回のほうが重かってすよ。もう２期以上しとらす人がおらっとですよ。もうそろそろ辞めてよかもんないというようなことを聞いたから、私はここであれするわけですけれども、お話をするわけですけれども、そこら辺どがん思われますかね、それは総務課長の言うとは、言い方、言い訳かもしれませんけれども、私、公平な目でみたらそれでいいのかなと思いましたので質問したわけですが。

○議長（錦戸俊春君）　副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　総務課長のほうがお答えをいたしましたけれども、この管理会委員の選任に当たりましては、苓北町都呂々財産区管理会設置条例第５条、選任区及び推薦する者の選任区別定数という規定がございます。その中に、委員の選任につき、次のとおり選任区を設けることとし、選任区内の区長により選任された者をもって選任区の推薦する者とするという規定でございます。これに伴いまして、町といたしましては、それぞれの選任区の区長様方にその選任区の中から適正なこの財産区の委員となられる方をですね、推薦していただくようにお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君）　ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから第１選任区、第２選任区及び第４選任区についての討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

これから、同意第１号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてを採決します。

複数を列記して１案件として提出されておりますが、個別に採決することとされています。

会議規則第８２条の規定によって無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君）　只今の出席議員は１１名です。次に、立会人を指名します。会

議規則第３２条第２項の規定によって、９番、山本政人君、１０番、倉田明君、１１番、田嶋豊昭君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

第１選任区、西田新一君についてです。

西田新一君に、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、他事記載を含み、いわゆる白票については反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人、山本政人君、倉田明君、田嶋豊明君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１０票、反対１票です。以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第１号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について、同意を求める件、第１選任区、西田新一君については同意することに決定しました。

○議長（錦戸俊春君）　只今の出席議員は１１名です。次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、１番、山口利生君、２番、野田謙二君、３番、廣田幸英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

第２選任区、岡田晴喜君についてです。

岡田晴喜君に、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、他事記載を含み、いわゆる白票については反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の山口君、野田君、廣田君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票。以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第１号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について、同意を求める件、第２選任区、岡田晴喜君については同意することに決定しました。

只今の出席議員は１１名です。はじめに、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、４番、髙戸幸雄君、５番、松本良人君、６番、石田みどり君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

第４選任区、窪井隆三君についてです。

窪井隆三君に、賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、他事記載を含み、いわゆる白票については反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人、髙戸君、松本君、石田君、開票の立ち会いをお願

いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１１票、有効投票１１票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１１票、反対０票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第１号、苓北町都呂々財産区管理会委員選任について、同意を求める件、第４選任区、窪井隆三君については同意することに決定しました。

これから第３選任区についての委員の審議を行います。

審議に入ります前に、同意を受ける当事者の二親等内の血族が議場内に在席しております。地方自治法第１１７条の規定による除斥退場を求めます。

石田みどり君、退場してください。

（石田みどり君　退場）

○議長（錦戸俊春君）　第３選任区についての委員の質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから第３選任区についての委員の討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

これから、同意第１号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任についてを採決します。

会議規則第８２条の規定によって無記名投票で行います。

只今の出席議員は１０名です。次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、７番、浜口雅英君、８番、野﨑幸洋君、９番、山本政人君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

第３選任区、松尾　守君についてです。

松尾　守君に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。

なお、他事記載を含み、いわゆる白票については反対とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（錦戸俊春君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君）　異常なしと認めます。

只今から投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の浜口君、野﨑君、山本君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君）　投票の結果を報告します。投票総数１０票、有効投票１０票、無効投票はありません。有効投票のうち賛成１０票、反対０票です。以上のとおり賛成多数です。したがって、同意第１号、苓北町都呂々財産区管理会委員の選任について同意を求める件、第３選任区、松尾　守君については同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（錦戸俊春君）　ここで石田みどり君の入場を求めます。

（石田みどり君　入場）

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第２６　議案第２２号　令和３年度苓北町一般会計予算

日程第２７　議案第２３号　令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算

日程第２８　議案第２４号　令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算

日程第２９　議案第２５号　令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算

日程第３０　議案第２６号　令和３年度苓北町介護保険特別会計予算

日程第３１　議案第２７号　令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第３２　議案第２８号　令和３年度苓北町水道特別会計予算

日程第３３　議案第２９号　令和３年度苓北町下水道特別会計予算

日程第３４　議案第３０号　令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算

日程第３５　議案第３１号　令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算

日程第３６　議案第３２号　令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算

○議長（錦戸俊春君）　日程第２６、議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算から日程第３６、議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの１１件を一括議題とします。

ここで令和３年度予算の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君）　令和３年度苓北町一般会計予算並びに各特別会計予算（案）について、ご提案を申し上げます。

国の経済政策、予算等につきましては、報道等でご承知のことと思いますので、省略させていただきます。

令和３年度の予算編成では、第７次振興計画（ふるさと苓北未来プラン）の基本計画「安心して住めるれいほく」「いきいきと暮らせるれいほく」「ふるさとと呼べるれいほく」の３つの計画達成に向け、「第２期地方版総合戦略（第２期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」との整合性を図った事業に重点的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立を図り、歳入面では、町有財産の売却を含む有効活用、ふるさと納税のさらなる拡充等による自主財源の確保に努めます。

また、歳出面では、住民への説明責任を果たすことができるよう、各事業の費用対効果等の検証による経費抑制、特に３年以上継続している事業については、その成果や効果の検証を行い、展開方法の検討、事業規模縮小、休止または廃止を検討いたしました。また、効率化、簡素化及び職員一人ひとりのスキルアップ、それに伴う行政サービスの向上を目指し、将来を見据えた創造性豊かな予算編成に努めました。

具体的には、１つ、「新型コロナウイルス感染症対策に係る施策」、２つ、「地域の歴史・観光資源を活用した関係人口の創出・拡大につながる施策」、３つ、「子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策」、４つ、「豊かな自然に育まれた農林水産資源を活かした基盤産業の振興に係る施策」、５つ、「ＩＣＴを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策」。

以上、５つを重点取り組み事項としまして、町民・企業・行政それぞれが力を発揮できる協働・共創のまちづくりを推進する予算編成に努めたところでございます。

それでは、重点取り組み事項の中身について説明を申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対策に係る施策」でございます。

苓北町では、各施設の感染防止対策を進めるとともに、地域振興券や宿泊費助成等による経済活動の両立、事業継続支援金や飲食店等感染防止対策による事業者支援等に取り組んできました。

令和３年度は、引き続き感染防止対策及び経済活動との両立を進めるとともに、ワクチン接種をはじめとした感染症対策に取り組んでまいります。

次に、「地域の歴史・観光資源を活用した関係人口の創出・拡大につながる施策」でございます。

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、苓北じゃっと祭や富岡城お城祭り、夕やけマラソン等のイベント事業を中止せざるを得ない状況でありました。また、移動も制限され、地域間交流もできませんでした。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底する中で、地域おこし協力隊及び地域活性化起業人による新たなアイデアを活用した町おこしや、イベント

事業による情報発信を積極的に進め、交流人口の拡大を図ります。

３つ、「子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策」でございます。

苓北町では、「少子社会は国を滅ぼす」という考えにより、子育て施策の一つとして、第３子以降の保育料無料化や医療費の無料化にいち早く取り組んでおり、また、不妊治療助成事業の拡大や結婚支援事業にも取り組んでまいりました。

令和３年度は、医療費無料化の対象年齢を現在の１５歳から１８歳に引き上げます。また、結婚支援事業として、これまでの町独自の結婚祝補助金のほか、結婚に伴う住宅取得費用、住宅賃貸費用や引っ越し費用等の支援策として、県の補助金を活用した結婚新生活補助事業を実施します。さらに、前年度に引き続き、保育所運営費補助事業、ひとり親家庭医療費助成事業等を実施してまいります。高齢者支援としては、敬老会事業や老人クラブ補助事業、在宅高齢者等移送サービス事業、高齢運転者安全運転装置設置支援事業などに取り組んでまいります。

次に、４つ、「豊かな自然に育まれた農林水産資源を活かした基盤産業の振興に係る施策」でございます。

町内の基幹産業である農業、林業、水産業をしっかりと下支えするため、農業振興事業では、耕作放棄地解消、新規就農者支援等の事業に取り組むとともに、人・農地プランの策定を進める中で、地域・集落での話し合いを活性化し、地域農業の５年後・１０年後を見据えた農業振興施策に取り組みます。

また、林業振興事業では、森林環境譲与税を活用した森林管理システムの整備を進めるとともに、新規事業として枯損松伐倒処理事業に取り組みます。

さらに、水産振興事業では、磯焼け・食害対策事業に取り組みます。

最後に、５つ、「ＩＣＴを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策」でございます。

魅力ある町づくりを進めるに当たり、最も重要なものは人材であるため、多様な人材の確保と、これからの人材を育てる教師の指導力向上に努めます。

基礎的な学力分野においては、全国画一の教育指導方針は必要でありますが、それぞれ地域のニーズや地域の子どもたちのニーズに合った、きめ細やかな教育を実践していくことが何より重要かと思われます。

苓北町では、県内でも先んじて取り組み、大きな成果を上げている地域学校協働活動として、学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育に取り組みます。

また、情報通信技術を活用したＩＣＴ教育支援事業を実施し、ＩＣＴを効果的に活用した「分かり易く深まる授業」実践へ向けた取り組みを進めます。さらに、平成２４年度に策定しました「苓北町学力向上推進プラン」に基づき、小中学校９年間を見通した中で、全学校、全学年共通の取り組みとして、「３つの観点」「９つの実践事項」を基

本としながら、確かな学力の育成を図ります。

そして、令和２年度に整備した全児童・全生徒１人につき１台のタブレットを活用し、先を見据えたＩＣＴ教育のさらなる充実を図ります。

以上、５つの項目を重点施策として必要経費を計上し、令和３年度の一般会計予算（案）は、総額で４５億４，６００万円、前年度当初予算比４．４％減となりますが、災害復旧費、公債費及び予備費を除いた、款１の議会費から款９の教育費までの令和２年度当初予算と比較しますと、令和３年度当初予算が３，６０７万８，０００円増額した予算編成になっております。

続きまして、各特別会計予算（案）の主な点について、ご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計についてでありますが、平成３０年度国保制度改革から４年目になります。医療費の適正化を図るため、令和３年度も「特定健診未受診者対策事業」や「特定健診データ提供事業」の経費を計上しました。

また、特定保健指導やハイリスク指導の実施率向上を目的に、「訪問指導員」の経費を計上しました。

さらに、熊本県広域化等支援基金償還金（令和４年度まで）や市町村における国保事務の標準化等を推測するため、国が主導して国民健康保険中央会とともに開発した市町村事務処理標準システム導入に係る経費を計上しました。

次に、介護保険特別会計につきましては、令和２年度に策定した「第８期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づいて、介護保険事業及び高齢者福祉行政の推進のための費用を計上いたしました。

また、昨年度に引き続き、「地域包括支援センター業務」を苓北町社会福祉協議会に委託するための経費を計上いたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療費の適正化を目指し、令和３年度も後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、「健康運動指導員」と「訪問指導員」の予算を計上いたしております。

また、後期高齢者健診事業の町独自の補助について、住民サービスの見える化を図るため、今年度から一般会計に計上をいたしました。

次に、水道特別会計につきましては、「町道浜の町線配水管布設替工事費」、「都呂々ダム共同管理費負担金」を計上しました。また、休日等の「水道施設管理委託料」、水道経営戦略等作成に必要な「固定資産台帳作成業務委託料」を計上いたしております。

次に、下水道特別会計につきましては、「処理場等維持管理業務委託料」、ストックマネジメント計画により「志岐第１マンホールポンプ場更新工事費」を計上しました。

また、社会資本整備総合交付金事業として、「富岡浄化センター更新事業実施設計業

務委託料」、「西川内第２マンホールポンプ場更新工事費」、下水道事業として「志岐地区汚水管渠布設工事費」を令和３年度に繰越計上いたしました。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、「処理施設運転管理業務委託料」を計上いたしております。

次に、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、引き続き、区域内の水質浄化促進のため、「合併浄化槽工事費」、「浄化槽維持管理委託料」を計上いたしました。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、宅地２区画分の「財産売払収入」を見込み、「住宅建設補助金」を計上したほか、宅地販売促進に関する経費などを計上いたしました。

終わりに、令和３年度予算編成では、新型コロナウイルス感染症の影響による町税の減額、令和２年度国勢調査に伴う人口の置き換えによる普通交付税の減額、地方財政計画による臨時財政対策債の増額等を見込みました。また、新型コロナウイルス感染症に関する各事業や社会保障関連経費の自然増、高止まりの公債費に対し予算措置を講ずる必要があるため、大変難しい予算編成となりました。

また、財政健全化の取り組みとして、令和３年度は元金償還額６億９，２９１万２，０００円に対し、地方債発行額を３億８，６６０万円（うち臨時財政対策債２億８，５００万円、臨時財政対策債以外の地方債１億１６０万円）となりました。

令和３年度も引き続き、町民一人ひとりが求める地方行政に課せられた使命と期待を意識し、職員が一丸となって対応できる組織づくりと強化を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策を含め、早急に取り組むべき課題については、国・県の施策を常に情報収集し、有利な財源である補助金・交付金の活用を積極的に図ることで、一般財源の縮減に努めつつ、各事業を確実かつ適正に実施してまいります。

以上により、令和３年度の予算（案）をご提案いたしますので、ご審議のほどを、どうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

○議長（錦戸俊春君）　それでは、まず議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算について、説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君）　議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算（案）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４５億４，６００万円と定めるものです。

地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「地方債」によるものでございます。

一時借入金の借入れの総額は、１０億円と定めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第２３号、令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第２３号、令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

令和３年度苓北町の坂瀬川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３２６万１，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和３年３月１０日提出、苓北町長　田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第２４号、令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君）　議案第２４号、令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

令和３年度苓北町の都呂々財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，４７９万２，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和３年３月１０日提出、苓北町長　田嶋章二。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第２５号、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第２５号、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和３年度苓北町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０億４，２４９万２，０００円と定めます。

地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」のとおりとします。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、５，０００万円と定めます。

令和３年度予算の総額は、前年度当初予算額と比較しまして３１４万６，０００円の増額で０．３％の増となっております。３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う前年度の所得状況や医療費の動向を見ながら分析を行いつつ、保険給付費の抑制に努めてまいります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第２６号、令和３年度苓北町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田　保君）　議案第２６号、令和３年度苓北町介護保険特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和３年度苓北町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億８，３５４万２，０００円としております。

地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、６，０００万円と定めます。

令和３年度の予算総額は、前年度当初予算に対しまして、介護給付費等の増に伴いまして３，９５６万２，０００円の増となっております。

令和３年度は、第８期介護保険事業計画が始まります年度であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第２７号、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君）　議案第２７号、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和３年度苓北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億２，４９１万６，０００円と定めます。

令和３年度の予算の総額は、前年度当初予算額と比較しまして２５１万円の減額で２％の減となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第２８号、令和３年度苓北町水道特別会計予算について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　令和３年度苓北町水道特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和３年度苓北町の水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億８，０７４万５，０００円と定めます。

この予算額は、前年度当初予算に対しまして、金額で１，７７１万４，０００円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第２９号、令和３年度苓北町下水道特別会計予算について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　令和３年度苓北町下水道特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和３年度苓北町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億２，８０３万１，０００円と定めます。

また、第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定による地方債の限度額を４，６００万円としております。この予算額は、前年度予算に対しまして、金額で８，５５６万１，０００円の減となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第３０号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和３年度苓北町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，７８４万７，０００円としております。

この予算額は、前年度当初予算に対しまして、金額で６５万１，０００円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第３１号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻　悟君）　議案第３１号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和３年度苓北町の特定地域生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４，０８０万９，０００円と定めます。

また、第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定による地方債の限度額を１６０万円としております。この予算額は、前年度当初予算に対しまして、金額で６４１万３，０００円の減となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算について説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐﨑正喜君）　議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

令和３年度苓北町の宅地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７１５万７，０００円と定めるものでございます。

この予算額につきましては、前年度当初予算に対しまして、６万３，０００円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

ここでお願いします。

これから質疑を行いますが、１５日から予算審査特別委員会での予算の審査を予定しております。よって、議会運営面から全体的なことについての質疑のみお願いします。

それでは、議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２３号、令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２４号、令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２５号、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２６号、令和３年度苓北町介護保険特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２７号、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２８号、令和３年度苓北町水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第２９号、令和３年度苓北町下水道特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第３０号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第３１号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算から議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算までの全体的な質疑を終わります。

お諮りします。

議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算から議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算まで、議長を除く議員１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、１１件の予算（案）をこれに付託して、審議、またその事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの予算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、令和３年度当初予算の１１件については、１１名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して、審査、事項の検査を行うため、地方自治法第９８条第１項の権限をこの特別委員会に委任することに決定しました。

副町長。

○副町長（山﨑秀典君）　お疲れの中に申し訳ございません。

議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算（案）の表紙のところに誤りがございましたので、できますれば訂正分をですね、１５日からの予算審査特別委員会の前に差し替えをさせていただければと思います。

まず、第２条のところの債務負担行為ということであげております。実は、この債務負担行為につきましては、毎年第２条の中で債務負担行為をあげておりますけども、今回は、先ほどの一般会計の今年度の補正予算の中で既に債務負担行為を提案をし、議決をいただいております。ですから、この第２条の債務負担行為につきましては、来年度の当初予算（案）につきましては必要がございませんでしたので、ここは削除させていただきまして、次の第３条の地方債を第２条、第４条の一時借入金を第３条、第５条の歳出予算の流用を第４条という形で差し替えさせていただければと思います。

大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君）　ここで、日程について説明します。

各予算（案）の審査は、３月１５日と１６日と１７日までの期間で予算審査特別委員会で行いたいと思います。

お諮りします。

３月１５日と１６日と１７日は、予算審査特別委員会のため、３月１３日と１４日は休日のため休会とし、本会議は３月１８日午前９時３０分から開きます。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、３月１３日から１７日までは休会とし、本会議は３月１８日の午前９時３０分から開会することに決定しました。

執行部におかれましては、予算審査特別委員会での説明及び書記の派遣について、それぞれ対応方よろしくお願いします。

なお、会場は役場大会議室となります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後６時５７分

令和３年３月１８日（木）

（第４日目）

令和３年第２回苓北町議会定例会会議録（第４日目）

令和３年第２回苓北町議会定例会は、令和３年３月１８日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口　利生	２番	野田　謙二
３番	廣田　幸英	４番	髙戸　幸雄
５番	松本　良人	６番	石田　みどり
７番	浜口　雅英	８番	野﨑　幸洋
９番	山本　政人	１０番	倉田　　明
１１番	田嶋　豊昭（副議長）	１２番	錦戸　俊春（議長）

３．不応招議員　なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局長	龍岡　　学	書　　記	田中　めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田嶋　章二	副町長	山﨑　秀典
教育長	濵﨑　敏和	総務課長	尾脇　宣宏
税務住民課長	吉本　英明	企画政策課長	錦戸　雅志
教育課長	福田　誠一	土木管理課長	汐﨑　正喜
農林水産課長	宮﨑　良成	商工観光課長	西川　文孝
水道環境課長	田尻　　悟	福祉保健課長	本田　　保
健康増進室長	田尻　康彦	会計課長	松村　保則

８．議事日程

日程第　１	発議第　５号	苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
日程第　２	議案第２２号	令和３年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
日程第　３	議案第２３号	令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第　４	議案第２４号	令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第　５	議案第２５号	令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
日程第　６	議案第２６号	令和３年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
日程第　７	議案第２７号	令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第　８	議案第２８号	令和３年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
日程第　９	議案第２９号	令和３年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
日程第１０	議案第３０号	令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
日程第１１	議案第３１号	令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
日程第１２	議案第３２号	令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）
日程第１３		陳情等文書表について
日程第１４		閉会中の継続審査（調査）の件
日程第１５		議員派遣の件

９．議事の顛末

開会　午前９時３０分

○議長（錦戸俊春君）　おはようございます。

只今の出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

ここで、令和３年３月１７日付、発議第５号として、議員、浜口雅英君から議案が提出されました。議長として、これを昨日、受理、本日の議事日程に組み込むこととし、皆様方に配付しております。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　発議第５号　苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１、発議第５号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君）　おはようございます。

発議第５号、令和３年３月１７日。

苓北町議会議長、錦戸俊春様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出理由です。国が新型コロナウイルス感染症の終息宣言を出すまでの間、苓北町議会議員の期末手当の一部を削減する。取り分け、令和３年度においては、苓北町議会議員の期末手当の一部を予備費に充当し、不測の事態に備えることとしたい。

次のページをお開きください。

発議第５号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

趣旨。第１条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第４８号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

期末手当。第２条、条例第５条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症における国の終息宣言が出される間は、同条に規定する期末手当の額から当該額に１００分の５０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附則、この条例は、令和３年４月１日から施行する。

若干補足して説明をさせてもらいます。

令和３年予算節減のためとして、本定例会発議２号で議員の費用弁償の特例に関する条例が賛成多数で可決されました。その額は約５１万円の見込みとのことでした。同様に、コロナ感染症対策に融通することが可能として、議員の期末手当を支給しないとする条例の特例を発議しましたが、否決されました。その見込みは８３３万５，０００円でした。

今回、この議員の期末手当を５０％支給しないという条例の特例を発議するものです。この金額は４１６万８，０００円の見込みです。

先日の令和３年度の一般会計予算審査特別委員会においても、委員長へ同様の予算の修正案を提出しましたが、結果は否決でした。

コロナ問題には、本定例会の町への一般質問でお尋ねし、町には農林漁業者、商工業者、そして町民からの生活困窮等の相談もあっておるようです。これらは、国や県の交付金、補助金での対応が可能なのかもしれませんが、これらの支給に制限されない細やかな施策も必要かもしれません。

このため、このような町独自の施策、案件等へ対応するため、私たちは身を切る覚悟で、かかる一般財源を予備費に充当し、町民の安寧に努めるべきです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

発議第５号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立少数です。

したがって、発議第５号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決することに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第　２　議案第２２号　令和３年度苓北町一般会計予算（委員長報告）
日程第　３　議案第２３号　令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第　４　議案第２４号　令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（委員長報告）
日程第　５　議案第２５号　令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
日程第　６　議案第２６号　令和３年度苓北町介護保険特別会計予算（委員長報告）
日程第　７　議案第２７号　令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
日程第　８　議案第２８号　令和３年度苓北町水道特別会計予算（委員長報告）
日程第　９　議案第２９号　令和３年度苓北町下水道特別会計予算（委員長報告）
日程第１０　議案第３０号　令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算（委員長報告）
日程第１１　議案第３１号　令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（委員長報告）
日程第１２　議案第３２号　令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君）　日程第２、議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算（案）から日程第１２、議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）までの１１件を一括議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりました。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

山口利生予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（山口利生君）　令和３年３月１２日、苓北町議会議長から付託されました、令和３年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審査結果について、ご報告いたします。

令和３年３月１７日、苓北町議会議長　錦戸俊春様。

苓北町議会予算審査特別委員会委員長　山口利生。

苓北町議会予算審査特別委員会報告書。

令和３年第２回苓北町議会定例会において付託された、令和３年度苓北町一般会計予算（案）及び各特別会計予算（案）の審査結果について、次のとおり報告いたします。

審査年月日、令和３年３月１５日、１６日、１７日。

審査場所、大会議室、第１、第２委員会室。

出席委員、山口利生委員長、野田謙二副委員長、廣田幸英、髙戸幸雄、松本良人、石田みどり、浜口雅英、野﨑幸洋、山本政人、倉田　明、田嶋豊昭各委員。

委員以外の出席、錦戸俊春議長。

執行部出席、町長、副町長、教育長、総務、企画政策、税務住民、会計、福祉保健、土木管理、農林水産、水道環境、商工観光、教育の各課長、健康増進室長。

委員会書記、龍岡議会事務局長、山下総務課長補佐、松本企画政策課長補佐、田中議会事務局書記。

審査の過程、令和３年度苓北町一般会計及び各特別会計の予算（案）は、３月１２日の本会議に上程され、総括質疑が行われました。その後、本特別委員会が設置され、その審査を付託されました。

本特別委員会は、執行部の出席を求め、３月１５日、１６日、１７日に委員会を開催し、各会計予算（案）の費目毎に慎重に審査をしました。

審査の結果。議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第２３号、令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第２４号、令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第２５号、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第２６号、令和３年度苓北町介護保険特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第２７号、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第２８号、令和３年度苓北町水道特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第２９号、令和３年度苓北町下水道特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第３０号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第３１号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）、決定、原案可決すべきものと決定しました。

修正動議の提出、あり。議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算（案）に対する修正動議。委員会の結果、否決。

少数意見の留保、なし。

要望事項の提出、別紙のとおり執行部に対し要望することに決定しました。

１、一般会計、１、「歳入」について、〇税収の確保は滞納がないよう努力されたい。補足します。令和２年度から徴収方法を町の直接徴収に変更し、来年度から町民の利便性を向上させるために、新たにコンビニ収納を導入されます。税負担の公平性を図

るためにも、引き続き頑張っていただきたいとお願いするものであります。

２）歳出について、○企業誘致活動について、さらに努力されたい。○新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種等、万全の体制で臨まれたい。○地域活性化起業人事業の実施に当たっては、地域おこし協力隊やあまくさ苓北観光協会と十分な連携を行うとともに、業務執行体制の確立に努められたい。○人口減少対策として、結婚相談事業の充実と強化に努められたい。

２、特別会計、国民健康保険特別会計、健康づくり事業の強化・充実に努められたい。介護保険特別会計、健康づくり事業の強化・充実に努められたい。後期高齢者医療特別会計、健康づくり事業の強化・充実に努められたい。補足いたします。苓北町は、年々人口減少が非常に高くなっております。特に高齢者の死亡が多くなっておりますので、高齢者の健康を守るためにも、ぜひ健康づくり事業、予防事業に対して、強く頑張っていただきたいと要望するものでございます。

３、特記事項、○風力発電建設に当たっては、事業者との連携を図り、事故防止に努められたい。補足、意見といたしまして、風力発電事業は、国策である二酸化炭素削減につながるとともに、苓北町の発展に大いに寄与するものであります。現在、建設中の坂瀬川地区や着工に向けて準備が進められている都呂々地区の風力発電施設の建設促進に向け、町としても全面的支援を行うとともに、地元住民の安全・安心な生活を守るため、各事業者と緊密な連携を図っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（錦戸俊春君）　委員長報告が終わりました。

お諮りします。

予算審査特別委員会において、全議員で審査を行いましたので、委員長報告については質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定しました。

これから議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算（案）について、討論を行います。討論ありませんか。

［「あり」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論がありますので、討論にあっては、必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

野﨑幸洋君。

○８番（野﨑幸洋君）　令和３年度一般会計予算（案）に反対の立場で討論いたします。

町は、平成２９年度から令和元年の３年計画で地方創生推進交付金事業として、観光、物産を一本化した窓口、観光物産まちづくり会社、地域商社を組織化し、それを担う人材を育成することを目的として、株式会社熊本日日新聞社に業務委託され、３年間で合計約２，８００万円の事業費を投入されました。しかし、３年間の事業を行ったにもかかわらず、結局、地域商社の立ち上げは実現できませんでした。

また、今年度より、より一層の町の観光、物産によるまちづくりを行っていくために、外部からの専門的人材、地域おこし協力隊が採用され、観光協会とタイアップし、新たな町の観光事業に取り組まれたばかりであります。その実績と効果が出ていない中で、今回、また新たな事業として地域活性化起業人事業の業務委託料として、年間６６０万円、３年間で１，９８０万円投入されようとしております。そうなれば、前回の地方創生推進交付金事業約２，８００万円、今回の地域活性化起業人事業費１，９８０万円、そして、地域おこし協力隊の３年間の年間報酬ほか事業補助金等を入れると、約１，１４３万円、トータルで約６，０００万円の投入となります。苓北町の観光事業の活性化を目的とした事業であることは理解し、大いに賛成ではありますが、もう少し現在取り組んでいる観光事業の成果を見てから新たな事業に取り組むべきだと考えます。

そしてまた、令和３年度の新規事業であります、結婚新生活事業費補助金については、２９歳までは６０万円が上限、３９歳以下は３０万円が上限として補助金が支払われる案が出されていますが、それ以外、４０歳以上の方については適用しないとの説明でありました。同じ結婚新生活でありながら、年齢による格差があるのは理解できません。町内在住で結婚し、新生活をされる方全てに適用すべきだと考えます。

よって、令和３年度一般会計予算（案）の原案に反対いたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君）　私は、原案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

技術を生かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓を行うことができるなど、都市圏の企業で培われた人脈やノウハウを生かしながら、地域活性化の取り組みを効果的、効率的に展開することができると考えます。

よって、私は賛成をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

石田みどり君。

○６番（石田みどり君）　私は、令和３年度一般会計予算（案）に反対の立場で討論を行います。

予算（案）の中には、新たに結婚生活補助金、これは少々問題はあると思いますが、補助金や１８歳までの医療費の無償化等ほかにも評価する部分はありますが、総務費の

中の総務管理費の負担金補助及び交付金で、天草エアライン機材維持費補助金１，２７１万２，０００円、これは県や天草市、上天草市との兼ね合いもあると思いますし、空港開設時の約束事や機材及び機材維持のためには必要であるとも思うのですが、あまりにも利便性が悪く、天草島民が利用したくても利用できない状態になっております。３０年度決算でも、繰越明許費３３６万７，９２４円、現年度分７２６万６，０００円、合計１，０６３万３，９２４円、元年度決算でも８６８万３，０００円、２年度予算では、１，００８万７，０００円となっております。苓北町も人口減少で収入も減っていく中、また、コロナ禍で町民の生活も大変になっているのに、３年度予算の中で１，２７１万２，０００円もの多額な補助金を出すというのは、町民感情からしてもいかがなものかと思われます。

よって、一般会計予算（案）には反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

髙戸幸雄君。

○４番（髙戸幸雄君）　私は、原案に反対の立場で討論に参加をしたいと思います。

本年度、新規事業として、地域活性化起業人事業の業務委託が提案をされております。本事業に際しましては、密接な連携が望まれる本事業委託者をはじめ、地域おこし協力隊、並びに観光協会の３者それぞれの立ち位置が現時点においては、私には理解ができません。内容の説明を受けましたが、事業経費が全額交付税措置であるため、予算計上がまず第一だと。その次に事業に取り組む姿勢そのものが、２番目にあがっているような感がしてまいります。あまりにもひどく、安易であります。

よって、以上のような理由から本事業を計上された令和３年度一般会計予算（案）に反対をいたします。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

田嶋豊昭君。

○１１番（田嶋豊昭君）　私は、賛成の立場で討論に参加いたします。

この予算（案）ずっと審議してきましたけども、このコロナ禍の本当大変な中に、この予算ができたんだなということで、私は喜んでおります。

一応、賛成の立場で発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　これで討論を終わります。

議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２２号、令和３年度苓北町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２３号、令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２３号、令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２３号、令和３年度苓北町坂瀬川財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２４号、令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２４号、令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２４号、令和３年度苓北町都呂々財産区特別会計予算は、原案の

とおり可決されました。

これから議案第２５号、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２５号、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２５号、令和３年度苓北町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２６号、令和３年度苓北町介護保険特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２６号、令和３年度苓北町介護保険特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２６号、令和３年度苓北町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２７号、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２７号、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２７号、令和３年度苓北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２８号、令和３年度苓北町水道特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２８号、令和３年度苓北町水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２８号、令和３年度苓北町水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第２９号、令和３年度苓北町下水道特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第２９号、令和３年度苓北町下水道特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第２９号、令和３年度苓北町下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３０号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第３０号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第３０号、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３１号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第３１号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第３１号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　討論なしと認めます。

議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算（案）を採決します。

委員長報告は、原案可決すべきものです。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君）　起立多数です。

したがって、議案第３２号、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１３　陳情等文書表について

○議長（錦戸俊春君）　日程第１３、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました２件が提出されております。

まず、令和３年陳情第１号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書。

次に、令和３年陳情第２号、国立病院の機能強化を求める陳情書については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第９５条の規定並びに会議運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１４　閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君）　日程第１４、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会広報特別委員長から、会議規則第７５条の規定に基づき閉会中の継続審査（調査）の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第１５　議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君）　日程第１５、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（錦戸俊春君）　異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合、議長に一任させていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和３年第２回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１０時０５分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

苓北町議会議長

署　名　議　員

署　名　議　員